
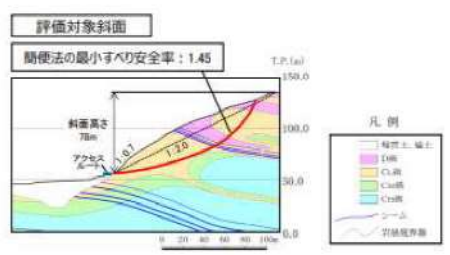



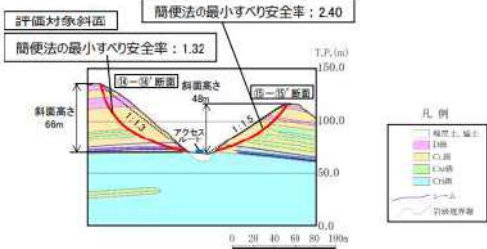
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>【⑬-⑬' 断面（評価対象斜面）】</p> <p>⑬-⑬' 断面の斜面は自然斜面であり、斜面高さが最も高く、風化帯が最も厚くなる尾根部を通るすべり方向に断面を設定した。</p> <p>当該斜面は、D 級岩盤及びC₁ 級岩盤が分布すること、局所的な急勾配部（1:0.7、C₁ 級岩盤）があること、シームが分布すること、及び⑭-⑭' 断面に比べ簡便法の最小すべり安全率が小さいことから、評価対象斜面に選定する。</p>   <p>第10図 ⑬-⑬' 断面の比較結果</p>		

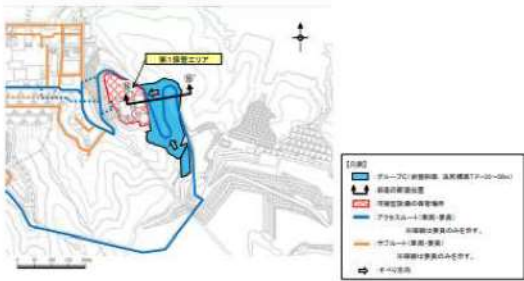
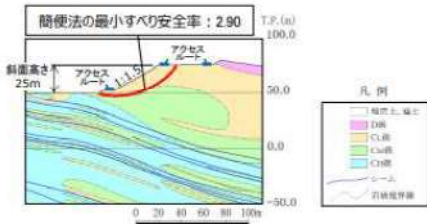
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>【⑭-⑭' 断面（評価対象斜面）及び⑮-⑮' 断面】</p> <p>⑭-⑭' 断面及び⑮-⑮' 断面の斜面は自然斜面であり、斜面高さが最も高く、風化帯が最も厚くなる尾根部を通るすべり方向に断面を設定した。</p> <p>⑭-⑭' 断面の斜面は、D 級岩盤及びC₁ 級岩盤が分布すること、シームが分布すること、及び⑫-⑫' 断面に比べ簡便法の最小すべり安全率が小さいことから、評価対象斜面に選定する。</p> <p>また、⑮-⑮' 断面の斜面は、⑫-⑫' 断面に比べ、斜面高さが低いこと、平均勾配が緩いこと、及び簡便法の最小すべり安全率が大きいことから、⑫-⑫' 断面の評価に代表させる。</p>   <p>第11図 ⑭-⑭' 断面及び⑮-⑮' 断面の比較結果</p>		

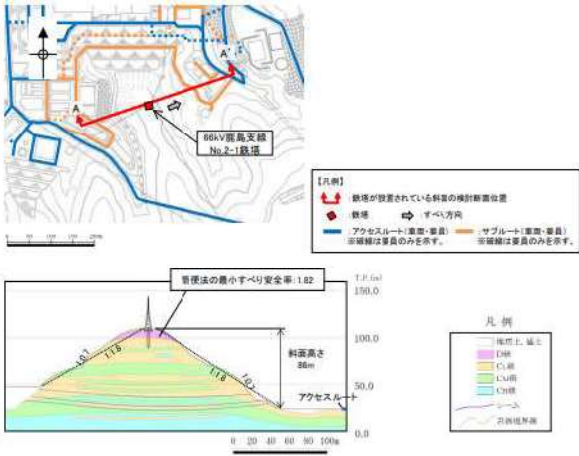
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>【⑩-⑩'断面】</p> <p>⑩-⑩'断面の斜面は切取斜面であり、斜面高さが最も高く、最急勾配方向となるすべり方向に断面を設定した。</p> <p>当該斜面は、⑫-⑫'断面に比べ、斜面高さが低いこと、平均勾配が1:1.5と緩いこと、シームが分布しないこと、及び簡便法の最小すべり安全率が大きいことから、⑫-⑫'断面の評価に代表させる。</p>   <p>簡便法の最小すべり安全率：2.90</p> <p>第12図 ⑩-⑩'断面の比較結果</p>		

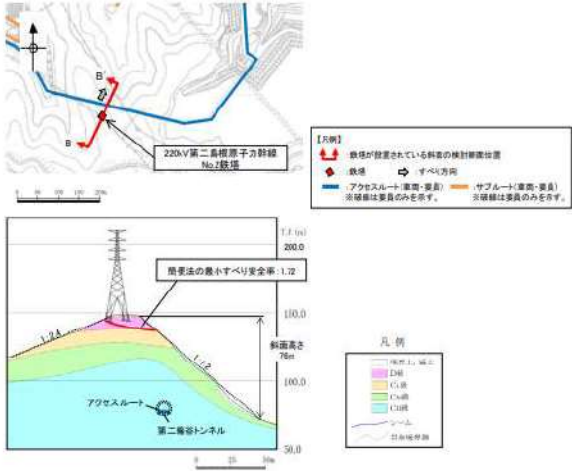
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>4. 鉄塔が設置されている斜面の断面比較結果（詳細）</p> <p>鉄塔が設置されている斜面の検討断面であるA-A'断面～C-C'断面の比較検討結果の詳細を断面毎に示す。</p> <p>【A-A'断面（評価対象斜面）】</p> <p>A-A'断面の斜面は自然斜面であり、鉄塔付近を通る断面のうち、斜面高さが高くなり、風化帯が最も厚くなる尾根部を通るすべり方向に断面を設定した。</p> <p>当該斜面は、D級岩盤及びC₁級岩盤が存在すること、斜面高さが最も高いこと、一部1:0.7の急勾配部があること、シームが分布すること、及び簡便法の最小すべり安全率が小さいことから、評価対象斜面に選定する。</p>  <p>第13図 A-A'断面の比較結果</p>		

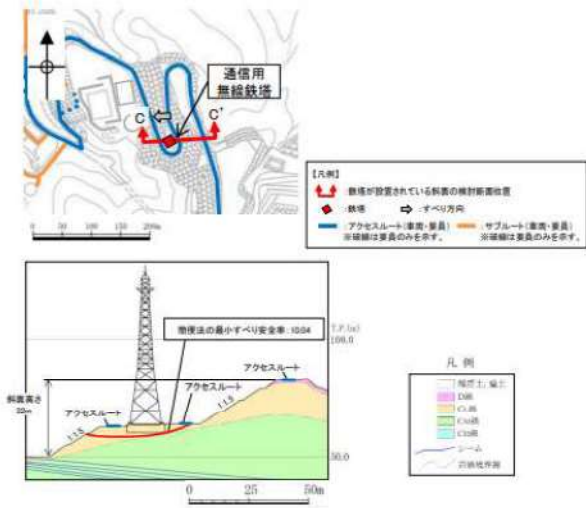
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>【B-B'断面（評価対象斜面）】</p> <p>B-B'断面の斜面は自然斜面であり、通常であれば尾根部を通すが、尾根部が概ね同等の標高になっており、傾斜が緩いため、鉄塔付近を通る断面のうち、斜面高さが高くなり、最急勾配となるすべり方向に断面を設定した。</p> <p>当該斜面は、D級岩盤及びC_L級岩盤が存在すること、1:1.2の急勾配であること、及びA-A'断面に比べ簡便法の最小すべり安全率が小さいことから、評価対象斜面に選定する。</p>  <p>第14図 B-B'断面の比較結果</p>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>【C-C' 断面】</p> <p>C-C'断面の斜面は切取斜面であり、鉄塔付近を通る断面のうち、斜面高さが高くなり、勾配が急となるすべり方向に断面を設定した。当該斜面は、A-A'断面に比べて斜面高さが低いこと、平均勾配が緩いこと、シームが分布しないこと、及び簡便法の最小すべり安全率が大きいことから、A-A'断面の評価に代表させる。</p>  <p>第15図 C-C'断面の比較結果</p>		

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

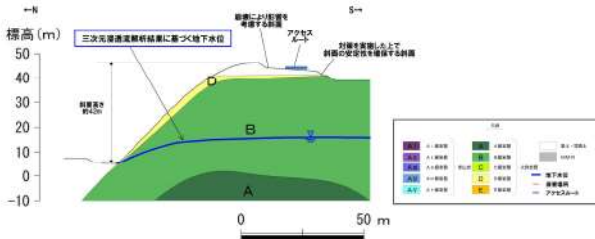
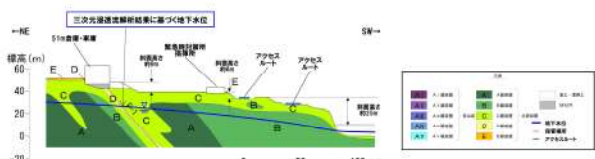
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(参考-2) すべり安定性評価の基準値の設定について</p> <p>斜面のすべり安定性評価における評価基準値を1.0としたことについて、以下の理由から、二次元動的有限要素法解析におけるすべり安全率が1.0を上回れば、斜面の安定性は確保できると考えている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「斜面安定解析入門（社団法人地盤工学会）」^{※1}において、「有限要素法を用いた動的解析ですべり安全率が1以上であれば、局所安全率が1を下回る所があっても、全体的なすべり破壊は生じないものと考えられる。さらに、このすべり安全率が1を下回っても、それが時間的に短い区間であれば、やはり必ずしも全体的すべりに至らないであろう。」と示されている。 ・「大規模地震に対するダム耐震性能照査指針（案）・同解説（国土交通省河川局）に係る参考資料」^{※2}において、等価線形化法による動的解析を用いたすべり安定性の検討において、すべり安全率が1を下回る場合にはすべり破壊が発生する可能性があるとして示されている。 ・「道路土工盛土工指針（社団法人日本道路協会）」^{※3}において、「レベル2地震動に対する設計水平震度に対して、円弧すべり面を仮定した安定解析法によって算出した地震時安全率の値が1.0以上であれば、盛土の変形量は限定的なものにとどまると考えられるため、レベル2地震動の作用に対して性能2を満足するとみなしてよい。」と示されている。 <p>注) レベル2地震動：供用期間中に発生する確率は低い大きな強度を持つ地震動。 注) 性能2：想定する作用による損傷が限定的なものにとどまり、盛土としての機能の回復がすみやかにい行い得る性能。</p> <p>また、解析に当たっては、以下に示す保守的な評価を行っているため、すべり安全率1.0は評価基準値として妥当であると考えている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2次元断面による評価であり、現実のすべりブロック（3次元形状）が持つ側方抵抗を考慮していないため、保守的な評価となっている。 ・各要素の応力状態より、「引張応力が発生した要素」、「せん断強度に達した要素」については、せん断抵抗力の算定に用いる強度に残留強度を採用し、健全強度より低下させることで安全側の評価を実施している。 <p>※1：社団法人地盤工学会、P81 ※2：国土交通省 国土技術政策総合研究所、平成17年3月、P132 ※3：社団法人日本道路協会、平成22年4月、P123</p>	<p>(参考-2) すべり安定性評価の基準値の設定について</p> <p>斜面のすべり安定性評価における評価基準値を1.0としたことについて、以下の理由から、二次元動的有限要素法解析におけるすべり安全率が1.0を上回れば、斜面の安定性は確保できると考えている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「斜面安定解析入門（社団法人地盤工学会）」^{※1}において、「有限要素法を用いた動的解析ですべり安全率が1以上であれば、局所安全率が1を下回る所があっても、全体的なすべり破壊は生じないものと考えられる。さらに、このすべり安全率が1を下回っても、それが時間的に短い区間であれば、やはり必ずしも全体的すべりに至らないであろう。」と示されている。 ・「大規模地震に対するダム耐震性能照査指針（案）・同解説（国土交通省河川局）に係る参考資料」^{※2}において、等価線形化法による動的解析を用いたすべり安定性の検討において、すべり安全率が1を下回る場合にはすべり破壊が発生する可能性があるとして示されている。 ・「道路土工盛土工指針（社団法人日本道路協会）」^{※3}において、「レベル2地震動に対する設計水平震度に対して、円弧すべり面を仮定した安定解析法によって算出した地震時安全率の値が1.0以上であれば、盛土の変形量は限定的なものにとどまると考えられるため、レベル2地震動の作用に対して性能2を満足するとみなしてよい。」と示されている。 <p>注) レベル2地震動：供用期間中に発生する確率は低い大きな強度を持つ地震動。 注) 性能2：想定する作用による損傷が限定的なものにとどまり、盛土としての機能の回復がすみやかにい行い得る性能。</p> <p>また、解析に当たっては、以下に示す保守的な評価を行っているため、すべり安全率1.0は評価基準値として妥当であると考えている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2次元断面による評価であり、現実のすべりブロック（3次元形状）が持つ側方抵抗を考慮していないため、保守的な評価となっている。 ・各要素の応力状態より、「引張応力が発生した要素」、「せん断強度に達した要素」については、せん断抵抗力の算定に用いる強度に残留強度を採用し、健全強度より低下させることで安全側の評価を実施している。 <p>※1：社団法人地盤工学会、P81 ※2：国土交通省 国土技術政策総合研究所、平成17年3月、P132 ※3：社団法人日本道路協会、平成22年4月、P123</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>(参考-3) 斜面安定性評価における液状化影響の考慮について</p> <p>地盤の液状化を考慮する際、地表面が傾斜している場合には、側方流動による影響があると考えられることから、地下水位分布の状況を踏まえ、液状化の影響を考慮する。</p> <p>解析により斜面の安定性評価を実施する斜面において、検討断面位置における自然水位※を参照し、自然水位以深に埋戻土等が分布する場合は、液状化の影響を考慮した斜面の安定性評価を実施する。</p> <p>表土・埋戻土が分布する①-①' 断面、②-②' 断面、⑧-⑧' 断面、⑨-⑨' 断面及び⑩-⑩' 断面位置における自然水位を第1図～第5図に示す。</p> <p>液状化範囲の検討に用いる検討用地下水位については、自然水位を踏まえて設定する。</p> <p>※：地下水排水設備に期待しない場合の三次元浸透流解析の予測解析結果</p>  <p>第1図 ①-①' 断面における自然水位</p>  <p>第2図 ②-②' 断面における自然水位</p>	<p>【島根】</p> <p>記載方針の相違</p> <p>・泊は、斜面安定性評価における液状化影響の考慮の考え方を記載。</p>

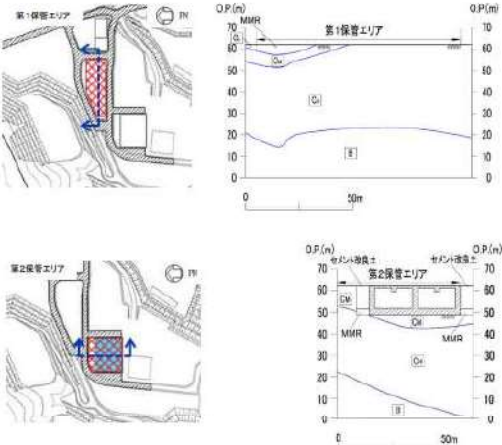
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>第3図 ⑧-⑧' 断面における自然水位</p> <p>第4図 ⑨-⑨' 断面における自然水位</p> <p>第5図 ⑩-⑩' 断面における自然水位</p>	

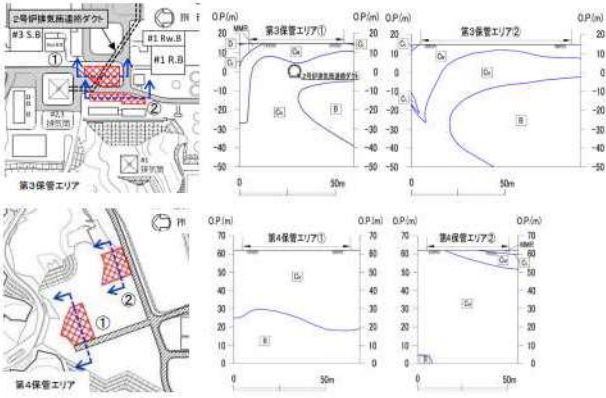

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3. 敷地下斜面の選定根拠</p> <p>(1) 保管場所及び屋外アクセスルートの支持地盤</p> <p>第24図、第25図に示すとおり各保管場所は岩盤等に支持されている。</p> <p>また、第26図に示すとおり0.P.+62m盤から0.P.+14.8m盤に至るまでのアクセスルートの大部分は岩盤上に設置されており、一部盛土上を通過する。</p>  <p>第24図 第1、第2保管エリアの支持地盤</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>第25図 第3、第4保管エリアの支持地盤</p>  <p>第26図 アクセスルート2の支持地盤</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

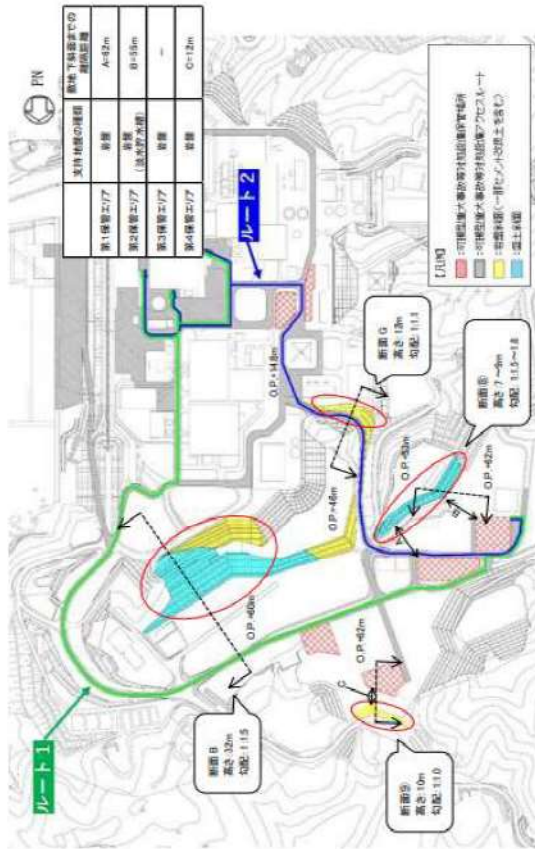
島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

(2) 敷地下斜面の抽出

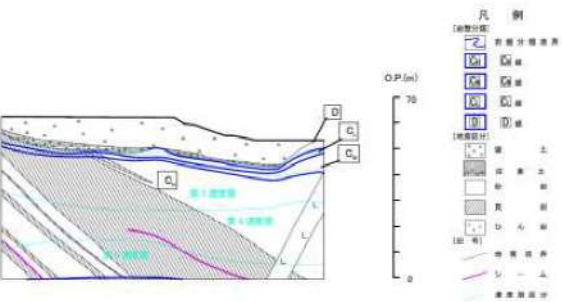
保管場所及びアクセスルートの支持地盤の状況を踏まえ、敷地下斜面を第27図のとおり網羅的に抽出する。



第27図 保管場所及びアクセスルート敷地下斜面の抽出

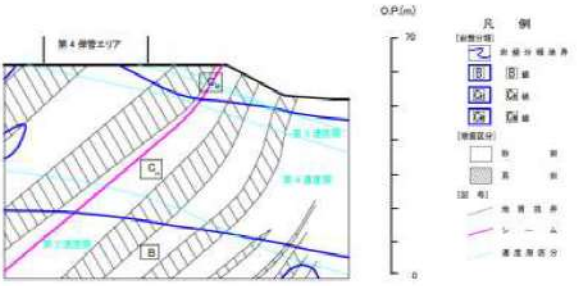
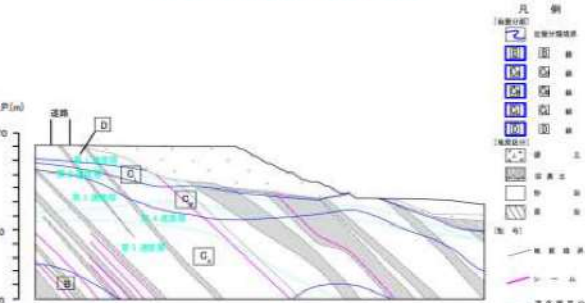
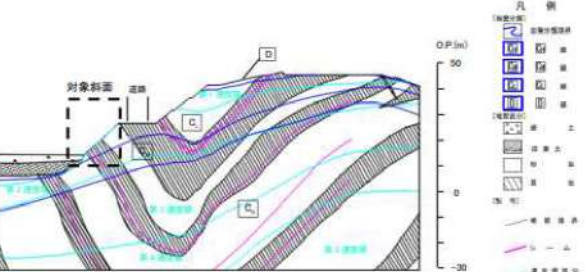
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(3) 敷地下斜面の安定性評価断面</p> <p>0.P.+62m盤にある第1, 第2, 第4保管エリアは、いずれも岩盤上に設置されており、法肩から斜面高さ以上の離隔を確保していることから、敷地下斜面のすべりによる影響は想定されない。また、第3保管エリアには敷地下斜面は存在しない。0.P.+62m盤の敷地下斜面の影響について、強度の小さい盛土で構成され、斜面高さが最大となる斜面Bの安定性を確認し、保管場所における敷地下斜面の評価を補充する。</p> <p>アクセスルートの敷地下斜面について、第27図で抽出した斜面のすべり方向を考慮し、各一連の斜面の地質断面図を第28図～第31図に示す。</p> <p>評価断面の選定に当たっては、斜面高さや地盤の種類（岩盤、盛土）を勘案し、斜面崩壊のおそれ大きいと考えられる斜面を選定する。</p> <p>断面⑧は、第28図に示すとおり、盛土からなる高さ9mの斜面である。</p> <p>断面Bは、第30図に示すとおり、盛土からなる高さが32mの斜面であり、地震時の加速度等の応答が大きいと想定されることから、盛土斜面の評価は断面Bで代表する。</p> <p>断面⑨は、第29図に示すとおり、C₂級が分布する岩盤からなる、高さ10mの斜面である。</p> <p>断面Gは、第31図に示すとおり、C₁級及びC₂級が分布する岩盤からなる、高さ12mの斜面である。</p> <p>断面⑨及び断面Gは盛土からなる断面Bと比較して斜面高さが低く、盛土より優位にせん断強度が大きいC₁級以上の岩盤からなる斜面であることから、これら岩盤斜面の評価は断面Bで代表する。</p>  <p>第28図 断面⑧の地質断面図</p>			

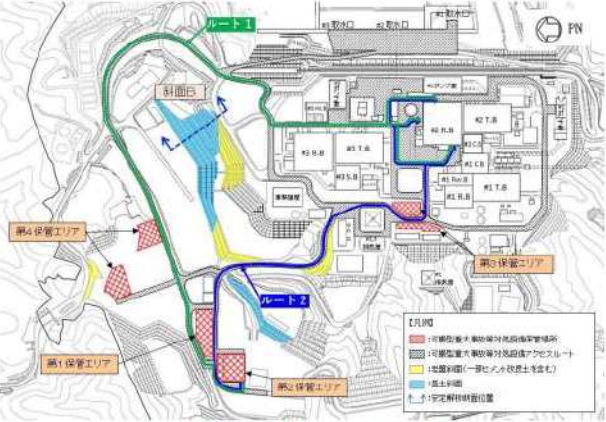
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p data-bbox="275 113 497 135">女川原子力発電所2号炉</p>  <p data-bbox="255 464 517 486">第29図 断面⑨の地質断面図</p>  <p data-bbox="255 810 517 833">第30図 断面Bの地質断面図</p>  <p data-bbox="255 1161 517 1184">第31図 断面Gの地質断面図</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(4) 選定結果</p> <p>保管場所及びアクセスルートの敷地下斜面について、評価対象として選定した斜面Bの断面位置を第32図に示す。</p>  <p>第32図 評価対象とする敷地下斜面</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>4. 安定性評価の方法</p> <p>(1) 斜面の評価フロー</p> <p>評価対象として選定した斜面について、第33図のフローにより評価を実施する。</p> <p>※1 アクセスルートのみ周辺の斜面・敷地下斜面の場合 ※2 傾度が小さい場合（すべり安全率1.5未満を目安）は、より精緻な二次元有限要素法解析で確認する。 ※3 傾度が小さい（すべり安全率Fs=1.00）ことから、地盤物性のばらつきや斜面崩壊を仮定した評価を実施する。</p>			

第33図 保管場所及びアクセスルートに対する斜面の評価フロー

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

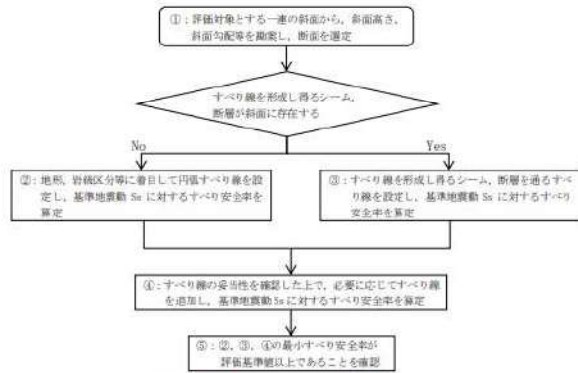
島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

(2) 斜面の安定性評価フロー

斜面の安定性評価は、第34図のフローにより行う。
 地下水位の設定については別紙(37)に示す。



第34図 斜面の安定性評価フロー

(3) 解析コード

斜面の解析に用いたコードは以下のとおり。なお、各解析コード
 の妥当性については、理論解との比較等により検証している。

	静的解析	地震応答解析	すべり計算
斜面A	STRESS-NLAP Ver. 2.91	Super FLUSH Ver. 6.0	suberi_sf ver. 2
斜面B	SAC2D Ver. 2.10	Super FLUSH Ver. 6.0	suberi_Type6789_SAC2D-HD1 ver. 0
斜面C	—	LIQUEUR ver. 16.1B	COSTANA ver. 18.1F
斜面F	BG0195HDW1 ver. 5.06	Ves1-dyn ver. 2.03	SLIPO2HDW1 ver. 4.07
斜面G	—	LIQUEUR ver. 15.1H	COSTANA ver. 17.1E/18.1F

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

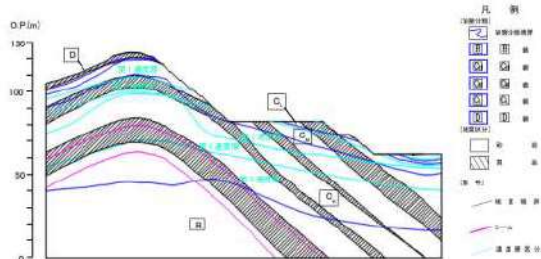
女川原子力発電所2号炉

(4) 斜面の地質断面図と解析メッシュ図

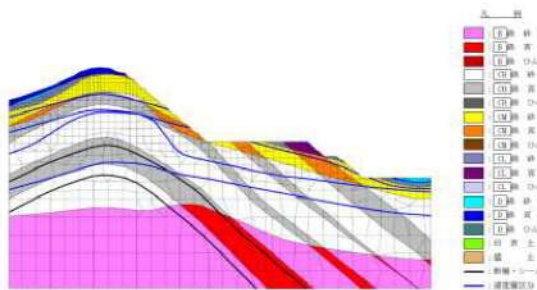
二次元有限要素法解析により斜面の安定性を評価する斜面A、B、Fについて、斜面の位置を第35図に、地質断面図及び解析モデル図を第36図～第41図に示す。



第35図 斜面位置図



第36図 斜面Aの地質断面図



第37図 斜面Aの解析メッシュ図

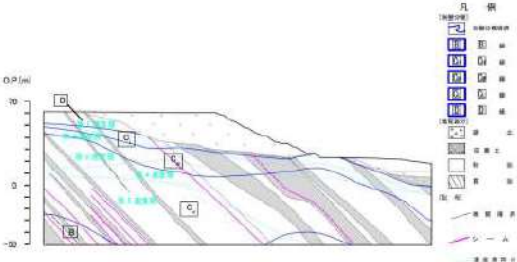
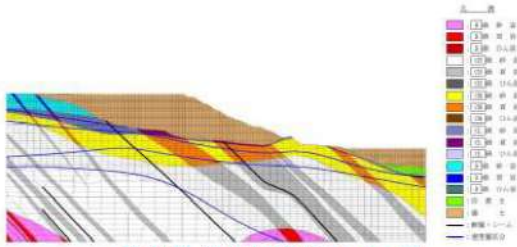
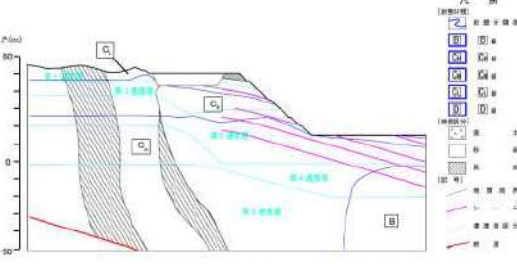
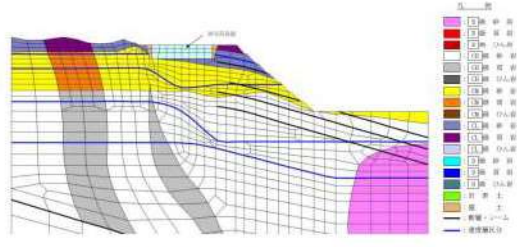
島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p data-bbox="275 108 499 132">女川原子力発電所2号炉</p>  <p data-bbox="253 459 521 483">第38図 斜面Bの地質断面図</p>  <p data-bbox="230 754 544 778">第39図 斜面Bの解析メッシュ図</p>  <p data-bbox="253 1074 521 1098">第40図 斜面Fの地質断面図</p>  <p data-bbox="230 1393 544 1417">第41図 斜面Fの解析メッシュ図</p>			

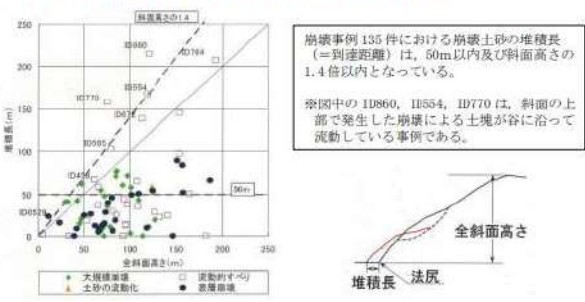
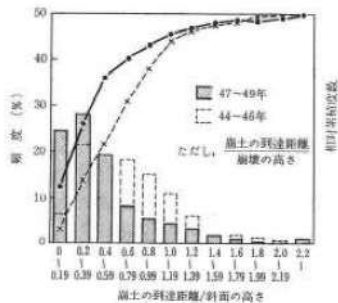
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																													
<p>5. 斜面からの離隔距離の考え方</p> <p>保管場所及びアクセスルートの周辺斜面については、斜面から離隔を確保することを基本とし、離隔が確保できない場合は所要のすべり安全率を確保することにより崩壊土砂の影響を受けないことを確認している。</p> <p>斜面からの離隔については、各種文献及び解析により岩盤斜面は斜面高さの1.4倍、盛土斜面は斜面高さの2倍と設定している。</p> <p>(1) 各種文献の調査結果</p> <p>土砂の到達距離についての各種文献の記載は以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="80 427 687 791"> <thead> <tr> <th>文献名</th> <th>記載内容</th> <th>根拠</th> <th>到達距離</th> <th>対象斜面</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 原子力発電所耐震設計技術指針 (JEAG4601-1987)</td> <td>原子炉建屋周辺斜面として安定性評価の対象とすべき斜面の考え方</td> <td rowspan="4">実績</td> <td>約50m以内 or 約1.4H以内</td> <td rowspan="4">自然斜面</td> </tr> <tr> <td>② 原子力発電所の基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価技術<技術資料></td> <td>2004年新潟県中越地震による斜面崩壊事例からの分析結果</td> <td>1.4H (斜面高×1.4倍)</td> </tr> <tr> <td>③ 土質工学ハンドブック</td> <td>昭和44～49年の崩壊れの事例収集</td> <td>1.4H (斜面高×1.4倍)</td> </tr> <tr> <td>④ 土木工学ハンドブック</td> <td>1972～1982年に発生した急傾斜地3500地区の調査結果</td> <td>0.55～0.79H (崩壊高×0.55～0.79倍)</td> </tr> <tr> <td>⑤ 土砂災害防止法</td> <td>土砂災害警戒区域</td> <td>警戒区域*</td> <td>2.0H (斜面高×2.0倍)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑥ '宅地防災マニュアル'の解説</td> <td>急傾斜地崩壊危険箇所の考え方</td> <td></td> <td>2.0H (斜面高×2.0倍)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>* 警戒区域：建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがある区域。危険の周知、警戒避難体制の整備等が図られる。</p> <p>【実績に基づいて整理された文献等：①～④】</p> <p>①原子力発電所耐震設計技術指針（JEAG4601-1987）</p> <p>当文献では、「原子炉建屋周辺斜面として安定性評価の対象とすべき斜面は、一般的に斜面のり尻と原子炉建屋の離隔距離が約50m以内あるいは斜面高さの約1.4倍以内の斜面と考えられる。」としている。</p> <p>4.1.3 安全性評価の基本的な考え方</p> <p>原子炉建屋基礎地盤、原子炉建屋周辺斜面の安定性評価に当たっては、地盤調査・試験結果をもとに適切な地盤モデルを定め、必要に応じてすべり面法等の慣用法による解析、有限要素法等による静的解析、動的解析を実施する。</p> <p>原子炉建屋基礎地盤は、原則として十分に支持力のある安定した地盤に求められるために、一般には安定性が問題となることは少ないが、特に卓越した異方性あるいは顕著な不均質性が認められる場合には、応力的な不均衡が生じる可能性があるため、例えば弱層等に沿った地盤のすべり、支持力、沈下等を詳細に検討することが必要となろう。</p> <p>一方、周辺斜面の場合には、原子炉建屋との離隔距離、斜面の規模等を考慮して安定性評価の対象とすべき範囲を決めることが、まず必要となってくる。この点については「3.2.3 敷地内調査」で述べたように、既往の斜面崩壊事例の調査結果から、<u>対象とすべき斜面は、一般に斜面のり尻と原子炉建屋の離隔距離が約50m以内あるいは斜面高さの約1.4倍以内の斜面と考えられる。</u>斜面には岩盤斜面、土質斜面、盛土斜面等があり、安定性評価に際しては、これら構成材料の特性をよく把握して、適切な解析方法を用いることが重要である。</p>	文献名	記載内容	根拠	到達距離	対象斜面	① 原子力発電所耐震設計技術指針 (JEAG4601-1987)	原子炉建屋周辺斜面として安定性評価の対象とすべき斜面の考え方	実績	約50m以内 or 約1.4H以内	自然斜面	② 原子力発電所の基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価技術<技術資料>	2004年新潟県中越地震による斜面崩壊事例からの分析結果	1.4H (斜面高×1.4倍)	③ 土質工学ハンドブック	昭和44～49年の崩壊れの事例収集	1.4H (斜面高×1.4倍)	④ 土木工学ハンドブック	1972～1982年に発生した急傾斜地3500地区の調査結果	0.55～0.79H (崩壊高×0.55～0.79倍)	⑤ 土砂災害防止法	土砂災害警戒区域	警戒区域*	2.0H (斜面高×2.0倍)		⑥ '宅地防災マニュアル'の解説	急傾斜地崩壊危険箇所の考え方		2.0H (斜面高×2.0倍)				
文献名	記載内容	根拠	到達距離	対象斜面																												
① 原子力発電所耐震設計技術指針 (JEAG4601-1987)	原子炉建屋周辺斜面として安定性評価の対象とすべき斜面の考え方	実績	約50m以内 or 約1.4H以内	自然斜面																												
② 原子力発電所の基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価技術<技術資料>	2004年新潟県中越地震による斜面崩壊事例からの分析結果		1.4H (斜面高×1.4倍)																													
③ 土質工学ハンドブック	昭和44～49年の崩壊れの事例収集		1.4H (斜面高×1.4倍)																													
④ 土木工学ハンドブック	1972～1982年に発生した急傾斜地3500地区の調査結果		0.55～0.79H (崩壊高×0.55～0.79倍)																													
⑤ 土砂災害防止法	土砂災害警戒区域	警戒区域*	2.0H (斜面高×2.0倍)																													
⑥ '宅地防災マニュアル'の解説	急傾斜地崩壊危険箇所の考え方		2.0H (斜面高×2.0倍)																													

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>②原子力発電所の基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価技術<技術資料></p> <p>当文献では、全135件の崩壊事例をもとに斜面高さと堆積長の関係を整理した上で、「JEAG4601-1987に定められる周辺斜面の離隔距離に関する目安値（約50m以内あるいは斜面高さの約1.4倍以内）は、崩壊土塊が水の影響を顕著に受ける場合を除いて、十分に保守的なものとなっている。」としている。</p>  <p>崩壊事例135件における崩壊土砂の堆積長（＝到達距離）は、50m以内及び斜面高さの1.4倍以内となっている。</p> <p>※図中の1D860、1D554、1D770は、斜面の上部で発生した崩壊による土塊が谷に沿って流動している事例である。</p> <p>③土質工学ハンドブック</p> <p>当文献は、昭和44～49年の崖崩れの事例を収集し、（崩土の到達距離）/（斜面の高さ）を分析したもので、斜面の高さの1.4倍までに、全体の94.2%が含まれるとしている。</p>  <p>④（崩土の到達距離）/（斜面の高さ）は、被災の範囲の実態を示す指標として重要なものであるが、図-29.79に示すように、0.2～0.39が最頻値で、0.6以下で全体の72.5%を占める。更に斜面の高さの1.4倍まで考えれば、全体の94.2%が含まれる。実際問題では、斜面</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

④土木工学ハンドブック

当文献は、1972～1982年に発生した急傾斜地3500地区の調査結果を分析したもので、(崩土の到達距離)/(崩壊の高さ)は土質により異なり、表土及び崩積土で0.57～0.79であるとしている。

表-5.2 斜面構成土質ごとの崩壊規模(平均値)(1978～1982年)^{⑤⑥}
 Magnitude of failures versus material (average: 1978 to 1982)

	崩壊の高さ h(m)	崩壊の幅 W(m)	崩壊の深さ d(m)	崩壊土量 V(m ³)	崩土の到達距離 L(m)	R/H	L/h
表土	14.3	15.5	1.2	287.0	8.1	0.69	0.57
崩積土	16.2	21.2	1.5	667.5	11.3	0.80	0.79
火山砕屑物	14.3	17.6	3.1	321.6	13.8	0.85	0.96
段丘堆積物	13.9	23.8	2.1	333.1	12.2	0.91	0.84
強風化岩	13.9	16.2	1.6	172.0	7.0	0.72	0.55
岩 (I)	13.7	13.9	1.4	249.8	6.0	0.60	0.43
岩 (II)	13.5	15.1	1.3	230.1	6.8	0.56	0.57
全体	14.6	17.0	1.4	361.2	8.8	0.71	0.63

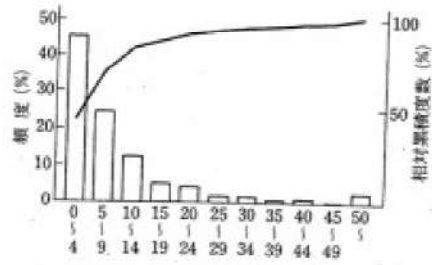


図-5.4 崩土の到達距離(m)(1972～1982年)^{⑤⑥}
 (Travel distance of failed materials)

【警戒区域を示した文献等：⑤、⑥】

⑤土砂災害防止法

当法令では、急傾斜地の土砂災害警戒区域指定の基準として、急傾斜地の高さの2倍以内という指標が用いられている。

また、急斜面地の下端から水平距離が当該急斜面地の高さに対応する距離の2倍以内の範囲を土砂災害警戒区域としながらも、「50mを超える場合は50m」と記載されており、上限は50mとなっている。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>土砂災害警戒区域・特別警戒区域</p> <p>土砂災害警戒区域 急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われます。</p> <p>土砂災害特別警戒区域 急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に崩壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われます。</p> <p>警戒区域では 警戒区域の指定 国土交通省が、国土交通省の定める基準に基づき、土砂災害の発生のおそれがある区域を指定する。指定された区域は、国土交通省のホームページ等で公表される。</p> <p>特別警戒区域ではさらに 建築物の高さに関する規制 建築物の高さを制限する。建築物の高さを制限する。建築物の高さを制限する。建築物の高さを制限する。</p>			


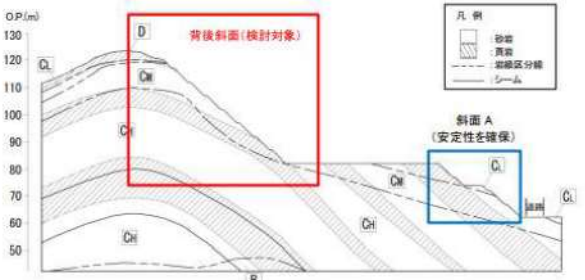
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>⑥宅地防災マニュアルの解説</p> <p>当文献では、土砂災害に係る危険箇所のうち、宅地造成に伴う災害に最も関連の深い急傾斜地崩壊危険箇所の考え方が示されており、急傾斜地崩壊危険箇所としての要件を整理する中で設定する「斜面下部」の定義がなされている。</p> <p>急傾斜地の下端から当該急傾斜地の高さの2倍程度の範囲を斜面下部としながらも、「概ね50mを限度とする。」と記載されており、上限は50mとなっている。</p> <p>土砂災害に係る危険箇所のうち、宅地造成に伴う災害に最も関連の深い急傾斜地崩壊危険箇所の考え方を以下に示す。</p> <p>【危険箇所としての要件】</p> <p>① 水平面とのなす角度が30度以上であること。 ② 斜面の高さが5m以上であること。 ③ 斜面上部又は下部に人家が5戸以上あること（官公署、学校、病院、旅館等がある場合は5戸未満でも可）。</p> <p>斜面上部又は下部とは、下図に示すように急傾斜地（傾斜30度以上が47）の下端及び上端から当該急傾斜地の高さの、それぞれ2倍及び1倍程度の範囲（概ね50mを限度とする）をいう。</p> <p>図X.1 急傾斜地崩壊危険箇所の要件</p> <p>【考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑤、⑥の文献で示された到達距離 2.0H については、土砂災害の警戒範囲を示したものである。盛土斜面については、土砂を対象とした⑤、⑥の文献を踏まえ、斜面法尻からの離隔として斜面高さの2倍を適用する。 ①～④の文献では、岩盤斜面及び盛土斜面のいずれも含んだ崩壊の考え方や実績が整理されており、対象斜面の大部分で到達距離は斜面高さの1.4倍に含まれるとされている。よって、岩盤斜面については、斜面法尻からの離隔として斜面高さの1.4倍を適用する。 			

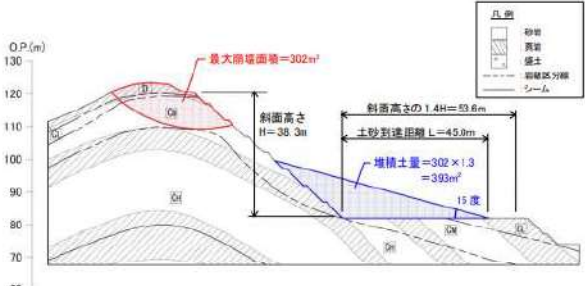
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) 解析による検討結果</p> <p>保管場所及びアクセスルートの周辺斜面については、斜面から離隔を確保、又は離隔が確保できない場合、所要のすべり安全率を確保することにより、斜面崩壊の影響を受けないことを確認している。</p> <p>岩盤斜面からの離隔については、崩壊の影響が及ぶ範囲を斜面高さの1.4倍としている。ここでは、所要の安全率を確保しない可能性のある斜面として、斜面Aの背後斜面を対象に、斜面崩壊時の到達距離を確認する。検討斜面位置を第42図に、検討断面を第43図に示す。</p>  <p>第42図 斜面A及び背後斜面 位置図</p>  <p>第43図 斜面A及び背後斜面 断面図</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>到達距離は、二次元有限要素法解析によりすべり安全率を算定し、すべり安全率が1.0を下回るすべり線のうち、土量が最大となるすべり線を対象に確認する。</p> <p>到達距離の算定条件及び算定結果を以下に示す。</p> <p>【考慮した条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・堆積時の角度は15度とする。 (安息角と内部摩擦角の関係及び土砂移動時の内部摩擦角の下限値^{※1}より設定) ・すべり土塊の土量に対して土量変化率1.3を考慮する。 <p>※1 砂防設計公式集（マニュアル）：（社）全国治水砂防協会、S59.11 ※2 土砂災害防止に関する基礎調査の手引き：（財）砂防フロンティア整備推進機構、H13.6</p>  <p>第44図 斜面崩壊時の最大到達距離</p> <p>第44図より、岩盤斜面で崩壊土量が最大となるケースにおいても、到達距離は1.4H未満であることを確認した。</p> <p>(3) 斜面からの離隔距離の設定</p> <p>(1)の文献調査では、実績に基づいた到達距離は1.4H以内であることを確認した。その上で、斜面法尻からの離隔は、岩盤斜面で斜面高さの1.4倍を、盛土斜面で保守的に斜面高さの2倍を考慮することとした。</p> <p>さらに、(2)の解析では、岩盤斜面で崩壊土量が最大となり堆積距離も最長となる場合の評価を実施し、到達距離が1.4H未満であることを確認した。</p> <p>以上より、斜面法尻からの離隔の設定は妥当であると考える。</p>			

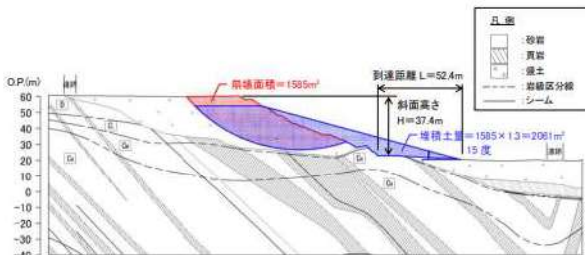
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																								
<p>6. 斜面評価に係る補足説明</p> <p>(1) 斜面Bの評価に係る補足説明</p> <p>a. 地盤物性のばらつきを考慮した評価</p> <p>斜面Bについては、二次元有限要素法解析による評価の結果、すべり安全率は1.0以上を確保しているものの裕度が小さいこと（$F_s=1.09$）から、地盤物性のばらつきを考慮した評価を実施する。すべり安全率に対しては、地盤物性のうち強度特性のばらつきが大きく影響することから、強度特性に関するばらつきを考慮する。評価結果を以下に示す。地盤物性のばらつきを考慮しても、すべり安全率は1.0以上であり、斜面Bの安定性を確認している。</p> <table border="1" data-bbox="138 448 624 751"> <thead> <tr> <th>基準地震動 Ss</th> <th>すべり安全率 (平均強度)</th> <th>地盤物性のばらつきを 考慮したすべり安全率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Ss-D1</td> <td>1.09</td> <td>1.03</td> </tr> <tr> <td>Ss-D2</td> <td>1.20</td> <td>1.13</td> </tr> <tr> <td>Ss-D3</td> <td>1.29</td> <td>1.22</td> </tr> <tr> <td>Ss-F1</td> <td>1.22</td> <td>1.15</td> </tr> <tr> <td>Ss-F2</td> <td>1.20</td> <td>1.13</td> </tr> <tr> <td>Ss-F3</td> <td>1.53</td> <td>1.44</td> </tr> <tr> <td>Ss-N1</td> <td>1.12</td> <td>1.05</td> </tr> </tbody> </table>	基準地震動 Ss	すべり安全率 (平均強度)	地盤物性のばらつきを 考慮したすべり安全率	Ss-D1	1.09	1.03	Ss-D2	1.20	1.13	Ss-D3	1.29	1.22	Ss-F1	1.22	1.15	Ss-F2	1.20	1.13	Ss-F3	1.53	1.44	Ss-N1	1.12	1.05			
基準地震動 Ss	すべり安全率 (平均強度)	地盤物性のばらつきを 考慮したすべり安全率																									
Ss-D1	1.09	1.03																									
Ss-D2	1.20	1.13																									
Ss-D3	1.29	1.22																									
Ss-F1	1.22	1.15																									
Ss-F2	1.20	1.13																									
Ss-F3	1.53	1.44																									
Ss-N1	1.12	1.05																									

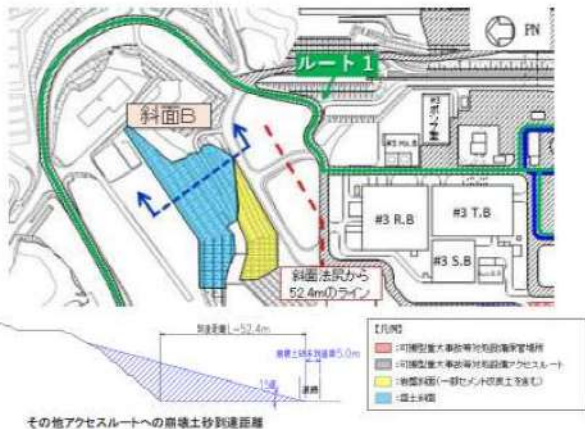
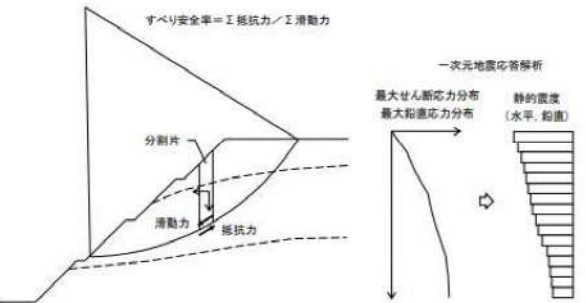
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>b. 斜面崩壊を仮定した場合の評価</p> <p>斜面Bはすべり安全率の裕度が小さいため、万一斜面が崩壊した場合の土砂到達距離を評価することにより、アクセスルートへの影響を確認する。</p> <p>(a) 土砂到達距離の算定方法</p> <p>斜面Bはすべり安全率が1.0以上であることが確認されていることから、崩壊を想定するすべり線は安定性評価において示したすべり安全率が最も小さいすべり線とする。</p> <p>また、土砂到達距離の算定に当たっては、以下の条件を考慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・堆積時の角度は15度とする。 <p>(安易角と内部摩擦角の関係及び土砂移動時の内部摩擦角の下限値^{※1}より設定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・すべり土塊の土量に対して土量変化率1.3を考慮する。 <p>※1 砂防設計公式集（マニュアル）：（社）全国治水砂防協会、S59.11</p> <p>※2 土砂災害防止に関する基礎調査の手引き：（財）砂防フロンティア整備推進機構、H13.6</p> <p>(b) 評価結果</p> <p>評価断面における崩壊土砂の到達距離を第45図に示す。評価断面において、崩壊土砂はアクセスルートに到達しないことが確認できる。</p> <p>また、第45図で算定した到達距離52.4mを用いて、斜面Bにおける崩壊土砂の影響範囲を第46図にて検討した。その結果、ルート1に対して土砂は到達せず、その他のアクセスルートに一部土砂が到達するが、必要な道路幅3.7mは確保できることを確認した。</p> <p>以上より、仮に斜面Bの崩壊を仮定した場合でも、崩壊土砂はアクセスルートに対して影響を与えないことを確認した。</p>  <p>第45図 斜面Bの崩壊土砂到達距離</p>			

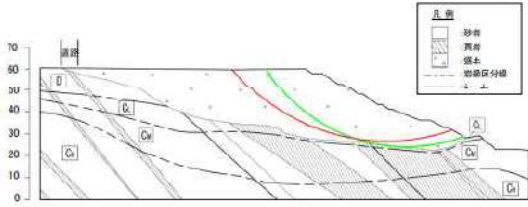
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>第46図 崩壊土砂の影響範囲</p> <p>(2) 静的震度を用いた分割法による評価</p> <p>a. 評価方法</p> <p>道路土工（切土工・斜面安定工指針）に基づき、分割法による安定計算を行い、すべり安全率を算定する（第47図）。</p> <p>各分割片におけるすべり面の抵抗力は、岩級及び岩種の分布状況をもとに各岩種・岩級に応じた強度により算定し、滑動力は土塊重量及び地震時慣性力を考慮して算定する。地震時慣性力は原子力発電所耐震設計技術指針（JEAG4601-1987）に基づき、斜面位置での基準地震動 S_s に対する一次元地震応答解析により得られたせん断応力分布と鉛直応力分布をもとに静的震度として考慮する。なお、水平震度と鉛直震度については、保守的に全時刻を通しての最大値を組み合わせる。</p>  <p>第47図 静的震度を用いた分割法による安定計算の概要</p>			

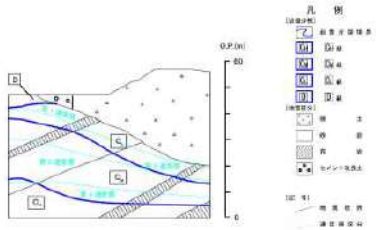
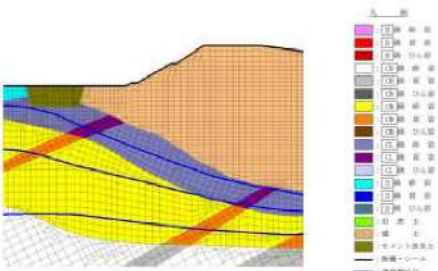
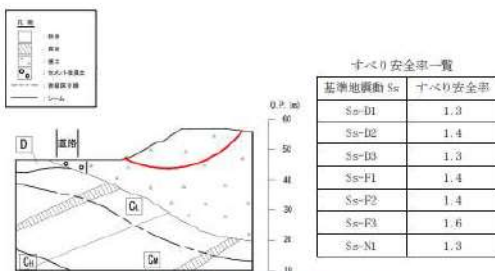
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
<p>b. 解析手法の妥当性</p> <p>周辺斜面の安定性評価については、第33図のフローのとおり静的震度を用いた分割法と二次元有限要素法解析とを使い分ける。</p> <p>ここでは、静的震度を用いた分割法による安定性評価の妥当性を、斜面Bにおける安全率の比較により確認する。</p> <p>c. 評価結果</p> <p>評価結果を第48図に示す。それぞれの評価方法における最小すべり安全率を比較した結果、静的震度を用いた分割法の方が保守的である。以上より、アクセスルートの周辺斜面に対して用いる、静的震度を用いた分割法による評価は、妥当な結果であると考えられる。</p> <p>なお、斜面Bについては二次元有限要素法による評価により、評価基準値であるすべり安全率 1.0 以上を満足していることから、安定性を確認している。</p> <table border="1" data-bbox="174 624 633 695"> <thead> <tr> <th>すべり線</th> <th>評価方法</th> <th>最小すべり安全率</th> <th>基準地震動 Ss</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—</td> <td>静的震度を用いた分割法</td> <td>0.98</td> <td>Ss-D1</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>二次元有限要素法</td> <td>1.09</td> <td>Ss-D1</td> </tr> </tbody> </table>  <p>第48図 最小すべり安全率の比較結果</p> <p>(3) 斜面Cの二次元有限要素法解析による評価</p> <p>斜面Cは静的震度を用いた分割法による評価により、すべり安全率 1.0 以上を確保しているものの、裕度が小さい ($F_s=1.09$) ことから、より精緻な二次元有限要素法解析による安定性評価を実施する。</p> <p>a. 評価方法</p> <p>基準地震動 Ss に基づく二次元有限要素法解析を実施し、算定されるすべり安全率が 1.0 を上回っていることを確認する。地質断面図を第49図に、解析メッシュ図を第50図に示す。</p> <p>なお、静的解析には解析コード「SOILPLUS STATIC Ver. 10.002」を、地震応答解析には解析コード「Super FLUSH Ver. 6.1」を、すべり計算には解析コード「SFCALC ver. 5.2」を使用する。</p>	すべり線	評価方法	最小すべり安全率	基準地震動 Ss	—	静的震度を用いた分割法	0.98	Ss-D1	—	二次元有限要素法	1.09	Ss-D1			
すべり線	評価方法	最小すべり安全率	基準地震動 Ss												
—	静的震度を用いた分割法	0.98	Ss-D1												
—	二次元有限要素法	1.09	Ss-D1												

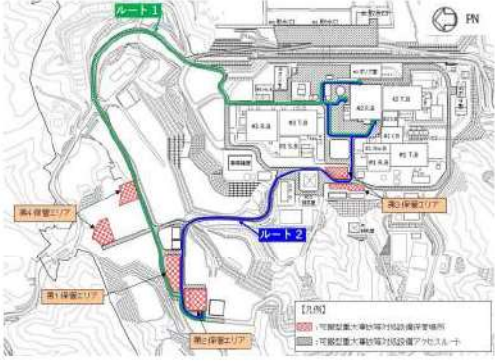
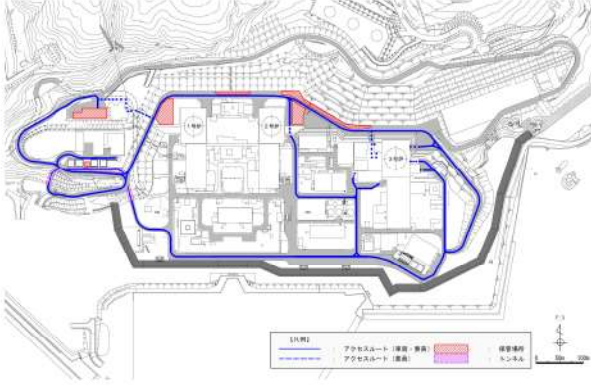
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																
<p data-bbox="268 108 497 135">女川原子力発電所2号炉</p>  <p data-bbox="250 430 515 454">第49図 斜面Cの地質断面図</p>  <p data-bbox="235 805 537 829">第50図 斜面Cの解析メッシュ図</p> <p data-bbox="94 893 224 917">b. 評価結果</p> <p data-bbox="112 925 694 981">斜面Cのすべり安定性評価結果を第51図に示す。すべり安全率は1.0以上であり、斜面の安定性を確認している。</p>  <table border="1" data-bbox="436 1125 616 1316"> <thead> <tr> <th>基準地変動 \$s_e\$</th> <th>すべり安全率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Ss-D1</td> <td>1.3</td> </tr> <tr> <td>Ss-DE</td> <td>1.4</td> </tr> <tr> <td>Ss-B3</td> <td>1.3</td> </tr> <tr> <td>Ss-F1</td> <td>1.4</td> </tr> <tr> <td>Ss-P2</td> <td>1.4</td> </tr> <tr> <td>Ss-F2</td> <td>1.6</td> </tr> <tr> <td>Ss-N1</td> <td>1.3</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="246 1332 526 1356">第51図 すべり安定性評価結果</p>	基準地変動 \$s_e\$	すべり安全率	Ss-D1	1.3	Ss-DE	1.4	Ss-B3	1.3	Ss-F1	1.4	Ss-P2	1.4	Ss-F2	1.6	Ss-N1	1.3	<p data-bbox="907 108 1131 135">島根原子力発電所2号炉</p>	<p data-bbox="1579 108 1724 135">泊発電所3号炉</p>	<p data-bbox="2027 108 2116 135">相違理由</p>
基準地変動 \$s_e\$	すべり安全率																		
Ss-D1	1.3																		
Ss-DE	1.4																		
Ss-B3	1.3																		
Ss-F1	1.4																		
Ss-P2	1.4																		
Ss-F2	1.6																		
Ss-N1	1.3																		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">別紙(16)</p> <p style="text-align: center;">段差及び傾斜評価箇所の網羅性について</p> <p>地震時におけるアクセスルートの被害想定結果を踏まえ、2つのアクセスルート（ルート1及びルート2）を選定している（第1図）。</p> <p>地震時の液状化及び揺すり込みによる不等沈下によって生じる段差・傾斜については地下構造物と埋戻部との境界部及び地山と埋戻部との境界部を抽出し、網羅的に評価している。</p> <p>第2図にルート1の地質構造の概要を、第3図にルート2の地質構造の概要を示す。</p>  <p style="text-align: center;">第1図 アクセスルート平面図</p>	<p style="text-align: center;">該当箇所なし</p>	<p style="text-align: right;">別紙(15)</p> <p style="text-align: center;">段差及び傾斜評価箇所の網羅性について</p> <p>地震、津波その他自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他テロリズムによる影響を考慮し、アクセスルートを複数設定している。（第1図）</p> <p>地震時の液状化及び揺すり込みによる不等沈下によって生じる段差・傾斜については地下構造物等と埋戻部との境界部及び地山と埋戻部との境界部を抽出し、網羅的に評価している。</p> <p>第2図に設定したアクセスルートの地質構造の概要を、第1表に地下構造物等と埋戻部との境界における段差評価結果を、第2表に地山に勾配を設けて掘削した箇所の評価結果を示す。</p>  <p style="text-align: center;">第1図 アクセスルート平面図</p>	<p>【女川】記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

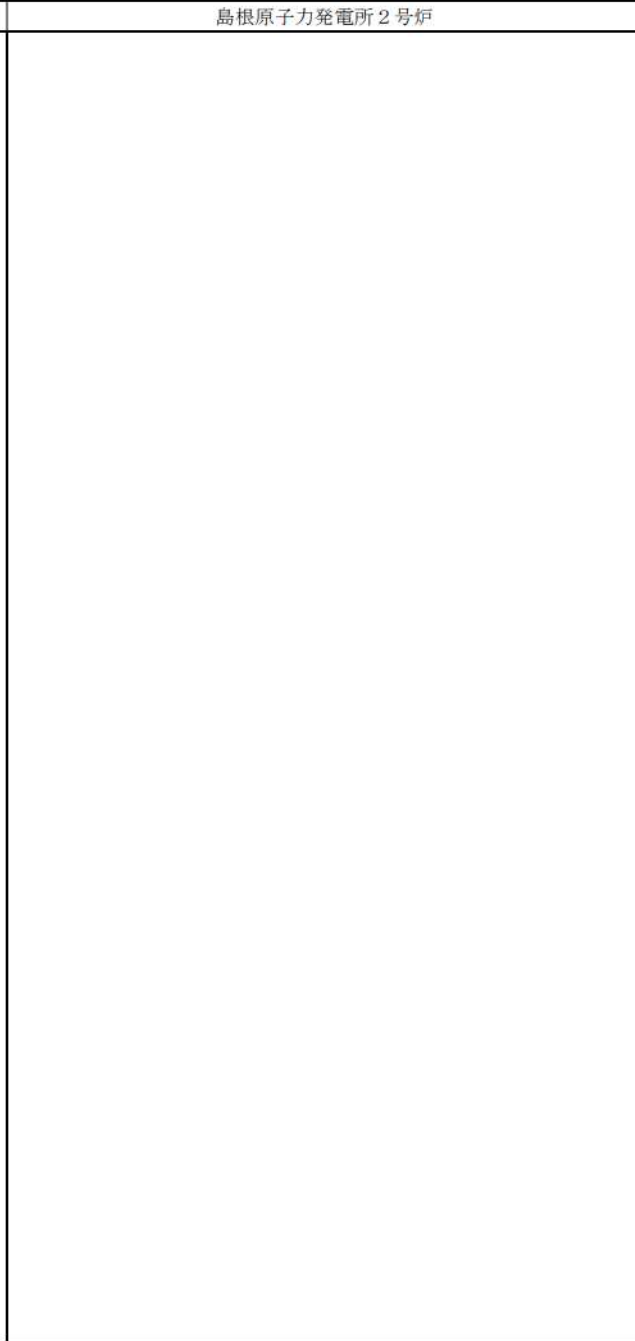
1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

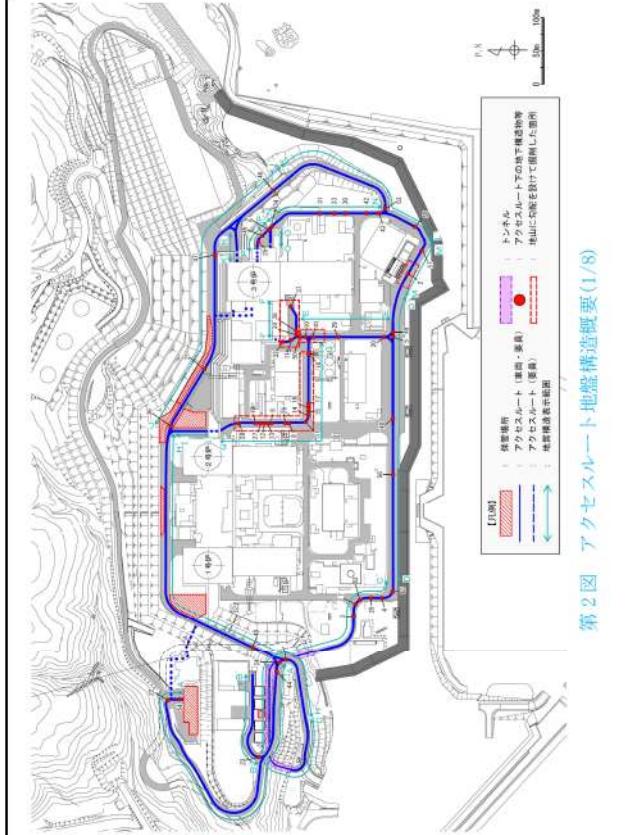


第2図 地質構造概要図(ルート1)

島根原子力発電所2号炉



泊発電所3号炉



第2図 アクセスルート地盤構造概要(1/8)

相違理由

【女川】記載内容の相違
 ・プラントの相違による
 評価対象箇所、評価結
 果の相違。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

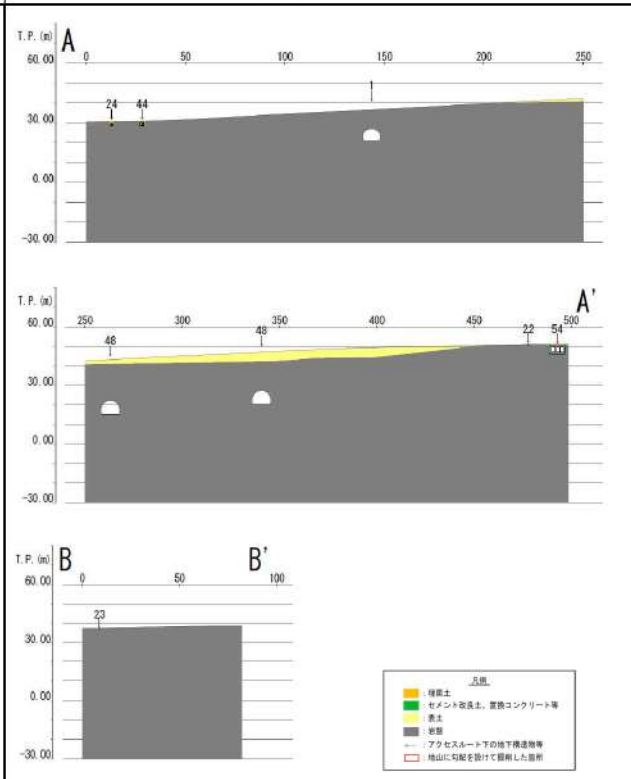
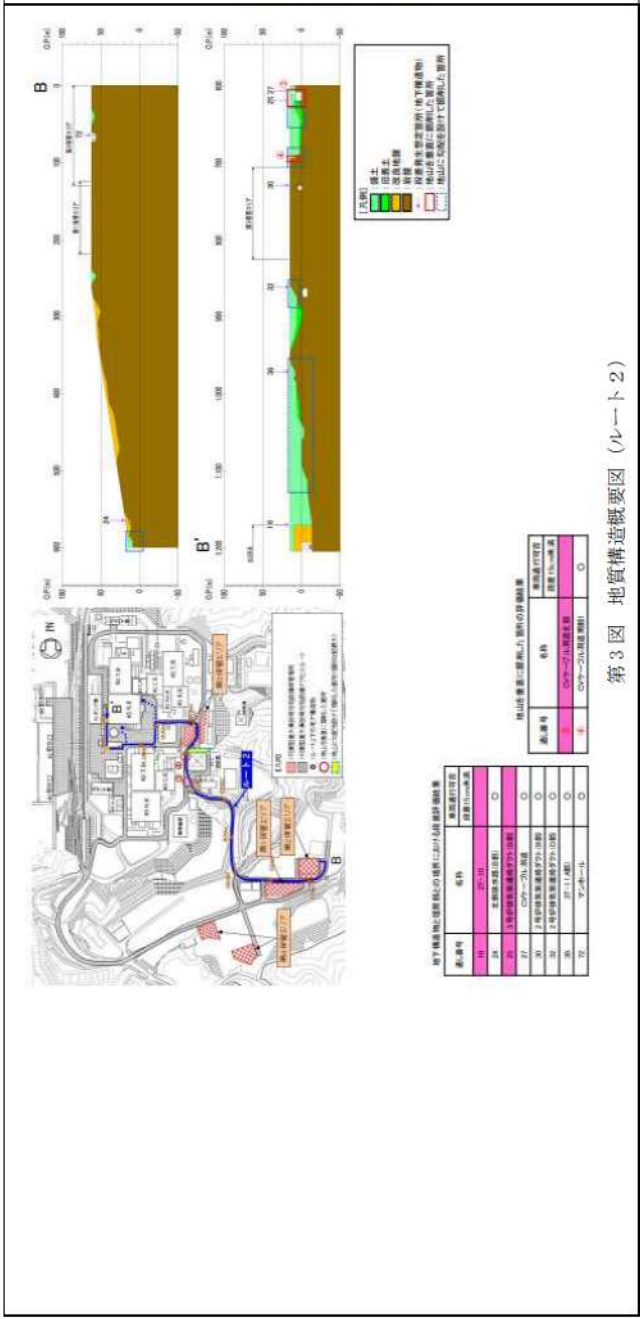
1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>第2図 アクセスルート地盤構造概要(3/8)</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>第2図 アクセスルート地盤構造概要(4/8)</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>第2図 アクセルート地盤構造概要(5/8)</p>	

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>第2図 アクセスルート地盤構造概要(6/8)</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>第2図 アクセスルート地盤構造概要(7/8)</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>第2図 アクセスルート地盤構造概要(8/8)</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																																				
		第1表 地下構造物等と埋戻部との境界における段差評価結果																																																																																																																																																																																					
		<p>(凡例)</p> <p>■：段差(相対沈下量)が15cmを超える箇所</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>通し番号</th> <th>名称</th> <th>車両通行可否</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>段差15cm以下：○</td> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>アクセスルートトンネル</td><td>○</td></tr> <tr><td>2</td><td>3号炉放水路</td><td>○</td></tr> <tr><td>3</td><td>1号炉放水路</td><td>○</td></tr> <tr><td>4</td><td>2号炉放水路</td><td>○</td></tr> <tr><td>5</td><td>2号炉OFケーブル地ダクト[※]</td><td>○</td></tr> <tr><td>6</td><td>止水壁</td><td>○</td></tr> <tr><td>7</td><td>貯油槽トレンチ</td><td>○</td></tr> <tr><td>8</td><td>1号炉OFケーブルダクト[※]</td><td>○</td></tr> <tr><td>9</td><td>2号炉OFケーブルダクト[※]</td><td>○</td></tr> <tr><td>10</td><td>2号炉OFケーブルダクト[※]</td><td>○</td></tr> <tr><td>11</td><td>CVケーブルダクト</td><td>○</td></tr> <tr><td>12</td><td>連絡配管ダクトA</td><td>○</td></tr> <tr><td>13</td><td>2号炉循環水管</td><td>○</td></tr> <tr><td>14</td><td>2号炉OFケーブルダクト[※]</td><td>○</td></tr> <tr><td>15</td><td>2号炉循環水管</td><td>○</td></tr> <tr><td>16</td><td>2号炉循環水管</td><td>○</td></tr> <tr><td>17</td><td>連絡配管ダクトI</td><td>○</td></tr> <tr><td>18</td><td>連絡配管ダクトB</td><td>○</td></tr> <tr><td>19</td><td>2号炉タービン油計量タンクダクト</td><td>○</td></tr> <tr><td>20</td><td>3号炉放水路</td><td>○</td></tr> <tr><td>21</td><td>CVケーブルトンネル</td><td>○</td></tr> <tr><td>22</td><td>管理道路排水</td><td>○</td></tr> <tr><td>23</td><td>管理道路排水</td><td>○</td></tr> <tr><td>24</td><td>管理道路排水接続管</td><td>○</td></tr> <tr><td>25</td><td>6a道路排水</td><td>○</td></tr> <tr><td>26</td><td>6f道路排水</td><td>○</td></tr> <tr><td>27</td><td>6f道路排水</td><td>○</td></tr> <tr><td>28</td><td>6f道路排水</td><td>○</td></tr> <tr><td>29</td><td>6k道路排水</td><td>○</td></tr> <tr><td>30</td><td>6n道路排水</td><td>○</td></tr> <tr><td>31</td><td>6n道路排水</td><td>○</td></tr> <tr><td>32</td><td>CVケーブルダクト</td><td>×</td></tr> <tr><td>33</td><td>6n道路排水</td><td>○</td></tr> <tr><td>34</td><td>6n道路排水</td><td>○</td></tr> <tr><td>35</td><td>6n道路排水</td><td>○</td></tr> <tr><td>36</td><td>6c道路排水</td><td>○</td></tr> <tr><td>37</td><td>連絡配管ダクトA</td><td>○</td></tr> <tr><td>38</td><td>連絡配管ダクトB</td><td>○</td></tr> <tr><td>39</td><td>6j道路排水</td><td>○</td></tr> <tr><td>40</td><td>6f道路排水</td><td>○</td></tr> <tr><td>41</td><td>6k道路排水</td><td>○</td></tr> <tr><td>42</td><td>6n道路排水</td><td>○</td></tr> <tr><td>43</td><td>6n道路排水</td><td>○</td></tr> <tr><td>44</td><td>管理道路排水</td><td>○</td></tr> <tr><td>45</td><td>6n道路排水</td><td>○</td></tr> <tr><td>46</td><td>6c道路排水</td><td>○</td></tr> <tr><td>47</td><td>伏替給水ビット</td><td>○</td></tr> <tr><td>48</td><td>茶屋人構トンネル</td><td>○</td></tr> <tr><td>49</td><td>6k道路排水</td><td>○</td></tr> <tr><td>50</td><td>6k道路排水</td><td>○</td></tr> <tr><td>51</td><td>6f道路排水</td><td>○</td></tr> <tr><td>52</td><td>6道路排水</td><td>○</td></tr> <tr><td>53</td><td>6n道路排水</td><td>○</td></tr> <tr><td>54</td><td>電気カルバート</td><td>○</td></tr> <tr><td>55</td><td>防凍堤A</td><td>×</td></tr> <tr><td>56</td><td>防凍堤B</td><td>×</td></tr> <tr><td>57</td><td>防凍堤C</td><td>×</td></tr> <tr><td>58</td><td>防凍堤D</td><td>×</td></tr> </tbody> </table> <p>段差対策必要箇所 5 (箇所)</p>	通し番号	名称	車両通行可否			段差15cm以下：○	1	アクセスルートトンネル	○	2	3号炉放水路	○	3	1号炉放水路	○	4	2号炉放水路	○	5	2号炉OFケーブル地ダクト [※]	○	6	止水壁	○	7	貯油槽トレンチ	○	8	1号炉OFケーブルダクト [※]	○	9	2号炉OFケーブルダクト [※]	○	10	2号炉OFケーブルダクト [※]	○	11	CVケーブルダクト	○	12	連絡配管ダクトA	○	13	2号炉循環水管	○	14	2号炉OFケーブルダクト [※]	○	15	2号炉循環水管	○	16	2号炉循環水管	○	17	連絡配管ダクトI	○	18	連絡配管ダクトB	○	19	2号炉タービン油計量タンクダクト	○	20	3号炉放水路	○	21	CVケーブルトンネル	○	22	管理道路排水	○	23	管理道路排水	○	24	管理道路排水接続管	○	25	6a道路排水	○	26	6f道路排水	○	27	6f道路排水	○	28	6f道路排水	○	29	6k道路排水	○	30	6n道路排水	○	31	6n道路排水	○	32	CVケーブルダクト	×	33	6n道路排水	○	34	6n道路排水	○	35	6n道路排水	○	36	6c道路排水	○	37	連絡配管ダクトA	○	38	連絡配管ダクトB	○	39	6j道路排水	○	40	6f道路排水	○	41	6k道路排水	○	42	6n道路排水	○	43	6n道路排水	○	44	管理道路排水	○	45	6n道路排水	○	46	6c道路排水	○	47	伏替給水ビット	○	48	茶屋人構トンネル	○	49	6k道路排水	○	50	6k道路排水	○	51	6f道路排水	○	52	6道路排水	○	53	6n道路排水	○	54	電気カルバート	○	55	防凍堤A	×	56	防凍堤B	×	57	防凍堤C	×	58	防凍堤D	×	
通し番号	名称	車両通行可否																																																																																																																																																																																					
		段差15cm以下：○																																																																																																																																																																																					
1	アクセスルートトンネル	○																																																																																																																																																																																					
2	3号炉放水路	○																																																																																																																																																																																					
3	1号炉放水路	○																																																																																																																																																																																					
4	2号炉放水路	○																																																																																																																																																																																					
5	2号炉OFケーブル地ダクト [※]	○																																																																																																																																																																																					
6	止水壁	○																																																																																																																																																																																					
7	貯油槽トレンチ	○																																																																																																																																																																																					
8	1号炉OFケーブルダクト [※]	○																																																																																																																																																																																					
9	2号炉OFケーブルダクト [※]	○																																																																																																																																																																																					
10	2号炉OFケーブルダクト [※]	○																																																																																																																																																																																					
11	CVケーブルダクト	○																																																																																																																																																																																					
12	連絡配管ダクトA	○																																																																																																																																																																																					
13	2号炉循環水管	○																																																																																																																																																																																					
14	2号炉OFケーブルダクト [※]	○																																																																																																																																																																																					
15	2号炉循環水管	○																																																																																																																																																																																					
16	2号炉循環水管	○																																																																																																																																																																																					
17	連絡配管ダクトI	○																																																																																																																																																																																					
18	連絡配管ダクトB	○																																																																																																																																																																																					
19	2号炉タービン油計量タンクダクト	○																																																																																																																																																																																					
20	3号炉放水路	○																																																																																																																																																																																					
21	CVケーブルトンネル	○																																																																																																																																																																																					
22	管理道路排水	○																																																																																																																																																																																					
23	管理道路排水	○																																																																																																																																																																																					
24	管理道路排水接続管	○																																																																																																																																																																																					
25	6a道路排水	○																																																																																																																																																																																					
26	6f道路排水	○																																																																																																																																																																																					
27	6f道路排水	○																																																																																																																																																																																					
28	6f道路排水	○																																																																																																																																																																																					
29	6k道路排水	○																																																																																																																																																																																					
30	6n道路排水	○																																																																																																																																																																																					
31	6n道路排水	○																																																																																																																																																																																					
32	CVケーブルダクト	×																																																																																																																																																																																					
33	6n道路排水	○																																																																																																																																																																																					
34	6n道路排水	○																																																																																																																																																																																					
35	6n道路排水	○																																																																																																																																																																																					
36	6c道路排水	○																																																																																																																																																																																					
37	連絡配管ダクトA	○																																																																																																																																																																																					
38	連絡配管ダクトB	○																																																																																																																																																																																					
39	6j道路排水	○																																																																																																																																																																																					
40	6f道路排水	○																																																																																																																																																																																					
41	6k道路排水	○																																																																																																																																																																																					
42	6n道路排水	○																																																																																																																																																																																					
43	6n道路排水	○																																																																																																																																																																																					
44	管理道路排水	○																																																																																																																																																																																					
45	6n道路排水	○																																																																																																																																																																																					
46	6c道路排水	○																																																																																																																																																																																					
47	伏替給水ビット	○																																																																																																																																																																																					
48	茶屋人構トンネル	○																																																																																																																																																																																					
49	6k道路排水	○																																																																																																																																																																																					
50	6k道路排水	○																																																																																																																																																																																					
51	6f道路排水	○																																																																																																																																																																																					
52	6道路排水	○																																																																																																																																																																																					
53	6n道路排水	○																																																																																																																																																																																					
54	電気カルバート	○																																																																																																																																																																																					
55	防凍堤A	×																																																																																																																																																																																					
56	防凍堤B	×																																																																																																																																																																																					
57	防凍堤C	×																																																																																																																																																																																					
58	防凍堤D	×																																																																																																																																																																																					
		※：ダクト内に敷設しているケーブルは、2008年にOFケーブルからCVケーブルへ変更している。																																																																																																																																																																																					

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																
		<p>第2表 地山に勾配を設けて掘削した箇所の評価結果</p> <table border="1" data-bbox="1451 172 1854 351"> <thead> <tr> <th rowspan="2">通し番号</th> <th rowspan="2">掘削勾配*</th> <th>車両通行可否</th> </tr> <tr> <th>傾斜12%以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>1:0.3</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>1:0.3</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>1:0.3</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>1:0.3</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>※：複数の勾配を設けて掘削している箇所は、最も急な勾配を記載</p>	通し番号	掘削勾配*	車両通行可否	傾斜12%以下	1	1:0.3	○	2	1:0.3	○	3	1:0.3	○	4	1:0.3	○	
通し番号	掘削勾配*	車両通行可否																	
		傾斜12%以下																	
1	1:0.3	○																	
2	1:0.3	○																	
3	1:0.3	○																	
4	1:0.3	○																	


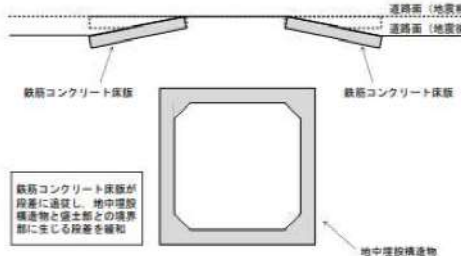
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1. ルート1の段差・傾斜の評価</p> <p>第2図に示すとおり、ルート1における地下構造物と埋戻部との境界部を25箇所、地山を垂直に掘削した箇所を3箇所抽出し、段差評価を実施した。また、地山に勾配を設けて掘削した箇所を3箇所抽出し、傾斜の評価を実施した。</p> <p>その結果、車両の通行に支障のある段差（15cm以上）の発生が想定される箇所は地下構造物と埋戻部との境界部において4箇所（No. 2, 3, 5, 6）、地山を垂直に掘削した箇所において1箇所であった。車両の通行に支障のある傾斜（16%以上）が発生する箇所はなかった。</p> <p>車両の通行に支障のある段差の発生が想定される箇所については、補強材敷設による事前の段差緩和対策、若しくは段差発生後の重機による段差解消作業により車両の通行性を確保する。</p> <p>2. ルート2の段差・傾斜の評価</p> <p>第3図に示すとおり、ルート2における地下構造物と埋戻部との境界部を8箇所、地山を垂直に掘削した箇所を2箇所抽出し、段差評価を実施した。また、地山に勾配を設けて掘削した箇所を5箇所抽出し、傾斜の評価を実施した。</p> <p>その結果、車両の通行に支障のある段差（15cm以上）の発生が想定される箇所は地下構造物と埋戻部との境界部において2箇所（No. 16, 25）であり、地山を垂直に掘削した箇所において1箇所であった。車両の通行に支障のある傾斜（16%以上）が発生する箇所はなかった。</p> <p>車両の通行に支障のある段差の発生が想定される箇所については、補強材敷設による事前の段差緩和対策、若しくは段差発生後の重機による段差解消作業により車両の通行性を確保する。</p>		<p>1. 設定したルート1の段差・傾斜の評価</p> <p>第2図に示すとおり、設定したルート1における地下構造物等と埋戻部との境界部を58箇所抽出し、段差評価を実施した。また、地山に勾配を設けて掘削した箇所を4箇所抽出し、傾斜の評価を実施した。なお、地山を垂直に掘削した箇所はなかった。</p> <p>その結果、車両の通行に支障のある段差（15cm以上）の発生が想定される箇所は地下構造物と埋戻部との境界部において5箇所（No. 32, 55, 56, 57, 58）であった。車両の通行に支障のある傾斜（12%以上）が発生する箇所はなかった。</p> <p>車両の通行に支障のある段差の発生が想定される箇所については、踏掛版敷設等による事前の段差緩和対策により車両の通行性を確保する。</p>	<p>【女川】記載内容の相違 ・プラントの相違による評価箇所、評価結果の相違。</p> <p>【女川】対策の相違 ・泊はすべて事前対策を実施する。</p> <p>【女川】記載内容の相違 ・プラントの相違による評価箇所の相違。</p>

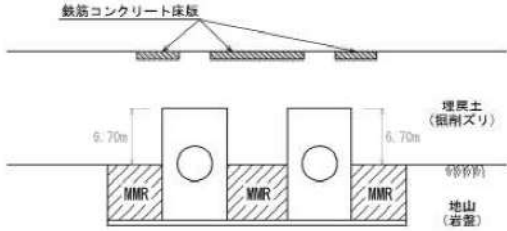
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>別紙(17)</p> <p>H形鋼敷設による段差対策について</p>	<p>別紙(30)</p> <p>路盤補強（段差緩和対策）について</p> <p>アクセスルートにおいて、第1図に示す15cmを超える段差発生が想定される箇所がある。これらの箇所に対し、仮復旧を行わずに可搬型設備が2号炉まで寄りつくことが可能となるよう、あらかじめ段差緩和対策を行う。なお、段差緩和対策の評価結果は詳細設計段階で示す。第2図に段差緩和対策例を示す。</p>  <p>第1図 沈下量評価結果</p>  <p>第2図 段差緩和対策例（沈下後）</p>	<p>別紙(16)</p> <p>H形鋼敷設による段差対策について</p>	<p>【島根】記載内容の相違 ・泊は女川と同様に地下構造物の損壊により発生する段差の対策について記載。</p>


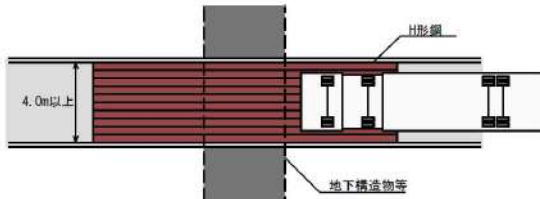
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>路盤補強（段差緩和対策）の例として、鉄筋コンクリート床版による路盤補強を代表として以下に示す。</p> <p>1. 評価方針 地中埋設構造物及び地盤改良部と埋戻部との境界部（埋設物等境界部）及び地山と埋戻部との境界部に段差が発生した状態を想定し、可搬型設備の通行時に鉄筋コンクリート床版に作用する曲げ応力、せん断力及びその合力が評価基準値を下回ることを確認する。</p> <p>2. 評価箇所の抽出 路盤補強（段差緩和対策）を実施する地点のうち、復旧箇所が複数ある2号炉取水槽（取水管取合部）を代表箇所として選択する。</p> <p>3. 評価方法 a. 構造 評価箇所（2号炉取水槽（取水管取合部））の断面図を第3図に示す。</p>  <p>第3図 評価箇所断面図</p> <p>b. 評価条件 ・鉄筋 SD345 ・コンクリート設計基準強度 24N/mm²</p> <p>c. 荷重の設定 ①死荷重 アスファルト舗装 鉄筋コンクリート床版</p> <p>今後の設計等により変更となる可能性がある</p>		<p>【島根】記載内容の相違 ・泊は女川と同様に地下構造物の損壊により発生する段差の対策について記載。</p>


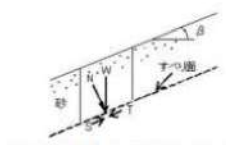

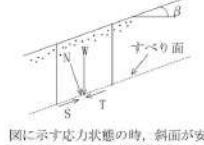
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>地下構造物の損壊により車両通行が困難となり得る箇所については、あらかじめH形鋼を敷設することにより、段差が発生した場合でも車両通行に影響を与えないよう対策を施す。第1図にH形鋼の敷設イメージを示す。</p>  <p>第1図 H形鋼の敷設イメージ図</p> <p>地下構造物の損壊により段差が発生すると考えられる範囲は、地下構造物底版より主働崩壊角60度で想定し、さらに地表面付近の地震時の緩みを考慮してH形鋼のスパン長を設定した。</p> <p>H形鋼のスパン長を設定する手順は以下のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①地下構造物底版より主働崩壊角 60 度で沈下範囲を想定 ②地下構造物の損壊による沈下量を算定（地下構造物が損壊した場合、地下構造物上の土砂が損壊構造物内に流入し、流入した土砂の体積分だけ沈下するものと想定） ③地下構造物の損壊により沈下した場合、損壊構造物の左右に法面が発生するが、法尻から 30 度（盛土の安息角^{*1}）の範囲は支持地盤への影響がある範囲と想定 ④上記③により想定した影響範囲の端部より、1mの余裕を考慮した位置をH形鋼の支持点としスパン長を設定 <p>※1 下図に示す安息角と内部摩擦角の関係より、安全率 1.0 の状態では、内部摩擦角は斜面勾配と等しくなることから、盛土の内部摩擦角 30 度を安息角として設定している。</p>	<p>地下構造物等の損壊により車両通行が困難となり得る箇所については、あらかじめH形鋼等を敷設することにより、段差が発生した場合でも車両通行に影響を与えないよう対策を施す。第1図にH形鋼の敷設イメージを示す。</p>  <p>第1図 H形鋼の敷設イメージ図</p> <p>地下構造物等の損壊により段差が発生すると考えられる範囲は、地下構造物等の底版より主働崩壊角（1、2号埋戻土：63.75 度、3号埋戻土：61.85 度）で想定し、さらに地表面付近の地震時の緩みを考慮してH形鋼のスパン長を設定した。</p> <p>H形鋼のスパン長を設定する手順は以下のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 地下構造物等の底版より主働崩壊角で沈下範囲を想定 ② 地下構造物等の損壊による沈下量を算定（地下構造物等が損壊した場合、地下構造物等上の土砂が損壊構造物内に流入し、流入した土砂の体積分だけ沈下するものと想定） ③ 地下構造物等の損壊により沈下した場合、損壊構造物の左右に法面が発生するが、埋戻土の安息角^{*1}の範囲は支持地盤への影響がある範囲と想定 ④ 上記③により想定した影響範囲の端部より、1mの余裕を考慮した位置をH形鋼の支持点としスパン長を設定 <p>※1：下図に示す安息角と内部摩擦角の関係より、安全率 1.0 の状態では、内部摩擦角は斜面勾配と等しくなることから、埋戻土の内部摩擦角（1、2号埋戻土：37.5 度、3号埋戻土：33.7 度）を安息角として設定している。</p>	<p>地下構造物等の損壊により段差が発生すると考えられる範囲は、地下構造物等の底版より主働崩壊角（1、2号埋戻土：63.75 度、3号埋戻土：61.85 度）で想定し、さらに地表面付近の地震時の緩みを考慮してH形鋼のスパン長を設定した。</p> <p>H形鋼のスパン長を設定する手順は以下のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 地下構造物等の底版より主働崩壊角で沈下範囲を想定 ② 地下構造物等の損壊による沈下量を算定（地下構造物等が損壊した場合、地下構造物等上の土砂が損壊構造物内に流入し、流入した土砂の体積分だけ沈下するものと想定） ③ 地下構造物等の損壊により沈下した場合、損壊構造物の左右に法面が発生するが、埋戻土の安息角^{*1}の範囲は支持地盤への影響がある範囲と想定 ④ 上記③により想定した影響範囲の端部より、1mの余裕を考慮した位置をH形鋼の支持点としスパン長を設定 <p>※1：下図に示す安息角と内部摩擦角の関係より、安全率 1.0 の状態では、内部摩擦角は斜面勾配と等しくなることから、埋戻土の内部摩擦角（1、2号埋戻土：37.5 度、3号埋戻土：33.7 度）を安息角として設定している。</p>	<p>【女川】記載内容の相違・プラントの相違による主働崩壊角、安息角、評価車両の相違。評価方法に相違はない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

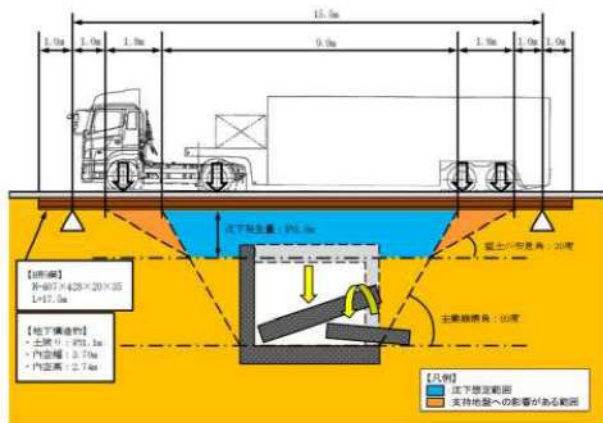
1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="91 172 689 534"> <p>【安息角】</p>  <p>安息角とは、自然にとりうる土の最大傾斜角である。 ※土質工学会用語集</p> <p>【砂の安息角と内部摩擦角】</p>  <p>β：斜面勾配 W：砂の重量 N：垂直応力 T：すべり力 S：抵抗力</p> <p>図に示す応力状態の時、斜面が安定するには、すべり力Tと抵抗力Sの間に、$T \leq S$の条件が成り立つ必要がある。これを展開すると、以下のようになる。</p> <ul style="list-style-type: none"> $W \cdot \sin \beta \leq W \cdot \cos \beta \cdot \tan \phi$ $\tan \beta \leq \tan \phi$ $\phi \geq \beta$ <p>すなわち、内部摩擦角φは斜面勾配β以上の値であり、安全率1.0の極限状態では内部摩擦角φは斜面勾配βと等しくなる。</p> </div> <p>敷設するH形鋼の仕様は地下構造物の寸法に応じて選定するが、地下構造物損壊後のH形鋼スパン長が最大となる箇所を例に、車両が通行する場合の対策工の検討結果を示す。第2図に示す検討箇所では約1.6mの沈下発生を想定し、影響範囲と余裕を考慮してスパン長を15.5mとした。</p> <p>車両重量及び載荷位置を考慮した評価結果を第1表に示す。車両の通行により発生する評価値は評価基準値を下回っていることを確認した。</p> <p>【評価車両（評価値が最大となる車両）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 熱交換器ユニット 前輪荷重：前7.82 t、後12.21 t 後輪荷重：前11.55 t、後11.55 t 		<div data-bbox="1346 164 1955 502"> <p>【安息角】</p> <p>安息角とは、自然にとりうる土の最大傾斜角である。 ※土質工学会用語集</p>  <p>【砂の安息角と内部摩擦角】</p>  <p>β：斜面勾配 W：砂の重量 N：垂直応力 T：すべり力 S：抵抗力</p> <p>図に示す応力状態の時、斜面が安定するには、すべり力Tと抵抗力Sの間に、$T \leq S$の条件が成り立つ必要がある。これを展開すると、以下のようになる。</p> <ul style="list-style-type: none"> $W \cdot \sin \beta \leq W \cdot \cos \beta \cdot \tan \phi$ $\tan \beta \leq \tan \phi$ $\phi \geq \beta$ <p>すなわち、内部摩擦角φは斜面勾配β以上の値であり、安全率1.0の極限状態では内部摩擦角φは斜面勾配βと等しくなる。</p> </div> <p>敷設するH形鋼の仕様は地下構造物等の寸法及び沈下量に応じて選定する。第2図に検討イメージ図を示す。</p> <p>車両重量及び載荷位置を考慮した評価結果を第1表に示す。車両の通行により発生する評価値は評価基準値を下回っていることを確認する。</p> <p>【評価車両（評価値が最大となる車両）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型代替電源車 前前輪荷重：6.085t 前後輪荷重：9.955t 後前輪荷重：9.840t 後後輪荷重：7.460t 後後輪荷重：7.465t 後後輪荷重：7.410t 	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉



第2図 検討イメージ図(3T-2 西側)

第1表 検討結果

検討項目	評価値	評価基準値	判定
H形鋼の曲げ応力度	120 N/mm ²	140 N/mm ²	○
H形鋼のせん断応力度	29 N/mm ²	80 N/mm ²	○
地盤の最大接地圧	0.5 N/mm ²	0.7 N/mm ² ^{※2}	○

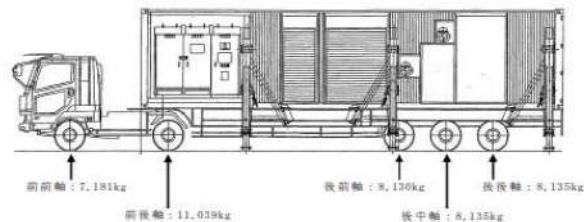
※2 重大事故等時の車両荷重は短期的に作用する荷重であるため、地盤の最大接地圧の照査に用いる許容鉛直支持力は常時の値に対して割増しすることが可能であるが、本検討では保守的に「常時における砂れき地盤の最大地盤反力度」（道路橋示方書・同解説IV下部構造編）を採用した。

島根原子力発電所2号炉

②活荷重

移動式代替熱交換設備

全長	15,500 mm
全幅	2,490 mm
全高	4,090 mm
車両総重量	42,620 kg



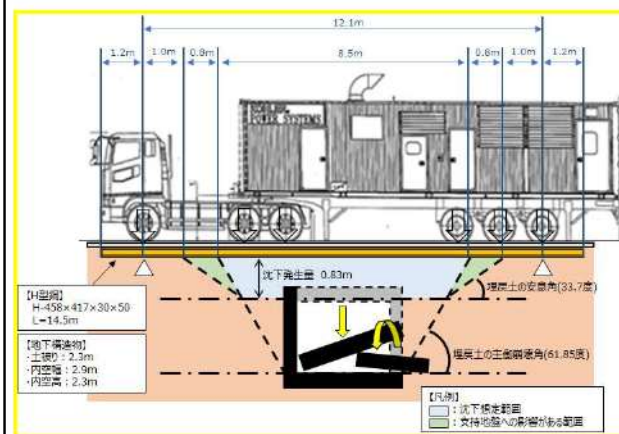
第4図 移動式代替熱交換設備

前前軸荷重=7,181kg
 前後軸荷重=11,039kg
 後前軸荷重=8,130kg
 後中軸荷重=8,135kg
 後後軸荷重=8,135kg
 衝撃荷重は、「道路橋示方書・同解説Ⅰ共通編（平成14年3月）」に基づき設定する。

d. 評価基準値

鉄筋コンクリート床版に関する評価基準値は、「道路橋示方書・同解説IV下部構造編（平成14年3月）」に基づき設定する。

泊発電所3号炉



第2図 検討イメージ図 (No.18 連絡配管ダクトD)


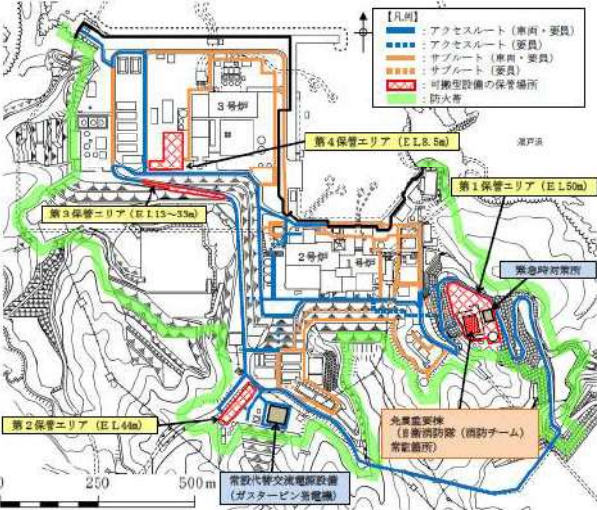
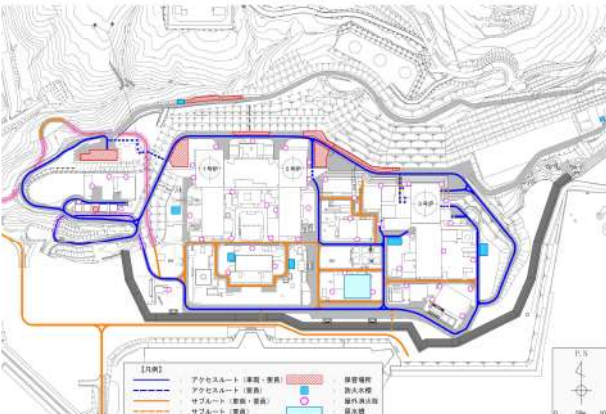
第1表 検討結果

検討項目	評価値	評価基準値	判定
H形鋼の曲げ応力度	13.4 N/mm ²	125 N/mm ²	◎
H形鋼のせん断応力度	12.6 N/mm ²	75 N/mm ²	◎
地盤の最大接地圧	0.3 N/mm ²	0.7 N/mm ²	◎

【女川】記載内容の相違
 ・プラントの相違による評価結果の相違。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>別紙(18)</p> <p>消火活動及び事故拡大防止対策等について</p> <p>1. 化学消防自動車の出動の可否について 発電所内の初期消火活動のため、発電所構内に初期消火要員（10名）が24時間常駐しているが、地震発生後の火災に対して、消火活動が可能であることを以下のとおり確認した。</p> <p>(1) 化学消防自動車の健全性 耐震性が確保された第3保管エリア及び第4保管エリアに化学消防自動車を1台ずつ配備する。 なお、消防自動車は地震で転倒しないが、竜巻対策として固縛し、凍結対策として消防自動車内蔵凍結防止ヒータを用いる。</p> <p>消火用の水源としては、防火水槽、耐震性防火水槽、屋外消火栓等を使用する。（第1図参照）</p>  <p>第1図 防火水槽等の配置</p> <p>(2) 初期消火要員の出動性 初期消火要員のうち化学消防自動車による初期消火活動を実施する6名は耐震性が確認されている事務本館及び事務建屋（別紙(11)参照）に常駐していることから地震時においても出動することが可能である。</p>	<p>別紙(7)</p> <p>自衛消防隊（消防チーム）による消火活動等について</p> <p>1. 自衛消防隊（消防チーム）の出動の可否について 発電所内の初期消火活動のため、発電所内の免震重要棟に自衛消防隊（消防チーム）が常駐しているが、地震発生後の火災に対して、消火活動が可能であることを以下のとおり確認した。</p> <p>(1) 自衛消防隊（消防チーム）のアクセスルートについて 火災が発生した場合のアクセスルートについては、第1図に示すとおり、免震重要棟、第1保管エリア及び第4保管エリアから消防活動実施場所へのアクセスルートを確保している。 なお、車両でのアクセスルートの通行に影響がある場合には、緊急時対策要員によるアクセスルートの復旧を行うとともに、自衛消防隊（消防チーム）は徒歩でのアクセスにより現場付近まで到着後、対応可能な手段により消火活動を行う。</p>  <p>第1図 自衛消防隊（消防チーム）のアクセスルート</p>	<p>別紙(17)</p> <p>消火活動及び事故拡大防止対策等について</p> <p>1. 化学消防自動車等の出動の可否について 発電所内の初期消火活動のため、発電所構内に初期消火要員（11名）が24時間常駐しているが、地震発生後の火災に対して、消火活動が可能であることを以下のとおり確認した。</p> <p>(1) 化学消防自動車等の健全性 耐震性が確保された51m倉庫・車庫エリアに化学消防自動車及び水槽付消防ポンプ自動車を各1台配備する。 なお、化学消防自動車及び水槽付消防ポンプ自動車は地震で転倒しないが、竜巻対策として固縛し、凍結対策として消防自動車内蔵凍結防止ヒータを用いる。 消火用の水源としては、原水槽、防火水槽及び屋外消火栓を使用する。（第1図参照）</p>  <p>第1図 防火水槽等の配置</p> <p>(2) 初期消火要員の出動性 初期消火要員のうち化学消防自動車等による初期消火活動を実施する専属消防隊員5名は耐震性が確認されている51m倉庫・車庫及び総合管理事務所（別紙(10)参照）に常駐していることから地震時においても出動することが可能である。</p>	<p>【女川及び島根】 記載表現の相違</p> <p>【島根】記載内容の相違 ・島根は消防隊のアクセスルートについて記載。泊は女川と同様、消防自動車の健全性について記載。 【女川】記載表現、設備名称の相違</p> <p>【島根】記載内容の相違 ・島根は消防車両について記載。泊は女川同様、要員の出動について記載。 【女川】記載表現の相違</p>


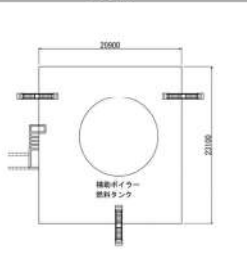

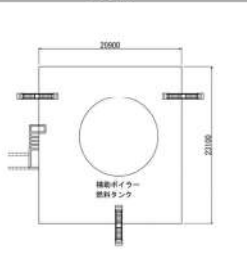

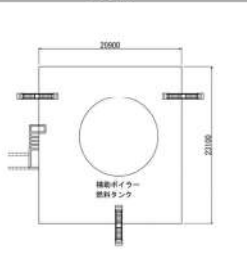
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																									
	<p>(2) 自衛消防隊（消防チーム）による消火活動について</p> <p>火災が発生した場合の初期消火活動用として、第1表に示すとおり、免震重要棟近傍の第1保管エリア及び第4保管エリアに消防車両と泡消火薬剤を配備し保有している。</p> <p>また、初期消火活動において消火が困難な場合は、継続して周辺施設への延焼防止に努め、被害の拡大防止を図る。</p> <p style="text-align: center;">第1表 消防車両等の保管場所・数量</p> <table border="1" data-bbox="712 459 1317 641"> <thead> <tr> <th colspan="2">第1保管エリア</th> <th colspan="2">第4保管エリア</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・化学消防自動車</td> <td>: 1台</td> <td>・化学消防自動車</td> <td>: 1台</td> </tr> <tr> <td>・小型動力ポンプ付水槽車</td> <td>: 1台</td> <td>・小型動力ポンプ付水槽車</td> <td>: 1台</td> </tr> <tr> <td>・小型放水砲</td> <td>: 1台</td> <td>・小型放水砲</td> <td>: 1台</td> </tr> <tr> <td>・泡消火薬剤（3%）</td> <td>: 1,500L</td> <td>・泡消火薬剤（3%）</td> <td>: 1,500L</td> </tr> <tr> <td>・泡消火薬剤（1%）</td> <td>: 2,000L</td> <td>・泡消火薬剤（1%）</td> <td>: 2,000L</td> </tr> <tr> <td>・泡消火薬剤運搬車</td> <td>: 1台</td> <td>・泡消火薬剤運搬車</td> <td>: 1台</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. タンクローリによる燃料給油時の火災防止</p> <p>タンクローリによる燃料給油時の火災防止策として、以下のとおり対応する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・静電気放電による火災防止策として、タンクローリは接地を取る。 ・万一油が漏えいした場合に備えて、油吸着シート及び消火器を周囲に配備する。 ・タンクローリから軽油タンクへの接続は接合金具及び電気的導通性のある耐油ホースを用いる。 	第1保管エリア		第4保管エリア		・化学消防自動車	: 1台	・化学消防自動車	: 1台	・小型動力ポンプ付水槽車	: 1台	・小型動力ポンプ付水槽車	: 1台	・小型放水砲	: 1台	・小型放水砲	: 1台	・泡消火薬剤（3%）	: 1,500L	・泡消火薬剤（3%）	: 1,500L	・泡消火薬剤（1%）	: 2,000L	・泡消火薬剤（1%）	: 2,000L	・泡消火薬剤運搬車	: 1台	・泡消火薬剤運搬車	: 1台	<p>(3) 火災発生時の消火活動について</p> <p>火災が発生した場合の初期消火要員による初期消火活動用として、第1表に示すとおり消防車両と泡消火薬剤を配備し保有している。</p> <p>また、災害対策要員による初期消火活動用として、第2表に示すとおり小型放水砲、可搬型大型送水ポンプ車及び泡消火薬剤を配備し保有している。</p> <p>初期消火活動において消火が困難な場合は、継続して周辺施設への延焼防止に努め、被害の拡大防止を図る。</p> <p style="text-align: center;">第1表 消防車両等の保管場所・数量</p> <table border="1" data-bbox="1339 469 1953 622"> <thead> <tr> <th>設備名</th> <th>配備数</th> <th>保管場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・化学消防自動車</td> <td>1台</td> <td rowspan="5">51m倉庫・車庫エリア</td> </tr> <tr> <td>・水槽付消防ポンプ自動車</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>・大規模火災用消防自動車</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>・泡消火薬剤（3%）</td> <td>7,200L</td> </tr> <tr> <td>・資機材運搬車</td> <td>1台</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">第2表 小型放水砲等の保管場所・数量</p> <table border="1" data-bbox="1339 695 1953 916"> <thead> <tr> <th>設備名</th> <th>配備数</th> <th>保管場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・可搬型大型送水ポンプ車</td> <td>6台</td> <td rowspan="2">51m倉庫・車庫エリア 2号東側31mエリア(a),(b) 展望台行管理道路脇西側60mエリア</td> </tr> <tr> <td>・ホース延長・回収車（送水車用）</td> <td>6台</td> </tr> <tr> <td>・小型放水砲</td> <td>2台</td> <td rowspan="3">構内保管場所</td> </tr> <tr> <td>・泡消火薬剤（1%）</td> <td>6,000L</td> </tr> <tr> <td>・泡消火薬剤コンテナ式運搬車</td> <td>1台</td> </tr> </tbody> </table>	設備名	配備数	保管場所	・化学消防自動車	1台	51m倉庫・車庫エリア	・水槽付消防ポンプ自動車	1台	・大規模火災用消防自動車	1台	・泡消火薬剤（3%）	7,200L	・資機材運搬車	1台	設備名	配備数	保管場所	・可搬型大型送水ポンプ車	6台	51m倉庫・車庫エリア 2号東側31mエリア(a),(b) 展望台行管理道路脇西側60mエリア	・ホース延長・回収車（送水車用）	6台	・小型放水砲	2台	構内保管場所	・泡消火薬剤（1%）	6,000L	・泡消火薬剤コンテナ式運搬車	1台	<p>【島根】記載箇所の相違 ・泊は「4. 可搬型タンクローリによる燃料給油時の火災防止」に記載。</p>
第1保管エリア		第4保管エリア																																																										
・化学消防自動車	: 1台	・化学消防自動車	: 1台																																																									
・小型動力ポンプ付水槽車	: 1台	・小型動力ポンプ付水槽車	: 1台																																																									
・小型放水砲	: 1台	・小型放水砲	: 1台																																																									
・泡消火薬剤（3%）	: 1,500L	・泡消火薬剤（3%）	: 1,500L																																																									
・泡消火薬剤（1%）	: 2,000L	・泡消火薬剤（1%）	: 2,000L																																																									
・泡消火薬剤運搬車	: 1台	・泡消火薬剤運搬車	: 1台																																																									
設備名	配備数	保管場所																																																										
・化学消防自動車	1台	51m倉庫・車庫エリア																																																										
・水槽付消防ポンプ自動車	1台																																																											
・大規模火災用消防自動車	1台																																																											
・泡消火薬剤（3%）	7,200L																																																											
・資機材運搬車	1台																																																											
設備名	配備数	保管場所																																																										
・可搬型大型送水ポンプ車	6台	51m倉庫・車庫エリア 2号東側31mエリア(a),(b) 展望台行管理道路脇西側60mエリア																																																										
・ホース延長・回収車（送水車用）	6台																																																											
・小型放水砲	2台	構内保管場所																																																										
・泡消火薬剤（1%）	6,000L																																																											
・泡消火薬剤コンテナ式運搬車	1台																																																											

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由						
<p>2. 軽油タンクの消火方法について</p> <p>第3表のとおり、アクセスルートまで隔離距離が確保されており、万一初期消火活動にて消火が完了しなかった場合でも、アクセスルートは放射熱強度が「長時間さらされても苦痛を感じない強度^{※1}」である1.6kW/m²以下まで低減されることから、通行は可能と考える。</p> <p>軽油タンクが地震により損傷し、防油堤内で火災が発生した場合は化学消防自動車による初期消火活動を実施するが、初期消火活動にて消火が困難な場合には、継続して周辺施設への延焼防止に努め、被害の拡大防止を図るとともに、大容量送水ポンプ、泡消火薬剤混合装置及び放水砲による消火活動を実施する。</p> <p>※1：出典「石油コンビナートの防災アセスメント指針」</p>		<p>2. 3号炉補助ボイラー燃料タンクの消火方法について</p> <p>第2図のとおり、漏えいした重油が防油堤内に全量貯蔵されている状態において火災が発生した場合でも、アクセスルートまでの隔離距離を確保できるよう、防油堤の堰面積の縮小を予定している。</p> <p>第6表のとおり、アクセスルートまで隔離距離が確保することが可能であり、万一初期消火活動にて消火が完了しなかった場合でも、アクセスルートは放射熱（＝輻射）強度が「長時間さらされても苦痛を感じない強度^{※1}」である1.6kW/m²以下まで低減されることから、通行は可能と考える。</p> <p>3号炉補助ボイラー燃料タンクが地震により損傷し、防油堤内で火災が発生した場合は化学消防自動車等による初期消火活動を実施するが、初期消火活動にて消火が困難な場合には、継続して周辺施設への延焼防止に努め、被害の拡大防止を図るとともに、大規模火災用消防自動車、可搬型大型送水ポンプ車、小型放水砲及び泡消火薬剤による消火活動を実施する。</p> <p>※1：出典「石油コンビナートの防災アセスメント指針」</p> <table border="1" data-bbox="1339 810 1953 1177"> <thead> <tr> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>  </td> <td>  </td> </tr> <tr> <td> 堰（内側）：24.2-(0.4×2)×(26.4-(0.4×2)) 堰面積：23.4m×25.6m =599.04m² </td> <td> 堰（内側）：20.9m×23.1m 堰面積：20.9m×23.1m =482.79m² </td> </tr> </tbody> </table> <p>第2図 3号炉補助ボイラー燃料タンク防油堤外形図</p>	変更前	変更後			堰（内側）：24.2-(0.4×2)×(26.4-(0.4×2)) 堰面積：23.4m×25.6m =599.04m ²	堰（内側）：20.9m×23.1m 堰面積：20.9m×23.1m =482.79m ²	<p>【女川】記載内容の相違 ・火災想定施設の相違 【女川】設計方針の相違 ・3号補助ボイラー燃料タンク防油堤は、防油堤の堰面積の縮小によりアクセスルートからの隔離距離を確保する予定。</p> <p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【女川】記載内容の相違 ・火災想定施設及び消火活動用の設備の相違。</p>
変更前	変更後								
									
堰（内側）：24.2-(0.4×2)×(26.4-(0.4×2)) 堰面積：23.4m×25.6m =599.04m ²	堰（内側）：20.9m×23.1m 堰面積：20.9m×23.1m =482.79m ²								

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																					
<p>3. 主要変圧器の火災について</p> <p>地震により主要変圧器が損傷、変圧器内の絶縁油が漏えいし火災が発生した場合でも、第3表のとおり、アクセスルートまで離隔距離が確保されており、万一初期消火活動にて消火が完了しなかった場合でも、アクセスルートは放射熱強度が「長時間さらされても苦痛を感じない強度^{※1}」である1.6kW/㎡以下まで低減されることから、通行は可能と考える。</p> <p>防油堤内に漏えいした絶縁油は防油堤内の集油マスに流入した後地下の漏油受槽に流下するため、万一火災が発生した場合でもアクセスルートへの影響は考えにくい。(別添-1参照)</p> <p>各排油貯槽は当該変圧器の保有油量の全量を貯留するだけの容量を確保している。</p> <p>※1 出典「石油コンビナートの防災アセスメント指針」</p> <p>第1表 主要変圧器保有油量及び漏油受槽受入量</p> <table border="1" data-bbox="80 695 683 922"> <thead> <tr> <th>変圧器</th> <th>本体油量 [kL]</th> <th>貯槽</th> <th>受入量 [kL]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号主変圧器</td> <td>100</td> <td rowspan="2">防油槽</td> <td rowspan="2">176.8</td> </tr> <tr> <td>1号起動変圧器</td> <td>48</td> </tr> <tr> <td>2号主変圧器</td> <td>138</td> <td rowspan="2">排油貯槽</td> <td rowspan="2">294</td> </tr> <tr> <td>2号起動変圧器</td> <td>66</td> </tr> <tr> <td>3号主変圧器</td> <td>138</td> <td>排油貯槽</td> <td>257.4</td> </tr> <tr> <td>3号起動変圧器A/B</td> <td>80</td> <td>排油貯槽</td> <td>124.4</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、主要な変圧器にはそれぞれ水噴霧消火設備が設置されているが、水源タンクや消火ポンプの損傷により消火ができない場合は、初期消火要員による消火活動を実施し、被害の拡大を防止する。また、同時発災した場合は、アクセスルートへの影響の大きい箇所から消火活動を実施する。また、各主要変圧器は別添-2に示すとおり、保護継電器にて保護されており、電気回路故障時の事故拡大防止対策を実施している。</p>	変圧器	本体油量 [kL]	貯槽	受入量 [kL]	1号主変圧器	100	防油槽	176.8	1号起動変圧器	48	2号主変圧器	138	排油貯槽	294	2号起動変圧器	66	3号主変圧器	138	排油貯槽	257.4	3号起動変圧器A/B	80	排油貯槽	124.4	<p>別紙(6)</p> <p>可燃物施設の火災について</p> <p>1. 変圧器の火災について</p> <p>(1) 変圧器の絶縁油の漏えいについて</p> <p>地震により2、3号炉の変圧器が損傷、変圧器内の絶縁油が漏えいし火災が発生した場合、第1図に示すとおり、防油堤内に漏えいした絶縁油は防油堤内の排油溜めに流入する。また、各排油溜めは、各変圧器の保有油量の全量を貯留するだけの容量を有している。</p> <p>よって、地震により2、3号炉の変圧器が損傷した場合においても火災が発生する可能性は少ない。</p>	<p>3. 主要変圧器の火災について</p> <p>地震により主要変圧器が損傷、変圧器内の絶縁油が漏えいし火災が発生した場合でも、第6表のとおり、アクセスルートに必要な道路幅が確保されており、万一初期消火活動にて消火が完了しなかった場合でも、アクセスルートは放射熱強度が「長時間さらされても苦痛を感じない強度^{※1}」である1.6kW/㎡以下まで低減されることから、通行は可能と考える。</p> <p>防油堤内に漏えいした絶縁油は防油堤内の排油水槽に流下するため、万一火災が発生した場合でもアクセスルートへの影響は考えにくい。(別添-1参照)</p> <p>各排油水槽は当該変圧器の保有油量の全量を貯留するだけの容量を確保している。</p> <p>※1：出典「石油コンビナートの防災アセスメント指針」</p> <p>第3表 主要変圧器保有油量及び排油水槽受入量</p> <table border="1" data-bbox="1339 699 1953 1031"> <thead> <tr> <th>変圧器</th> <th>本体油量 [kL]</th> <th>水槽</th> <th>受入量 [kL]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号炉主変圧器</td> <td>86.0</td> <td rowspan="3">排油水槽</td> <td rowspan="3">282.0</td> </tr> <tr> <td>1号炉所内変圧器</td> <td>22.0</td> </tr> <tr> <td>1号炉起動変圧器</td> <td>41.0</td> </tr> <tr> <td>2号炉主変圧器</td> <td>77.0</td> <td rowspan="3">排油水槽</td> <td rowspan="3">282.0</td> </tr> <tr> <td>2号炉所内変圧器</td> <td>22.0</td> </tr> <tr> <td>2号炉起動変圧器</td> <td>41.0</td> </tr> <tr> <td>1号及び2号炉予備変圧器</td> <td>15.9</td> <td>排油水槽</td> <td>128.0</td> </tr> <tr> <td>3号炉主変圧器</td> <td rowspan="2">107.8</td> <td rowspan="2">排油水槽</td> <td rowspan="2">252.0</td> </tr> <tr> <td>3号炉所内変圧器</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、主要な変圧器にはそれぞれ水噴霧消火設備が設置されているが、水源タンクや消火ポンプの損傷により消火ができない場合は、初期消火要員による消火活動を実施し、被害の拡大を防止する。また、同時発災した場合は、アクセスルートへの影響の大きい箇所から消火活動を実施する。また、各主要変圧器は別添-2に示すとおり、保護継電器にて保護されており、電気回路故障時の事故拡大防止対策を実施している。</p>	変圧器	本体油量 [kL]	水槽	受入量 [kL]	1号炉主変圧器	86.0	排油水槽	282.0	1号炉所内変圧器	22.0	1号炉起動変圧器	41.0	2号炉主変圧器	77.0	排油水槽	282.0	2号炉所内変圧器	22.0	2号炉起動変圧器	41.0	1号及び2号炉予備変圧器	15.9	排油水槽	128.0	3号炉主変圧器	107.8	排油水槽	252.0	3号炉所内変圧器	<p>【島根】記載箇所の相違 ・泊は女川ベースの資料構成で作成。</p> <p>【島根】記載内容の相違 ・島根は変圧器火災が発生する可能性が少ないことを記載。泊は女川同様、火災が発生してもアクセスルートへ影響がないことを記載。</p> <p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【女川】記載内容の相違 ・ブランドの相違に伴う表の内容の相違。</p>
変圧器	本体油量 [kL]	貯槽	受入量 [kL]																																																					
1号主変圧器	100	防油槽	176.8																																																					
1号起動変圧器	48																																																							
2号主変圧器	138	排油貯槽	294																																																					
2号起動変圧器	66																																																							
3号主変圧器	138	排油貯槽	257.4																																																					
3号起動変圧器A/B	80	排油貯槽	124.4																																																					
変圧器	本体油量 [kL]	水槽	受入量 [kL]																																																					
1号炉主変圧器	86.0	排油水槽	282.0																																																					
1号炉所内変圧器	22.0																																																							
1号炉起動変圧器	41.0																																																							
2号炉主変圧器	77.0	排油水槽	282.0																																																					
2号炉所内変圧器	22.0																																																							
2号炉起動変圧器	41.0																																																							
1号及び2号炉予備変圧器	15.9	排油水槽	128.0																																																					
3号炉主変圧器	107.8	排油水槽	252.0																																																					
3号炉所内変圧器																																																								

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

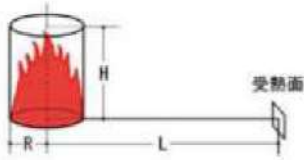
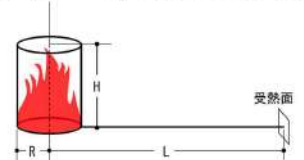
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>4. タンクローリによる燃料給油時の火災防止 タンクローリによる燃料給油時の火災防止として、以下のとおり対応する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・タンクローリは接地を取り、作業に伴う静電気の発生を防止する。 ・万一軽油が漏えいした場合を想定し、油拭き取り用ウェス及び消火器を周囲に配備する。 ・タンクローリから軽油タンク及び大容量電源装置用燃料タンクへの接続はねじ式であり、油の漏えいを予防している。 		<p>4. 可搬型タンクローリによる燃料給油時の火災防止 可搬型タンクローリによる燃料給油時の火災防止策として、以下のとおり対応する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・静電気放電による火災防止策として、可搬型タンクローリは接地を取る。 ・万一油が漏えいした場合に備えて、油吸着シート及び消火器を周囲に配備する。 ・可搬型タンクローリから代替非常用発電機及び可搬型代替電源車への接続はクイックカプラ式であり、油の漏えいを予防している。 	<p>【島根】記載箇所の相違 【女川】記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>5. 火災源からの放射熱強度の算出</p> <p>軽油タンク及び各主要変圧器等にて、火災が発生した場合の迂回路の有効性を確認するため「石油コンビナートの防災アセスメント指針」を元に火災の影響範囲を算定した。</p> <p>算出方法及び算定結果は以下のとおり。</p> <p>(1) 形態係数の算出</p> <p>火災源を円筒火災モデル*として設定し、火災源からの受熱側が受け取る放射熱量の割合に関連する形態係数φを算出する。</p> $\phi = \frac{1}{\pi n} \tan^{-1} \left(\frac{m}{\sqrt{n^2 - 1}} \right) + \frac{m}{\pi} \left(\frac{A - 2n}{n\sqrt{AB}} \tan^{-1} \left[\frac{A(n-1)}{B(n+1)} \right] - \frac{1}{n} \tan^{-1} \left[\frac{(n-1)}{\sqrt{(n+1)}} \right] \right)$ <p>ただし、$m = \frac{H}{R} \approx 3$、$n = \frac{L}{R}$、$A = (1+n)^2 + m^2$、$B = (1-n)^2 + m^2$</p> <p>※油火災において任意の位置における放射熱（強度）を計算により求めるには、半径が1.5m以上の場合で火災の高さを燃焼半径の3倍とした円筒火災モデルを採用する。</p> <p>なお、燃焼半径Rは次の式から算出する。</p> $R = \sqrt{S/\pi} \quad [m]$ <p>R：燃焼半径[m]、S：防油堤面積又は変圧器投影面積[m²]</p>  <p>第2図 円筒火災モデルと受熱面</p>		<p>5. 火災源からの放射熱強度の算出</p> <p>3号炉補助ボイラー燃料タンク及び各主要変圧器等にて、火災が発生した場合のアクセスルートへの影響を確認するため「石油コンビナートの防災アセスメント指針」を元に火災の影響範囲を算定した。</p> <p>算出方法及び算定結果は以下のとおり。</p> <p>(1) 形態係数の算出</p> <p>火災源を円筒火災モデル*として設定し、火災源からの受熱側が受け取る放射量の割合に関連する形態係数φを算出する。</p> $\phi = \frac{1}{\pi n} \tan^{-1} \left(\frac{m}{\sqrt{n^2 - 1}} \right) + \frac{m}{\pi} \left(\frac{A - 2n}{n\sqrt{AB}} \tan^{-1} \left[\frac{A(n-1)}{B(n+1)} \right] - \frac{1}{n} \tan^{-1} \left[\frac{(n-1)}{\sqrt{(n+1)}} \right] \right)$ <p>$m = \frac{H}{R} \approx 3$、$n = \frac{L}{R}$、$A = (1+n)^2 + m^2$、$B = (1-n)^2 + m^2$</p> <p>※：油火災において任意の位置における放射（強度）を計算により求めるには、半径が1.5m以上の場合で火災の高さを燃焼半径の3倍とした円筒火災モデルを採用する。</p> <p>なお、燃焼半径Rは次の式から算出する。</p> $R = \sqrt{\frac{S}{\pi}} \quad (m)$ <p>R：燃焼半径 (m)、S：防油堤面積又は変圧器投影面積 (m²)</p>  <p>第3図 円筒火災モデルと受熱面</p>	<p>【女川】記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																
<p>(2) 放射熱強度の算出</p> <p>火災源の放射発散度 R_f と形態係数 ϕ より受熱側の放射熱強度 E を算出する。</p> $E = R_f \times \phi$ <p>E：放射熱強度 (W/m²)，R_f：放射発散度 (W/m²)，ϕ：形態係数</p> <p>液面火災では、火炎面積の直径が10mを越えると空気供給不足により大量の黒煙が発生し放射発散度は低減する。</p> <p>放射発散度の低減率 r と燃焼容器直径 D の関係は次式で算出する。</p> $r = \exp(-0.06D)$ <p>ただし、$r=0.3$ 程度を下限とする。</p> <p>第2表 主な可燃物の放射発散度</p> <table border="1" data-bbox="85 587 667 794"> <thead> <tr> <th>可燃物</th> <th>放射発散度 (kW/m²)</th> <th>可燃物</th> <th>放射発散度 (kW/m²)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>カフジ原油</td> <td>41×10³ (35×10³)</td> <td>メタノール</td> <td>9.8×10³ (8.4×10³)</td> </tr> <tr> <td>ガソリン・ナフサ</td> <td>58×10³ (50×10³)</td> <td>エタノール</td> <td>12×10³ (10×10³)</td> </tr> <tr> <td>灯油</td> <td>50×10³ (43×10³)</td> <td>LNG (メタン)</td> <td>76×10³ (65×10³)</td> </tr> <tr> <td>軽油</td> <td>42×10³ (36×10³)</td> <td>エチレン</td> <td>134×10³ (115×10³)</td> </tr> <tr> <td>重油</td> <td>23×10³ (20×10³)</td> <td>プロパン</td> <td>74×10³ (64×10³)</td> </tr> <tr> <td>ベンゼン</td> <td>62×10³ (53×10³)</td> <td>プロピレン</td> <td>73×10³ (53×10³)</td> </tr> <tr> <td>n-ヘキサン</td> <td>85×10³ (73×10³)</td> <td>n-ブタン</td> <td>83×10³ (71×10³)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(単位はW/m²、括弧内はkcal/m²・h)</p>	可燃物	放射発散度 (kW/m ²)	可燃物	放射発散度 (kW/m ²)	カフジ原油	41×10 ³ (35×10 ³)	メタノール	9.8×10 ³ (8.4×10 ³)	ガソリン・ナフサ	58×10 ³ (50×10 ³)	エタノール	12×10 ³ (10×10 ³)	灯油	50×10 ³ (43×10 ³)	LNG (メタン)	76×10 ³ (65×10 ³)	軽油	42×10 ³ (36×10 ³)	エチレン	134×10 ³ (115×10 ³)	重油	23×10 ³ (20×10 ³)	プロパン	74×10 ³ (64×10 ³)	ベンゼン	62×10 ³ (53×10 ³)	プロピレン	73×10 ³ (53×10 ³)	n-ヘキサン	85×10 ³ (73×10 ³)	n-ブタン	83×10 ³ (71×10 ³)		<p>(2) 放射熱強度の算出</p> <p>火災源の放射発散度 R_f と形態係数 ϕ より受熱側の放射熱強度 E を算出する。</p> $E = R_f \times \phi$ <p>E：放射熱強度 (W/m²)，R_f：放射発散度 (W/m²)，ϕ：形態係数</p> <p>液面火災では、火炎面積の直径が10mを越えると空気供給不足により大量の黒煙が発生し放射発散度は低減する。</p> <p>放射発散度の低減率 r と燃焼容器直径 D の関係は次式で算出する。</p> $r = \exp(-0.06D)$ <p>ただし、$r=0.3$ 程度を下限とする。</p> <p>第4表 主な可燃物の放射発散度</p> <table border="1" data-bbox="1348 587 1953 849"> <thead> <tr> <th>可燃性液体</th> <th>放射発散度 (kW/m²)</th> <th>可燃性液体</th> <th>放射発散度 (kW/m²)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>カフジ原油</td> <td>41</td> <td>メタノール</td> <td>9.8</td> </tr> <tr> <td>ガソリン・ナフサ</td> <td>58</td> <td>エタノール</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>灯油</td> <td>50</td> <td>LNG (メタン)</td> <td>76</td> </tr> <tr> <td>軽油</td> <td>42</td> <td>エチレン</td> <td>134</td> </tr> <tr> <td>重油</td> <td>23</td> <td>プロパン</td> <td>74</td> </tr> <tr> <td>ベンゼン</td> <td>62</td> <td>プロピレン</td> <td>73</td> </tr> <tr> <td>n-ヘキサン</td> <td>85</td> <td>n-ブタン</td> <td>83</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：「石油コンビナートの防災アセスメント指針」</p>	可燃性液体	放射発散度 (kW/m ²)	可燃性液体	放射発散度 (kW/m ²)	カフジ原油	41	メタノール	9.8	ガソリン・ナフサ	58	エタノール	12	灯油	50	LNG (メタン)	76	軽油	42	エチレン	134	重油	23	プロパン	74	ベンゼン	62	プロピレン	73	n-ヘキサン	85	n-ブタン	83	<p>【女川】記載表現の相違</p>
可燃物	放射発散度 (kW/m ²)	可燃物	放射発散度 (kW/m ²)																																																																
カフジ原油	41×10 ³ (35×10 ³)	メタノール	9.8×10 ³ (8.4×10 ³)																																																																
ガソリン・ナフサ	58×10 ³ (50×10 ³)	エタノール	12×10 ³ (10×10 ³)																																																																
灯油	50×10 ³ (43×10 ³)	LNG (メタン)	76×10 ³ (65×10 ³)																																																																
軽油	42×10 ³ (36×10 ³)	エチレン	134×10 ³ (115×10 ³)																																																																
重油	23×10 ³ (20×10 ³)	プロパン	74×10 ³ (64×10 ³)																																																																
ベンゼン	62×10 ³ (53×10 ³)	プロピレン	73×10 ³ (53×10 ³)																																																																
n-ヘキサン	85×10 ³ (73×10 ³)	n-ブタン	83×10 ³ (71×10 ³)																																																																
可燃性液体	放射発散度 (kW/m ²)	可燃性液体	放射発散度 (kW/m ²)																																																																
カフジ原油	41	メタノール	9.8																																																																
ガソリン・ナフサ	58	エタノール	12																																																																
灯油	50	LNG (メタン)	76																																																																
軽油	42	エチレン	134																																																																
重油	23	プロパン	74																																																																
ベンゼン	62	プロピレン	73																																																																
n-ヘキサン	85	n-ブタン	83																																																																

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉																																																								
(3) 離隔距離と放射熱強度の関係																																																								
各可燃物施設からアクセスルートまでの離隔距離と放射熱強度が「長時間さらされても苦痛を感じない強度」である 1.6kW/m ² 以下となる距離を第3表及び第3図に示す。																																																								
<p>第3表 可燃物施設の火災による影響範囲とアクセスルートとの離隔距離</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価対象</th> <th>火災中心からの距離</th> <th>ルート1又はルート2までの離隔距離※1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1号軽油貯蔵タンク</td><td>約30m</td><td>約241m</td></tr> <tr><td>大容量電源装置</td><td>約24m</td><td>約64m</td></tr> <tr><td>1号主変圧器</td><td>約18m^{※2}</td><td>約151m</td></tr> <tr><td>1号起動変圧器</td><td>約16m^{※2}</td><td>約163m</td></tr> <tr><td>1号所内変圧器</td><td>約12m^{※2}</td><td>約140m</td></tr> <tr><td>2号主変圧器</td><td>約19m^{※2}</td><td>約140m</td></tr> <tr><td>2号起動変圧器</td><td>約17m^{※2}</td><td>約123m</td></tr> <tr><td>2号所内変圧器</td><td>約12m^{※2}</td><td>約127m</td></tr> <tr><td>2号助給電源変圧器</td><td>約10m^{※2}</td><td>約128m</td></tr> <tr><td>2号補助ボイラー用変圧器</td><td>約13m^{※2}</td><td>約74m</td></tr> <tr><td>2号PLB-VVVF入力変圧器</td><td>約9m^{※2}</td><td>約21m</td></tr> <tr><td>3号主変圧器</td><td>約19m^{※2}</td><td>約28m</td></tr> <tr><td>3号起動変圧器</td><td>約15m^{※2}</td><td>約37m</td></tr> <tr><td>3号所内変圧器</td><td>約12m^{※2}</td><td>約33m</td></tr> <tr><td>3号助給電源変圧器</td><td>約10m^{※2}</td><td>約19m</td></tr> <tr><td>3号補助ボイラー用変圧器</td><td>約10m^{※2}</td><td>約60m</td></tr> <tr><td>3号PLB-VVVF入力変圧器</td><td>約9m^{※2}</td><td>約18m</td></tr> </tbody> </table> <p>※1 火災中心からの距離 ※2 絶縁油の放射熱強度は重油の値を使用して算出</p>			評価対象	火災中心からの距離	ルート1又はルート2までの離隔距離※1	1号軽油貯蔵タンク	約30m	約241m	大容量電源装置	約24m	約64m	1号主変圧器	約18m ^{※2}	約151m	1号起動変圧器	約16m ^{※2}	約163m	1号所内変圧器	約12m ^{※2}	約140m	2号主変圧器	約19m ^{※2}	約140m	2号起動変圧器	約17m ^{※2}	約123m	2号所内変圧器	約12m ^{※2}	約127m	2号助給電源変圧器	約10m ^{※2}	約128m	2号補助ボイラー用変圧器	約13m ^{※2}	約74m	2号PLB-VVVF入力変圧器	約9m ^{※2}	約21m	3号主変圧器	約19m ^{※2}	約28m	3号起動変圧器	約15m ^{※2}	約37m	3号所内変圧器	約12m ^{※2}	約33m	3号助給電源変圧器	約10m ^{※2}	約19m	3号補助ボイラー用変圧器	約10m ^{※2}	約60m	3号PLB-VVVF入力変圧器	約9m ^{※2}	約18m
評価対象	火災中心からの距離	ルート1又はルート2までの離隔距離※1																																																						
1号軽油貯蔵タンク	約30m	約241m																																																						
大容量電源装置	約24m	約64m																																																						
1号主変圧器	約18m ^{※2}	約151m																																																						
1号起動変圧器	約16m ^{※2}	約163m																																																						
1号所内変圧器	約12m ^{※2}	約140m																																																						
2号主変圧器	約19m ^{※2}	約140m																																																						
2号起動変圧器	約17m ^{※2}	約123m																																																						
2号所内変圧器	約12m ^{※2}	約127m																																																						
2号助給電源変圧器	約10m ^{※2}	約128m																																																						
2号補助ボイラー用変圧器	約13m ^{※2}	約74m																																																						
2号PLB-VVVF入力変圧器	約9m ^{※2}	約21m																																																						
3号主変圧器	約19m ^{※2}	約28m																																																						
3号起動変圧器	約15m ^{※2}	約37m																																																						
3号所内変圧器	約12m ^{※2}	約33m																																																						
3号助給電源変圧器	約10m ^{※2}	約19m																																																						
3号補助ボイラー用変圧器	約10m ^{※2}	約60m																																																						
3号PLB-VVVF入力変圧器	約9m ^{※2}	約18m																																																						

高根原子力発電所2号炉		
(3) 離隔距離と放射熱強度の関係		
各可燃物施設からアクセスルートまでの離隔距離と放射熱強度が「長時間さらされても苦痛を感じない強度」である 1.6kW/m ² 以下となる距離を第3表及び第3図に示す。		

泊発電所3号炉																																																														
(3) 離隔距離と放射熱強度の関係																																																														
可燃物施設火災時の影響評価は、石油コンビナートの防災アセスメント指針を元に「長時間さらされても苦痛を感じない強度」である 1.6kW/m ² を採用する。各可燃物施設火災時の影響評価方法を第5表、各可燃物施設からアクセスルートまでの離隔距離と放射熱強度を第6表及び第4図に示す。																																																														
<p>第5表 可燃物施設火災時の影響評価方法</p> <p>第6表 可燃物施設の火災による影響範囲とアクセスルートとの離隔距離</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価対象</th> <th>放射熱強度が1.6kW/m²となる火災の中心からの距離(m) : A</th> <th>火災の中心からアクセスルートまでの距離(m) : B</th> <th>アクセスルート幅(m) : C</th> <th>判定値 : B+C-A 4.0m以上 : 影響なし</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1号炉主変圧器[※]</td><td>17.1</td><td>116.7</td><td>8</td><td>107.6 (影響なし)</td></tr> <tr><td>1号炉所内変圧器[※]</td><td>15.5</td><td>101.7</td><td>8</td><td>94.2 (影響なし)</td></tr> <tr><td>1号炉起動変圧器[※]</td><td>12.9</td><td>101.5</td><td>8</td><td>96.6 (影響なし)</td></tr> <tr><td>2号炉主変圧器[※]</td><td>17.1</td><td>19.5</td><td>12</td><td>14.4 (影響なし)</td></tr> <tr><td>2号炉所内変圧器[※]</td><td>12.9</td><td>22.5</td><td>12</td><td>21.6 (影響なし)</td></tr> <tr><td>2号炉起動変圧器[※]</td><td>15.5</td><td>10.0</td><td>12</td><td>6.5 (影響なし)</td></tr> <tr><td>1号及び2号炉予備変圧器[※]</td><td>12.4</td><td>83.7</td><td>12</td><td>83.3 (影響なし)</td></tr> <tr><td>1号及び2号炉補助ボイラー燃料タンク</td><td>36</td><td>35.5</td><td>8</td><td>7.5 (影響なし)</td></tr> <tr><td>3号炉主変圧器[※] 3号炉所内変圧器[※]</td><td>18.9</td><td>40.7</td><td>10</td><td>37.8 (影響なし)</td></tr> <tr><td>3号炉補助ボイラー燃料タンク</td><td>26.0</td><td>18.3</td><td>14</td><td>6.3 (影響なし)</td></tr> <tr><td>1号炉油計量タンク</td><td>19</td><td>38.4</td><td>7</td><td>26.4 (影響なし)</td></tr> </tbody> </table> <p>※：絶縁油の放射熱強度は物性の近い重油の値を使用して算出</p>			評価対象	放射熱強度が1.6kW/m ² となる火災の中心からの距離(m) : A	火災の中心からアクセスルートまでの距離(m) : B	アクセスルート幅(m) : C	判定値 : B+C-A 4.0m以上 : 影響なし	1号炉主変圧器 [※]	17.1	116.7	8	107.6 (影響なし)	1号炉所内変圧器 [※]	15.5	101.7	8	94.2 (影響なし)	1号炉起動変圧器 [※]	12.9	101.5	8	96.6 (影響なし)	2号炉主変圧器 [※]	17.1	19.5	12	14.4 (影響なし)	2号炉所内変圧器 [※]	12.9	22.5	12	21.6 (影響なし)	2号炉起動変圧器 [※]	15.5	10.0	12	6.5 (影響なし)	1号及び2号炉予備変圧器 [※]	12.4	83.7	12	83.3 (影響なし)	1号及び2号炉補助ボイラー燃料タンク	36	35.5	8	7.5 (影響なし)	3号炉主変圧器 [※] 3号炉所内変圧器 [※]	18.9	40.7	10	37.8 (影響なし)	3号炉補助ボイラー燃料タンク	26.0	18.3	14	6.3 (影響なし)	1号炉油計量タンク	19	38.4	7	26.4 (影響なし)
評価対象	放射熱強度が1.6kW/m ² となる火災の中心からの距離(m) : A	火災の中心からアクセスルートまでの距離(m) : B	アクセスルート幅(m) : C	判定値 : B+C-A 4.0m以上 : 影響なし																																																										
1号炉主変圧器 [※]	17.1	116.7	8	107.6 (影響なし)																																																										
1号炉所内変圧器 [※]	15.5	101.7	8	94.2 (影響なし)																																																										
1号炉起動変圧器 [※]	12.9	101.5	8	96.6 (影響なし)																																																										
2号炉主変圧器 [※]	17.1	19.5	12	14.4 (影響なし)																																																										
2号炉所内変圧器 [※]	12.9	22.5	12	21.6 (影響なし)																																																										
2号炉起動変圧器 [※]	15.5	10.0	12	6.5 (影響なし)																																																										
1号及び2号炉予備変圧器 [※]	12.4	83.7	12	83.3 (影響なし)																																																										
1号及び2号炉補助ボイラー燃料タンク	36	35.5	8	7.5 (影響なし)																																																										
3号炉主変圧器 [※] 3号炉所内変圧器 [※]	18.9	40.7	10	37.8 (影響なし)																																																										
3号炉補助ボイラー燃料タンク	26.0	18.3	14	6.3 (影響なし)																																																										
1号炉油計量タンク	19	38.4	7	26.4 (影響なし)																																																										



【女川】記載表現の相違

【女川】記載内容の相違・泊は評価方法を明記している。

【女川】記載内容の相違・プラントの相違に伴う評価結果の相違。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p data-bbox="129 608 651 632">第3図 火災想定施設及び火災発生時における放射熱強度</p>		 <p data-bbox="1397 608 1904 632">第4図 火災想定施設及び火災発生時における放射熱強度</p> <p data-bbox="1344 651 1912 675">[Redacted] 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	<p data-bbox="1989 608 2168 715">【女川】記載表現の相違・プラントの相違の相違による火災想定施設の相違。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

第4表 放射熱の影響

(出典：石油コンビナートの防災アセスメント指針)

表 5.17 放射熱の影響

放射熱強度		状況および説明	出典
(kW/m ²)	(kcal/m ² h)		
0.9	800	太陽(真夏)放射熱強度	*1)
1.3	1,080	人が長時間暴露されても安全な強度	*2)
1.6	1,400	長時間さらされても苦痛を感じない強度	*5)
2.3	2,000	露出人体に対する危険範囲(接近可能) 1分間以内で痛みを感じる強度 現指針(平成13年)に示されている液面火災の基準値	*3)
2.4	2,050	地震時の市街地大火に対する避難計画で用いられる許容限界	*4)
4.0	3,400	20秒で痛みを感じる強度。皮膚に水疱を生じる場合があるが、致死率0%	*5)
4.6	4,000	10~20秒で苦痛を感じる強度 古い木板が長時間受熱すると引火する強度 フレアスタック直下での熱量規制(高圧ガス保安法他)	*2)
8.1	7,000	10~20秒で火傷となる強度	*2)
9.5	8,200	8秒で痛みの限界に達し、20秒で第2度の火傷(赤く斑点ができ水疱が生じる)を負う	*5)
11.6	10,000	現指針(平成13年)に示されているファイヤーボールの基準値(ファイヤーボールの継続時間は概ね数秒以下と考えられることによる)	*3)
11.6~	10,000~	約15分間に木材繊維などが発火する強度	*2)
12.5	10,800	木片が引火する、あるいはプラスチックチューブが溶ける最小エネルギー	*5)
25.0	21,500	長時間暴露により木片が自然発火する最小エネルギー	*5)
37.5	32,300	プロセス機器に被害を与えるのに十分な強度	*5)

*1) 理科年表
 *2) 高圧ガス保安協会：コンビナート保安・防災技術指針(1974)
 *3) 消防庁特殊災害室：石油コンビナートの防災アセスメント指針(2001)
 *4) 長谷見雄二、重川希志依：火災時における人間の耐放射線量について、日本火災学会論文集、Vol.31, No.1(1981)
 *5) Manual of Industrial Hazard Assessment Techniques, ed.P.J.Kayes, Washington, DC: Office of Environmental and Scientific Affairs, World Bank. (1985)

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

第7表 放射熱の影響

(出典：石油コンビナートの防災アセスメント指針)

放射熱強度		状況および説明	出典
(kW/m ²)	(kcal/m ² h)		
0.9	800	太陽(真夏)放射熱強度	*1)
1.3	1,080	人が長時間暴露されても安全な強度	*2)
1.6	1,400	長時間さらされても苦痛を感じない強度	*5)
2.3	2,000	露出人体に対する危険範囲(接近可能) 1分間以内で痛みを感じる強度 現指針(平成13年)に示されている液面火災の基準値	*3)
2.4	2,050	地震時の市街地大火に対する避難計画で用いられる許容限界	*4)
4.0	3,400	20秒で痛みを感じる強度。皮膚に水疱を生じる場合があるが、致死率0%	*5)
4.6	4,000	10~20秒で苦痛を感じる強度 古い木板が長時間受熱すると引火する強度 フレアスタック直下での熱量規制(高圧ガス保安法他)	*2)
8.1	7,000	10~20秒で火傷となる強度	*2)
9.5	8,200	8秒で痛みの限界に達し、20秒で第2度の火傷(赤く斑点ができ水疱が生じる)を負う	*5)
11.6	10,000	現指針(平成13年)に示されているファイヤーボールの基準値(ファイヤーボールの継続時間は概ね数秒以下と考えられることによる)	*3)
11.6~	10,000~	約15分間に木材繊維などが発火する強度	*2)
12.5	10,800	木片が引火する、あるいはプラスチックチューブが溶ける最小エネルギー	*5)
25.0	21,500	長時間暴露により木片が自然発火する最小エネルギー	*5)
37.5	32,300	プロセス機器に被害を与えるのに十分な強度	*5)



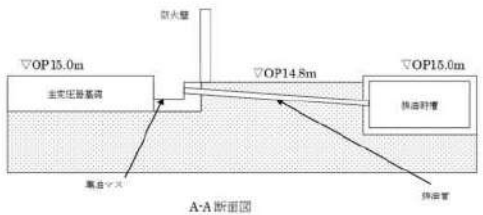
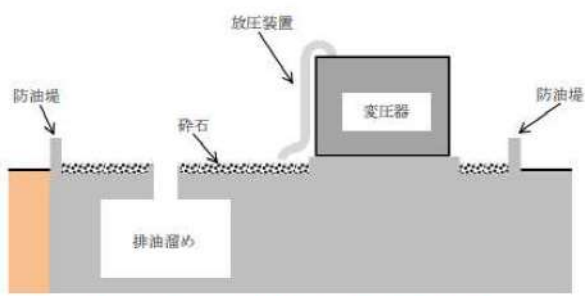

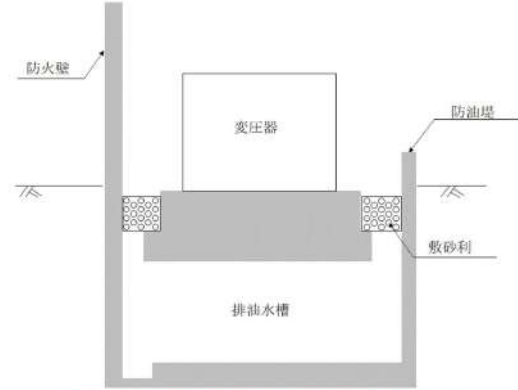
*1) 理科年表
 *2) 高圧ガス保安協会：コンビナート保安・防災技術指針(1974)
 *3) 消防庁特殊災害室：石油コンビナートの防災アセスメント指針(2001)
 *4) 長谷見雄二、重川希志依：火災時における人間の耐放射線量について、日本火災学会論文集、Vol.31, No.1(1981)
 *5) Manual of Industrial Hazard Assessment Techniques, ed.P.J.Kayes, Washington, DC: Office of Environmental and Scientific Affairs, World Bank. (1985)

相違理由

【女川】記載表現の相違

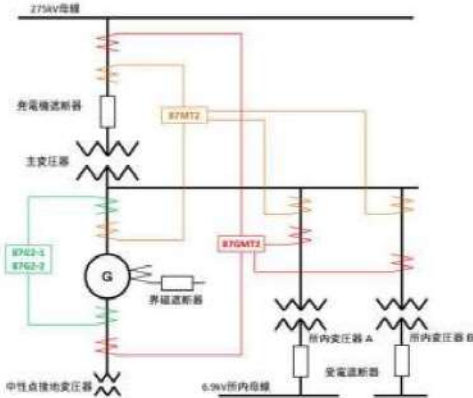
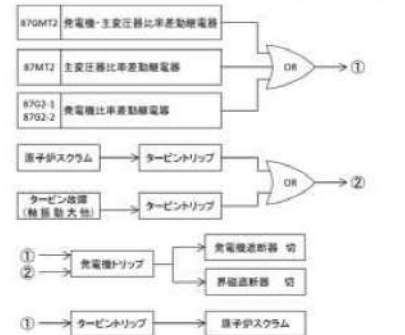
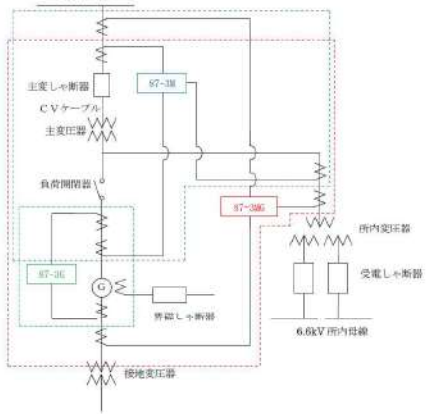
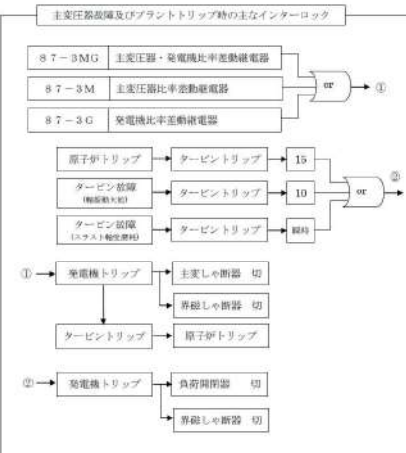
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">別添-1</p> <p style="text-align: center;">主変圧器、起動用変圧器エリアの防油堤について</p> <p>地震により主変圧器、起動用変圧器が損傷し、変圧器内の絶縁油が漏れいした場合、防油堤内に漏れいした絶縁油は防油堤内の集油マスに流入した後、排油貯槽に流下するため、万一火災が発生した場合でもアクセスルートへの影響は考えにくい。</p>  <p>図 主変圧器、起動用変圧器エリア配置図</p>  <p>図 主変圧器外観</p>  <p>A-A断面図</p>	<p style="text-align: center;">島根原子力発電所2号炉</p>  <p>第1図 変圧器下部構造（防油堤及び排油溜め）</p>	<p style="text-align: right;">別添-1</p> <p style="text-align: center;">変圧器エリアの防油堤について</p> <p>地震により主変圧器、起動用変圧器等が損傷し、変圧器内の絶縁油が漏れいした場合、防油堤内に漏れいした絶縁油は防油堤内の排水水槽に流入するため、万一火災が発生した場合でもアクセスルートへの影響は考えにくい。変圧器外観を第1図、変圧器下部構造を第2図に示す。</p>  <p>第1図 変圧器外観</p>  <p>第2図 変圧器下部構造（防油堤及び排水水槽）</p>	<p>【女川】記載内容の相違・設備の相違。 【女川】記載内容の相違</p> <p>【女川】記載表現の相違・プラントの相違による変圧器下部構造の相違。</p>

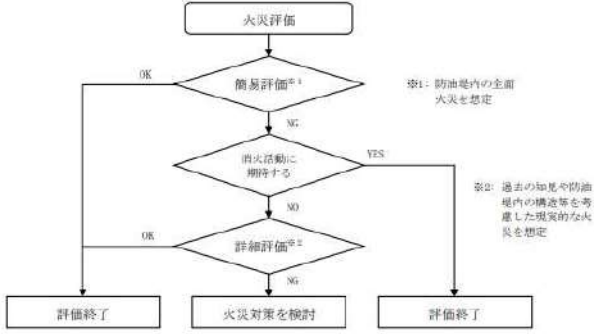
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">別添-2</p> <p>主変圧器内部故障及び電気回路故障時の事故拡大防止対策</p> <p>変圧器内部の巻線及び電気回路に地震等により短絡が発生すると、主変圧器1次側と2次側の電流の比率が変化することから、比率差動継電器により電流値の比率を監視している。</p> <p>故障を検知した場合は発電機を停止するため瞬時に発電機遮断器及び界磁遮断器を開放することにより、事故点を隔離し、電氣的に遮断するため、万一絶縁油が漏えいしたとしても火災発生リスクは低減されると考える。</p>   <p>主変圧器及びプラントトリップ時の主なインターロック</p>	<p>(2) 変圧器火災の事故拡大防止対策について</p> <p>中越沖地震において、柏崎刈羽原子力発電所3号炉の所内変圧器での火災は、地盤の沈下による相対変位が主な原因であった。</p> <p>島根原子力発電所の2、3号炉の変圧器は、基礎が岩盤又は地盤改良土に設置されていることから地盤の沈下による相対変位は想定されないため、火災が発生する可能性は少ない。</p> <p>1号炉起動変圧器及び予備変圧器は、絶縁母線フレキシブル導体部の絶縁処理による火災の発生防止対策を実施している。</p> <p>また、各変圧器は参考資料-1に示すとおり、保護継電器にて保護されており、電気回路故障時の事故拡大防止対策を実施している。</p>	<p style="text-align: right;">別添-2</p> <p>主変圧器内部故障及び電気回路故障時の事故拡大防止対策</p> <p>変圧器内部の巻線及び電気回路に地震等により短絡が発生すると、主変圧器1次側と2次側の電流の比率が変化することから、比率差動継電器により電流値の比率を監視している。</p> <p>故障を検知した場合は発電機を停止するため瞬時に発電機遮断器及び界磁遮断器を開放することにより、事故点を隔離し、電氣的に遮断するため、万一絶縁油が漏えいしたとしても火災発生リスクは低減されると考える。</p>   <p>第1図 主変圧器及びプラントトリップ時の主なインターロック</p>	<p>【島根】記載表現の相違</p>

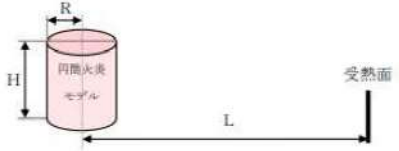
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																								
	<p>(3) 変圧器火災の評価方法について 変圧器火災の評価は、第2図のフローに従い行う。</p>  <p>第2図 変圧器の火災評価</p> <p>※1: 防油壁内の全面火災を想定 ※2: 過去の知見や防油壁内の構造等を考慮した現実的な火災を想定</p> <p>上述したとおり、地震により変圧器が損傷した場合においても火災が発生する可能性は非常に少ないと考えているが、今回の屋外のアクセスルートへの影響については、保守的に簡易評価を採用する。</p> <p>2. 屋外のアクセスルート周辺における変圧器の火災評価 (1) 変圧器の保有油量及び排油溜め受入量 第1表にアクセスルート周辺にある変圧器の保有油量及び排油溜め受入量を記す。</p> <p>第1表 アクセスルートに影響を及ぼすおそれのある変圧器保有油量及び排油溜め受入量</p> <table border="1" data-bbox="719 997 1310 1228"> <thead> <tr> <th>変圧器</th> <th>本体貯油量 (kL)</th> <th>排油溜め容積 (m³)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予備変圧器</td> <td>10</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>1号炉 起動変圧器</td> <td>46</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>2号炉 主変圧器</td> <td>77</td> <td rowspan="2">約 317</td> </tr> <tr> <td>2号炉 所内変圧器</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>2号炉 起動変圧器</td> <td>24</td> <td rowspan="3">約 432</td> </tr> <tr> <td>3号炉 補助変圧器</td> <td>37</td> </tr> <tr> <td>3号炉 主変圧器</td> <td>141</td> </tr> <tr> <td>3号炉 所内変圧器</td> <td>21</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 火災源からの放射熱強度の算出 各変圧器について、火災が発生した場合のアクセスルートにおける作業及び通行の有効性を確認するため、「石油コンビナートの防災アセスメント指針」を基に火災の影響範囲を算出した。 算出方法及び算定結果は以下のとおり。</p>	変圧器	本体貯油量 (kL)	排油溜め容積 (m ³)	予備変圧器	10	-	1号炉 起動変圧器	46	-	2号炉 主変圧器	77	約 317	2号炉 所内変圧器	20	2号炉 起動変圧器	24	約 432	3号炉 補助変圧器	37	3号炉 主変圧器	141	3号炉 所内変圧器	21			<p>【島根】記載内容の相違 ・島根は変圧器火災の評価方法を明確化している。</p> <p>【島根】記載箇所の相違 ・泊は女川と同様に、「3. 主要変圧器の火災について」及び「5. 火災源からの輻射強度の算出」において同様の内容を記載している。</p>
変圧器	本体貯油量 (kL)	排油溜め容積 (m ³)																									
予備変圧器	10	-																									
1号炉 起動変圧器	46	-																									
2号炉 主変圧器	77	約 317																									
2号炉 所内変圧器	20																										
2号炉 起動変圧器	24	約 432																									
3号炉 補助変圧器	37																										
3号炉 主変圧器	141																										
3号炉 所内変圧器	21																										

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>a. 形態係数の算出</p> <p>火災源を円筒火炎モデルと仮定し、火災源からの受熱面が受け取る放射熱量の割合に関連する形態係数Φを算出する。</p> $\Phi(L) = \frac{1}{m} \left[1 - \frac{m}{\sqrt{n^2 + 1}} \right] + \frac{m}{\pi} \left[\frac{(A - 2n)}{n\sqrt{AB}} \right] \left[\frac{A(n-1)}{\sqrt{B(n+1)}} \right] \left[1 - \frac{1}{n} \left[\frac{(n-1)}{\sqrt{(n+1)}} \right] \right]$ $m = \frac{H}{R} = 3, \quad n = \frac{L}{R}, \quad A = (1+n)^2 + m^2, \quad B = (1-n)^2 + m^2$ <p>ただし、H:火炎高さ[m]、R:火炎底面半径[m]、L:離隔距離[m]</p> <p>油火災において任意の位置における放射熱強度を計算により求めるには、囲いと同面積の底面をもち、高さが底面半径の3倍(m=H/R=3)の円筒火炎モデルを採用する。</p> <p>なお、燃焼半径は以下の式から算出する。(第3図)</p> $R = \sqrt{S/\pi}$ <p>R:燃焼半径[m]、S:燃料タンク防油堤面積[m²]</p>  <p>第3図 円筒火炎モデルと受熱面の関係 出典：「石油コンビナートの防災アセスメント指針」</p> <p>b. 放射熱強度の算出</p> <p>火災源の放射発散度R_fと形態係数Φから、受熱面の放射熱強度Eを算出する。</p> $E = R_f \cdot \Phi$ <p>E:放射熱強度[W/m²]、R_f:放射発散度[W/m²]、Φ:形態係数[-] (第2表)</p> <p>液面火災では、火炎面積の直径が10mを超えると空気供給不足により大量の黒煙が発生し放射発散度は低減する。</p> <p>放射発散度の低減率rと燃焼容器直径Dの関係は次式で算出する。</p> $r = \exp(-0.06D)$ <p>ただし、$r=0.3$程度を下限とする。</p>		<p>【島根】記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は女川と同様に、「3. 主要変圧器の火災について」及び「5. 火災源からの輻射強度の算出」において同様の内容を記載している。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																														
	<p style="text-align: center;">第2表 主な可燃物の放射発散度</p> <table border="1" data-bbox="801 199 1218 384"> <thead> <tr> <th>可燃性液体</th> <th>放射発散度 (kW/m²)</th> <th>可燃性液体</th> <th>放射発散度 (kW/m²)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>カブジ原油</td> <td>41</td> <td>メタノール</td> <td>9.8</td> </tr> <tr> <td>ガソリン・ナフサ</td> <td>58</td> <td>エタノール</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>灯油</td> <td>50</td> <td>LNG (メタン)</td> <td>76</td> </tr> <tr> <td>軽油</td> <td>42</td> <td>エチレン</td> <td>134</td> </tr> <tr> <td>重油</td> <td>23</td> <td>プロパン</td> <td>74</td> </tr> <tr> <td>ベンゼン</td> <td>62</td> <td>プロピレン</td> <td>73</td> </tr> <tr> <td>n-ヘキサン</td> <td>85</td> <td>n-ブタン</td> <td>83</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">出典：「石油コンビナートの防災アセスメント指針」</p> <p>c. 離隔距離と放射熱強度との関係 「石油コンビナートの防災アセスメント指針」に記載の放射熱強度とその影響を以下の第3表に示す。</p> <p style="text-align: center;">第3表 放射熱の影響</p> <table border="1" data-bbox="725 644 1312 1104"> <thead> <tr> <th colspan="2">放射熱強度</th> <th rowspan="2">状況および説明</th> <th rowspan="2">出典</th> </tr> <tr> <th>(kW/m²)</th> <th>(kcal/m²h)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.9</td> <td>800</td> <td>太陽(真夏)放射熱強度</td> <td>*1)</td> </tr> <tr> <td>1.3</td> <td>1,080</td> <td>人が長時間暴露されても安全な強度</td> <td>*2)</td> </tr> <tr> <td>1.6</td> <td>1,400</td> <td>長時間さらされても苦痛を感じない強度</td> <td>*5)</td> </tr> <tr> <td>2.3</td> <td>2,000</td> <td>露出人体に対する危険範囲(接近可能) 1分以内で痛みを感じる強度 現指針(平成13年)に示されている液面火災の基準値</td> <td>*3)</td> </tr> <tr> <td>2.4</td> <td>2,050</td> <td>地震時の市街地大火に対する避難計画で用いられる許容限界</td> <td>*4)</td> </tr> <tr> <td>4.0</td> <td>3,400</td> <td>20秒で痛みを感じる強度。皮膚に水疱を生じる場合があるが、致死率0%</td> <td>*5)</td> </tr> <tr> <td>4.6</td> <td>4,000</td> <td>10~20秒で苦痛を感じる強度 古い木板が長時間受熱すると引火する強度 フレアスタック直下での熱量規制(高圧ガス保安法他)</td> <td>*2)</td> </tr> <tr> <td>8.1</td> <td>7,000</td> <td>10~20秒で大傷となる強度</td> <td>*2)</td> </tr> <tr> <td>9.5</td> <td>8,200</td> <td>8秒で痛みの限界に達し、20秒で第2度の火傷(赤く斑点ができて水疱が生じる)を負う</td> <td>*5)</td> </tr> <tr> <td>11.6</td> <td>10,000</td> <td>現指針(平成13年)に示されているファイヤーボールの基準値(ファイヤーボールの継続時間は概ね数秒以下と考えられることによる)</td> <td>*3)</td> </tr> <tr> <td>11.6~</td> <td>10,000~</td> <td>約15分間に木材繊維などが発火する強度</td> <td>*2)</td> </tr> <tr> <td>12.5</td> <td>10,800</td> <td>木片が引火する、あるいはプラスチックチューブが溶ける最小エネルギー</td> <td>*5)</td> </tr> <tr> <td>25.0</td> <td>21,500</td> <td>長時間暴露により木片が自然発火する最小エネルギー</td> <td>*5)</td> </tr> <tr> <td>37.5</td> <td>32,300</td> <td>プロセス機器に被害を与えるのに十分な強度</td> <td>*5)</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1) 産科年表 *2) 高圧ガス保安協会：コンビナート保安・防災技術指針(1974) *3) 消防庁特殊災害室：石油コンビナートの防災アセスメント指針(2001) *4) 長谷見雄二、東川希志依：火災時における人間の耐放射線限界について、日本火災学会論文集、Vol.31、No.1(1981) *5) Manual of Industrial Hazard Assessment Techniques, ed.P.J.Kayes, Washington, DC: Office of Environmental and Scientific Affairs, World Bank. (1985)</p> <p style="text-align: center;">出典：「石油コンビナートの防災アセスメント指針」</p>	可燃性液体	放射発散度 (kW/m ²)	可燃性液体	放射発散度 (kW/m ²)	カブジ原油	41	メタノール	9.8	ガソリン・ナフサ	58	エタノール	12	灯油	50	LNG (メタン)	76	軽油	42	エチレン	134	重油	23	プロパン	74	ベンゼン	62	プロピレン	73	n-ヘキサン	85	n-ブタン	83	放射熱強度		状況および説明	出典	(kW/m ²)	(kcal/m ² h)	0.9	800	太陽(真夏)放射熱強度	*1)	1.3	1,080	人が長時間暴露されても安全な強度	*2)	1.6	1,400	長時間さらされても苦痛を感じない強度	*5)	2.3	2,000	露出人体に対する危険範囲(接近可能) 1分以内で痛みを感じる強度 現指針(平成13年)に示されている液面火災の基準値	*3)	2.4	2,050	地震時の市街地大火に対する避難計画で用いられる許容限界	*4)	4.0	3,400	20秒で痛みを感じる強度。皮膚に水疱を生じる場合があるが、致死率0%	*5)	4.6	4,000	10~20秒で苦痛を感じる強度 古い木板が長時間受熱すると引火する強度 フレアスタック直下での熱量規制(高圧ガス保安法他)	*2)	8.1	7,000	10~20秒で大傷となる強度	*2)	9.5	8,200	8秒で痛みの限界に達し、20秒で第2度の火傷(赤く斑点ができて水疱が生じる)を負う	*5)	11.6	10,000	現指針(平成13年)に示されているファイヤーボールの基準値(ファイヤーボールの継続時間は概ね数秒以下と考えられることによる)	*3)	11.6~	10,000~	約15分間に木材繊維などが発火する強度	*2)	12.5	10,800	木片が引火する、あるいはプラスチックチューブが溶ける最小エネルギー	*5)	25.0	21,500	長時間暴露により木片が自然発火する最小エネルギー	*5)	37.5	32,300	プロセス機器に被害を与えるのに十分な強度	*5)		<p>【島根】記載箇所の相違 ・泊は女川と同様に、 「a. 主要変圧器の火災について」及び「5. 火災源からの放射熱強度の算出」において同様の内容を記載している。</p>
可燃性液体	放射発散度 (kW/m ²)	可燃性液体	放射発散度 (kW/m ²)																																																																																														
カブジ原油	41	メタノール	9.8																																																																																														
ガソリン・ナフサ	58	エタノール	12																																																																																														
灯油	50	LNG (メタン)	76																																																																																														
軽油	42	エチレン	134																																																																																														
重油	23	プロパン	74																																																																																														
ベンゼン	62	プロピレン	73																																																																																														
n-ヘキサン	85	n-ブタン	83																																																																																														
放射熱強度		状況および説明	出典																																																																																														
(kW/m ²)	(kcal/m ² h)																																																																																																
0.9	800	太陽(真夏)放射熱強度	*1)																																																																																														
1.3	1,080	人が長時間暴露されても安全な強度	*2)																																																																																														
1.6	1,400	長時間さらされても苦痛を感じない強度	*5)																																																																																														
2.3	2,000	露出人体に対する危険範囲(接近可能) 1分以内で痛みを感じる強度 現指針(平成13年)に示されている液面火災の基準値	*3)																																																																																														
2.4	2,050	地震時の市街地大火に対する避難計画で用いられる許容限界	*4)																																																																																														
4.0	3,400	20秒で痛みを感じる強度。皮膚に水疱を生じる場合があるが、致死率0%	*5)																																																																																														
4.6	4,000	10~20秒で苦痛を感じる強度 古い木板が長時間受熱すると引火する強度 フレアスタック直下での熱量規制(高圧ガス保安法他)	*2)																																																																																														
8.1	7,000	10~20秒で大傷となる強度	*2)																																																																																														
9.5	8,200	8秒で痛みの限界に達し、20秒で第2度の火傷(赤く斑点ができて水疱が生じる)を負う	*5)																																																																																														
11.6	10,000	現指針(平成13年)に示されているファイヤーボールの基準値(ファイヤーボールの継続時間は概ね数秒以下と考えられることによる)	*3)																																																																																														
11.6~	10,000~	約15分間に木材繊維などが発火する強度	*2)																																																																																														
12.5	10,800	木片が引火する、あるいはプラスチックチューブが溶ける最小エネルギー	*5)																																																																																														
25.0	21,500	長時間暴露により木片が自然発火する最小エネルギー	*5)																																																																																														
37.5	32,300	プロセス機器に被害を与えるのに十分な強度	*5)																																																																																														

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																											
	<p>「長時間さらされても苦痛を感じない強度」である $1.6\text{kW}/\text{m}^2$ を採用する。</p> <p>各可燃物施設からの放射熱強度を第4表に示す。</p> <p>アクセスルートは各可燃物施設から十分な隔離距離を有しており、アクセスルートでの作業、通行に影響はない。</p> <p>第4表 各施設からの放射熱強度（防油堤全面火災の場合）</p> <table border="1" data-bbox="723 359 1317 644"> <thead> <tr> <th>変圧器</th> <th>放射熱強度が $1.6\text{kW}/\text{m}^2$ となる火炎の中心からの距離 (m)</th> <th>防油堤からアクセスルートまでの距離 (m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予備変圧器*</td> <td>約 12</td> <td>約 58</td> </tr> <tr> <td>1号炉 起動変圧器*</td> <td>約 17</td> <td>約 97</td> </tr> <tr> <td>2号炉 主変圧器*</td> <td>約 22</td> <td>約 37</td> </tr> <tr> <td>2号炉 所内変圧器*</td> <td>約 21</td> <td>約 37</td> </tr> <tr> <td>2号炉 起動変圧器*</td> <td>約 20</td> <td>約 37</td> </tr> <tr> <td>3号炉 補助変圧器*</td> <td>約 21</td> <td>約 65</td> </tr> <tr> <td>3号炉 主変圧器*</td> <td>約 23</td> <td>約 82</td> </tr> <tr> <td>3号炉 所内変圧器*</td> <td>約 20</td> <td>約 107</td> </tr> </tbody> </table> <p>※：絶縁油の放射発散度は物性の近い重油の値を使用して算出</p> <p>(3) 変圧器火災の同時発災</p> <p>2、3号炉の変圧器は第4図のとおりそれぞれ隣接して設置されていることから、それぞれの変圧器について同時に火災が発生した場合のアクセスルートに対する影響についても、同様に火災の影響範囲を算定し評価した。</p> <p>なお、それぞれの変圧器の間にはコンクリート壁があるため、アクセスルート上の放射熱強度は低減されることが見込まれるが、壁はないものとし、各変圧器を一体にまとめた大きな火災源であると仮定して評価するため、同時火災の影響評価方法としては保守性を有しており妥当であると考えます。</p> <p>各可燃物施設からアクセスルートまでの隔離距離と放射熱強度が、「長時間さらされても苦痛を感じない程度」である $1.6\text{kW}/\text{m}^2$ 以下となる距離の算定結果を第5表に示す。それぞれの可燃物施設の火災の重量を考慮しても、十分な隔離距離を有し作業・通行に影響のない場所をアクセスルートとして選定している。</p>	変圧器	放射熱強度が $1.6\text{kW}/\text{m}^2$ となる火炎の中心からの距離 (m)	防油堤からアクセスルートまでの距離 (m)	予備変圧器*	約 12	約 58	1号炉 起動変圧器*	約 17	約 97	2号炉 主変圧器*	約 22	約 37	2号炉 所内変圧器*	約 21	約 37	2号炉 起動変圧器*	約 20	約 37	3号炉 補助変圧器*	約 21	約 65	3号炉 主変圧器*	約 23	約 82	3号炉 所内変圧器*	約 20	約 107		<p>【島根】記載箇所の相違 ・泊は女川と同様に、「3. 主要変圧器の火災について」及び「5. 火災源からの放射熱強度の算出」において同様の内容を記載している。</p> <p>【島根】記載箇所の相違 ・泊は女川と同様に、「補足資料(2)「火災の重量による熱影響評価について」」において同様の内容を記載。</p>
変圧器	放射熱強度が $1.6\text{kW}/\text{m}^2$ となる火炎の中心からの距離 (m)	防油堤からアクセスルートまでの距離 (m)																												
予備変圧器*	約 12	約 58																												
1号炉 起動変圧器*	約 17	約 97																												
2号炉 主変圧器*	約 22	約 37																												
2号炉 所内変圧器*	約 21	約 37																												
2号炉 起動変圧器*	約 20	約 37																												
3号炉 補助変圧器*	約 21	約 65																												
3号炉 主変圧器*	約 23	約 82																												
3号炉 所内変圧器*	約 20	約 107																												

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由									
	<div data-bbox="734 167 1301 619" style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <p data-bbox="922 635 1113 657" style="text-align: center;">第4図 変圧器配置図</p> <p data-bbox="775 721 1261 774" style="text-align: center;">第5表 同時火災発生時における各変圧器の離隔距離と放射熱強度の関係</p> <table border="1" data-bbox="757 775 1276 976"> <thead> <tr> <th>変圧器</th> <th>放射熱強度が1.0kW/m²となる火災の中心からの距離 (m)</th> <th>防油堤からアクセスルートまでの距離 (m) ※2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2号炉 主変圧器※1 所内変圧器※1 起動変圧器※1</td> <td>約32</td> <td>約37</td> </tr> <tr> <td>3号炉 補助変圧器※1 主変圧器※1 所内変圧器※1</td> <td>約32</td> <td>約65</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="745 979 1173 997">※1：絶縁油の放射発散度は物性の近い重油の値を使用して算出</p> <p data-bbox="745 1002 1261 1042">※2：各施設のうちアクセスルートに一番近い2号炉主変圧器及び3号炉補助変圧器の防油堤からの距離を記載</p> <div data-bbox="891 1070 1301 1107" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;"> <p>本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。</p> </div> <p data-bbox="712 1158 1090 1181">(4) 変圧器火災発生時の消火活動について</p> <p data-bbox="728 1187 1328 1327">変圧器にはそれぞれ水噴霧消火設備が設置されているが、水源タンクや消火ポンプの損傷により消火ができない場合は、自衛消防隊による消火活動を実施し、被害の拡大を防止する。また、万一同時発災した場合は、アクセスルートへの影響の大きい箇所から消火活動を実施する。</p>	変圧器	放射熱強度が1.0kW/m ² となる火災の中心からの距離 (m)	防油堤からアクセスルートまでの距離 (m) ※2	2号炉 主変圧器※1 所内変圧器※1 起動変圧器※1	約32	約37	3号炉 補助変圧器※1 主変圧器※1 所内変圧器※1	約32	約65		<p data-bbox="1982 140 2157 308">【島根】記載箇所の相違 ・泊は女川同様、補足資料(2)「火災の重畳による熱影響評価について」において同様の内容を記載。</p>
変圧器	放射熱強度が1.0kW/m ² となる火災の中心からの距離 (m)	防油堤からアクセスルートまでの距離 (m) ※2										
2号炉 主変圧器※1 所内変圧器※1 起動変圧器※1	約32	約37										
3号炉 補助変圧器※1 主変圧器※1 所内変圧器※1	約32	約65										

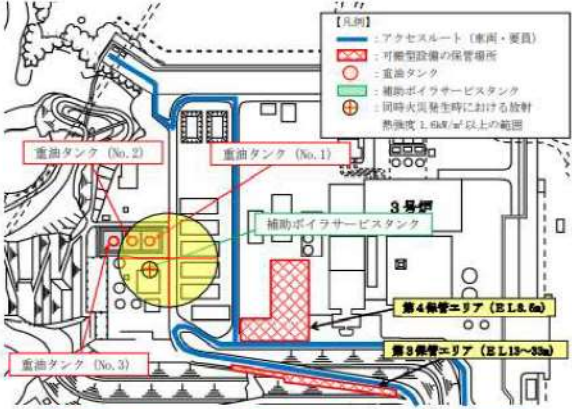

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由														
	<p>3. 重油タンク等の火災について</p> <p>重油タンク (No. 1, No. 2, No. 3), 補助ボイラサービスタンク, OFケーブルタンクの評価は, 第2図のフローに従い行い, 簡易評価を行う。</p> <p>なお, 重油タンク (No. 1, No. 2, No. 3) は第5図のとおり隣接して設置されており, 溢水防止壁も共通であることから, 同時に火災が発生した場合のアクセスルートに対する影響について評価する。</p> <p>OFケーブルタンクは複数のタンク (MTr: 6槽, STr: 3槽) で構成されているが, 第6図のとおり隣接して設置されていることから, 同時に火災が発生した場合のアクセスルートに対する影響について評価する。なお, OFケーブルタンクの周囲にはコンクリート壁があるため, アクセスルート上の放射熱強度は低減されることが見込まれるが, 壁はないものとし評価する。</p> <p>4. アクセスルート周辺における重油タンク等の火災評価</p> <p>(1) 重油タンク等の保有油量</p> <p>第6表にアクセスルート周辺にある重油タンク等の保有油量を記す。</p> <p>第6表 アクセスルートに影響を及ぼすおそれのある各タンク保有油量</p> <table border="1" data-bbox="797 746 1249 975"> <thead> <tr> <th>タンク</th> <th>保有油量 (kL)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>重油タンク (No. 1)</td> <td>900</td> </tr> <tr> <td>重油タンク (No. 2)</td> <td>900</td> </tr> <tr> <td>重油タンク (No. 3)</td> <td>900</td> </tr> <tr> <td>補助ボイラサービスタンク</td> <td>2.0</td> </tr> <tr> <td>OFケーブルタンク (MTr)</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td>OFケーブルタンク (STr)</td> <td>0.6</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 火災源からの放射熱強度の算出</p> <p>火災が発生した場合のアクセスルートにおける作業及び通行の有効性を確認するため, 「石油コンビナートの防災アセスメント指針」を基に火災の影響範囲を算出した。算出方法は変圧器と同様とする。</p> <p>重油タンク等からの放射熱強度を第7表に示す。</p> <p>アクセスルートは重油タンク等から十分な離隔距離を有しており, アクセスルートでの作業, 通行に影響はない。</p>	タンク	保有油量 (kL)	重油タンク (No. 1)	900	重油タンク (No. 2)	900	重油タンク (No. 3)	900	補助ボイラサービスタンク	2.0	OFケーブルタンク (MTr)	1.5	OFケーブルタンク (STr)	0.6		<p>【島根】記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は女川と同様に, 「2. 3号炉補助ボイラ燃料タンクの消火方法について」及び「5. 火災源からの放射熱強度の算出」において同様の内容を記載している。
タンク	保有油量 (kL)																
重油タンク (No. 1)	900																
重油タンク (No. 2)	900																
重油タンク (No. 3)	900																
補助ボイラサービスタンク	2.0																
OFケーブルタンク (MTr)	1.5																
OFケーブルタンク (STr)	0.6																

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由														
	<p>第7表 各施設からの放射熱強度（防油堤又は溢水防止壁全面火災の場合）</p> <table border="1" data-bbox="734 199 1294 414"> <thead> <tr> <th>タンク</th> <th>放射熱強度が1.6kW/m²となる火炎の中心からの距離 (m)</th> <th>防油堤又は溢水防止壁からアクセスルートまでの距離 (m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>重油タンク (No.1)</td> <td rowspan="3">約61</td> <td rowspan="3">約82^{※1}</td> </tr> <tr> <td>重油タンク (No.2)</td> </tr> <tr> <td>重油タンク (No.3)</td> </tr> <tr> <td>補助ボイラサービスタンク</td> <td>約7</td> <td>約66</td> </tr> <tr> <td>OFケーブルタンク</td> <td>約13</td> <td>約14^{※2}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：重油タンクのうちアクセスルートに一番近い重油タンク (No.1) の溢水防止壁からの距離を記載 ※2：OFケーブルタンクのうちアクセスルートに一番近いMTR用の防油堤からの距離を記載</p>  <p>第5図 重油タンク、補助ボイラサービスタンク配置図</p>  <p>第6図 OFケーブルタンク配置図</p>	タンク	放射熱強度が1.6kW/m ² となる火炎の中心からの距離 (m)	防油堤又は溢水防止壁からアクセスルートまでの距離 (m)	重油タンク (No.1)	約61	約82 ^{※1}	重油タンク (No.2)	重油タンク (No.3)	補助ボイラサービスタンク	約7	約66	OFケーブルタンク	約13	約14 ^{※2}		<p>【島根】記載箇所の相違 ・泊は女川と同様に、「2. 3号炉補助ボイラ燃料タンクの消火方法について」及び「5. 火災源からの放射熱強度の算出」において同様の内容を記載している。</p>
タンク	放射熱強度が1.6kW/m ² となる火炎の中心からの距離 (m)	防油堤又は溢水防止壁からアクセスルートまでの距離 (m)															
重油タンク (No.1)	約61	約82 ^{※1}															
重油タンク (No.2)																	
重油タンク (No.3)																	
補助ボイラサービスタンク	約7	約66															
OFケーブルタンク	約13	約14 ^{※2}															

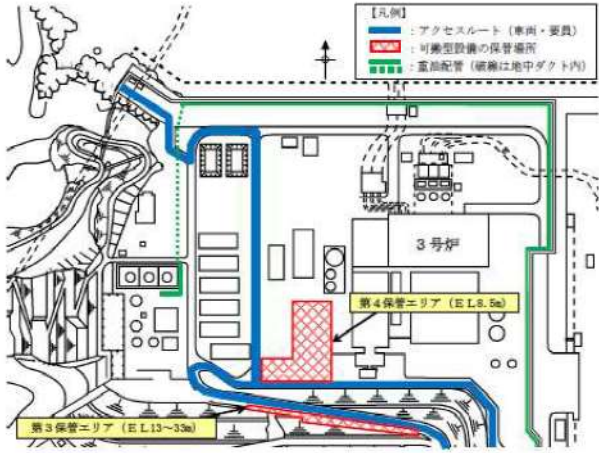
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(3) 重油タンク等火災発生時の消火活動について</p> <p>重油タンク（No.1, No.2, No.3）には泡消火設備が設置されているが、泡消火設備の損傷により消火ができない場合は、自衛消防隊による消火活動を実施し、被害の拡大を防止する。また、万一同時発災した場合は、アクセスルートの影響の大きい個所から消火活動を実施する。</p> <p>5. OFケーブルの火災による影響について</p> <p>OFケーブルが敷設されているダクトの構内配置を第7図に示す。OFケーブルの火災によるアクセスルートへの影響について以下のとおり評価し、影響のないことを確認している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2号炉西側のOFケーブルダクトは厚さ250mmのコンクリート構造で構成されていること。 ・基準地震動Ssの転倒防止対策を実施していること。 ・2号炉西側の法面部以外のケーブルダクトは地中設置であること。 <p>なお、OFケーブルの絶縁油が漏えいした場合には、圧力継電器の作動により異常を早期に検出できる設計としている。</p> <p>また、ケーブルダクト内にて火災が発生した場合、発電所に常駐している自衛消防隊により、消火活動を実施することができる。</p> <div data-bbox="734 778 1294 1236" style="border: 1px solid black; height: 287px; width: 250px; margin: 10px auto;"></div> <p style="text-align: center;">第7図 OFケーブルダクト配置図</p> <div data-bbox="896 1300 1310 1340" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center; font-size: small;"> 本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。 </div>		<p>【島根】記載内容の相違 ・泊にはOFケーブルがない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>6. 重油配管の火災による影響について</p> <p>重油配管の火災によるアクセスルートへの影響について以下のとおり評価し、影響のないことを確認している。</p> <p>重油配管が敷設されている構内配置を第8図に示す。</p> <p>重油配管のうち地上敷設箇所については、基準地震動Ssにより破損しないため、火災は発生しない。</p> <p>重油配管のうち地中ダクト内敷設箇所については、一部のアクセスルート（車両・要員）と交差しているが、交差部周辺のダクトは厚さ約20cmのコンクリートで構成されているとともに、4.(4)⑦地中埋設構造物の損壊における評価のとおりに損壊しないことから、アクセスルートへの影響はない。</p> <p>なお、地震時には遮断弁の作動により重油配管からの重油の漏えいを防止することが可能である。</p>  <p>第8図 重油配管ダクト配置図</p>		<p>【島根】記載内容の相違</p> <p>・泊には地上に出ている油配管はない。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

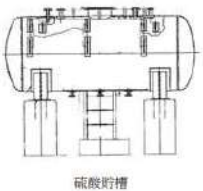
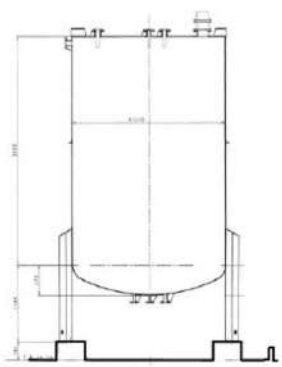
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: right;">参考資料-1</p> <p style="text-align: center;">主変圧器内部故障及び電気回路故障時の事故拡大防止対策</p> <p>変圧器内部の巻き線及び電気回路に地震等により短絡が発生すると、主変圧器1次側と2次側の電流の比率が変化することから、比率差動継電器により電流値の比率を監視している。</p> <p>故障を検知した場合は、発電機を停止するため瞬時に主発電機しゃ断器及び主発電機界磁しゃ断器を開放することにより、事故点を隔離し、電氣的に遮断するため、万一絶縁油が漏えいしたとしても火災発生リスクは低減されると考える。</p> <p style="text-align: center;">主変圧器故障及びプラントトリップ時の主なインターロック</p> <ul style="list-style-type: none"> 87/2G 発電機比率差動リレー 87/2MT 主変圧器比率差動リレー 87/2GWT 発電機-主変圧器比率差動リレー 原子炉スクラム (15s) タービン故障 (軸振動過大他) (2s) タービン故障 (スラスト摩耗他) (瞬時) ① 主発電機トリップ <ul style="list-style-type: none"> 主変圧器遮断器 「開」 界磁遮断器 「開」 タービントリップ ② タービントリップ <ul style="list-style-type: none"> 原子炉スクラム 		<p>【島根】記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は女川同様、別添-2 「主変圧器内部故障及び電気回路故障時の事故拡大防止対策」に同様の内容を記載。

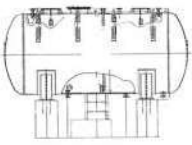
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">別紙(19)</p> <p>復水脱塩装置他薬品タンクの外部への漏えいについて</p> <p>1. 地震時のタンクの転倒による漏えいについて 地震時に転倒した場合に、その影響が防液堤外に及ぶ可能性のある高基礎の薬品タンクについて、1号炉復水脱塩装置の硫酸貯槽及び苛性ソーダ貯槽を例にその影響を検討した。</p> <p>(1) 1号炉復水脱塩装置硫酸貯槽</p> <ul style="list-style-type: none"> 硫酸貯槽はNPSH確保のため基礎を嵩上げ（約1.3m）している横置円筒形鋼製タンク（t9mm）であり、基礎上に8本の基礎ボルト（M20）で固定されているため、その損傷モードとしては主にタンク基礎ボルトのせん断が想定される。 基礎ボルトがせん断した場合、薬品の流出箇所としては配管接続部が考えられることから、大部分は防液堤内に流下するものと思われる。 仮に防液堤外に漏えいした場合でも、薬品タンク外周の側溝等に流入することから、アクセスルート上に流出する可能性は低い。さらに薬品防護具を携行することによりアクセスが可能である。  <p style="text-align: center;">硫酸貯槽</p>	<p style="text-align: center;">該当箇所なし</p>	<p style="text-align: right;">別紙(18)</p> <p>薬品タンクの外部への漏えいについて</p> <p>1. 地震時のタンクの転倒による漏えいについて 地震時に転倒した場合に、その影響が防液堤外に及ぶ可能性のある高基礎の薬品タンクについて、3号炉給水処理設備の苛性ソーダ貯槽を例にその影響を検討した。</p> <p>(1) 3号炉給水処理設備 苛性ソーダ貯槽</p> <ul style="list-style-type: none"> 苛性ソーダ貯槽は、苛性ソーダ計量槽への水頭差による苛性ソーダの移設を行うため、4本の脚により嵩上げしている鋼製タンク（t6mm）で、1脚当たり1本の基礎ボルト（M24）で固定しており、その損傷モードとしては、脚部の折損による傾斜が考えられる。 脚部が折損した場合、薬品の流出箇所としては接続配管の破損箇所が考えられることから、大部分は防液堤内に流下するものと思われる。 防液堤内に流下後、地下埋設の中和槽に排水されるため、アクセスルート上に流出する可能性は低い。さらに薬品防護具を着用することによりアクセスが可能である。  <p style="text-align: center;">第1図 苛性ソーダ貯槽</p>	<p>【女川】記載内容の相違 ・プラントの相違による薬品タンクの相違。</p> <p>【女川】設備の相違 ・女川は屋外にタンクを設置している。泊は建屋内に設置されており、防液堤内へ流下した後、地下埋設の中和槽へ排水される構造となっている。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) 1号炉復水脱塩装置苛性ソーダ貯槽</p> <ul style="list-style-type: none"> 苛性ソーダ貯槽はNPSH確保のため基礎を嵩上げ（約1.4m）している横置円筒形鋼製タンク（t12mm、内面ゴムライニング）であり、基礎上に8本の基礎ボルト（M30）で固定されているため、その損傷モードとしては主にタンク基礎ボルトのせん断が想定される。 基礎ボルトがせん断した場合、薬品の流出箇所としては配管接続部が考えられることから、大部分は防液堤内に流下する。 仮に防液堤外に漏えいした場合でも、薬品タンク外周の側溝等に流入することから、アクセスルート上に流出する可能性は低い。さらに薬品防護具を携行することによりアクセスが可能である。  <p style="text-align: center;">苛性ソーダ貯槽</p>			<p>【女川】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊はアクセスルートに影響のある可能性のあるタンクは(1)に示す構造の薬品タンクのみ。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2. 薬品関係設備損壊による影響評価</p> <p>薬品関係設備損壊による影響については以下のとおり。</p> <p>①地震の影響により配管接続部より薬品が漏えいする可能性がある。</p> <p>②薬品が漏えいした場合においても防液堤により薬品は貯留される。</p> <p>③万一、防液堤が地震により損壊し、防液堤外に流出したとしても周囲には砂利敷きや排水溝を設置しており、土中への浸透又は排水溝へ排水される。</p>  <p>第1図 薬品関係設備損壊による影響概要図</p> <p>以上により薬品によるアクセスルートへの影響はないと考えるが、万一の場合を考慮し、重大事故等対応要員は薬品防護具を携帯する。</p>		<p>2. 薬品関係施設損壊による影響評価</p> <p>薬品関係施設損壊による影響については以下のとおり。</p> <p>①地震の影響により配管接続部より薬品が漏えいする可能性がある。</p> <p>②薬品が漏えいした場合においても防液堤により薬品は貯留されるとともに、排水溝へ排水され、地下埋設の中和槽へ流下する。</p>  <p>第2図 薬品関係施設損壊による影響概要図</p> <p>以上により薬品によるアクセスルートへの影響はないと考えるが、万一の場合を考慮し、発電所災害対策要員は薬品防護具を携帯する。</p>	<p>【女川】設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川は屋外にタンクを設置している。泊は建屋内に設置されており、防液堤内へ流下した後、地下埋設の中和槽へ排水される構造となっている。 <p>【女川】記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>別紙(20)</p> <p>可搬型設備車両の耐浸水性について</p> <p>屋外タンクが溢水した場合及び降水が継続した場合には、一時的に敷地内に滞留し、可搬型設備のアクセスルート走行に影響を及ぼす可能性が考えられる。</p> <p>具体的な影響としては、水が可搬型設備の機関に浸入し、機関が停止する可能性が考えられるが、以下の理由から可搬型設備の走行、アクセス性に支障はないと考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋外タンクからの溢水は、周辺の敷地が平坦かつ広大であり、周辺の道路上及び排水路を自然流下し、比較的短時間で拡散すると考えられること。 ・可搬型設備を建屋近傍の配置場所に配備するまでの時間に十分余裕（有効性評価では事象発生から約4時間程度を想定）があり、アクセスルートの状況を確認しつつ、走行が可能であること。 ・すべての溢水源（屋外タンク類）が可搬型設備を設置するO.P.+14.8mに流れ込んだとして評価しても、敷地浸水深は0.16mであり、第1表に示す可搬型設備車両の走行可能水位以下であること。（添付資料1.0.2-72参照） ・すべての溢水源（屋外タンク類）から溢水しても、実際には排水路から約19分程度で排水可能であると評価できること。（補足資料(3)参照） ・豪雨を想定しても排水路から排水可能であり、排水不足による滞留水の発生はないと評価できること。（別紙(6)参照） 	<p>別紙(8)</p> <p>可搬型設備（車両）の走行について</p> <p>1. 浸水時の可搬型設備の走行性</p> <p>屋外タンクの溢水又は降水が継続した場合には、可搬型設備のアクセスルート走行に影響を及ぼす可能性が考えられる。</p> <p>具体的な影響としては、水が可搬型設備の機関に浸入し、機関が停止する可能性が考えられるが、以下の理由から可搬型設備の走行・アクセス性に支障はないと考える。</p> <p>なお、可搬型設備は、万一機関吸気口が浸水するような状況では使用しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋外タンクからの溢水は、周辺の空地が平坦かつ広大であり、周辺の道路上及び排水設備を自然流下し、拡散すると考えられること（別紙(26)参照） ・可搬型設備を使用場所に配備するまでの時間に十分余裕があり、アクセスルートの状況を確認しつつ、走行が可能であること 	<p>別紙(19)</p> <p>可搬型設備車両の耐浸水性について</p> <p>屋外タンクが溢水した場合及び降水が継続した場合には、一時的に敷地内に滞留し、可搬型設備のアクセスルート走行に影響を及ぼす可能性が考えられる。</p> <p>具体的な影響としては、水が可搬型設備の機関に浸入し、機関が停止する可能性が考えられるが、以下の理由から可搬型設備の走行、アクセス性に支障はないと考えられる。</p> <p>なお、可搬型設備は、万一機関吸気口が浸水するような状況では使用しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋外タンクからの溢水は、周辺の空地が平坦かつ広大であり、周辺の道路上及び構内排水設備を自然流下し、比較的短時間で拡散すると考えられること。 ・可搬型設備を建屋近傍の配置場所に配備するまでの時間に十分余裕（有効性評価では事象発生から約55分程度を想定）があり、アクセスルートの状況を確認しつつ、走行が可能であること。 ・すべての溢水源（屋外タンク類）が可搬型設備を設置するT.P.10.0mに流れ込んだとして評価しても、敷地浸水深は0.10mであり、第1表に示す可搬型設備車両の走行可能水位以下であること。（補足資料(3)参照） ・すべての溢水源（屋外タンク類）から溢水しても、実際には構内排水設備から約23分程度で排水可能であると評価できること。（補足資料(3)参照） ・豪雨を想定しても構内排水設備から排水可能であり、排水不足による滞留水の発生はないと評価できること。（別紙(6)参照） 	<p>【島根】記載表現の相違</p> <p>【女川】記載方針の相違 ・泊は、島根に記載の可搬型設備が浸水するような場合は使用しないことを追記。 【女川及び島根】記載表現の相違</p> <p>【島根】記載方針の相違 ・泊は、女川と同様に、敷地浸水深が可搬型設備車両の走行可能水位を下回ることを、屋外タンクからの溢水及び豪雨を想定しても構内排水設備から排水可能であることについて記載。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																	
<p>可搬型設備の機関吸気口又は排気口までの高さを第1表に示す。</p> <p>第1表 可搬型設備車両の走行可能水位</p> <table border="1" data-bbox="152 199 600 558"> <thead> <tr> <th>可搬型設備（車両）</th> <th>機関吸気口高さ^{※1} [m]</th> <th>機関排気口高さ^{※1} [m]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>大容量送水ポンプ（タイプⅠ）</td><td>1.07</td><td>0.27</td></tr> <tr><td>大容量送水ポンプ（タイプⅡ）</td><td>1.07</td><td>0.27</td></tr> <tr><td>熱交換器ユニット</td><td>1.25</td><td>0.24</td></tr> <tr><td>電源車</td><td>0.64</td><td>0.22</td></tr> <tr><td>タンクローリ</td><td>0.84</td><td>0.27</td></tr> <tr><td>可搬型窒素ガス供給装置</td><td>1.15</td><td>0.20</td></tr> <tr><td>ホース延長回収車</td><td>1.09</td><td>0.25</td></tr> <tr><td>ブルドーザ^{※2}</td><td colspan="2">0.45</td></tr> <tr><td>バックホウ^{※2}</td><td colspan="2">1.06</td></tr> </tbody> </table> <p>※1 吸気口高さ及び排気口高さは、地上面からの測定結果（実測値）。 ※2 重機については、メーカーカタログより確認した最低地上高を記載。</p>	可搬型設備（車両）	機関吸気口高さ ^{※1} [m]	機関排気口高さ ^{※1} [m]	大容量送水ポンプ（タイプⅠ）	1.07	0.27	大容量送水ポンプ（タイプⅡ）	1.07	0.27	熱交換器ユニット	1.25	0.24	電源車	0.64	0.22	タンクローリ	0.84	0.27	可搬型窒素ガス供給装置	1.15	0.20	ホース延長回収車	1.09	0.25	ブルドーザ ^{※2}	0.45		バックホウ ^{※2}	1.06		<p>可搬型設備の機関吸気口及び排気口までの高さを第1表に示す。</p> <p>第1表 可搬型設備の機関吸気口及び排気口までの高さ</p> <table border="1" data-bbox="739 199 1254 478"> <thead> <tr> <th>可搬型設備名</th> <th>機関吸気口高さ (cm)^{※1}</th> <th>機関排気口高さ (cm)^{※1}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>高圧発電機車</td><td>113</td><td>22</td></tr> <tr><td>大量送水車</td><td>95</td><td>25</td></tr> <tr><td>移動式代替熱交換設備</td><td>223</td><td>25</td></tr> <tr><td>可搬式窒素供給装置</td><td>212</td><td>27</td></tr> <tr><td>大型送水ポンプ車</td><td>211</td><td>30</td></tr> <tr><td>第1ペントフィルタ出口水素濃度</td><td>90</td><td>24</td></tr> <tr><td>タンクローリ</td><td>76</td><td>25</td></tr> <tr><td>ホイールローダ</td><td colspan="2">45^{※2}</td></tr> </tbody> </table> <p>※1：吸気口の高さ及び排気口の高さは地上面からの測定結果。（実測値） 同一可搬型設備名で複数の車種がある場合には最低値を記載。 ※2：ホイールローダについては、最低地上高を記載。（実測値）</p>	可搬型設備名	機関吸気口高さ (cm) ^{※1}	機関排気口高さ (cm) ^{※1}	高圧発電機車	113	22	大量送水車	95	25	移動式代替熱交換設備	223	25	可搬式窒素供給装置	212	27	大型送水ポンプ車	211	30	第1ペントフィルタ出口水素濃度	90	24	タンクローリ	76	25	ホイールローダ	45 ^{※2}		<p>可搬型設備の機関吸気口及び排気口までの高さを第1表に示す。</p> <p>第1表 可搬型設備車両の走行可能水位</p> <table border="1" data-bbox="1348 199 1953 494"> <thead> <tr> <th>可搬型設備（車両）</th> <th>機関吸気口高さ^{※1} [cm]</th> <th>機関排気口高さ^{※1} [cm]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>可搬型大型送水ポンプ車</td><td>156</td><td>21</td></tr> <tr><td>ホース延長・回収車（送水車用）</td><td>147</td><td>37</td></tr> <tr><td>可搬型大容量海水送水ポンプ車</td><td>166</td><td>32</td></tr> <tr><td>可搬型代替電源車</td><td>170</td><td>25</td></tr> <tr><td>可搬型タンクローリ</td><td>129</td><td>35</td></tr> <tr><td>ホイールローダ^{※2}</td><td colspan="2">41</td></tr> <tr><td>バックホウ^{※2}</td><td colspan="2">45</td></tr> </tbody> </table> <p>※1：吸気口の高さ及び排気口の高さは地上面からの測定結果。（実測値） 同一可搬型設備で高さが異なる場合には最低値を記載。 ※2：重機については、メーカーカタログより確認した最低地上高を記載。</p>	可搬型設備（車両）	機関吸気口高さ ^{※1} [cm]	機関排気口高さ ^{※1} [cm]	可搬型大型送水ポンプ車	156	21	ホース延長・回収車（送水車用）	147	37	可搬型大容量海水送水ポンプ車	166	32	可搬型代替電源車	170	25	可搬型タンクローリ	129	35	ホイールローダ ^{※2}	41		バックホウ ^{※2}	45		<p>【女川】記載表現の相違 【女川及び島根】記載内容の相違 ・可搬型設備の相違。</p>
可搬型設備（車両）	機関吸気口高さ ^{※1} [m]	機関排気口高さ ^{※1} [m]																																																																																		
大容量送水ポンプ（タイプⅠ）	1.07	0.27																																																																																		
大容量送水ポンプ（タイプⅡ）	1.07	0.27																																																																																		
熱交換器ユニット	1.25	0.24																																																																																		
電源車	0.64	0.22																																																																																		
タンクローリ	0.84	0.27																																																																																		
可搬型窒素ガス供給装置	1.15	0.20																																																																																		
ホース延長回収車	1.09	0.25																																																																																		
ブルドーザ ^{※2}	0.45																																																																																			
バックホウ ^{※2}	1.06																																																																																			
可搬型設備名	機関吸気口高さ (cm) ^{※1}	機関排気口高さ (cm) ^{※1}																																																																																		
高圧発電機車	113	22																																																																																		
大量送水車	95	25																																																																																		
移動式代替熱交換設備	223	25																																																																																		
可搬式窒素供給装置	212	27																																																																																		
大型送水ポンプ車	211	30																																																																																		
第1ペントフィルタ出口水素濃度	90	24																																																																																		
タンクローリ	76	25																																																																																		
ホイールローダ	45 ^{※2}																																																																																			
可搬型設備（車両）	機関吸気口高さ ^{※1} [cm]	機関排気口高さ ^{※1} [cm]																																																																																		
可搬型大型送水ポンプ車	156	21																																																																																		
ホース延長・回収車（送水車用）	147	37																																																																																		
可搬型大容量海水送水ポンプ車	166	32																																																																																		
可搬型代替電源車	170	25																																																																																		
可搬型タンクローリ	129	35																																																																																		
ホイールローダ ^{※2}	41																																																																																			
バックホウ ^{※2}	45																																																																																			
	<p>2. 可搬型設備の登坂能力</p> <p>敷地内には緊急時対策所（E L 50m）及び保管場所（E L 8.5m, 13～33m, 44m, 50m）から目的地（保管場所、作業場所（2号炉周辺（E L 15m）、淡水取水場所（E L 44m）、海水取水場所（E L 8.5m）等）、原子炉建物入口（E L 15m）へのルートとして勾配が付いたアクセスルートが設置される。</p> <p>さらに、地震に伴う液状化及び揺すり込みによる沈下により、保管場所の地表面には傾斜の発生が想定される。</p> <p>上記のアクセスルートの勾配や地震後の保管場所の傾斜は、15%（約8.6°）^{※1}を下回るような設計を行う^{※2}ことから、公道の走行が可能なが確認されている可搬型設備を配備することから走行性は確保される。</p> <p>※1：濱本 敬治，上坂 克巳，大脇 鉄也，木下 立也，小林 寛：小規模道路の平面線形及び縦断勾配の必要水準に関する基礎的検討，国土技術政策総合研究所資料，2012 ※2：アクセスルートの勾配は最大で10.3%（約5.9°）で設計を実施，地震後の保管場所の傾斜は評価により最大で4.1%（約2.4°）となる。</p> <p>また、環境条件（積雪、降灰、凍結、降水等）を考慮しても、重大事故等対応で使用する重量が最大の可搬型設備（移動式代替熱交換設備）の登坂能力が20%（約12°）であり、アクセスルートの勾配や地震後の保管場所の傾斜に対して十分に余裕があることから、可搬型設備の走行性に影響はない。</p> <p>万一、局所的な段差や勾配が発生した場合でも、段差の乗越え検証や、砕石等による段差復旧前後の走行性の検証（別紙（10）参照）を実施し、走行性に影響がないことを確認している。</p>		<p>【島根】記載箇所の相違 ・泊は女川同様、本文6. (4)e. (c)に可搬型設備の登坂能力について記載。</p>																																																																																	













赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>該当箇所なし</p>	<p style="text-align: right;">別紙(10)</p> <p style="text-align: center;">車両走行性能の検証</p> <p>1. 概要 可搬型設備のうち車両を対象として、段差復旧前及び復旧後の走行性能について検証を行った。</p> <p>2. 検証結果 (1) 段差 15cm の走行試験 ・段差 15 cm 復旧前の走行性能については、第 2 図に示す車両の重量が最も大きい移動式代替熱交換設備を含む可搬型設備を検証する。 ・検証の結果、車両の重量が最も大きい移動式代替熱交換設備を含む可搬型設備について、約 15cm の段差の乗越え及び乗降りが可能であることを確認し、段差通行後の健全性確認について、機能確認試験を実施し、機能が健全であることを確認した。</p> <p>段差 15 cm 復旧前の走行性の検証状況写真を第 1～2 図に示す。</p> <p>【段差状況】</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="text-align: center;">検証ヤード 段差復旧前</p> <p style="text-align: center;">第 1 図 検証状況写真（段差状況）</p>	<p style="text-align: right;">別紙(20)</p> <p style="text-align: center;">車両走行性能の検証</p> <p>1. 概要 可搬型設備のうち車両を対象として、段差復旧前及び復旧後の走行性能について検証を行った。</p> <p>2. 検証結果 (1) 段差 15cm の走行試験 ・段差 15 cm 復旧前の走行性能については、第 2 図に示す可搬型設備を検証する。 ・検証の結果、車両の重量が最も大きい可搬型代替電源車を含む可搬型設備について、約 15cm の段差の乗越え及び乗降りが可能であることを確認し、段差通行後の健全性確認について、走行確認及び外観確認を実施し、問題ないことを確認した。</p> <p>段差 15 cm 復旧前の走行性の検証状況写真を第 1～2 図に示す。</p> <p>【段差状況】</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="text-align: center;">検証ヤード 段差復旧前</p> <p style="text-align: center;">第 1 図 検証状況写真（段差状況）</p>	<p>【島根】記載表現の相違 ・配備している可搬型設備の相違に伴う表現の相違。</p> <p>【島根】対応方針の相違 ・段差通行後の健全性確認方法の相違。</p> <p>【島根】記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>【段差復旧前の走行性能検証】</p> <p>○移動式代替熱交換設備</p>  <p>○高圧発電機車</p>  <p>○大量送水車</p>  <p>○大型送水ポンプ車</p>  <p>○可搬式窒素供給装置</p>  <p>第2図 段差復旧前の走行性能検証(1/2)</p> <p>○第1ペントフィルタ出口水素濃度</p>  <p>○タンクローリ</p>  <p>第2図 段差復旧前の走行性能検証(2/2)</p>	<p>【段差復旧前の走行性能検証】</p> <p>○可搬型代替電源車</p>  <p>○可搬型大型送水ポンプ車</p>  <p>○可搬型大容量海水送水ポンプ車</p>  <p>○可搬型タンクローリー</p>  <p>○ホース延長・回収車（送水車用）</p>  <p>第2図 段差復旧前の走行性能検証</p>	<p>【島根】記載表現の相違・ 配備している可搬型 設備の相違に伴う表 現の相違。</p>











赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(2) 段差40cm復旧後の走行試験</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホイールローダにより40cmの段差にスロープ（勾配約10%）を設置し、段差復旧作業後、可搬型設備の走行試験を実施した。 ・段差復旧後の走行性能については、第4図に示す可搬型設備を検証する。 ・検証の結果、車両の重量が最も大きい移動式代替熱交換設備を含む可搬型設備について、スロープ（勾配約10%）の乗越え及び乗降りが可能であることを確認した。 <p>段差及び段差復旧後の走行性の検証状況について、段差40cm復旧後の写真を第3図及び第4図に示す。</p> <p>【段差状況】</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="text-align: center;">第3図 検証状況写真（段差40cmの状況）</p>	<p>(2) 段差40cm復旧後の走行試験</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バックホウにより40cmの段差にスロープ（勾配約10%）を設置し、段差復旧作業後、可搬型設備の走行試験を実施した。 ・段差復旧後の走行性能については、第4図に示す可搬型設備を検証する。 ・検証の結果、車両の重量が最も大きい可搬型代替電源車を含む可搬型設備について、スロープ（勾配約10%）の乗越え及び乗降りが可能であることを確認した。 <p>段差及び段差復旧後の走行性の検証状況について、段差40cm復旧前後の写真を第3図に、段差復旧後の走行性能検証の状況を第4図に示す。</p> <p>【段差状況】</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">    </div> <p style="text-align: center;">第3図 検証状況写真（段差40cmの状況）</p>	<p>【島根】記載表現の相違 ・配備している可搬型設備の相違に伴う表現の相違。</p> <p>【島根】記載内容の相違 ・泊は段差復旧後の状況についても記載。</p> <p>【島根】記載内容の相違 ・泊は段差復旧後の状況についても記載。</p>

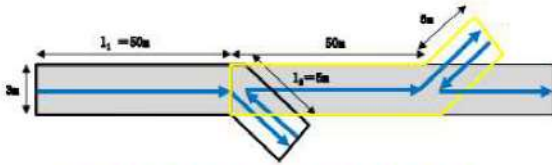
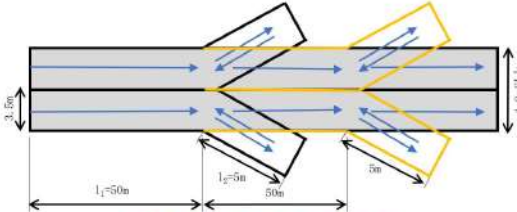
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>【段差復旧後の走行性能検証】</p> <p>○移動式代替熱交換設備</p>  <p>○高圧発電機車</p>  <p>第4図 段差40cm復旧後の走行性能検証(1/2)</p> <p>○大量送水車</p>  <p>○大型送水ポンプ車</p>  <p>○タンクローリ</p>  <p>第4図 段差40cm復旧後の走行性能検証(2/2)</p>	<p>【段差復旧後の走行性能検証】</p> <p>○可搬型代替電源車</p>  <p>○可搬型大型送水ポンプ車</p>  <p>○可搬型大容量海水送水ポンプ車</p>  <p>○可搬型タンクローリ</p>  <p>○ホース延長・回収車(送水車用)</p>  <p>第4図 段差40cm復旧後の走行性能検証</p>	<p>【島根】記載表現の相違・ 配備している可搬型 設備の相違に伴う図 の相違。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

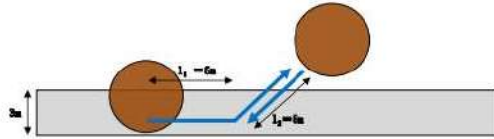
1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>該当なし</p>	<p style="text-align: right;">別紙(12)</p> <p>がれき撤去時のホイールローダ作業量時間について</p> <p>島根原子力発電所に保管されているホイールローダによるがれき撤去に要する時間を以下のとおり算定した。</p> <p>【ホイールローダの仕様】</p> <ul style="list-style-type: none"> 最大けん引力：16 t バケット容量：3.4m³ バケット幅：約3.0m (292cm) 走行速度（1速）：前進0～6.6km/h、後進0～7.1km/h <p>【がれき撤去の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> 5t未満のがれきは50m区間毎に道路外へ押し出すことを想定 5t未満のがれき撤去時の移動速度は、ホイールローダの1速のカタログ値の平均的な速度から3.3km/h（前進）（=55m/分）、3.5km/h（後進）（=58.3m/分）と設定し、サイクルタイムを算定  <p style="text-align: center;">第1図 撤去方法イメージ図（5t未満のがれき）</p> <p>サイクルタイム $C_m = (l_1 + l_2) \div V_1 + t_g + l_2 \div V_2 + t_g$ $= 55 \div 55 + 0.1 + 5.0 \div 58.3 + 0.1 \approx 1.3 \text{ 分}/50\text{m}$ <u>1kmあたりの撤去時間=26分</u></p> <p>C_m：サイクルタイム（分） l：平均押し出し距離（m） V₁：前進速度（m/分） V₂：後退速度（m/分） t_g：ギア切替に要する時間（分）</p>	<p style="text-align: right;">別紙(21)</p> <p>がれき及び土砂撤去時のホイールローダ作業量時間について</p> <p>泊発電所に保管されているホイールローダによるがれき及び土砂撤去に要する時間を以下のとおり算定した。</p> <p>【ホイールローダの仕様】</p> <ul style="list-style-type: none"> 最大押し出し可能重量：4.5t （がれき撤去試験より4.5t押し出せることを確認済み） バケット容量：1.6m³ バケット幅：約3.5m (337cm) 走行速度（1速）：前進10km/h、後進10km/h（補足資料(5)参照） <p>【がれき撤去の作業量の算出】</p> <ul style="list-style-type: none"> 最大4.5tのがれきは50m区間ごとに道路外へ押し出すことを想定 がれき撤去時の移動速度は、1速の走行速度（前進10km/h、後進10km/h）の平均5.0km/h（前進）（=83.3m/min）、5.0km/h（後進）（=83.3m/min）と設定し、サイクルタイムを算定 バケット幅が約3.5mであることから、4.0mの道路を確保するために、第1図のとおり50m区画ごとに2回の撤去作業を行うことを想定するため、1回の撤去作業について時間を評価し、これを2倍することでサイクルタイムを算定  <p style="text-align: center;">第1図 撤去方法イメージ図</p> <p>サイクルタイム $C_m = \{(l_1 + l_2) \div V_1 + t_g + l_2 \div V_2 + t_g\} \times 2$ $= \{55 \div 83.3 + 0.1 + 5.0 \div 83.3 + 0.1\} \times 2 \approx 1.9 \text{ min}/50\text{m}$ <u>1kmあたりの撤去時間=38分</u></p> <p>C_m：サイクルタイム（min） l：平均押し出し距離（m） V₁：前進速度（m/min） V₂：後退速度（m/min） t_g：ギア切替に要する時間（min）</p>	<p>【島根】対応方針の相違 ・泊は、土砂撤去についても作業量時間を算出。</p> <p>【島根】記載内容の相違 ・復旧用重機の相違。</p> <p>【島根】記載内容の相違 ・泊は、走行速度について検証を実施し、補足資料を作成。</p> <p>【島根】記載表現の相違 【島根】記載内容の相違 ・想定するがれきの相違。 ・復旧用重機の相違。</p> <p>【女川及び島根】対応方針の相違 ・泊は、必要な道路幅（4.0m）に対し、バケット幅（約3.5m）が短いため、1区画について2回の撤去作業を実施することで必要な道路幅を確保する。</p> <p>【島根】記載内容の相違 ・復旧用重機の相違に伴う評価結果の相違。</p> <p>【島根】記載表現の相違</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

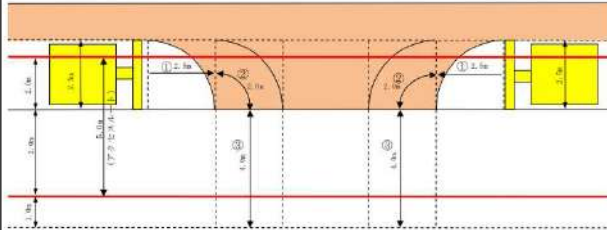
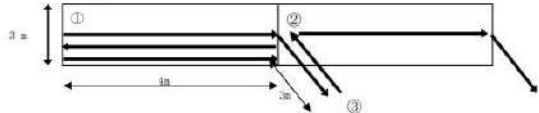
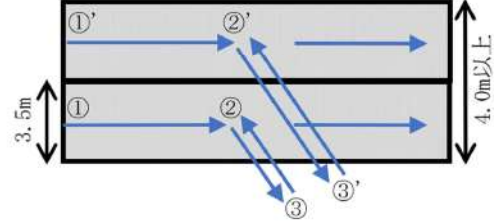
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>・5t以上のがれきは100m区間に1箇所と仮定して道路外へ押し出すことを想定</p> <p>・移動速度は対象が重量物であることを考慮して1速の（前進0～6.6, 後進0～7.1km/h）の平均3.3km/h（前進）、3.5km/h（後進）の20%程度、0.6km/h（=10m/分）（前進）、0.7km/h（=11.6m/分）（後退）と設定し、サイクルタイムを算定</p>  <p>第2図 撤去方法イメージ図（5t以上のがれき）</p> <p>サイクルタイム $Cm = (I_1 + I_2) \div V_1 + t_a + I_2 \div V_2 + t_b$ $= 10 \div 10 + 0.1 + 5.0 \div 11.6 + 0.1 \approx 1.7$ 分/箇所 <u>1kmあたり（10箇所）の撤去時間=17分</u></p> <p>上記の撤去時間を合成して、がれきの撤去速度は1kmあたり43分、<u>1.3km/h</u>と想定した。</p>		<p>【島根】対応方針の相違</p> <p>・想定するがれきの相違。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉 【東海第二まとめ資料より転載】	島根原子力発電所2号炉 【柏崎6号及び7号炉まとめ資料より転載】	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(1) 撤去方法（第3図参照）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アクセスルート上に流入した土砂を押し、集積し、道路脇に撤去する。 ・1サイクルの作業は、道路上①と②の区間の土砂を押し、集積し、③の区間を走行しアクセスルート外へ土砂を撤去する。 ・1回の押し出し可能量をバケット容量の$2m^3$とし、$2m^3$の土砂を集積し、道路脇へ押し出す作業を1サイクルとして繰り返す。 <p>(2) 各区間での撤去土量と走行距離（第3図参照）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区間①（前サイクルの取残し部の土量、距離）：$0.42m^3$、$2.5m$ ・区間②（旋回部の土量、距離）：$1.53m^3$、$2.0m$ ・区間③（押し出し部の距離）：$4.0m$ <p>①+②の土量合計$1.95m^3 < \text{バケット容量 } 2m^3$</p>  <p>第3図 土砂撤去のサイクル図</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1サイクル当りの移動距離は、 押し出し（①→②→③）：$8.5m$ 後進（③→②）：$6.0m$ 	<p>【土砂撤去の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アクセスルート上に流入した土砂を押し、集積し、道路脇に除去する ・1サイクルの作業は、道路上①から②に土砂を押し、集積し、次に道路脇③の方向に除去する ・土砂を道路脇に除去した後、道路上の②→①→②の区間において転圧を行うとともに、轍による不陸を低減する。 ・1回の押し、集積で移動する長さLは、 バケット容量$3m^3$/流入箇所の平均的な土砂断面積$0.825m^2 \approx 4m$ ※ホイールローダ2台で復旧幅$3m$を確保する場合の1台分の土砂撤去量 <p>・1サイクル当りの移動距離は、 A：押し出し（①→②→③）：$7m$ B：後進（③→②）：$3m$ C：転圧：後進（②→①）：$4m$ D：転圧（①→②）：$4m$</p> 	<p>【土砂撤去の作業量の算出】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アクセスルート上に流入した土砂を押し、集積し、道路脇に撤去する。 ・1サイクルの作業は、道路上①から②に土砂を押し、集積し、次に道路脇③の方向に撤去する。 ・1回の押し、集積で移動する長さL（①→②→③）は、土砂撤去作業が万一に備えた対応であり、具体的な土砂崩壊形状を想定しないことから、「道路土工 施工指針（社団法人 日本道路協会、昭和61年11月改訂版）」の記載を参考に$8m$とする。 ・崩壊土砂の影響範囲が、バケット幅（約$3.5m$）以上に及ぶ場合は、上記と同様の作業（①'→②'→③'）を繰り返し、必要な道路幅（$4.0m$）を確保する。  <p>第2図 土砂撤去のサイクル図</p>	<p>【島根】対応方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は、土砂撤去についても作業量時間を算出。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【東海第二まとめ資料より転載】</p> <p>5. 土砂撤去作業量算定結果</p> <p>当該作業におけるホイールローダの作業量を決定するに当たり、第1表に示す3つの図書を参考に作業量を算定し、そのうち、作業量が保守的である「土木工事積算基準」の作業量を採用した。</p> <p>作業量及びサイクルタイム算定におけるパラメータの考え方を第2表及び第3表に示す</p>	<p>【柏崎6号及び7号炉まとめ資料より転載】</p> <p>○土砂撤去作業量算定結果：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該作業におけるホイールローダの作業量を決定するにあたり、以下3つの図書を参考に作業量を算定した ・このうち、柏崎刈羽原子力発電所に配備されているホイールローダの規格（バケット容量3m³）と同規模の重機を例示している図書のうち、作業量が保守的（小さい）である「土木工事積算基準」の作業量を採用した 	<p>○土砂撤去作業量算定結果</p> <p>当該作業におけるホイールローダの作業量を決定するに当たり、第1表に示す3つの図書を参考に作業量を算定し、そのうち、作業量が保守的である「土木工事積算基準」の作業量53m³/hを採用した。</p> <p>作業量及びサイクルタイム算定におけるパラメータの考え方を第2表及び第3表に示す。</p>	<p>【島根】対応方針の相違</p> <p>・泊は、土砂撤去についても作業量時間を算出。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

【東海第二まとめ資料より転載】

第1表 各参考図書におけるホイールローダの作業量

参考図書	ダム工事積算の解説 編纂/財団法人ダム 技術センター 平成12年度版	土木工事積算基準 国土交通省監修 平成29年度版	道路土工 施工指針 社団法人日本道路協会 昭和41年11月改定版 (平成12年第19刷発行)
図書に提示されて いる重機の規格(バケッ ト容量)	3.1m ³ ~10.3m ³ 級	1.9m ³ ~2.1m ³ 級	1.0m ³ ~2.1m ³ 級
作業量	67m ³ /h	66m ³ /h	72m ³ /h

第2表 作業量算定におけるパラメータの考え方

項目	ダム工事積算の解説	土木工事積算基準	道路土工 施工指針
作業量Q 算定式	$Q = \frac{1}{60} \times \frac{6000 \times V \times F}{C} \times K$ ここに Q: 運転時間当たり作業量 (m ³ /h) V: 1サイクル当たりの積込量 (m ³) F: 土壌係数 C: サイクルタイム (sec)	$Q = \frac{1}{60} \times \frac{6000 \times V \times F}{C} \times K$ ここに Q: 運転時間当たり作業量 (m ³ /h) V: バケット容量 (m ³) F: 土壌係数 C: サイクルタイム (sec)	$Q = \frac{1}{60} \times \frac{6000 \times V \times F}{C} \times K$ ここに Q: 運転時間当たり作業量 (m ³ /h) V: バケット容量 (m ³) F: 土壌係数 C: サイクルタイム (sec)
作業量Q	67m ³ /h	66m ³ /h	72m ³ /h
バケット容量 V	各カタログ値から設定	【採用値: 3.0m ³ 】	一度切り落された崩壊土であり、不規則な空けきを生じてくバケットに入りやすいものであることから、土質(普通土・砂質土)に応じて土壌係数を採用
バケット係数 K	支線の表を参考に算出	—	【採用値: 0.825】
1サイクル当た りの積込量V	$q \times \eta \times K$ 【採用値: 1.03m ³ 】	$q \times \eta \times K \times \eta$ 【採用値: 1.43m ³ 】	—
土壌係数係数 F	崩壊土砂 (ほつれた土) を作業の対象としており、土質(普通土・砂質土)に応じて最も保守的な値を採用	—	【採用値: 1.0】
作業効率 η	【採用値: 0.45】	【採用値: 0.4】	【採用値: 0.4】
サイクルタイム C	ホイール型の積を採用	支線の算定式より算出	【採用値: 30sec】

第3表 サイクルタイム算定におけるパラメータの考え方

項目	ダム工事積算の解説	土木工事積算基準	道路土工 施工指針
サイクルタイム C ₀ 算定式	作業時間は、土質にかかわらずアトラクショントラック型とホイール型により決定	$C_0 = 60 \times (1 + \eta) \times \frac{V}{Q}$ ここに C ₀ : アトラクショントラック型のサイクルタイム (sec) η: 円滑度係数 (sec) V: 積込量 (m ³) Q: サイクルタイム (sec)	$C_0 = 60 \times (1 + \eta) \times \frac{V}{Q}$ ここに C ₀ : アトラクショントラック型のサイクルタイム (sec) η: 円滑度係数 (sec) V: 積込量 (m ³) Q: サイクルタイム (sec)
作業効率 η	—	円滑度係数(η) 第3表 土砂質のサイクルタイムの算出に参照し、土質により決定	【採用値: 0.35】
積込量V	—	ホイール型を採用	【採用値: 1.3m ³ 】
すくい上げ時間 t ₁	—	崩壊土砂の上の積込量により決定。すくい上げ動作は考慮されないため、t ₁ のすくい上げ時間は考慮しない	【採用値: 0.0sec】
積込開始時間 t ₂	—	崩壊土砂への積込は行ない、土質をアクセスルート内へ押し出し、崩壊土砂が必要となる。保守的に最大値を採用	【採用値: 20sec】

島根原子力発電所2号炉

【柏崎6号及び7号炉まとめ資料より転載】

参考図書	ダム技術センター; ダム工事積算の解説 、2011	日本道路協会; 道路土工 施工指針 、1986	東日本高速道路株式会社; 中日本高速道路株式会社; 西日本高速道路株式会社; 土木工事積算基準 、2014
図書に提示されて いる重機の規格(バケッ ト容量)	3.1m ³ 級~10.3m ³ 級	1.0m ³ 級~2.1m ³ 級	1.3m ³ 級~6.0m ³ 級
作業量	100m ³ /h	84m ³ /h	76m ³ /h



ホイールローダの作業量の採用値: 76m³/h

○作業量算定におけるパラメータの考え方(その1)

項目	ダム工事積算の解説	道路土工 施工指針	土木工事積算基準
作業量Q 算定式	$Q = \frac{1}{60} \times \frac{6000 \times V \times F}{C} \times K$ ここに Q: 運転時間当たり作業量 (m ³ /h) V: 1サイクル当たりの積込量 (m ³) F: 土壌係数 C: サイクルタイム (sec)	$Q = \frac{1}{60} \times \frac{6000 \times V \times F}{C} \times K$ ここに Q: 運転時間当たり作業量 (m ³ /h) V: バケット容量 (m ³) F: 土壌係数 C: サイクルタイム (sec)	$Q = \frac{1}{60} \times \frac{6000 \times V \times F}{C} \times K$ ここに Q: 運転時間当たり作業量 (m ³ /h) V: バケット容量 (m ³) F: 土壌係数 C: サイクルタイム (sec)
作業量Q	100m ³ /h	84m ³ /h	76m ³ /h
バケット容量 V	崩壊土砂の現場から設定	【採用値: 3.0m ³ 】	一度切り落された崩壊土であり、不規則な空けきを生じてくバケットに入りやすいものであることから、土質(普通土・砂質土)に応じて土壌係数を採用
バケット係数 K	設定されていないが、簡便式から算定	【採用値: 0.825】	【採用値: 0.800】
1サイクル当た りの積込量V	$q \times \eta \times K$ 【採用値: 2.49m ³ 】	$q \times \eta \times K$ 【採用値: 2.70m ³ 】	【採用値: 2.40m ³ 】
土壌係数係数 F	崩壊土砂 (ほつれた土) を作業の対象としており、土質(普通土・砂質土)に応じて最も保守的な値を採用	【採用値: 1.0】	【採用値: 1.0】
作業効率 η	【採用値: 0.45】	【採用値: 0.4】	【採用値: 0.4】
サイクルタイム C	ホイール型の積を採用	次頁の算定式により算定	【採用値: 45sec】

○作業量算定におけるパラメータの考え方(その2)

項目	道路土工 施工指針	土木工事積算基準
サイクルタイム C ₀ 算定式	$C_0 = 60 \times (1 + \eta) \times \frac{V}{Q}$ ここに C ₀ : アトラクショントラック型のサイクルタイム (sec) η: 円滑度係数 (sec) V: 積込量 (m ³) Q: サイクルタイム (sec)	$C_0 = 60 \times (1 + \eta) \times \frac{V}{Q}$ ここに C ₀ : アトラクショントラック型のサイクルタイム (sec) η: 円滑度係数 (sec) V: 積込量 (m ³) Q: サイクルタイム (sec)
作業効率 η	円滑度係数(η) 第3表 土砂質のサイクルタイムの算出に参照し、土質により決定	【採用値: 0.35】
積込量V	—	【採用値: 1.3m ³ 】
すくい上げ時間 t ₁	—	【採用値: 20sec】
積込開始時間 t ₂	—	【採用値: 20sec】
作業速度 V ₀	—	【採用値: 1.3m/sec】
積込速度 V ₁	—	【採用値: 1.3m/sec】

泊発電所3号炉

第1表 各参考図書におけるホイールローダの作業量

参考図書	ダム工事積算の解説 編纂/財団法人ダム 技術センター 平成12年度版	土木工事積算基準 国土交通省監修 平成30年度版	道路土工 施工指針 社団法人日本道路協会 昭和41年11月改定版 (平成12年第19刷発行)
図書に提示されて いる重機の規格(バケッ ト容量)	3.1m ³ 級~10.3m ³ 級	1.9m ³ 級~2.1m ³ 級	1.0m ³ 級~2.1m ³ 級
作業量	53m ³ /h	53m ³ /h	60m ³ /h



ホイールローダの作業量の採用値: 53m³/h

第2表 作業量算定におけるパラメータの考え方

項目	ダム工事積算の解説	土木工事積算基準	道路土工 施工指針
作業量Q 算定式	$Q = \frac{1}{60} \times \frac{6000 \times V \times F}{C} \times K$ ここに Q: 運転時間当たり作業量 (m ³ /h) V: 1サイクル当たりの積込量 (m ³) F: 土壌係数 C: サイクルタイム (sec)	$Q = \frac{1}{60} \times \frac{6000 \times V \times F}{C} \times K$ ここに Q: 運転時間当たり作業量 (m ³ /h) V: バケット容量 (m ³) F: 土壌係数 C: サイクルタイム (sec)	$Q = \frac{1}{60} \times \frac{6000 \times V \times F}{C} \times K$ ここに Q: 運転時間当たり作業量 (m ³ /h) V: バケット容量 (m ³) F: 土壌係数 C: サイクルタイム (sec)
作業量Q	53m ³ /h	53m ³ /h	60m ³ /h
バケット容量 V	作業現場の現場から設定	【採用値: 1.6m ³ 】	一度切り落された崩壊土であり、不規則な空けきを生じてくバケットに入りやすいものであることから、土質(普通土・砂質土)に応じて土壌係数を採用
バケット係数 K	設定されていないが、簡便式から算定	【採用値: 0.825】	【採用値: 0.800】
1サイクル当た りの積込量V	$q \times \eta \times K$ 【採用値: 1.32m ³ 】	$q \times \eta \times K \times \eta$ 【採用値: 1.31m ³ 】	—
土壌係数係数 F	崩壊土砂 (ほつれた土) を作業の対象としており、土質(普通土・砂質土)に応じて最も保守的な値を採用	【採用値: 1.0】	【採用値: 1.0】
作業効率 η	【採用値: 0.45】	【採用値: 0.45】	【採用値: 0.4】
サイクルタイム C	ホイール型の積を採用	支線の算定式より算出	【採用値: 31.6sec】

第3表 サイクルタイム算定におけるパラメータの考え方

項目	ダム工事積算の解説	土木工事積算基準	道路土工 施工指針
サイクルタイム C ₀ 算定式	作業時間は、土質にかかわらずアトラクショントラック型とホイール型により決定	$C_0 = 60 \times (1 + \eta) \times \frac{V}{Q}$ ここに C ₀ : アトラクショントラック型のサイクルタイム (sec) η: 円滑度係数 (sec) V: 積込量 (m ³) Q: サイクルタイム (sec)	$C_0 = 60 \times (1 + \eta) \times \frac{V}{Q}$ ここに C ₀ : アトラクショントラック型のサイクルタイム (sec) η: 円滑度係数 (sec) V: 積込量 (m ³) Q: サイクルタイム (sec)
作業効率 η	—	円滑度係数(η) 第3表 土砂質のサイクルタイムの算出に参照し、土質により決定	【採用値: 0.35】
積込量V	—	【採用値: 1.3m ³ 】	【採用値: 1.3m ³ 】
すくい上げ時間 t ₁	—	【採用値: 20sec】	【採用値: 20sec】
積込開始時間 t ₂	—	【採用値: 20sec】	【採用値: 20sec】

【島根】対応方針の相違
・泊は、土砂撤去につい
ても作業量時間を算
出。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

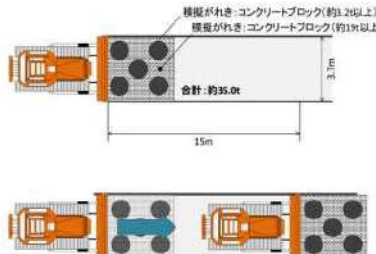


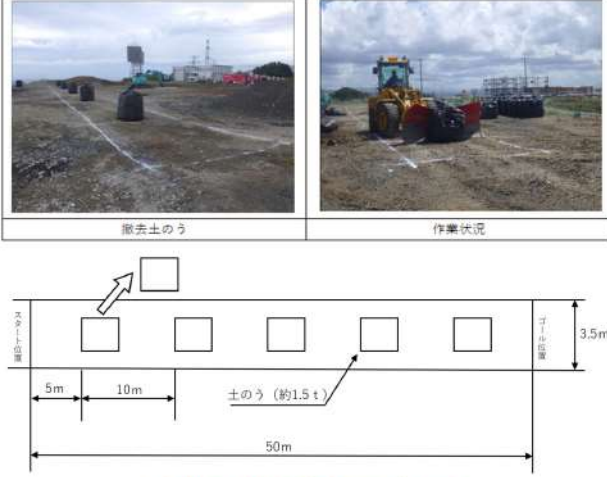
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">別紙(22)</p> <p style="text-align: center;">アクセスルート仮復旧作業の検証について（がれき撤去作業）</p> <p>1. 検証方法 3号炉給排水処理建屋損壊及び3号炉開閉所引留鉄構損壊に伴うがれき撤去検証を以下に示す。</p> <p>長さ15mの区間にコンクリートブロック（約35t）を配置して模擬のがれきとし、これらをブルドーザで撤去して幅員3.7m以上の通路を確保するのに要する時間を計測することにより、作業時間評価の妥当性を検証した。 実証試験に用いるブルドーザは、がれき撤去用として発電所に配備するものと同型のブルドーザとした。</p>	<p style="text-align: right;">別紙(9)</p> <p style="text-align: center;">構内道路補修作業の検証について</p> <p>1. 内容 がれき撤去及び道路段差復旧に要する時間の検証</p> <p>2. 日時 (1) がれき撤去 平成31年2月26日9時30分～16時00分 (2) 段差解消 平成31年3月5日9時30分～16時00分</p> <p>3. 場所 3号機北東道路及び荷揚場前面道路</p> <p>4. 作業員経歴 (1) がれき撤去（平成31年2月26日時点） ・作業員A：勤続8年免許取得後約3年 ・作業員B：勤続4年免許取得後約4年 ・作業員C：勤続4年免許取得後約4年 (2) 段差解消（平成31年3月5日時点） ・作業員A：勤続8年免許取得後約3年 ・作業員B：勤続4年免許取得後約4年 ・作業員C：勤続4年免許取得後約4年</p> <p>5. 検証概要と測定結果 (1) がれき撤去 a. 小型構造物（模擬がれき：土のう） (a) 概要 島根原子力発電所に配備しているホイールローダにより、第1図のとおり、大型土のう（1.5t）5個を「がれき」に見立て、幅員3.0mのアクセスルートを確認した際の作業時間を作業員A、B及びCそれぞれ1回計測した。</p>	<p style="text-align: right;">別紙(22)</p> <p style="text-align: center;">構内道路補修作業の検証について</p> <p>1. 内容 がれき撤去、土砂撤去及び道路段差復旧に要する時間の検証</p> <p>2. 実施日 (1) がれき撤去 令和4年8月23日～令和4年8月26日 (2) 土砂撤去 令和4年8月23日～令和4年8月26日 (3) 段差解消 令和4年8月23日～令和4年8月26日</p> <p>3. 場所 泊発電所内土砂仮置き場B</p> <p>4. 作業員経歴 (1) がれき撤去（令和4年8月23日時点） ・作業員A：勤続29年 免許取得後約25年 ・作業員B：勤続15年 免許取得後約17年 ・作業員C：勤続21年 免許取得後約20年 ・作業員D：勤続11年 免許取得後約7年 ・作業員E：勤続25年 免許取得後約24年 ・作業員F：勤続21年 免許取得後約10年 (2) 土砂撤去（令和4年8月23日時点） ・作業員G：勤続30年 免許取得後約30年 ・作業員H：勤続18年 免許取得後約17年 ・作業員I：勤続34年 免許取得後約21年 (3) 段差解消（令和4年8月23日時点） ・作業員J：勤続30年 免許取得後約23年 ・作業員K：勤続34年 免許取得後約21年 ・作業員L：勤続21年 免許取得後約20年</p> <p>5. 検証概要と測定結果 (1) がれき撤去 a. 小型構造物（模擬がれき：土のう） (a) 概要 泊発電所に配備しているホイールローダにより、第1図のとおり、土のう（約1.5t）5個を「がれき」に見立て、がれき撤去作業量の算出（別紙(21)）で1回の作業として想定する幅員3.5mのアクセスルートを確認した際の作業時間を作業員A、B及びCそれぞれ1回計測した。</p>	<p>【女川及び島根】 記載表現の相違</p> <p>【女川】記載内容の相違 ・泊は実施日、場所を記載。 【女川】記載箇所の相違 ・女川は作業員経歴を2.に記載。 ・女川は段差復旧検証を別紙(23)に記載。 【島根】記載内容の相違 ・検証日時、場所及び作業員の相違。</p> <p>【女川及び島根】 対応方針の相違 ・泊は、土砂撤去作業の検証を実施。</p> <p>【女川及び島根】 記載内容の相違 ・検証条件の相違。</p> <p>【島根】記載表現の相違</p>


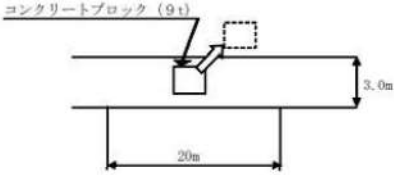

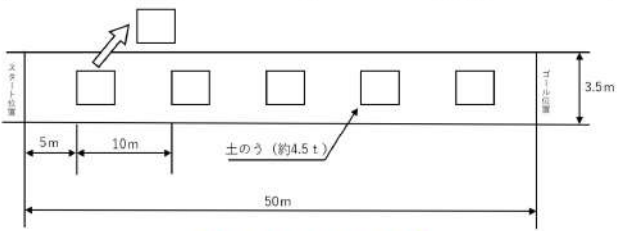
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>女川原子力発電所2号炉</p>  <p>第1図 模擬がれき撤去概念図</p> <p>【ブルドーザの仕様】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機械重量 : 約27t ・全長 : 約7.1m ・高さ : 約3.3m ・ブレード幅 : 約3.7m ・ブレード容量 : 約5.2m³ <p>2. 検証結果</p> <p>3人の作業員の所要時間は、以下のとおりであった。</p> <p>なお、今後の訓練等により作業要員の習熟が期待できることから、作業時間の短縮化を見込むことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業員A(免許取得後約1年)所要時間 45秒(作業速度約1.2km/h) ・作業員B(免許取得後約1年)所要時間 1分21秒(作業速度約0.6km/h) ・作業員C(免許取得後約6年)所要時間 1分13秒(作業速度約0.7km/h) <p>(がれき撤去の平均速度:0.8km/h)</p>  <p>写真1 模擬がれき設置 写真2 作業状況</p> <p>第2図 がれき撤去作業実証試験の状況</p>	<p>島根原子力発電所2号炉</p>  <p>第1図 がれき撤去訓練概要図</p> <p>《ホイールローダの仕様》</p> <p>全長:818cm 全幅:278cm 高さ:339cm 運転質量:約18.0t バケット容量:3.4m³</p> <p>(b) 測定結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業員A:2分16秒(1.3km/h) ・作業員B:1分36秒(1.8km/h) ・作業員C:2分21秒(1.2km/h) <p>【評価値】3分</p>	<p>泊発電所3号炉</p>  <p>第1図 がれき撤去検証の概要図</p> <p>《ホイールローダの仕様》</p> <p>全長:713cm 全幅:337cm 高さ:337cm 車両総重量:約10.2t バケット容量:1.6m³</p> <p>(b) 測定結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業員A:所要時間1分31秒(1.9km/h) ・作業員B:所要時間1分23秒(2.1km/h) ・作業員C:所要時間1分42秒(1.7km/h) <p>【評価値】2分</p>	<p>相違理由</p> <p>【女川及び島根】 記載内容の相違 ・検証条件の相違。</p> <p>【女川及び島根】 記載内容の相違 ・復旧用重機の相違。</p> <p>【女川及び島根】 記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>b. 大型構造物（模擬がれき：コンクリートブロック）</p> <p>(a) 概要</p> <p>島根原子力発電所に配備しているホイールローダにより、第2図のとおり、コンクリートブロック（9t）1個を「がれき」に見立て、幅員3.0mのアクセスルートを確認した際の作業時間を作業員A、B及びCそれぞれ1回計測した。</p> <div data-bbox="728 379 1310 619">  <p>撤去コンクリートブロック コンクリートブロック撤去訓練</p> </div> <div data-bbox="795 630 1187 805">  <p>コンクリートブロック（9t）</p> <p>20m 3.0m</p> </div> <p style="text-align: center;">第2図 がれき撤去訓練概要図</p> <p>(b) 測定結果</p> <ul style="list-style-type: none"> 作業員A：37秒（1.9km/h） 作業員B：25秒（2.8km/h） 作業員C：39秒（1.8km/h） <p>【評価値】1分</p>	<p>b. 大型構造物（模擬がれき：大型土のう）</p> <p>(a) 概要</p> <p>泊発電所に配備しているホイールローダにより、第2図のとおり、大型土のう（約1.5tの土のう3個を連結）5個を「がれき」に見立て、がれき撤去作業量の算出（別紙(21)）で1回の作業として想定する幅員3.5mのアクセスルートを確認した際の作業時間を作業員D、E及びFそれぞれ1回計測した。</p> <div data-bbox="1355 379 1948 619">  <p>撤去土のう 作業状況</p> </div> <div data-bbox="1344 630 1960 861">  <p>5m 10m 土のう（約4.5t） 3.5m</p> <p>50m</p> </div> <p style="text-align: center;">第2図 がれき撤去概要図</p> <p>(b) 測定結果</p> <ul style="list-style-type: none"> 作業員D：所要時間2分44秒（1.0km/h） 作業員E：所要時間1分26秒（2.0km/h） 作業員F：所要時間1分33秒（1.9km/h） <p>【評価値】3分</p>	<p>相違理由</p> <p>【島根】記載内容の相違 ・検証条件の相違。</p> <p>【島根】記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>c. 柱状構造物（模擬がれき：電柱）</p> <p>(a) 概要</p> <p>島根原子力発電所に配備しているホイールローダにより、第3図のとおり、電柱3本を「がれき」に見立て、幅員3.0mのアクセスルートを確認した際の作業時間を作業員A、B及びCそれぞれ1回計測した。</p> <div data-bbox="719 328 1312 571"> </div> <div data-bbox="837 592 1182 775"> </div> <p>第3図 がれき撤去訓練概要図</p> <p>(b) 測定結果</p> <ul style="list-style-type: none"> 作業員A：2分35秒（0.4km/h） 作業員B：0分36秒（2.0km/h） 作業員C：1分20秒（0.9km/h） <p>【評価値】3分</p>		<p>【島根】対応方針の相違</p> <p>・泊は、柱状構造物の撤去については考慮不要であるため実施していない。</p>

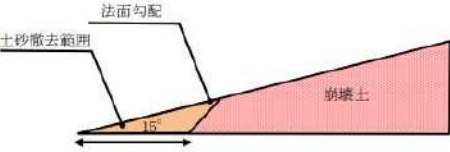

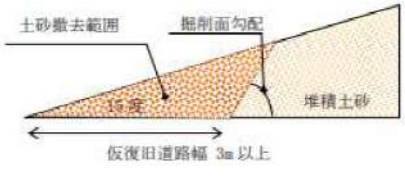

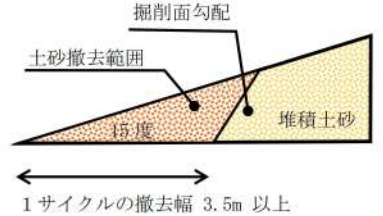

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																									
<p>【東海第二まとめ資料より転載】</p> <p>5.4 土砂撤去</p> <p>(1) 概要</p> <p>東海第二発電所のT.P.+11mエリアの崩壊土砂を模擬し(第7図)、作業員F、Gがホイールローダ①により第8図のとおり、車両通行とホース等敷設に必要なアクセスルートの幅員5.0m以上を確保するための土砂撤去を行った際の作業時間と撤去土量を計測した。この結果より時間当たりの作業量を算出し、文献に基づき算定した土砂撤去作業量(66m³/h)(別紙(23)参照)が確保されていることを検証した。</p>  <p>第7図 模擬崩壊土砂</p> <p>(2) 検証結果</p> <p>上記条件に基づき、崩壊土砂の撤去作業の検証結果は以下のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="85 874 672 997"> <thead> <tr> <th>作業員</th> <th>撤去土量</th> <th>作業時間</th> <th>作業能力 (m³/h)</th> <th>目標値</th> <th>復旧道路幅</th> <th>評価</th> <th>(参考)撤去延長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>F</td> <td>22.49m³</td> <td>4分51秒</td> <td>278.22</td> <td rowspan="2">66m³/h</td> <td>3.65m</td> <td>○</td> <td>15.3m</td> </tr> <tr> <td>G</td> <td>16.84m³</td> <td>10分11秒</td> <td>78.18</td> <td>2.90m</td> <td>○</td> <td>15.6m</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 検証状況写真</p> <p>ホイールローダ①において、崩壊土の撤去状況は次のとおりである。</p>  <p>第8図 土砂撤去検証の写真</p>	作業員	撤去土量	作業時間	作業能力 (m ³ /h)	目標値	復旧道路幅	評価	(参考)撤去延長	F	22.49m ³	4分51秒	278.22	66m ³ /h	3.65m	○	15.3m	G	16.84m ³	10分11秒	78.18	2.90m	○	15.6m	<p>【柏崎6号及び7号炉まとめ資料より転載】</p> <p>(4) 土砂撤去</p> <p>a. 概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 斜面崩壊後の堆積土砂を模擬(第8図)し、柏崎羽原原子力発電所に配備しているホイールローダにより、第9図のとおり、アクセスルートとして必要な幅員3m以上を確保するための土砂撤去を行った際の作業時間と撤去土量について作業員(A、B)の組み合わせで計測した。この結果を用いて、時間当たりの作業量を算定し、文献に基づき算出した土砂撤去作業量(76m³/h)(別紙15参照)が確保されていることを検証した。  <p>第8図 斜面崩壊後を模擬した土砂</p> <p>第9図 仮復旧道路のイメージ</p> <p>b. 検証結果</p> <ul style="list-style-type: none"> 上記条件に基づいた、土砂撤去作業の検証結果は次のとおりである。 <table border="1" data-bbox="728 874 1299 997"> <thead> <tr> <th>作業員</th> <th>撤去土量</th> <th>作業時間</th> <th>作業能力</th> <th>目標値</th> <th>仮復旧道路幅</th> <th>仮復旧必要道路幅</th> <th>評価</th> <th>(参考)撤去延長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A、B</td> <td>43.5m³</td> <td>28分12秒</td> <td>92.6m³/h</td> <td>76m³/h</td> <td>4.2m</td> <td>3m</td> <td>○</td> <td>16m</td> </tr> </tbody> </table> <p>c. 検証状況写真</p> <ul style="list-style-type: none"> ホイールローダ2台における、土砂撤去状況は次のとおりである。  <p>第10図 土砂撤去状況写真</p>	作業員	撤去土量	作業時間	作業能力	目標値	仮復旧道路幅	仮復旧必要道路幅	評価	(参考)撤去延長	A、B	43.5m ³	28分12秒	92.6m ³ /h	76m ³ /h	4.2m	3m	○	16m	<p>(2) 土砂撤去</p> <p>a. 概要</p> <p>斜面崩壊後の堆積土砂を模擬(第3図)し、泊発電所に配備しているホイールローダにより、第4図のとおり、土砂撤去作業量の算出で想定する1サイクルの撤去幅3.5m以上を確保するための土砂撤去を行った際の作業時間と撤去土量について作業員G、H及びIそれぞれ1回計測した。この結果を用いて、時間当たりの作業量を計算し、文献に基づき算出した土砂撤去作業量(53m³/h)(別紙(21)参照)が確保されていることを検証した。また、掘削面勾配について、労働安全衛生規則を参考とした勾配が確保されていることを検証した。</p>  <p>第3図 斜面崩壊後を模擬した土砂</p> <p>第4図 仮復旧のイメージ</p> <p>b. 測定結果</p> <p>上記条件に基づいた、土砂撤去作業の測定結果は次のとおりであり、土砂撤去作業量(53m³/h)が確保されていることを確認した。</p> <table border="1" data-bbox="1344 874 1915 997"> <thead> <tr> <th>作業員</th> <th>撤去土量</th> <th>作業時間</th> <th>作業能力</th> <th>目標値</th> <th>仮復旧道路幅</th> <th>仮復旧必要道路幅</th> <th>評価</th> <th>(参考)撤去延長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>G</td> <td>50.9m³</td> <td>16分10秒</td> <td>188m³/h</td> <td rowspan="3">53m³/h</td> <td>4.0m</td> <td rowspan="3">3.5m</td> <td>○</td> <td>15m</td> </tr> <tr> <td>H</td> <td>43.0m³</td> <td>18分13秒</td> <td>141m³/h</td> <td>3.5m</td> <td>○</td> <td>15m</td> </tr> <tr> <td>I</td> <td>44.5m³</td> <td>25分54秒</td> <td>103m³/h</td> <td>4.0m</td> <td>○</td> <td>15m</td> </tr> </tbody> </table> <p>c. 検証状況写真</p> <p>ホイールローダにおける、土砂撤去状況は次のとおりである。</p>  <p>第5図 土砂撤去状況写真</p>	作業員	撤去土量	作業時間	作業能力	目標値	仮復旧道路幅	仮復旧必要道路幅	評価	(参考)撤去延長	G	50.9m ³	16分10秒	188m ³ /h	53m ³ /h	4.0m	3.5m	○	15m	H	43.0m ³	18分13秒	141m ³ /h	3.5m	○	15m	I	44.5m ³	25分54秒	103m ³ /h	4.0m	○	15m	<p>【女川及び島根】 対応方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は、土砂撤去試験を実施。
作業員	撤去土量	作業時間	作業能力 (m ³ /h)	目標値	復旧道路幅	評価	(参考)撤去延長																																																																					
F	22.49m ³	4分51秒	278.22	66m ³ /h	3.65m	○	15.3m																																																																					
G	16.84m ³	10分11秒	78.18		2.90m	○	15.6m																																																																					
作業員	撤去土量	作業時間	作業能力	目標値	仮復旧道路幅	仮復旧必要道路幅	評価	(参考)撤去延長																																																																				
A、B	43.5m ³	28分12秒	92.6m ³ /h	76m ³ /h	4.2m	3m	○	16m																																																																				
作業員	撤去土量	作業時間	作業能力	目標値	仮復旧道路幅	仮復旧必要道路幅	評価	(参考)撤去延長																																																																				
G	50.9m ³	16分10秒	188m ³ /h	53m ³ /h	4.0m	3.5m	○	15m																																																																				
H	43.0m ³	18分13秒	141m ³ /h		3.5m		○	15m																																																																				
I	44.5m ³	25分54秒	103m ³ /h		4.0m		○	15m																																																																				

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																														
<p>【東海第二まとめ資料より転載】</p> <p>(4) 崩壊土砂撤去作業後の法面勾配の検証 復旧後の切取斜面勾配は、撤去部における崩壊土砂堆積厚さが最大でも70cm程度であることから、労働安全衛生規則を参考に60度*としている。 復旧法面のイメージを第9図に示す。</p> <p>※「労働安全衛生規則」第356条において、2m未満の地山（岩盤、固い粘土以外）の掘削法面勾配は（90度）であるが、崩壊土砂の撤去は自然地山の掘削ではないため、同規則における5mの地山（岩盤、固い粘土以外）の掘削面勾配である60度とした。</p>  <p>第9図 復旧法面のイメージ</p> <p>(5) 検証結果 復旧作業の検証試験において復旧後の切取斜面勾配を確認した結果、60度以上においても形状が保持されていることを確認している。万一、切土法面が崩落しても高さは70cm程度であり、2次的被害は極めて軽微であると予想される。また、ホイールローダによる撤去幅は2.5m以上であり、アクセスルート確保のために撤去が必要な幅である2.0mよりも広く撤去するため問題はないと考える。検証結果を第10図に示す。</p> <table border="1" data-bbox="212 1173 347 1292"> <thead> <tr> <th>作業員</th> <th>切取斜面勾配(°)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>F</td> <td>74.05</td> </tr> <tr> <td>G</td> <td>54.46</td> </tr> <tr> <td>平均</td> <td>64.26</td> </tr> </tbody> </table>  <p>第10図 検証結果</p>	作業員	切取斜面勾配(°)	F	74.05	G	54.46	平均	64.26	<p>【柏崎6号及び7号炉まとめ資料より転載】</p> <p>d. 土砂撤去作業後の掘削面勾配の検証 ・斜面崩壊後の堆積土砂を模擬（第8図）し、柏崎刈羽原子力発電所に配備しているホイールローダにより復旧した際の掘削面勾配について、作業員（A,B）の組み合わせで1回計測し、労働安全衛生規則を参考とした60度*以下が確保されていることを検証した（第11図）。</p> <p>※撤去部における堆積土砂厚さが最大でも1m程度であることを踏まえれば、労働安全衛生規則第356条より2m未満の地山（岩盤、強い粘土以外）として掘削面勾配は90度となるが、堆積土砂の撤去は自然地山の掘削ではないため、復旧後の掘削面勾配の基準は、同規則における5mの地山（岩盤、強い粘土以外）の掘削面勾配である60度とした。</p>  <p>第11図 掘削面のイメージ</p> <p>e. 検証結果 ・崩壊土砂撤去作業後の掘削面勾配は次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="728 965 1310 1029"> <thead> <tr> <th>作業員</th> <th>掘削面勾配</th> <th>目標値</th> <th>評価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A, B</td> <td>55度</td> <td>60度</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>f. 検証状況写真</p>  <p>第12図 検証状況写真</p>	作業員	掘削面勾配	目標値	評価	A, B	55度	60度	○	<p>d. 土砂撤去作業後の掘削面勾配の検証 斜面崩壊後の堆積土砂を模擬（第3図）し、泊発電所に配備しているホイールローダにより復旧した際の掘削面勾配について、作業員G、H及びIそれぞれ1回計測し、労働安全衛生規則を参考とした60度*以下が確保されていることを検証した（第6図）。</p> <p>※撤去部における堆積土砂厚さが最大で2.0m程度であることを踏まえれば、労働安全衛生規則第356条より2m以上5m未満の地山（岩盤、強い粘土以外）として掘削面勾配は75度となるが、堆積土砂の撤去は自然地山の掘削ではないため、復旧後の掘削面勾配の基準は、同規則における5m以上の地山（岩盤、強い粘土以外）の掘削面勾配である60度とした。</p>  <p>第6図 掘削面のイメージ</p> <p>e. 検証結果 崩壊土砂撤去作業後の掘削面勾配は次のとおりであり、掘削面勾配について60度以下が確保されていることを確認した。</p> <table border="1" data-bbox="1355 965 1960 1093"> <thead> <tr> <th>作業員</th> <th>掘削面勾配</th> <th>目標値</th> <th>評価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>G</td> <td>36度</td> <td rowspan="3">60度</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>H</td> <td>32度</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>I</td> <td>44度</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>f. 検証状況写真</p>  <p>第7図 検証状況写真</p>	作業員	掘削面勾配	目標値	評価	G	36度	60度	○	H	32度	○	I	44度	○	<p>【女川及び島根】 対応方針の相違 ・泊は、土砂撤去試験を実施。</p>
作業員	切取斜面勾配(°)																																
F	74.05																																
G	54.46																																
平均	64.26																																
作業員	掘削面勾配	目標値	評価																														
A, B	55度	60度	○																														
作業員	掘削面勾配	目標値	評価																														
G	36度	60度	○																														
H	32度		○																														
I	44度		○																														

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">別紙(23)</p> <p style="text-align: center;">アクセスルート復旧作業の検証について（段差解消作業）</p> <p>1. 検証方法</p> <p>地下構造物の損壊による陥没を想定した幅3.5m、深さ1mの溝を造成し、ブルドーザにより20m離れた場所に配置した碎石を陥没箇所へ運搬、埋め戻し、転圧することにより段差を解消し、幅員4m以上の通路を確保するのに要する時間を計測することにより、作業時間評価の妥当性を検証した。</p> <p>実証試験に用いるブルドーザは、がれき撤去用として発電所に配備するものと同型のブルドーザとした。</p> <div data-bbox="206 502 584 730"> <p>第1図 段差解消作業概念図</p> </div> <div data-bbox="85 1157 324 1332"> <p>【ブルドーザの仕様】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機械重量：約27t ・全長：約7.1m ・高さ：約3.3m ・ブレード幅：約3.7m ・ブレード容量：約5.2m³ </div>	<p>(2) 段差復旧</p> <p>a. 概要</p> <p>島根原子力発電所に「段差復旧」用として配備している碎石を用いてホイールローダにより、第4図、第5図、第6図のとおり、碎石を用いて、1箇所40cmの段差を復旧した際の作業時間を作業員A、B及びCそれぞれ1回計測した。</p> <div data-bbox="734 494 1310 718"> <p>第4図 段差解消平面図（概要）</p> </div> <div data-bbox="734 853 1310 1013"> <p>第5図 段差解消断面図（概要）</p> </div>	<p>(3) 段差解消</p> <p>a. 概要</p> <p>泊発電所に「段差復旧」用として配備する碎石を用いてバックホウにより、第8図、第9図、第10図のとおり、1箇所40cmの段差を復旧した際の作業時間を作業員J、K及びLそれぞれ1回計測した。</p> <div data-bbox="1355 494 1948 742"> <p>第8図 段差解消平面図（概要）</p> </div> <div data-bbox="1355 821 1948 1021"> <p>第9図 段差解消断面図（概要）</p> </div>	<p>【女川及び島根】 記載内容の相違 ・検証条件の相違。 【島根】記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2. 検証項目</p> <p>ブルドーザの運搬・埋め戻し・転圧の作業能力は、道路土工施工指針に基づき、以下のとおりとする。</p> $Q = \frac{60 \times q \times f \times E}{Cm} = 53 \text{ [m}^3/\text{h]}$ <p>ここに、q : 1台1時間の運搬埋め戻し量 [m³/h] $q = q_0 \times \rho$ $q_0 = 5.2$: ブレード容量 [m³] $\rho = 0.96$: 運搬距離・勾配に関する係数 (20m, 平坦) $f = 0.83$: 土量換算係数 $E = 0.3$: 作業効率 (道路土工施工指針記載の最低値)</p> $Cm : \text{サイクルタイム } Cm = \frac{L}{v_1} + \frac{L}{v_2} + T_g = 1.4 \text{ [分]}$ <p>$L = 20$: 平均運搬距離 [m] $v_1 = 27$: 前進速度 [m/分] (1速前進 3.3km/hの半分) $v_2 = 36$: 後退速度 [m/分] (1速後退 4.4km/hの半分) $T_g = 0.1$: ギア入れ替え時間 [分]</p> <p>また、埋め戻す碎石の量は、復旧幅4mに余裕幅2mを見込む。 $V = ((3.5m+2.4m)/2 \times \text{高さ} 1.0m) \times \text{復旧幅} (4m+2m) = 17.7m^3$ 以上より、実証試験における作業時間は、 $V/Q = 17.7m^3 \div 53m^3/h = 20 \text{ 分}$ と計算されるため、この時間と所定作業の所要時間とを比較し検証を行った。</p>			<p>【女川】記載内容の相違 ・検証条件の相違。</p>

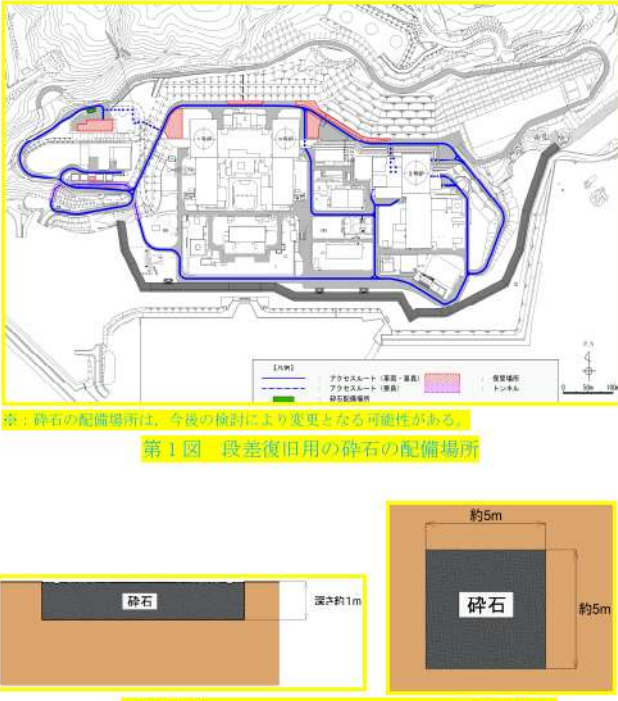
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																										
<p>3. 検証結果</p> <p>3人の作業員の所要時間は、以下のとおりであった。所要時間は、平均で11分56秒、最長でも19分21秒であり、検証時間とした20分を下回っていることから、段差解消作業時間の評価は妥当であることが確認された。</p> <p>なお、今後の訓練等により作業要員の習熟が期待できることから、作業時間の短縮化を見込むことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 作業員A（免許取得後約31年）所要時間7分8秒（作業量約149m³/h） 作業員B（免許取得後約2年）所要時間9分17秒（作業量約114m³/h） 作業員C（免許取得後約2年）所要時間19分21秒（作業量約55m³/h） <p>【参考】3人の平均所要時間11分56秒（作業量約89m³/h）</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>写真1 作業前状況</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>写真2 碎石運搬・埋め戻し・転圧状況</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>写真3 碎石運搬・埋め戻し・転圧状況</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>写真4 作業完了状況</p> </div> </div> <p>第2図 段差解消作業実証試験の状況</p>	<div style="text-align: center;">  <p>第6図 段差復旧状況</p> </div> <p>b. 測定結果</p> <ul style="list-style-type: none"> 作業員A：19分44秒 作業員B：19分27秒 作業員C：18分33秒 <p>【評価値】20分（上り、下り 計2箇所）</p> <p>測定結果より、段差緩和対策を行うものの、万一、段差が発生した場合においても、約10分/箇所で作業を実施できることを確認した。</p>	<div style="text-align: center;">  <p>第10図 段差復旧状況</p> </div> <p>b. 測定結果</p> <table border="1" data-bbox="1411 497 1890 705"> <thead> <tr> <th></th> <th>復旧箇所</th> <th>復旧幅</th> <th>復旧時間</th> <th>段差幅1m当たりの復旧時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">作業員J</td> <td>上り</td> <td>3.5m</td> <td rowspan="2">16分31秒</td> <td rowspan="2">2分22秒</td> </tr> <tr> <td>下り</td> <td>3.5m</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">作業員K</td> <td>上り</td> <td>3.8m</td> <td rowspan="2">20分54秒</td> <td rowspan="2">2分45秒</td> </tr> <tr> <td>下り</td> <td>3.6m</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">作業員L</td> <td>上り</td> <td>3.7m</td> <td rowspan="2">16分18秒</td> <td rowspan="2">2分13秒</td> </tr> <tr> <td>下り</td> <td>3.7m</td> </tr> </tbody> </table> <p>測定結果より、段差緩和対策を行うものの、万一、段差が発生した場合においても、段差幅1m当たりの復旧時間が約3分であることから、必要道路幅4.0mを確保する場合、約12分/箇所で作業を実施できることを確認した。</p>		復旧箇所	復旧幅	復旧時間	段差幅1m当たりの復旧時間	作業員J	上り	3.5m	16分31秒	2分22秒	下り	3.5m	作業員K	上り	3.8m	20分54秒	2分45秒	下り	3.6m	作業員L	上り	3.7m	16分18秒	2分13秒	下り	3.7m	<p>【女川及び島根】記載表現の相違</p> <p>【島根】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は、実際に復旧した幅及び段差幅1m当たりの復旧時間についても記載。
	復旧箇所	復旧幅	復旧時間	段差幅1m当たりの復旧時間																									
作業員J	上り	3.5m	16分31秒	2分22秒																									
	下り	3.5m																											
作業員K	上り	3.8m	20分54秒	2分45秒																									
	下り	3.6m																											
作業員L	上り	3.7m	16分18秒	2分13秒																									
	下り	3.7m																											

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため「アクセスロードの仮復旧計画時間の評価について」より転記】</p> <p>なお、復旧用の砕石は、想定される自然現象によって砕石自体が他の施設に影響を与えないことを確認の上、配備する。</p>		<p>添付資料-1</p> <p>段差復旧用の砕石の配備について</p> <p>段差復旧用の砕石は、想定される自然現象によって砕石自体が他の施設に影響を与えないことを確認の上、配備する。</p> <p>また、1回/年の点検を実施し、必要に応じて砕石の補充又は交換を実施する。</p> <p>第1図に砕石の配備場所を、第2図に砕石の配備イメージを示す。</p>  <p>※：砕石の配備場所は、今後の検討により変更となる可能性がある。</p> <p>第1図 段差復旧用の砕石の配備場所</p> <p>※：縦、横、深さについては、今後の検討により変更となる可能性がある。</p> <p>第2図 段差復旧用の砕石の配備イメージ</p>	<p>【女川及び島根】</p> <p>記載内容の相違</p> <p>・泊は、段差復旧用の砕石の配備イメージ及び配備箇所について記載。</p> <p>【女川】記載表現の相違</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: right;">別紙(5)</p> <p style="text-align: center;">屋外のアクセスルート 現場確認結果</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <p style="text-align: center;">第1図 アクセスルート 現場確認結果</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; text-align: center; padding: 2px;"> 本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。 </div>	<p style="text-align: right;">別紙(23)</p> <p style="text-align: center;">屋外のアクセスルート現場確認結果</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <p style="text-align: center;">第1図 アクセスルート 現場確認結果</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; text-align: center; padding: 2px;"> 本資料のうち、枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	<p>【島根】記載表現の相違 ・プラントの相違による 図の内容の相違。</p>

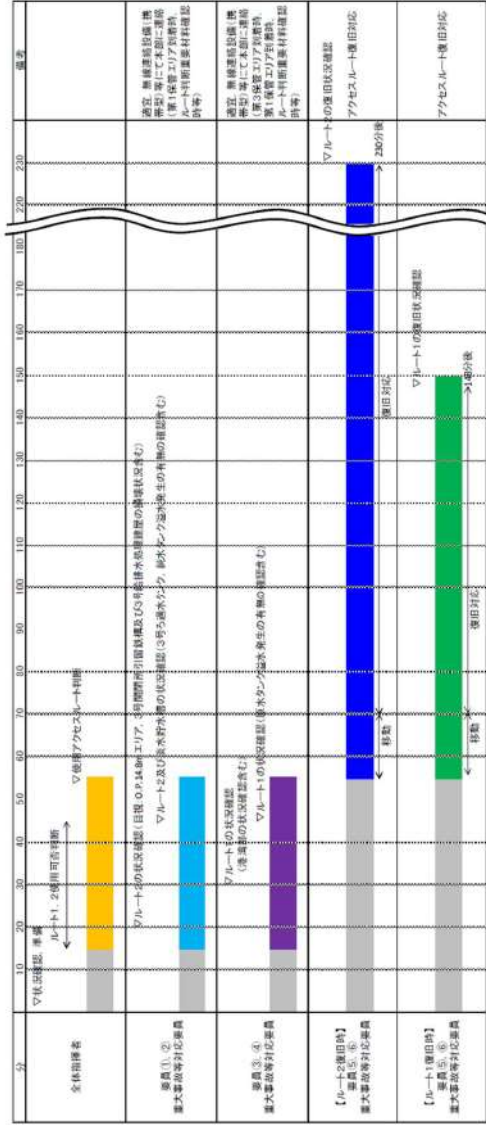
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

アクセスルート状況確認範囲及び分担範囲

女川原子力発電所2号炉

別紙(24)

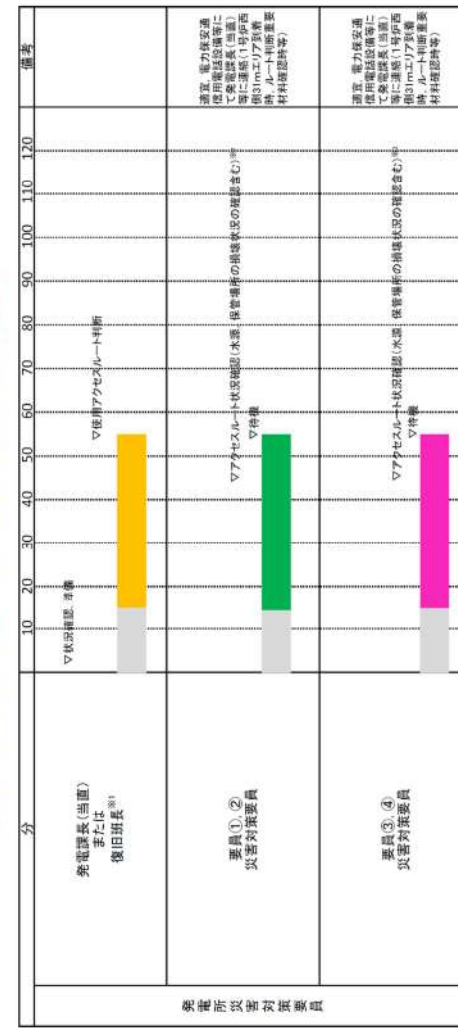


島根原子力発電所2号炉

該当箇所なし

泊発電所3号炉

別紙(24)



※1: 初動対応は緊急通報(当直) 緊急所引算本新体制確立後は復旧班長が指示する。
 ※2: 確認ルートの距離約1.9km(第1区の最も距離が長い場合)と徒歩移動速度4km/h(補足資料(4))から確認に要する時間を算出。

相違理由
 【女川】記載表現の相違
 【女川】記載内容の相違
 ・泊は、復旧作業が無い。
 ・要員名称、要員数、通信設備、及び復旧時間の相違。
 ・泊は、島根と同様に、初動と体制確立後で指示者が異なる。
 ・泊は、状況確認の所要時間について算出根拠を記載。

第1表 屋外のアクセスルート状況確認における分担と所要時間

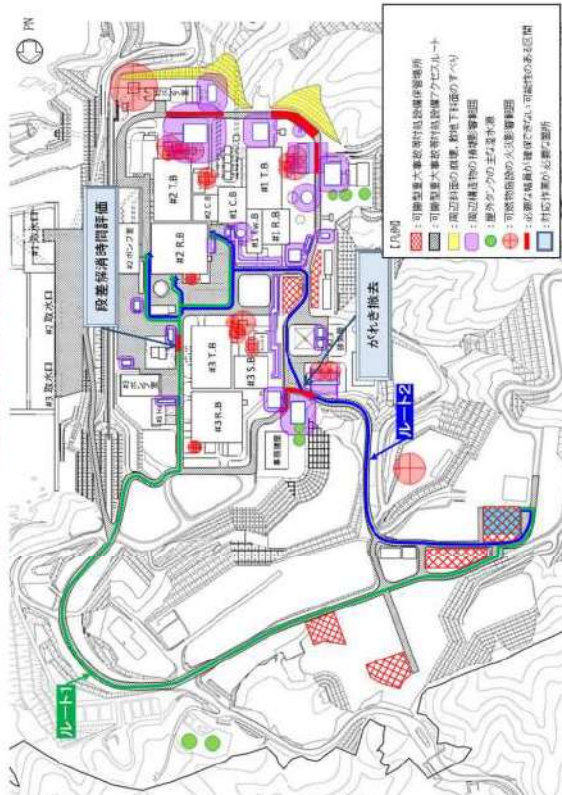
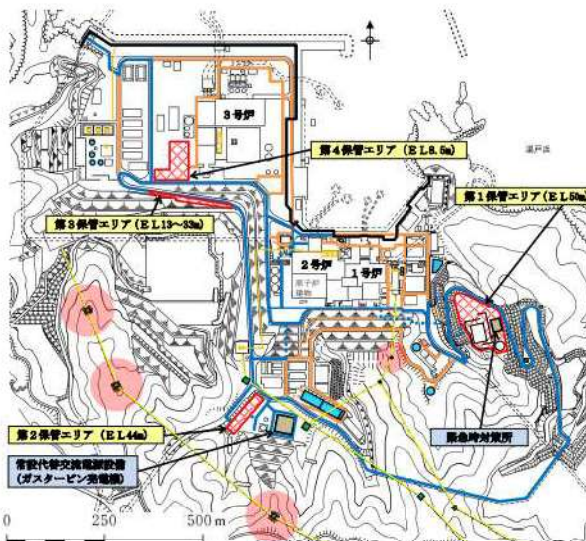

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>相違理由</p> <p>【女川】記載内容の相違 ・泊は水源、及び仮復旧に係る移動ルートについても記載。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉 別紙(25)	島根原子力発電所2号炉 別紙(19)	泊発電所3号炉 別紙(25)	相違理由
<p style="writing-mode: vertical-rl; position: absolute; left: 35px; top: 280px;">アクセスルートにおける地震後の被害想定</p> 	<p style="text-align: center;">屋外のアクセスルートにおける地震後の被害想定（一覧）</p>  <p style="text-align: center;">第1図 アクセスルートにおける地震後の被害想定（一覧）</p>	<p style="text-align: center;">屋外のアクセスルートにおける地震後の被害想定</p> <div style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">  </div> <p style="text-align: center;">第1図 アクセスルートにおける地震後の被害想定（一覧）</p>	<p>【女川及び島根】記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラントの相違による被害状況の相違。
		<p>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	


赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">別紙(26)</p> <p style="text-align: center;">アクセスルート復旧後における車両の通行量について</p> <p>アクセス道路の復旧については、大型車両が通行できる道幅（約3.7m）を復旧することとしている。道路復旧後の車両の通行量は以下のとおり。</p> <p>【アクセスルート復旧後から6時間まで】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大容量送水ポンプ（タイプ1）：1（往路のみ） ・熱交換器ユニット：1（往路のみ） ・可搬型窒素ガス供給装置：1（往路のみ） ・ホース延長回収車（2台）：5往復 ・タンクローリ：1（往路のみ） <p>【アクセスルート復旧後6時間から15時間まで】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大容量送水ポンプ（タイプ1）：1（往路のみ） ・ホース延長回収車：4往復 ・タンクローリ：1往復 ・タンクローリ：2往復 <p>以上の結果により、車両の通行量はアクセスルート復旧後6時間までで、5往復程度であることを確認した。 アクセスルートは6m以上の幅員の道路であり、可搬型車両のすれ違いは可能である。 一部段差復旧箇所やがれき発生箇所等、復旧された道路幅では片道通行となるが、発電所対策本部が各車両と無線連絡設備（携帯型）等により相互連絡することにより、車両は徐行運転（10～20km/h）で通行可能であり、車両の離合により時間をロスすることはないため、アクセス時間に影響はないと考える。</p>	<p style="text-align: center;">該当箇所なし</p>	<p style="text-align: right;">別紙(26)</p> <p style="text-align: center;">重大事故等時における車両の通行量について</p> <p>アクセス道路については、重大事故等時においても、大型車両が通行できる道幅（約4.0m）を確保することとしている。重大事故等時の車両の通行量は以下のとおり。</p> <p>【重大事故等時から約7時間まで】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型大型送水ポンプ車（1台）：1（往路のみ） ・ホース延長・回収車（送水車用）（1台）：2往復 ・可搬型タンクローリ（1台）：2往復 <p>【重大事故等時約7時間から約11時間まで】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型大型送水ポンプ車（1台）：1（往路のみ） ・ホース延長・回収車（送水車用）（1台）：1往復 ・可搬型タンクローリ（1台）：3往復 <p>以上の結果により、車両の通行量は重大事故等時から約11時間までで10往復程度であることを確認した。 アクセスルートは6m以上の幅員の道路であり、可搬型車両のすれ違いは可能である。 アクセスルートトンネルや一部がれき発生箇所等の道路幅では片道通行となるが、現場作業員が緊急時対策所又は中央制御室へ衛星電話設備、電力保安通信用電話設備等により相互連絡することにより、車両は徐行運転（10～20km/h）で通行可能であり、車両の離合により時間をロスすることはないため、アクセス時間に影響はないと考える。</p>	<p>【女川】設計方針の相違 ・泊は、アクセスルートの復旧が無いため、重大事故等時における車両の通行量について記載（以下、赤字箇所について同様）。</p> <p>【女川】記載内容の相違 ・必要道路幅の相違。</p> <p>【女川】記載内容の相違 ・車両及び通行量の相違。</p> <p>【女川】記載内容の相違 ・車両通行量の相違。</p> <p>【女川】記載内容の相違 ・片側通行箇所の相違。 ・通信連絡の運用、設備の相違。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">別紙(27)</p> <p>アクセスルート通行時における通信連絡手段及び照明について</p> <p>アクセスルート通行時における通信手段及び照明については、以下のような設備を確保している。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>可搬型照明（懐中電灯）</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>可搬型照明（ヘッドライト）</p> </div> </div> <p style="text-align: center;">第1図 可搬型照明</p>	<p style="text-align: right;">別紙(16)</p> <p>屋外及び屋内のアクセスルート通行時における通信連絡手段及び照明</p> <p>アクセスルート通行時における通信連絡設備及び照明については、以下のような設備を確保している。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>ヘッドライト</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>懐中電灯</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>LEDライト (ランタンタイプ)</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center; margin-top: 20px;"> <div style="text-align: center;">  <p>LEDライト (三脚タイプ)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>LEDライト (フロアタイプ)</p> </div> </div> <p style="text-align: center;">第1図 可搬型照明</p> <p>また、通常照明が使用できない場合に使用を期待できる照明器具として、電源内蔵型照明を建物内に設置（別紙(13)参照）している。</p> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">  </div> <p style="text-align: center;">第2図 電源内蔵型照明</p>	<p style="text-align: right;">別紙(27)</p> <p>屋外及び屋内のアクセスルート通行時における通信連絡手段及び照明について</p> <p>アクセスルート通行時における通信手段及び照明については、以下のような設備を確保している。</p> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">  <p>(ヘッドライト、懐中電灯)</p> </div> <p style="text-align: center;">第1図 可搬型照明</p>	<p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【女川】記載表現の相違・配備する照明の相違。</p> <p>【島根】記載内容の相違・配備する照明の相違。（女川と同様）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  送受話器 (ページング) (警報装置を含む。)  無線連絡設備 (携帯型) </div> <div style="text-align: center;">  電力保安通信用電話設備 (PHS端末)  衛星電話設備 (携帯型) </div> <div style="text-align: center;">  携帯型通話装置 </div> </div> <p style="text-align: center;">第2図 通信連絡設備 (イメージ)</p>	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  所内通信連絡設備 (ハンドセットステーション)  有線式通信設備* (有線式通信機) </div> <div style="text-align: center;">  電力保安通信用電話設備 (PHS端末)  無線通信設備 (携帯型) </div> <div style="text-align: center;">  衛星電話設備 (携帯型) </div> </div> <p style="text-align: center;">第3図 通信連絡設備</p> <p>※有線式通信設備の使用方法 中央制御室や現場（建物内）の壁面に設置されている専用接続端子に有線式通信機を接続する。通信連絡を必要とする場所が専用接続端子と遠い場合は、コードリール（100m/本、6台設置）を使用することで中央制御室と現場の通信連絡が可能である。</p>	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  運転指令設備 (警報装置を含む) </div> <div style="text-align: center;">  電力保安通信用電話設備 保安電話 (携帯) </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;">  携帯型通話装置 </div> <div style="text-align: center;">  無線連絡設備 無線連絡設備 (携帯型) </div> <div style="text-align: center;">  衛星電話設備 衛星電話設備 (携帯型) </div> </div> <p style="text-align: center;">第2図 通信連絡設備 (イメージ)</p> <p>※：携帯型通話装置の使用方法 使用する場所にて、最寄りの通話設備ジャックに端末を接続する。通話連絡を必要とする場所が通話設備ジャックと遠い場合は、通話装置用ケーブルを用いて延長し、複数の端末を接続することで複数者の連絡を可能とする。</p>	<p>【女川及び島根】 記載表現の相違 ・プラントの相違による図の内容の相違。</p>

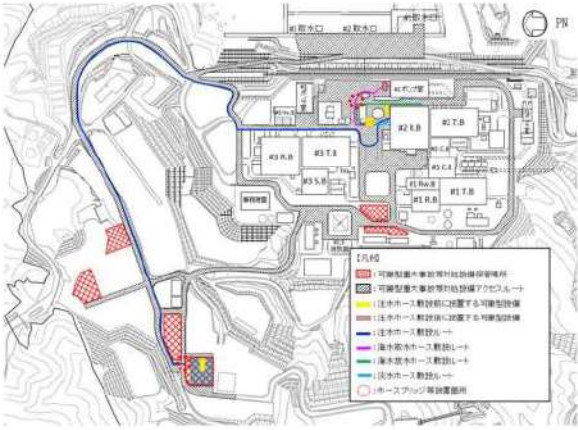
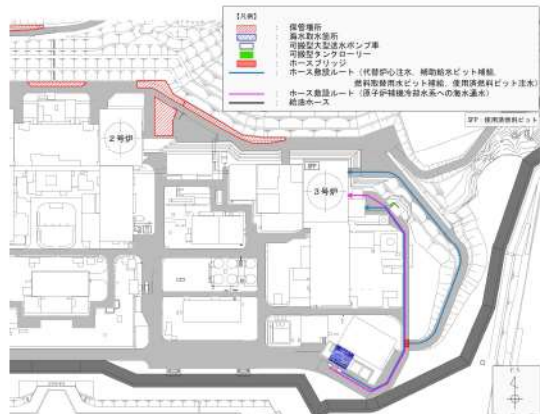
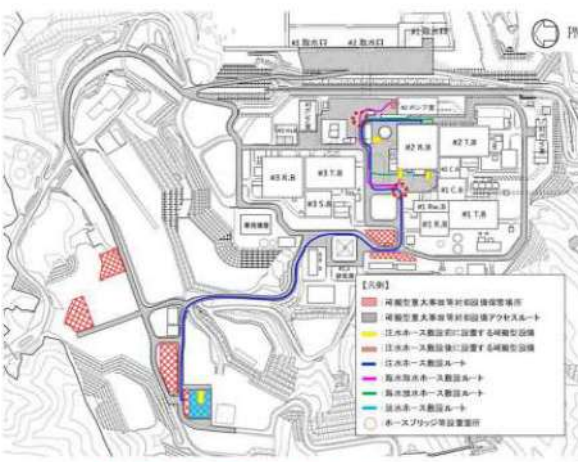
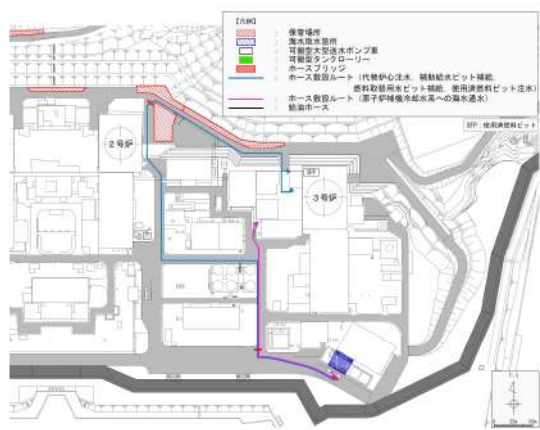
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉 別紙(28)	島根原子力発電所2号炉 別紙(20)	泊発電所3号炉 別紙(28)	相違理由
<p>機材設置後の作業成立性について</p> <p>重大事故等対応のホース等の機材設置後のアクセスルートの通行性については、ホースブリッジ（300Aホース用）等を配備することで、すべての車両が通行可能である。</p> <p>機材設置後のルート図について第1図～第3図に示す。</p> <div data-bbox="118 694 392 901"> <p>【300Aホース用ホースブリッジ】</p> </div> <div data-bbox="403 694 683 901"> <p>【車両通行状況(例)】</p> </div>	<p>資材設置後の作業成立性</p> <p>重大事故等対処設備である大量送水車、大型送水ポンプ車を用いて、輪谷貯水槽（西1／西2）及び低圧原子炉代替注水槽への補給、燃料プール等への注水を行う。</p> <p>大量送水車の配置場所は輪谷貯水槽（西1／西2）近傍及び原子炉建物近傍、大型送水ポンプ車の配置場所は海水取水箇所近傍となり、ホース敷設ルートは輪谷貯水槽（西1／西2）から原子炉建物近傍まで、海水取水箇所から原子炉建物近傍及び輪谷貯水槽（西1／西2）までとなる。</p> <p>アクセスルート上にホースを敷設する際には、道路の端に敷設することを基本とするため、主要な発電所構内道路への影響は限定的であり、機材を設置することにより通行に支障は来さない。</p> <p>なお、あらゆる悪条件に備えホースブリッジ等の資機材を確保しており緊急時の柔軟な対応に厚みを持たせている。</p> <div data-bbox="840 694 1187 949"> </div> <div data-bbox="840 965 1187 1228"> <p>第1図 ホースブリッジ</p> </div>	<p>機材設置後の作業成立性について</p> <p>重大事故等対応の可搬型ホース等の機材設置後のアクセスルートの通行性については、ホースブリッジ等を配備することで、すべての車両が通行可能である（第1図参照）。また、第1表に示すとおり、有効性評価シナリオのうち、可搬型設備の配置数が最も多いシナリオ（全交流動力電源喪失）を選択した場合においても、可搬型設備の配置及び可搬型ホースの敷設が可能である。</p> <p>機材設置後のルート図について第2図及び第3図に、作業の成立性の配置条件を第1表に示す。</p> <div data-bbox="1478 670 1848 949"> </div> <div data-bbox="1478 965 1848 1236"> <p>第1図 ホースブリッジの設置状況</p> </div>	<p>【島根】記載表現の相違</p> <p>【島根】記載内容の相違・プラントの相違によるホース敷設ルートの相違。</p> <p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【島根】記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			
<p>第1図 機材設置後の作業成立性（ルート1）</p>		<p>第2図 3号炉原子炉建屋東側を経由したルートの作業の成立性（機材設置あり）</p>	
			<p>【女川】記載内容の相違・プラントの相違によるホースブリッジの設置箇所の相違。</p>
<p>第2図 機材設置後の作業成立性（ルート2）</p>		<p>第3図 3号炉原子炉建屋西側を経由したルートの作業の成立性（機材設置あり）</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

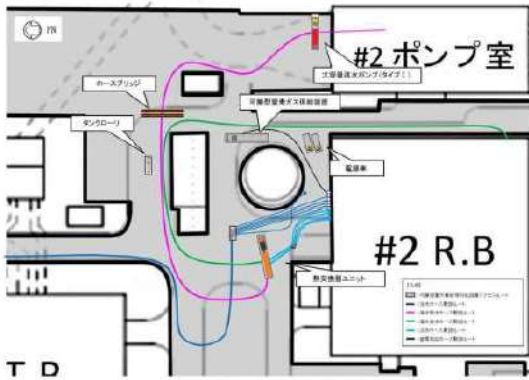
1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由



第3図 機材設置後の作業成立性（原子炉建屋周辺可搬型設備配置例）

第1表 機材設置後の作業成立性（原子炉建屋周辺可搬型設備配置例）の配置条件

項目	条件
シナリオ	蒸気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損）
配置する可搬型設備 [※]	大容量送水ポンプ（タイプ1）：2台（注水設備1台、除熱設備1台） 熱交換器ユニット：1台 電源車（可搬型代替交流電源設備）：2台 電源車（緊急時対策所用）：1台 可搬型窒素ガス供給装置：1台 タンクローリー：1台
注水ルート	ルート1
接続口使用箇所	原子炉建屋北面接続口
海水取水箇所	2号炉海水ポンプ室
ホース敷設前に設置する可搬型設備	熱交換器ユニット：1台 電源車（可搬型代替交流電源設備）：2台 可搬型窒素ガス供給装置：1台

※ 注水設備用の大容量送水ポンプ（タイプ1）は淡水貯水槽、電源車（緊急時対策所用）は緊急時対策用に設置するため「第3図 機材設置後の作業成立性（原子炉建屋周辺可搬型設備配置例）」には記載していない。

第1表 機材設置後の作業成立性（3号炉原子炉建屋西側を経由したルートの配置例）の配置条件

項目	条件
シナリオ	全交流動力電源喪失
配置する可搬型設備	可搬型大型送水ポンプ車：2台 可搬型タンクローリー：2台
注水ルート	3号炉原子炉建屋西側を経由したルート
接続口使用箇所	可搬型大型送水ポンプ車33m接続口 可搬型大型送水ポンプ車A母管接続口
海水取水箇所	3号炉取水ビットスクリーン室
可搬型ホース敷設前に設置する可搬型設備	なし

【女川】記載内容の相違
 ・女川は原子炉建屋周辺における機材設置後の可搬型設備の配置を拡大図で明確化している。
 ・泊は第1図及び第2図に第1表に記載している可搬型設備を示している。

【女川】記載内容の相違
 ・プラントの相違による表の内容の相違。

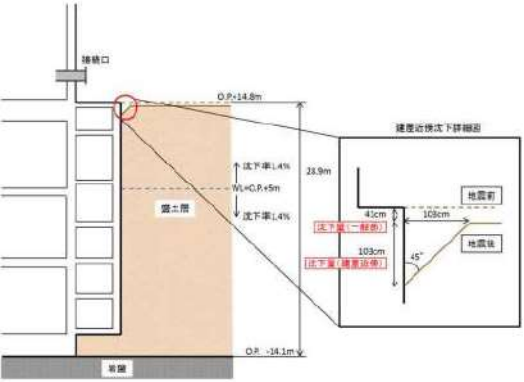
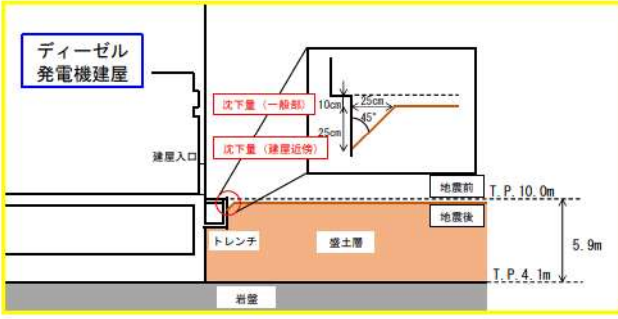
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">別紙(29)</p> <p>地震による建屋直近の地盤沈下に伴う可搬型設備の接続作業への影響について</p> <p>1. 屋外作業に想定される影響と対策</p> <p>原子炉建屋近傍での地盤の沈下が生じた場合には、建屋壁面近傍でのホース等の接続作業に影響が生じると想定される。</p> <p>建屋壁面近傍でのホース等の接続作業については、あらかじめ足場材等を配備しておくことにより、対応操作が可能となるよう対策する。対策例を第1図に示す。</p> <p>なお、接続口位置については別紙(3)参照。</p> <div data-bbox="134 949 638 1340"> </div> <p style="text-align: center;">第1図 足場材等を用いた対策 (例)</p>	<p style="text-align: center;">該当箇所なし</p>	<p style="text-align: right;">別紙(29)</p> <p>地震による建屋直近の地盤沈下に伴う可搬型設備の接続作業への影響について</p> <p>1. 屋外作業に想定される影響と対策</p> <p>ディーゼル発電機建屋及び原子炉補助建屋近傍では、地震時にくさび崩壊[※]に伴う地盤沈下が生じる可能性があり、建屋壁面近傍でのホース等の接続作業に影響が生じると想定される。</p> <p>建屋壁面近傍でのホース等の接続作業については、ホース延長・回収車（送水車用）に積載している土のうを用いて段差を解消することにより、対応操作が可能となるよう対策する。対策例を第1図に示す。</p> <p>なお、接続口位置については別紙(3)参照。</p> <p>※：くさび崩壊とは、構造物と周囲地盤の相対変位に起因する主動状態で生じるすべり破壊をいう。</p> <div data-bbox="1456 630 1848 917"> </div> <div data-bbox="1456 949 1848 1340"> </div> <p style="text-align: center;">第1図 土のうを用いた対策 (例)</p>	<p>【女川】記載箇所の相違 ・女川は「別紙(15)」にてくさび崩壊の注釈を記載している。 【女川】対応方針の相違 ・くさび崩壊に対する対策の相違。</p>

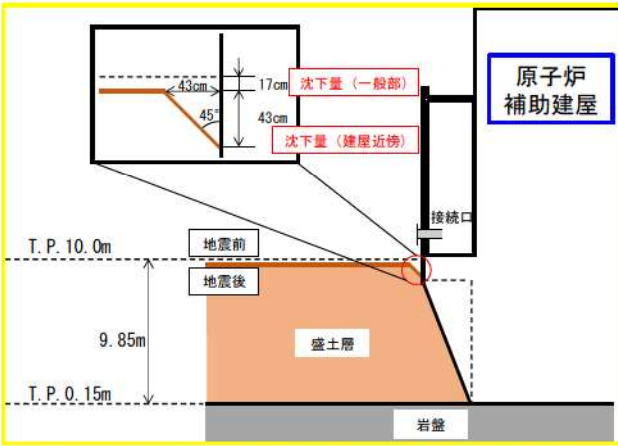
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(1) 沈下量の想定</p> <p>2011年東北地方太平洋沖地震の実績では、明らかなくさび崩壊に伴う建物近傍の大きな沈下は確認されていないが、本評価においては2007年新潟県中越沖地震における東京電力柏崎刈羽原子力発電所の結果を参照して建屋近傍の沈下量は一般部の3.5倍と想定して評価する。</p> <p>a. 一般部の沈下量</p> <p>原子炉建屋近傍における沈下評価対象層厚は28.9mであり、不飽和盛土及び飽和盛土の沈下率1.4%を考慮し、41cmを想定する。</p> <p>b. 建屋近傍の沈下量</p> <p>建屋近傍の沈下について、一般部の想定41cmの3.5倍である144cmを想定する。</p> <p>c. 地震後の想定地盤形状</p> <p>a. 及びb.の想定を踏まえ、地震後の想定形状を第2図に示す。</p>  <p>第2図 地震後の想定地盤形状</p>		<p>(1) 沈下量の想定</p> <p>本評価においては2007年新潟県中越沖地震における東京電力柏崎刈羽原子力発電所の結果を参照して建屋近傍の沈下量は一般部の3.5倍と想定して評価する。</p> <p>a. 一般部の沈下量</p> <p>ディーゼル発電機建屋近傍における沈下評価対象層厚は5.9mであり、不飽和盛土及び飽和盛土の沈下率1.7%を考慮し、10cmを想定する。</p> <p>原子炉補助建屋近傍における沈下評価対象層厚は9.85mであり、不飽和盛土及び飽和盛土の沈下率1.7%を考慮し、17cmを想定する。</p> <p>b. 建屋近傍の沈下量</p> <p>ディーゼル発電機建屋近傍の沈下について、一般部の想定10cmの3.5倍である35cmを想定する。</p> <p>原子炉補助建屋近傍の沈下について、一般部の想定17cmの3.5倍である60cmを想定する。</p> <p>c. 地震後の想定地盤形状</p> <p>a. 及びb.の想定を踏まえ、各建屋近傍における地震後の想定形状を第2図及び第3図に示す。</p>  <p>第2図 ディーゼル発電機建屋近傍における地震後の想定地盤形状</p>	<p>【女川】記載内容の相違 ・泊は女川2号炉における東北太平洋沖地震と同様な被害実績はない。</p> <p>【女川】記載内容の相違 ・プラントの相違に伴う沈下率及び沈下量の相違。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>第3図 原子炉補助建屋近傍における地震後の想定地盤形状</p>	

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">別紙(30)</p> <p style="text-align: center;">屋内アクセスルートの設定について</p> <p>屋内アクセスルートは、重大事故等時において必要となる現場操作場所まで外部事象を想定しても移動が可能であり、また、移動時間を考慮しても要求される時間までに必要な措置を完了させることが重要である。外部事象のうち一番厳しい事象は地震であり、地震起因による火災、溢水、全交流動力電源の喪失を考慮してもアクセス性に与える影響がないことを確認し設定する。</p> <p>1. 屋内アクセスルート設定における考慮事項</p> <p>屋内での各階層におけるアクセスルートを設定する場合の考え方を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> 地震、地震随伴火災のおそれがある油内包機器又は水素内包機器*1、地震による内部溢水*2を考慮しても移動可能なアクセスルートをあらかじめ設定する。 原子炉建屋原子炉棟への通行ルートとして、原子炉建屋付属棟を経由し原子炉建屋原子炉棟へ入城するルートをアクセスルートとして設定する。なお、地震による配管破損等の影響により通行できない場合以外に利用可能なルートとして、タービン建屋及び原子炉建屋付属棟（廃棄物処理エリア）を経由し原子炉建屋原子炉棟へ入城するルートを設定する。 	<p style="text-align: right;">別紙(13)</p> <p style="text-align: center;">屋内のアクセスルートの設定について</p> <p>アクセスルートは、重大事故等時において必要となる現場活動場所まで外部事象を想定しても移動が可能であり、また、移動時間を考慮しても要求される時間までに必要な措置を完了させることが重要である。外部事象のうち一番厳しい事象は地震であり、地震起因による火災、溢水、全交流動力電源の喪失を考慮してもアクセス性に与える影響がないことを確認し設定する。</p> <p>1. 屋内のアクセスルート設定における考慮事項</p> <p>屋内での各階層におけるアクセスルートを選定する場合、地震随伴火災のおそれがある油内包機器又は水素内包機器*1、地震随伴内部溢水*2を考慮しても移動可能なアクセスルートをあらかじめ設定する。</p> <p style="text-align: center;">以下に屋内のアクセスルートの選定の考え方を示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> 火災発生時にアクセス性が阻害された場合は、迂回路を使用する。 	<p style="text-align: right;">別紙(30)</p> <p style="text-align: center;">屋内アクセスルートの設定について</p> <p>屋内アクセスルートは、重大事故等時において必要となる現場操作場所まで外部事象を想定しても移動が可能であり、また、移動時間を考慮しても要求される時間までに必要な措置を完了させることが重要である。外部事象のうち一番厳しい事象は地震であり、地震起因による火災、溢水、全交流動力電源の喪失を考慮してもアクセス性に与える影響がないことを確認し設定する。</p> <p>1. 屋内アクセスルート設定における考慮事項</p> <p>屋内での各階層におけるアクセスルートを設定する場合、地震、地震随伴火災のおそれがある油内包機器又は水素内包機器*1、地震による内部溢水*2を考慮しても移動可能なアクセスルートをあらかじめ設定する。</p> <p>また、原子炉建屋、原子炉補助建屋及びディーゼル発電機建屋の必要な階層を経由し、現場操作場所まで移動するルートをアクセスルートとして設定する。</p> <p style="text-align: center;">以下に屋内のアクセスルートの選定の考え方を示す。</p>	<p>【女川及び島根】 記載表現の相違</p> <p>【女川及び島根】 記載表現の相違</p> <p>【女川】記載内容の相違 ・泊は、原子炉建屋内に原子炉棟は無いため現場操作場所までのアクセスルート設定の考え方を記載している。</p> <p>【島根】記載内容の相違 ・泊は、アクセスルート設定の考え方を記載している。</p> <p>【女川】記載表現の相違 ・泊は、地震による影響を考慮して移動可能なルートをあらかじめ設定した上で、アクセスルートが、地震による影響を受けた場合のルート選定の考え方を記載した。</p> <p>【島根】記載箇所及び記載表現の相違</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>・火災発生時にアクセスルートの通行が困難な場合には、迂回路を使用する。</p> <p>※1：火災源となる機器については、別紙(33)「地震随伴火災の影響評価について」参照 ※2：内部溢水については、別紙(34)「地震による内部溢水の影響評価について」参照</p>	<p>・原子炉建物、タービン建物、廃棄物処理建物及び制御室建物の各階層を移動するルートは、地震、火災等の被害により、アクセス性が阻害された場合は、影響の小さいルートを使用し操作場所までアクセスする。</p> <p>・地震随伴内部溢水については、アクセスルートの溢水水位を評価した上で影響を受ける可能性がある場合は、必要な措置を講じる。</p> <p>※1：火災源となる機器については、別紙(17)「屋内のアクセスルートにおける地震随伴火災の影響評価」参照 ※2：内部溢水については、別紙(18)「屋内のアクセスルートにおける地震随伴内部溢水の影響評価」参照</p>	<p>・原子炉建屋及び原子炉補助建屋の各階層を移動するルートは、地震、溢水の影響により、アクセス性が阻害された場合は、影響の小さいルートを使用し操作場所までアクセスする。</p> <p>・火災発生時にアクセスルートの通行が困難な場合には、迂回路を使用する。</p> <p>・地震による内部溢水については、アクセスルートの溢水水位を評価した上で影響を受ける可能性がある場合は、適切な防護具を着用した上でアクセスする。</p> <p>※1：火災源となる機器については、別紙(33)「屋内のアクセスルートにおける地震随伴火災の影響評価について」参照 ※2：内部溢水については、別紙(34)「屋内のアクセスルートにおける地震による内部溢水の影響評価について」参照</p> <p>故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮しても、移動可能なルートとして出入管理建屋及び原子炉補助建屋に大型航空機特化ルートをあらかじめ設定する。</p>	<p>【女川】記載内容の相違 ・泊は、あらかじめ設定したルートのアクセス性が地震時の影響により仮に阻害された場合のルート選定の考え方を記載している。</p> <p>【島根】記載箇所及び記載表現の相違</p> <p>【女川及び島根】記載内容の相違 ・泊は、溢水水位の影響を受ける場合は、防護具を着用してアクセスすることを記載した。</p> <p>【女川及び島根】記載表現の相違</p> <p>【女川及び島根】記載方針の相違 ・泊は、大型航空機の衝突時に特化したルートを外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋以外の建屋に設定する必要があることから大型航空機特化ルートに関する内容を記載している。(大型航空機の衝突時に特化したルートを設定するという考え方は女川と同様。)</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2. 屋内アクセスルートの成立性</p> <p>技術的能力 1.1～1.19 で整備した重大事故等時において期待する手順について、外部事象による影響を考慮しても屋内に設定したアクセスルートを通行できることを確認した。その結果を第1表「技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧」に整理する。</p> <p>また、移動経路については、第1図「屋内アクセスルート図」に示す。第1図に示した「①～⑦」は、第1表「技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧」の屋内アクセスルートと関連付けがなされている。</p> <p>なお、第1図中の操作対象場所における操作対象機器及び操作項目を第2表に示す。</p> <p>3. 屋外アクセスルートとの関係</p> <p>重大事故等時は屋内での活動はもとより、可搬型重大事故等対処設備の屋外での設置作業との連携が重要である。なお、可搬型重大事故等対処設備を使用する場合には、重大事故等対応要員は滞在場所から現場に向かう。</p>	<p>2. アクセスルートの成立性</p> <p>技術的能力 1.1～1.19 で整備した重大事故等時において期待する手順について、外部事象による影響を考慮しても屋内に設定したアクセスルートを通行できることを確認した。その結果を第1表「技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧」に整理する。</p> <p>また、移動経路については、本別紙第1図「島根原子力発電所2号炉重大事故等時 屋内のアクセスルート」に示す。また、第1図に記した「①～⑩」は、本別紙第1表「技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧」のアクセスルートに記載のある数字と関連づけがなされている。</p> <p>なお、第2表に、第1図中の操作対象箇所における操作対象機器、操作項目等を示す。</p> <p>3. 屋外のアクセスルートとの関係</p> <p>重大事故等時は屋内での活動はもとより、可搬型重大事故等対処設備の屋外での設置作業との連携が重要である。そこで、重大事故等対処設備を使用する場合には、緊急時対策要員（現場要員）の滞在場所から現場に向かう。</p>	<p>2. 屋内アクセスルートの成立性</p> <p>技術的能力 1.1～1.19 で整備した重大事故等時において期待する手順について、外部事象による影響を考慮しても屋内に設定したアクセスルートを通行できることを確認した。その結果を第1表「技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧」に整理する。</p> <p>また、移動経路については、第1図「屋内アクセスルート図」に示す。また、第1図に示した「①～⑩」は、第1表「技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧」の屋内アクセスルートに記載のある数字と関連付けがなされている。</p> <p>なお、第1図中の操作対象場所における操作対象機器及び操作項目等を第2表に示す。</p> <p>3. 屋外アクセスルートとの関係</p> <p>重大事故等時は屋内での活動はもとより、可搬型重大事故等対処設備の屋外での設置作業との連携が重要である。なお、可搬型重大事故等対処設備を使用する場合には、発電所災害対策要員は滞在場所から現場に向かう。</p>	<p>【女川及び島根】 記載表現及び対応要員の名称の相違</p>

泊発電所 3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所 2号炉

第1表 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧(1/16)

Table with 4 columns: 条文化 (Article), 対応手順 (Response Procedure), 操作・作業場所 (Operation/Work Location), and 相違理由 (Difference Reason). Rows include emergency stop procedures and manual operations for high pressure injection.

※1 屋外アクセスルートは、緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す。

島根原子力発電所 2号炉

第1表 島根原子力発電所 2号炉 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧(1/13)

Table with 4 columns: 条文化 (Article), 対応手段 (Response Method), 操作・作業場所 (Operation/Work Location), and 相違理由 (Difference Reason). Rows include emergency stop procedures and manual operations for high pressure injection.

※1：屋外のアクセスルートは、緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す。

泊発電所 3号炉

第1表 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧(1/20)

Table with 4 columns: 条文化 (Article), 対応手順 (Response Procedure), 操作・作業場所 (Operation/Work Location), and 相違理由 (Difference Reason). Rows include emergency stop procedures and manual operations for high pressure injection, with detailed procedural steps in the operation locations.

※1：屋外アクセスルートは、屋内（中央制御室）又は緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す。

【女川及び島根】
記載内容の相違及び
記載方針の相違
・設備及び手順等の相
違。

【女川及び島根】
記載表現の相違

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉		島根原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由			
第1表 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧(2/16)		第1表 島根原子力発電所2号炉 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧(2/13)		第1表 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧(2/20)					
条文	対応手順	中央	屋内アクセスルート	中央	屋内アクセスルート	屋外アクセスルート ^{※1}	中央	屋内アクセスルート	屋外アクセスルート ^{※1}
1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等	手動操作による減圧（主蒸気逃がし安全弁）	○					○		
	可搬型代替直流電源設備による主蒸気逃がし安全弁（自動減圧機能）開放	○					○		
	主蒸気逃がし安全弁用可搬型蓄電池による主蒸気逃がし安全弁（自動減圧機能）開放	○					○		
高圧蒸気ガス供給系（非常用）による主蒸気逃がし安全弁（自動減圧機能）駆動回路作		○					○		
1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等									
1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等									
1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等									

※1 屋外アクセスルートは、緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す。

※1：屋外のアクセスルートは、緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを記す。

※2：本手段におけるアクセスルートは故意による大型航空機の衝突その他テロリズムによる影響を考慮した場合に使用するルートとして設定する。なお、起因事象が地震ではないことから、転倒物、地震に伴う内部火災及び地震に伴う内部設備の影響はななく、アクセスに支障はない。

※1：屋外アクセスルートは、屋内（中央制御室）又は緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す。

【女川及び島根】
記載内容の相違及び記載方針の相違
・設備及び手順等の相違。

【女川及び島根】
記載表現の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

第1表 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧(3/16)

第1表 島根原子力発電所2号炉 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧(3/13)

第1表 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧(3/20)

Table with 5 columns: 条文, 対応手順, 中央, 屋内アクセスルート, 屋外アクセスルート. Contains technical details for Unit 2 at Onagawa NPP.

Table with 5 columns: 条文, 対応手段, 中央, 屋内のアクセスルート, 屋外のアクセスルート. Contains technical details for Unit 2 at Shimane NPP.

Table with 5 columns: 条文, 対応手順, 中央, 屋内のアクセスルート, 屋外アクセスルート. Contains technical details for Unit 3 at Utsunomiya NPP.

【女川及び島根】
記載内容の相違
・設備及び手順等の相違。

※1 屋外アクセスルートは、緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す。

※1：屋外のアクセスルートは、緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す。

※1：屋外アクセスルートは、屋内（中央制御室）又は緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す。

【女川及び島根】
記載表現の相違

※2：本手段におけるアクセスルートは故意による大型航空機の衝突その他テロリズムによる影響を考慮した場合に使用するルートとして設定する。なお、起回事象が地震ではないことから、転倒物、地震随伴内部火災及び地震随伴内部漏水の影響はなく、アクセスに支障はない。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

第1表 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧(4/16)

条文	対応手順	操作・作業場所		
		中央	屋内アクセスルート	屋外アクセスルート ^{※1}
1.4 原子炉冷却材圧力バウシタリ低圧時に高電圧原子炉を冷却するための手順等	原子炉運転中の低圧炉心バンプ系電源復旧後の原子炉圧力容器への注水	○	/	/
	原子炉運転中の低圧代替注水系(常設)（復水移送ポンプ）による残存隔離炉心の冷却（残留熱除去系A系注入配管使用の場合）	○	/	/
	原子炉運転中の低圧代替注水系(常設)（復水移送ポンプ）による残存隔離炉心の冷却（残留熱除去系B系注入配管使用の場合）	○	/	/
	原子炉運転中の代替循環冷却系による残存隔離炉心の冷却（残留熱除去系A系注入配管使用の場合）	○	/	/
	原子炉運転中の低圧代替注水系(可搬型)による残存隔離炉心の冷却（残留熱除去系A系注入配管使用の場合）	○	原子炉・格納容器下部注水接続口（建屋内）使用時 【中央制御室→①→③→③降段F④→④→⑤】	緊急時対策所→第1保管エリア、第2保管エリア、第3保管エリア又は第4保管エリア
	原子炉運転中の低圧代替注水系(可搬型)による残存隔離炉心の冷却（残留熱除去系B系注入配管使用の場合）	○	原子炉・格納容器下部注水接続口（建屋内）使用時 【中央制御室→①→③→③降段F④→④→⑤】	緊急時対策所→第1保管エリア、第2保管エリア、第3保管エリア又は第4保管エリア
原子炉停止中の低圧代替注水系(常設)（復水移送ポンプ）による原子炉圧力容器への注水	○	/	/	
原子炉停止中の低圧代替注水系(可搬型)による原子炉圧力容器への注水	○	原子炉・格納容器下部注水接続口（建屋内）使用時 【中央制御室→①→③→③降段F④→④→⑤】	緊急時対策所→第1保管エリア、第2保管エリア、第3保管エリア又は第4保管エリア	

※1 屋外アクセスルートは、緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す。

島根原子力発電所2号炉

第1表 島根原子力発電所2号炉 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧(4/13)

条文	対応手順	操作・作業場所		
		中央	屋内アクセスルート	屋外アクセスルート ^{※1}
1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等	原子炉格納容器内の冷却等のための手順等	○	/	/
	原子炉格納容器内の冷却等のための手順等	○	/	/
	原子炉格納容器内の冷却等のための手順等	○	/	/
	原子炉格納容器内の冷却等のための手順等	○	/	/
	原子炉格納容器内の冷却等のための手順等	○	/	/
	原子炉格納容器内の冷却等のための手順等	○	/	/
1.7 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等	原子炉格納容器内の冷却等のための手順等	○	/	/
	原子炉格納容器内の冷却等のための手順等	○	/	/
	原子炉格納容器内の冷却等のための手順等	○	/	/
	原子炉格納容器内の冷却等のための手順等	○	/	/
	原子炉格納容器内の冷却等のための手順等	○	/	/
	原子炉格納容器内の冷却等のための手順等	○	/	/

※1：屋外アクセスルートは、緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す。

※2：本手段におけるアクセスルートは故意による大型航空機の衝突その他テロリズムによる影響を考慮した場合に使用するルートとして設定する。なお、起因事象が地震ではないことから、転倒物、地震随伴内部火災及び地震随伴内部溢水の影響はなく、アクセスに支障はない。

泊発電所3号炉

第1表 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧(4/20)

条文	対応手順	操作・作業場所		
		中央	屋内アクセスルート	屋外アクセスルート ^{※1}
1.4 原子炉冷却材圧力バウシタリ低圧時に高電圧原子炉を冷却するための手順等	B→Cでんポンプ（自己冷却）による原子炉圧力容器への注水	○	【中央制御室→①(階段A⑤)→①(11)→②(19)→③(階段M⑦)→④(41)→⑤(5)→⑥(10)→⑦(6)→⑧(7)→⑨(4)→⑩(8)→⑪(10)→⑫(9)→⑬(10)→⑭(9)】	/
	可搬型大型送水ポンプを用いたA→高圧注入ポンプ（海水冷却）による高圧代替循環運転	○	/	/
	原子炉格納容器隔離弁の閉止	○	1次冷却材ポンプ対表ライン隔離弁等閉止操作、原子炉格納容器隔離弁閉止操作 【中央制御室→①(階段A⑤)→①(階段L⑤)→②(2)→③(3)→④(4)→⑤(5)→⑥(6)→⑦(7)→⑧(8)→⑨(階段L④)→⑩(5)→⑪(6)→⑫(7)→⑬(8)】	/
	隔離炉心が原子炉圧力容器内に残存する場合の対応手順	○	【中央制御室→①(階段L④)→②(4)】	/
	電動補助給水ポンプ又はタービン駆動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水	○	/	/
	蒸気発生器に弁による蒸気放出	○	/	/
高圧注入ポンプによる原子炉圧力容器への注水	○	/	/	
原子炉格納容器内の作業員を退避させる手順	○	/	【中央制御室→①(8)→②(階段G③)→③(4)→④(階段F⑤)→⑤(9)→⑥(階段F④)→⑦(9)→⑧(階段F③)→⑨(8)】	/

※1：屋外アクセスルートは、屋内（中央制御室）又は緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す。

【女川及び島根】
 記載内容の相違及び
 記載方針の相違
 ・設備及び手順等の相違。

【女川及び島根】
 記載表現の相違

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

第1表 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧(5/16)

条文	対応手順	操作・作業場所		
		中央	屋内アクセスルート	屋外アクセスルート※1
1.4 原子炉冷却材圧力バウダング低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等	原子炉停止中の残留熱除去系電源復旧後の発電用原子炉からの除熱	○		
	残留熱除去系（低圧注水モード）による原子炉圧力容器への注水	○		
	低圧炉心スプレイ系による原子炉圧力容器への注水	○		
	残留熱除去系（原子炉停止時冷却モード）による発電用原子炉からの除熱	○		
1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等	原子炉格納容器フィルタベント系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱（現場操作含む）	○		
	フィルタ装置への水補給	○		

※1 屋外アクセスルートは、緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す。
 ※2 本手段におけるアクセスルートは大型航空機による影響を考慮した場合に使用するルートとして設定する。なお、一部原子炉建屋付属棟（廃棄物処理エリア）を通行することとなるが、起因事象が地震ではないことから配管破損等の影響はなく、アクセスに支障はない。

島根原子力発電所2号炉

第1表 島根原子力発電所2号炉 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧(5/13)

条文	対応手順	中央	操作・作業場所	
			屋内アクセスルート	屋外アクセスルート※1
1.7 原子炉格納容器の過圧管理を防止するための手順等	非常用コントロールセンタが緊急が使用不可の場合	○		
	格納容器減圧による原子炉格納容器下部への注水	○		
	ベダスタル貯排水系（可搬型）による原子炉格納容器下部への注水	○		
	原子炉格納容器下部の放熱中心を冷却するための手順等	○		
1.8 原子炉格納容器下部の放熱中心を冷却するための手順等	非常用コントロールセンタが緊急が使用不可の場合	○		
	格納容器減圧による原子炉格納容器下部への注水	○		
	ベダスタル貯排水系（可搬型）による原子炉格納容器下部への注水	○		
	原子炉格納容器下部の放熱中心を冷却するための手順等	○		
1.9 水素爆発による原子炉格納容器の管理を防止するための手順等	原子炉格納容器下部の放熱中心を冷却するための手順等	○		

※1 屋外アクセスルートは、緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す。
 ※2 本手段におけるアクセスルートは故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮した場合に使用するルートとして設定する。なお、起因事象が地震ではないことから、転倒物、地震に伴う内部火災及び地震に伴う内部設備の影響はなく、アクセスに支障はない。

泊発電所3号炉

第1表 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧(5/20)

条文	対応手順	操作・作業場所		
		中央	屋内アクセスルート	屋外アクセスルート※1
1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等	電動補助給水ポンプ又はタービン駆動補助給水ポンプによる低圧発生器への注水	○		
	可搬型大型送水ポンプ車によるA-高圧注入ポンプへの補給冷却水（海水）の取水	○		

※1 屋外アクセスルートは、屋内（中央制御室）又は緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す。
 ※2 本手段における屋内アクセスルートは故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮した場合に使用する大型航空機特化ルートとして設定する。なお、起因事象が地震、津波その他の自然現象及び人為事象ではないことから、これら事象に対する影響評価の対象外とする。

【女川及び島根】
 記載内容の相違
 ・設備及び手順等の相違。

【女川及び島根】
 記載表現の相違
 【女川及び島根】
 記載内容の相違

・泊は、大型航空機の衝突時に特化したルートを外側からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋以外の建屋に設定する必要があることから大型航空機特化ルートに関する内容を記載している。（大型航空機の衝突時に特化したルートを設定するという考え方は女川と同様。）

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

第1表 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧(6/16)

条文	対応手順	操作・作業場所		
		中央	屋内アクセスルート	屋外アクセスルート ^{※1}
1.5 最終ヒートシンター熱を輸送するための手順等	可搬型圧縮機供給装置による原子炉格納容器への空蒸供給	○	屋開放 【中央制御室→(①→③)→(③)階段F④→(④→20)】 系統構成 【中央制御室→(①→③)→(③)階段F④→(④→21)又は(④→22)】	緊急時対策所→第1保管エリア又は第4保管エリア
	原子炉格納容器フィルタベント系停止後の空蒸供給	○	屋開放 【中央制御室→(①→③)→(③)階段F④→(④→20)】 系統構成 【中央制御室→(①→③)→(③)階段F④→(④→21)又は(④→22)→(④→23)→(④→24)→(④→17)→(④→18)→(④→19)】	緊急時対策所→第1保管エリア又は第4保管エリア
	前圧強ヒートポンプ系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱（視場操作含む）	○	系統構成 【中央制御室→(①→③)→(③)階段G④→(④)階段A③→(③→6)→(③→7)→(③→1)→(③→2)】 サプレッションチャンピオンの場合 【中央制御室→(①→③)→(③)階段F④→(④→31)】 ドライウェル側の場合 【中央制御室→(①→③)→(③)階段F④→(④→27)】	
	原子炉補機代替冷却水系による補機冷却水確保(A系)	○	・屋外接続口を使用する場合 水張り、空気抜き 【中央制御室→(①→③)→(③)階段F④→(④→29)→(④→43)→(④→28)→(④→29)→(④→30)→(④→31)】 ・屋内接続口を使用する場合 屋開放 【中央制御室→(①→③)→(③)階段F④→(④→20)】 水張り、空気抜き 【中央制御室→(①→③)→(③)階段F④→(④→27)→(④→43)→(④→36)→(④→37)→(④→28)→(④→29)】	緊急時対策所→第1保管エリア、第2保管エリア、第3保管エリア又は第4保管エリア

※1 屋外アクセスルートは、緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す。

島根原子力発電所2号炉

第1表 島根原子力発電所2号炉 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧(6/13)

条文	対応手段	操作・作業場所		
		中央	屋内アクセスルート	屋外アクセスルート ^{※1}
1.9	水蒸発生による原子炉格納容器の格納蒸気圧の上昇を抑制するための手順等 原子炉格納容器内の格納蒸気圧の上昇による原子炉格納容器内の格納蒸気圧の上昇を抑制するための手順等 原子炉格納容器内の格納蒸気圧の上昇による原子炉格納容器内の格納蒸気圧の上昇を抑制するための手順等 原子炉格納容器内の格納蒸気圧の上昇による原子炉格納容器内の格納蒸気圧の上昇を抑制するための手順等 原子炉格納容器内の格納蒸気圧の上昇による原子炉格納容器内の格納蒸気圧の上昇を抑制するための手順等	○	【屋外A→(④→24)】 【屋外C→(④→24)→(④→24)】 【中央制御室→(④→24)→(④→24)】 【中央制御室→(④→24)→(④→24)】 【中央制御室→(④→24)→(④→24)】	緊急時対策所→第4保管エリア
1.10	水蒸発生による原子炉格納容器内の格納蒸気圧の上昇を抑制するための手順等	○	【中央制御室→(④→24)→(④→24)】 【中央制御室→(④→24)→(④→24)】 【中央制御室→(④→24)→(④→24)】	緊急時対策所→第4保管エリア
1.11	使用済燃料貯蔵庫の冷却のための手順等	○	燃料プールのスプレイ系（開放型スプレイノズル）による燃料プールのスプレイ 燃料プールのスプレイ系（開放型スプレイノズル）による燃料プールのスプレイ 燃料プールのスプレイ系（開放型スプレイノズル）による燃料プールのスプレイ 燃料プールのスプレイ系（開放型スプレイノズル）による燃料プールのスプレイ 燃料プールのスプレイ系（開放型スプレイノズル）による燃料プールのスプレイ	緊急時対策所→第2保管エリア又は第3保管エリア
1.12	発電所外への放射性物質の漏洩を抑制するための手順等	○	大気への放射性物質の拡散抑制 放射性物質の漏洩を抑制するための手順等 シットアップによる格納容器内の放射性物質の拡散抑制 大気への放射性物質の漏洩を抑制するための手順等	緊急時対策所→第4保管エリア

※1：屋外アクセスルートは、緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す。

※2：本手段におけるアクセスルートは故意による大型航空機の衝突その他テロリズムによる影響を考慮した場合に使用するルートとして設定する。なお、起因事象が地震ではないことから、転倒物、地震に伴う内部火災及び地震に伴う内部溢水の影響はなく、アクセスに支障はない。

泊発電所3号炉

第1表 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧(6/20)

条文	対応手順	操作・作業場所		
		中央	屋内アクセスルート	屋外アクセスルート ^{※1}
L.6	原子炉格納容器内の格納蒸気圧の上昇を抑制するための手順等	○	系統構成、水張り、代替格納容器スプレイポンプ起動 【中央制御室→(③)階段A④→(④)階段I③→(④)階段F④→(④→10)→(④)階段F④→(④)階段I③→(④)階段A④→(④→18)】 系統構成 【中央制御室→(③)階段A④→(④)階段I③→(④)階段F④→(④→17)→(④→9)】 代替格納容器スプレイポンプ受電準備、受電操作 ・A-非常用高圧母線から受電する場合 【中央制御室→(③)階段A④→(④→23)】 ・B-非常用高圧母線から受電する場合 【中央制御室→(③)階段A④→(④→26)】	
	代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内の格納蒸気圧の上昇を抑制するための手順等	○	系統構成、水張り、代替格納容器スプレイポンプ起動 【中央制御室→(③)階段A④→(④)階段I③→(④)階段F④→(④→10)→(④)階段F④→(④)階段I③→(④)階段A④→(④→18)】 系統構成 【中央制御室→(③)階段A④→(④)階段I③→(④)階段F④→(④→17)→(④→9)】	
	代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内の格納蒸気圧の上昇を抑制するための手順等	○	【中央制御室→(③)階段A④→(④)階段I③→(④)階段F④→(④→10)→(④)階段F④→(④)階段I③→(④)階段A④→(④→18)】	
1.7	原子炉格納容器内の格納蒸気圧の上昇を抑制するための手順等	○	中央制御室→(③)階段A④→(④)階段I③→(④)階段F④→(④→10)→(④)階段F④→(④)階段I③→(④)階段A④→(④→18)	

※1：屋外アクセスルートは、屋内（中央制御室）又は緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す。

【女川及び島根】
 記載内容の相違及び記載方針の相違
 ・設備及び手順等の相違。

【女川及び島根】
 記載表現の相違

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

第1表 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧(7/16)

条文	対応手順	操作・作業場所		
		中央	屋内アクセスルート	屋外アクセスルート※1
1.5 最終ヒートシンクへ熱水による補機冷却水確保 (B系)	原子炉補機代替冷却水系による補機冷却水確保 (B系)	○	【中央制御室→(①)階設L④→(④-33)→(④-44)→(④-32)→(④-33)→(④-34)→(④-35)】	緊急時対策所→第1保管エリア、第2保管エリア、第3保管エリア又は第4保管エリア
	原子炉補機冷却水系 (原子炉補機冷却水系を含む) による補機冷却水確保	○		
1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等	原子炉格納容器代替スプレィ冷却系 (常設) による原子炉格納容器内へのスプレィ	○		緊急時対策所→第1保管エリア、第2保管エリア又は第4保管エリア
	原子炉格納容器代替スプレィ冷却系 (可搬型) による原子炉格納容器内へのスプレィ	○	格納容器スプレィ接続口 (建屋内) 使用 【中央制御室→(①)→(③)階設F④→(④-57)】	緊急時対策所→第1保管エリア、第2保管エリア又は第4保管エリア
	残留熱除去系電源復旧後の原子炉格納容器内へのスプレィ	○		
	残留熱除去系電源復旧後のサブレッションパールの除熱	○		
	残留熱除去系 (格納容器スプレィ冷却モード) による原子炉格納容器内へのスプレィ	○		
	残留熱除去系 (サブレッションパール冷却モード) によるサブレッションパールの除熱	○		
	大型航空機による影響を考慮した場合のスプレィ 屋内接続口の使用。 ※2	○	原子炉建屋屋上伊種作業 【中央制御室→(①)階設L④→(④-52)→(④-53)】 原子炉建屋付属作業 【(④-52)→(④)階設L①→(①-③)→(①)階設F④→(④-54)】	緊急時対策所→第1保管エリア、第2保管エリア、第3保管エリア又は第4保管エリア

※1 屋外アクセスルートは、緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す。
 ※2 本手段におけるアクセスルートは大型航空機による影響を考慮した場合に使用するルートとして設定する。なお、一部原子炉建屋付属棟 (廃棄物処理エリア) を通行することとなるが、起因事象が地震ではないことから配管破損等の影響はなく、アクセスに支障はない。

島根原子力発電所2号炉

第1表 島根原子力発電所2号炉 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧(7/13)

条文	対応手順	操作・作業場所		
		中央	屋内アクセスルート	屋外アクセスルート※1
1.13 重大事故等の収束に必要な手順等	格納容器 (注1) 及び輸送水確保 (注2) を水頭とした大量送水による送水	○		緊急時対策所→第1保管エリア又は第3保管エリア
	格納容器 (注1) 及び輸送水確保 (注2) を水頭とした大量送水による送水	○		緊急時対策所→第1保管エリア、第2保管エリア、第3保管エリア又は第4保管エリア
	格納容器 (注1) 及び輸送水確保 (注2) を水頭とした大量送水による送水	○		緊急時対策所→第1保管エリア、第2保管エリア、第3保管エリア又は第4保管エリア
	格納容器 (注1) 及び輸送水確保 (注2) を水頭とした大量送水による送水	○		緊急時対策所→第1保管エリア又は第4保管エリア
1.14 電源の確保に関する手順等	格納容器 (注1) 及び輸送水確保 (注2) を水頭とした大量送水による送水	○		緊急時対策所→第1保管エリア又は第4保管エリア
	格納容器 (注1) 及び輸送水確保 (注2) を水頭とした大量送水による送水	○		緊急時対策所→第1保管エリア又は第4保管エリア
	格納容器 (注1) 及び輸送水確保 (注2) を水頭とした大量送水による送水	○		緊急時対策所→第1保管エリア又は第4保管エリア
	格納容器 (注1) 及び輸送水確保 (注2) を水頭とした大量送水による送水	○		緊急時対策所→第1保管エリア又は第4保管エリア

※1：屋外のアksesルートは、緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す。

泊発電所3号炉

第1表 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧(7/20)

条文	対応手順	操作・作業場所		
		中央	屋内アクセスルート	屋外アクセスルート※1
1.7 原子炉格納容器の過圧抑制等のための手順等	可搬型大型送水ポンプ車を用いた、D-格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却	○		屋外A→61n倉庫・東庫エリア又は2号炉東側31nエリア
	可搬型大型送水ポンプ車を用いた、D-格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却	○		屋外A→61n倉庫・東庫エリア又は2号炉東側31nエリア

※1：屋外アクセスルートは、屋内 (中央制御室) 又は緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す。
 ※2：本手段における屋内アクセスルートは故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮した場合に使用する大型航空機特化ルートとして設定する。なお、起因事象が地震、津波その他の自然現象及び人為事象ではないことから、これら事象に対する影響評価の対象外とする。

【女川及び島根】
 記載内容の相違
 ・設備及び手順等の相違。

【女川及び島根】
 記載表現の相違

【女川】
 記載内容の相違

泊は、大型航空機の衝突時に特化したルートを外側からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋以外の建屋に設定する必要があることから大型航空機特化ルートに関する内容を記載している。(大型航空機の衝突時に特化したルートを設定するという考え方は女川と同様。)

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

第1表 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧(8/16)

第1表 島根原子力発電所2号炉 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧(8/13)

第1表 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧(8/20)

Table with columns: 条文, 対応手順, 操作・作業場所 (中央, 屋内アクセスルート, 屋外アクセスルート). Row 1.7 describes emergency procedures for containment vessel pressure increase.

Table with columns: 条文, 対応手順, 操作・作業場所 (中央, 屋内アクセスルート, 屋外アクセスルート). Row 1.14 describes procedures for power restoration and containment vessel pressure management.

Table with columns: 条文, 対応手順, 操作・作業場所 (中央, 屋内アクセスルート, 屋外アクセスルート). Row 1.8 describes procedures for containment vessel pressure reduction and emergency cooling.

【女川及び島根】
記載内容の相違及び
記載方針の相違
・設備及び手順等の相違。

※1 屋外アクセスルートは、緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す。

※1：屋外のアクセスルートは、緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを記す。

※1：屋外アクセスルートは、屋内（中央制御室）又は緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す。

【女川及び島根】
記載表現の相違

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

第1表 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧(9/16)

本文	対応手順	操作・作業場所		
		中央	屋内アクセスルート	屋外アクセスルート※1
1.8 原子伊格納容器下部の注水米（可搬型）による原子伊格納容器下部への注水	原子伊格納容器下部の注水米（可搬型）による原子伊格納容器下部への注水	○	【中央制御室→(①)→(③)→(③)階段F(④)→(④)→(⑤-7)】	緊急時対策所→第1保管エリア、第2保管エリア、第3保管エリア又は第4保管エリア
	原子伊格納容器代替スプレイ冷却系（常設）による原子伊格納容器下部への注水	○		
	代替循環冷却系による原子伊格納容器下部への注水	○		
	原子伊格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）による原子伊格納容器下部への注水	○	格納容器スプレイ接続口（建屋内）使用時 【中央制御室→(①)→(③)→(③)階段F(④)→(④)→(⑤-7)】	緊急時対策所→第1保管エリア、第2保管エリア、第3保管エリア又は第4保管エリア
	ほう酸水注入系による原子伊格納容器へのほう酸水注入	○		
	大型航空機による影響を考慮した場合の注水及びスプレイ（屋内接続口の使用。）※2	○	原子伊格納容器原子伊格納作業 【中央制御室→(①)階段L(④)→(④)→(⑤-2)→(⑤-3)】 原子伊格納容器付属機作業 【(④)→(⑤)→(⑤)階段L(①)→(①)→(②)→(②)階段F(④)→(④)→(⑤-54)】	緊急時対策所→第1保管エリア、第2保管エリア、第3保管エリア又は第4保管エリア
1.9 水素爆発による原子伊格納容器の破損と貯留するための手順等	可搬型窒素ガス供給装置による原子伊格納容器への窒素供給	○	【中央制御室→(①)→(③)→(③)階段F(④)→(④)→(⑤-20)】 系統構成 【中央制御室→(①)→(③)→(③)階段F(④)→(④)→(⑤-21)又は(④)→(⑤-22)】	緊急時対策所→第1保管エリア
	原子伊格納容器フィルタメント系による原子伊格納容器内の水素及び酸素の排出	○		
	格納容器内水素濃度による原子伊格納容器内の水素濃度監視	○		
		○		

※1 屋外アクセスルートは、緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す。
 ※2 本手段におけるアクセスルートは大型航空機による影響を考慮した場合に使用するルートとして設定する。なお、一部原子炉建屋付属棟（廃棄物処理エリア）を通行することとなるが、起因事象が地震ではないことから配管破損等の影響はなく、アクセスに支障はない。

第1表 島根原子力発電所2号炉 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧(9/13)

本文	対応手順	操作・作業場所		
		中央	屋内アクセスルート	屋外アクセスルート※1
1.8 電源の確保に関する手順	内線交流電源供給による原子伊格納容器冷却用電源供給（常設）による原子伊格納容器冷却用電源供給	○	【中央制御室→(①)→(③)→(③)階段F(④)→(④)→(⑤-7)】 【中央制御室→(①)→(③)→(③)階段F(④)→(④)→(⑤-7)】	緊急時対策所→第1保管エリア、第2保管エリア、第3保管エリア又は第4保管エリア
	中央制御室用電源供給系（常設）による電源供給	○		
	可搬型電源供給設備による電源供給（高圧交流電源供給用プラグ型電源供給装置）による電源供給	○	【中央制御室→(①)→(③)→(③)階段F(④)→(④)→(⑤-7)】 【中央制御室→(①)→(③)→(③)階段F(④)→(④)→(⑤-7)】	緊急時対策所→第1保管エリア又は第4保管エリア
	可搬型電源供給設備による電源供給（高圧交流電源供給用プラグ型電源供給装置）による電源供給	○	【中央制御室→(①)→(③)→(③)階段F(④)→(④)→(⑤-7)】 【中央制御室→(①)→(③)→(③)階段F(④)→(④)→(⑤-7)】	緊急時対策所→第1保管エリア又は第4保管エリア
	可搬型電源供給設備による電源供給（高圧交流電源供給用プラグ型電源供給装置）による電源供給	○	【中央制御室→(①)→(③)→(③)階段F(④)→(④)→(⑤-7)】 【中央制御室→(①)→(③)→(③)階段F(④)→(④)→(⑤-7)】	緊急時対策所→第1保管エリア又は第4保管エリア
	可搬型電源供給設備による電源供給（高圧交流電源供給用プラグ型電源供給装置）による電源供給	○	【中央制御室→(①)→(③)→(③)階段F(④)→(④)→(⑤-7)】 【中央制御室→(①)→(③)→(③)階段F(④)→(④)→(⑤-7)】	緊急時対策所→第1保管エリア又は第4保管エリア

※1：屋外アクセスルートは、緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す。

第1表 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧(9/20)

本文	対応手順	操作・作業場所		
		中央	屋内アクセスルート	屋外アクセスルート※1
1.9 水素爆発による原子伊格納容器の破損と貯留するための手順等	可搬型格納容器内水素濃度計測ユニットによる原子伊格納容器内の水素濃度監視	○		
	可搬型格納容器内水素濃度計測ユニットによる原子伊格納容器内の水素濃度監視	○	【中央制御室→(①)→(③)→(③)階段F(④)→(④)→(⑤-18)→(⑤-12)→(⑤-16)→(⑤-12)→(⑤-19)】	
	可搬型格納容器内水素濃度計測ユニットによる原子伊格納容器内の水素濃度監視	○		
1.10 水素爆発による原子伊格納容器の破損と貯留するための手順等	アニュラス空気浄化設備による水素排出（交流動力電源及び直流直流電源が喪失した場合の操作手順）	○		
	アニュラス空気浄化設備による水素排出（交流動力電源及び直流直流電源が喪失した場合の操作手順）	○	【中央制御室→(①)→(③)→(③)階段F(④)→(④)→(⑤-6)】	
	可搬型アニュラス水素濃度計測ユニットによる水素濃度監視	○	【中央制御室→(①)→(③)→(③)階段F(④)→(④)→(⑤-27)→(⑤-16)→(⑤-17)→(⑤-27)→(⑤-24)】	

※1：屋外アクセスルートは、屋内（中央制御室）又は緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す。

【女川及び島根】
 記載内容の相違及び記載方針の相違
 ・設備及び手順等の相違。

【女川及び島根】
 記載表現の相違

泊発電所 3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所 2号炉					島根原子力発電所 2号炉					泊発電所 3号炉					相違理由															
第1表 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧(10/16)										第1表 島根原子力発電所 2号炉 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧(10/13)										第1表 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧(10/20)										【女川及び島根】 記載内容の相違及び 記載方針の相違 ・設備及び手順等の相違。
条文	対応手順	操作・作業場所			条文	対応手順	操作・作業場所			条文	対応手順	操作・作業場所																		
		中央	屋内アクセス ルート	屋外アクセス ルート①			中央	屋内アクセス ルート	屋外アクセス ルート①			中央	屋内アクセス ルート	屋外アクセス ルート②																
1.9	水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等	格納容器内雰囲気を計装による原子炉格納容器内の水素濃度及び酸素濃度監視																												
1.10	水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等	原子炉建屋内の水素濃度監視																												
1.11	使用済燃料貯蔵槽の冷却のための手順等	燃料プール代替注水系（常設配管）による使用済燃料プールへの注水			燃料プール注水接続口（建屋内）使用時 【中央制御室→(①)→(③)階段F(④)→(④)→(⑤)】																									
		燃料プール代替注水系（可搬型）による使用済燃料プールへの注水			原子炉建屋大物搬入口を使用する場合 【中央制御室→(①)→(③)階段G(④)→(④)→(④)階段C(①)→(①)→(①)】																									
		燃料プールのスプレイ			原子炉建屋大物搬入口を使用する場合 【中央制御室→(①)→(③)階段F(④)→(④)→(④)階段F(③)→(③)→(③)階段G(④)→(④)→(④)階段E(①)→(①)→(①)】																									
		燃料プールの冷却浄化系による使用済燃料プールの換熱			燃料プールのスプレイ接続口（建屋内）使用時 【中央制御室→(①)→(③)階段F(④)→(④)→(⑤)】																									
					原子炉建屋大物搬入口を使用する場合 【中央制御室→(①)→(③)階段G(④)→(④)→(④)階段C(①)→(①)→(①)】																									
					原子炉建屋大物搬入口を使用する場合 【中央制御室→(①)→(③)階段F(④)→(④)→(④)階段F(③)→(③)→(③)階段G(④)→(④)→(④)階段E(①)→(①)→(①)】																									

※1 屋外アクセスルートは、緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す。

※1：屋外のアクセスルートは、緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを記す。

※1：屋外アクセスルートは、屋内（中央制御室）又は緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す。

※2：本手段におけるアクセスルートは故意による大型航空機の衝突その他テロリズムによる影響を考慮した場合に使用するルートとして設定する。なお、起因事象が地震ではないことから、転倒物、地震時内部火災及び地震時内部溢水の影響はなく、アクセスに支障はない。

【女川及び島根】
記載表現の相違

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

第1表 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧(11/16)

条文	対応手順	操作・作業場所		
		中央	屋内アクセスルート	屋外アクセスルート ^{※1}
1.11 使用済燃料貯蔵槽の希釈のための手順等	大型航空機による影響を考慮した場合の注水及びスプレイング（屋内接続口の使用。） ^{※2}	○	原子伊達屋敷付屋棟作業 【中央制御室→(①階段L④)→[④-5]→[④-5B]】 原子伊達屋敷付屋棟作業 【④-5B→(③階段L④)→(①-③)→(②階段F④)→[④-5A]】	緊急時対策所→第1保管エリア、第2保管エリア、第3保管エリア又は第4保管エリア
1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等	放水設備（大気への拡散抑制設備）による大気への放射性物質の拡散抑制			緊急時対策所→第1保管エリア、第2保管エリア又は第4保管エリア
	海洋への拡散抑制設備（シフトファンズ）による海洋への放射性物質の拡散抑制			緊急時対策所→第1保管エリア、第2保管エリア又は第4保管エリア
	放水設備（泡消火設備）による航空機燃料火災への泡消火			緊急時対策所→第1保管エリア、第2保管エリア又は第4保管エリア
1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等	淡水貯水槽を水源とした大容量送水ポンプ（タイプ1）による送水			緊急時対策所→第1保管エリア、第2保管エリア、第3保管エリア又は第4保管エリア
	海を水源とした大容量送水ポンプによる送水（各種注水）			緊急時対策所→第1保管エリア、第2保管エリア、第3保管エリア又は第4保管エリア
	海を水源とした大容量送水ポンプによる送水（各種供給）			緊急時対策所→第1保管エリア、第2保管エリア、第3保管エリア又は第4保管エリア
	淡水貯水槽を水源とした大容量送水ポンプ（タイプ1）による復水貯蔵タンクへの補給	○		緊急時対策所→第1保管エリア、第2保管エリア、第3保管エリア又は第4保管エリア
	海を水源とした大容量送水ポンプ（タイプ1）による復水貯蔵タンクへの補給	○		緊急時対策所→第1保管エリア、第2保管エリア、第3保管エリア又は第4保管エリア
	海を水源とした大容量送水ポンプ（タイプ1）による復水貯蔵タンクへの補給	○		緊急時対策所→第1保管エリア、第2保管エリア、第3保管エリア又は第4保管エリア

※1 屋外アクセスルートは、緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す。
 ※2 本手段におけるアクセスルートは大型航空機による影響を考慮した場合に使用するルートとして設定する。なお、一部原子伊達屋敷付屋棟（廃棄物処理エリア）を通行することとなるが、起因事象が地震ではないことから配管破損等の影響はなく、アクセスに支障はない。

島根原子力発電所2号炉

第1表 島根原子力発電所2号炉 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧(11/13)

条文	対応手順	操作・作業場所		
		中央	屋内のアクセスルート	屋外のアクセスルート ^{※1}
1.10 事故時の対策に関する手順等	計画の段階（スタンバイ）による計画、燃料のシフト等による計画	○		
	計画の段階（燃料のシフト）による計画、燃料のシフト等による計画	○		
	計画の段階（燃料のシフト）による計画、燃料のシフト等による計画	○		
	計画の段階（燃料のシフト）による計画、燃料のシフト等による計画	○		
	計画の段階（燃料のシフト）による計画、燃料のシフト等による計画	○		
	計画の段階（燃料のシフト）による計画、燃料のシフト等による計画	○		
1.13 原子伊達屋敷の居住性等に関する手順等	中央制御室の居住性等に関する手順			
	中央制御室の居住性等に関する手順			
	中央制御室の居住性等に関する手順			
	中央制御室の居住性等に関する手順			
	中央制御室の居住性等に関する手順			
	中央制御室の居住性等に関する手順			
	中央制御室の居住性等に関する手順			
	中央制御室の居住性等に関する手順			
	中央制御室の居住性等に関する手順			
	中央制御室の居住性等に関する手順			
	中央制御室の居住性等に関する手順			
	中央制御室の居住性等に関する手順			
	中央制御室の居住性等に関する手順			
	中央制御室の居住性等に関する手順			
中央制御室の居住性等に関する手順				

※1：屋外のアクセスルートは、緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す。

泊発電所3号炉

第1表 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧(11/20)

条文	対応手順	操作・作業場所		
		中央	屋内のアクセスルート	屋外アクセスルート ^{※1}
1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等	海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ビッドへの補給	○		・可搬型大型送水ポンプ車10m接続口（車種）使用時 系統構成 【中央制御室→[⑥-4]→(③階段A④)→(③階段F②)→[②-1]→[②-2]】 保管場所への移動、可搬型ホース敷設、接続 【中央制御室→(③階段A④)→(③階段B②)→屋外A→屋外アクセスルート→屋外C→[②-1]→[②-2]】 ・可搬型大型送水ポンプ車30m接続口（車種）使用時 系統構成 【中央制御室→(③階段A④)→(③階段F②)→[②-1]→[②-2]】 保管場所への移動、可搬型ホース敷設、接続 【中央制御室→(③階段A④)→(③階段B②)→屋外A→屋外アクセスルート→屋外D→[②-1]→[②-2]】
	海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ビッドへの補給	○		・可搬型大型送水ポンプ車10m接続口（車種）使用時 系統構成 【中央制御室→[⑥-4]→[⑥-5]】 保管場所への移動、可搬型ホース敷設、接続 【中央制御室→(③階段B②)→屋外A→屋外アクセスルート→[⑥-16]】 ・可搬型大型送水ポンプ車30m接続口（車種）使用時 系統構成 【中央制御室→(③階段A④)→(③階段F②)→[②-1]→[②-2]→(③階段F②)→(③階段F②)→(④階段A⑤)→[⑥-4]→[⑥-5]】 保管場所への移動、可搬型ホース敷設、接続 【中央制御室→(③階段B②)→屋外A→屋外アクセスルート→屋外D→[②-1]→[②-2]】
	燃料取替用海水ビッドから補助海水ビッドへの切替（原子伊達屋敷への注水時の場合）	○		【中央制御室→[⑥-6]→[⑥-7]→(③階段A⑤)→[⑥-7]→(③階段M②)→[②-1]→(③階段M②)→[②-9]→[②-8]→[②-18]】
	燃料取替用海水ビッドから補助海水ビッドへの切替（原子伊達屋敷内のスプレイングの場合）	○		【中央制御室→[⑥-6]→[⑥-7]→(③階段A⑤)→[⑥-7]→[②-17]→[②-9]→[②-18]】

※1：屋外アクセスルートは、屋内（中央制御室）又は緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す。

【女川及び島根】
 記載内容の相違及び記載方針の相違
 ・設備及び手順等の相違

【女川及び島根】
 記載表現の相違

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

第1表 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧(12/16)

Table with 5 columns: 条文, 対応手順, 中央, 屋内アクセスルート, 屋外アクセスルート. Contains procedures for major accidents and power source security.

※1 屋外アクセスルートは、緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す。

島根原子力発電所2号炉

第1表 島根原子力発電所2号炉 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧(12/13)

Table with 5 columns: 条文, 対応手順, 中央, 屋内アクセスルート, 屋外アクセスルート. Contains detailed emergency procedures for the Shimane NPP.

※1：屋外のアクセスルートは、緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを記す。

泊発電所3号炉

第1表 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧(12/20)

Table with 5 columns: 条文, 対応手順, 中央, 屋内アクセスルート, 屋外アクセスルート. Contains procedures for the Ushida NPP, with a yellow border around the table.

※1：屋外アクセスルートは、屋内（中央制御室）又は緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す。

相違理由

【女川及び島根】
記載内容の相違及び
記載方針の相違
・設備及び手順等の相
違。

【女川及び島根】
記載表現の相違

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

第1表 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧(13/16)

条文	対応手順	操作・作業場所		
		中央	屋内アクセスルート	屋外アクセスルート*
1.14 電源の確保に関する手順等	可搬型代替直流電源設備による給電	○	・125V 直流主母線盤 2B-1 及び 125V 直流主母線盤 2A-1 へ給電する場合 125V 直流主母線盤の給電切替操作 【中央制御室→(①)階段 L④→④-47】→(④)階段 L①→中央制御室→(①)階段 L④→④-46】 不要直流負荷切離 L 【中央制御室→(①)階段 L④→④-46】→④-47】 ・125V 直流主母線盤 2A、125V 直流主母線盤 2A-1 及び 125V 直流主母線盤 2B-1 へ給電する場合 125V 直流主母線盤の給電切替操作 【中央制御室→(①)階段 L④→④-46】→(④)階段 L①→中央制御室→(①)階段 L④→④-47】 不要直流負荷切離 L 【中央制御室→(①)階段 L④→④-46】→④-47】 ・電源車接続口（建屋内）使用時 【中央制御室→(①)→③→③階段 F④→④-45】	緊急時対策所→第2 保管エリア、第3 保管エリア又は第4 保管エリア
	ガスタービン発電機によるパワーセンタ2C 系及びモータコントロールセンタ 2C 系受電	○		
	電源車によるパワーセンタ 2C 系及びモータコントロールセンタ 2C 系受電	○	【中央制御室→(①)→③→③階段 F④→④-45】	緊急時対策所→第2 保管エリア、第3 保管エリア又は第4 保管エリア
	軽油タンクからタンクローリへの補給			緊急時対策所→第2 保管エリア、第3 保管エリア又は第4 保管エリア
	ガスタービン発電機備置タンクからタンクローリへの補給			緊急時対策所→第2 保管エリア、第3 保管エリア又は第4 保管エリア

※1 屋外アクセスルートは、緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す。

島根原子力発電所2号炉

第1表 島根原子力発電所2号炉 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧(13/13)

条文	対応手順	操作・作業場所		
		中央	屋内アクセスルート	屋外アクセスルート*
1.18 緊急時対策所の居住性等に関する注記	代替電源設備からの給電手順 【緊急時対策所から発電機の送電手順】			緊急時対策所→第1 保管エリア
1.19 送電設備に関する手順等	発電機内の送電設備	○		

※1：屋外のアクセスルートは、緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを記す。

泊発電所3号炉

第1表 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧(13/20)

条文	対応手順	操作・作業場所		
		中央	屋内アクセスルート	屋外アクセスルート*
1.14 電源の確保に関する手順等	可搬型代替電源車によるメタクラA系及びメタクラB系受電	○	メタクラB系受電準備、メタクラA系受電準備 【中央制御室→①→③→③階段 A⑧→⑧-35】→⑧-36】→⑧-41】→⑧-38】→⑧-37】→⑧-38】→⑧-39】→⑧-40】→⑧-24】→⑧-25】→⑧-26】→⑧-27】 メタクラB系受電操作、コントロールセンタ系受電準備、コントロールセンタ系受電操作 【中央制御室→③階段 A⑧→⑧-35】→⑧-36】→⑧-38】→⑧-40】→⑧-23】→⑧-24】→⑧-25】→⑧-27】→⑧-37】 保管場所への移動 【中央制御室→③階段 B③→屋外 A】	緊急時対策所→第2 保管エリア、第3 保管エリア又は第4 保管エリア
	所内常設蓄電式直流電源設備による給電	○	不要直流負荷切離し操作 (SD発生1時間以内) 【中央制御室→①→③→③階段 F④→④-31】→④-37】→④-38】→④-40】 不要直流負荷切離し操作 (SD発生1時間以内) 【中央制御室→③階段 A⑧→⑧-35】→⑧-36】→⑧-41】→⑧-23】→⑧-24】→⑧-25】→⑧-27】→⑧-37】	屋外 A→1号伊西制31a エリア又は2号伊西制31b エリア(a)

※1：屋外アクセスルートは、屋内（中央制御室）又は緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す。

【女川及び島根】
記載内容及び記載方針・設備及び手順等の相違。

【女川及び島根】
記載表現の相違

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

第1表 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧(14/16)

条文	対応手順	操作・作業場所		
		中央	屋内アクセスルート	屋外アクセスルート※1
1.14 電源の確保に関する手順等	タンクローリから蓄機器への給油	○		緊急時対策所→第3保管エリア、第3保管エリア又は第4保管エリア
	非常用交流電源設備による給電	○		
	非常用直流電源設備による給電	○		
1.15 事故時の計装に関する手順等	他チャンネルによる計測、代替パラメータによる推定（計器の故障）	○		
	代替パラメータによる推定（計器の計測範囲を超えた場合）	○		
	可搬型計測器による計測又は監視	○	【④-52】→④階段L①→中央制御室	
	パラメータの記録			
1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等	中央制御室換気空調系の運転手順	○		
	中央制御室待避所の運用手順	○	【中央制御室→①階段L④→④-51】→④階段L⑥→④-7】	
	中央制御室の照明を確保する手順	○		
	中央制御室の酸素及び二酸化炭素の濃度測定と濃度管理手順	○		
	中央制御室待避所の照明を確保する手順	○		
	中央制御室待避所の酸素及び二酸化炭素の濃度測定と濃度管理手順	○		
	データ表示装置（待避所）によるプラントパラメータ等の監視手順			
	非常用ガス処理系による運転員等の被ばく防止手順（非常用ガス処理系起動手順）	○		

※1 屋外アクセスルートは、緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す。

第1表 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧(14/20)

条文	対応手順	操作・作業場所		
		中央	屋内アクセスルート	屋外アクセスルート※1
1.14 電源の確保に関する手順等	所内常設蓄電式直流電源設備による給電（常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備による交流電源確保の場合）	○	・A系を使用する場合 蓄電装置排気ファンの起動、充電器受電機操作、直流負荷復帰操作 【中央制御室→⑥階段A③→④-27】→④-28】→④-29】→④-41】→④-42】→④-43】→④-29】→④-34】→④-48】→④階段A④→④-30】→④-40】→④-37】→④-36】→④-31】→④-38】 蓄電池室排気ファンコントロールセンタのコネクタ差替え 【中央制御室→⑥階段A③→④-27】 安全補機開閉器室外気取入ダンパ開操作 【中央制御室→⑥階段A④→④-28】→④-41】→④-42】 ・B系を使用する場合 蓄電池室排気ファンの起動、充電器受電機操作、直流負荷復帰操作 【中央制御室→⑥階段A③→④-40】→④-39】→④-29】→④-41】→④-42】→④-43】→④-29】→④-34】→④-48】→⑥階段A④→④-30】→④-40】→④-37】→④-36】→④-31】→④-38】 蓄電池室排気ファンコントロールセンタのコネクタ差替え 【中央制御室→⑥階段A③→④-40】 安全補機開閉器室外気取入ダンパ開操作 【中央制御室→⑥階段A④→④-28】→④-41】→④-44】	

※1：屋外アクセスルートは、屋内（中央制御室）又は緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す。

【女川及び島根】
記載内容の相違
・設備及び手順等の相違。

【女川及び島根】
記載表現の相違

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

第1表 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧(15/16)

条文	対応手順	操作・作業場所		
		中央	屋内アクセスルート	屋外アクセスルート ^{※1}
1.16 原子制御室の居住性等に関する手順等	非常用ガス処理系による運転員等の被ばく防止手順（非常用ガス処理系停止手順）	○		
	非常用ガス処理系による運転員等の被ばく防止手順（中央制御室での原子炉建屋ブローアクトパネル部の閉止手順）	○		
	非常用ガス処理系による運転員等の被ばく防止手順（現場での原子炉建屋ブローアクトパネル部の閉止手順）		【中央制御室→(①→③)→(③階段G④)→(④階段B②)→(②→①)→(①-2)】	
1.17 監視測定等に関する手順等	可搬型モニタリングポストによる放射線量の測定及び代替測定			緊急時対策所→第1保管エリア、第2保管エリア又は第4保管エリア
	可搬型放射線計測装置による空気中の放射性物質の濃度の代替測定			
	可搬型放射線計測装置による空気中の放射性物質の濃度の測定			
	可搬型放射線計測装置による水中の放射性物質の濃度の測定			
	可搬型放射線計測装置による土壌中の放射性物質の濃度の測定			
	海上モニタリング			緊急時対策所→第1保管エリア又は第4保管エリア
	代替気象観測設備による気象観測項目の代替測定			緊急時対策所→第2保管エリア又は第4保管エリア

※1 屋外アクセスルートは、緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す。

第1表 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧(15/20)

条文	対応手順	操作・作業場所		
		中央	屋内アクセスルート	屋外アクセスルート ^{※1}
1.14 電線の種別に関する手順等	可搬型代替直流電源装置による給電	○	<ul style="list-style-type: none"> ・A直流母線に給電する場合 直流母線給電準備 【中央制御室→(④階段A③)→(③-32)】 ・直流母線給電操作 【中央制御室→(④階段A③)→(③-35)→(③-32)→(③-33)→(③-28)】 ・保管場所への移動 【中央制御室→(④階段B②)→屋外A】 ・給電、可搬型直流変換器の起動 ・可搬型直流電源接続盤2（東側）に接続する場合 【屋外E→(③-23)→屋外E→屋外アクセスルート→屋外E→(④階段G②)→(④階段A③)→(③-50)→(③-51)→(③-50)→(③-32)】 ・可搬型直流電源接続盤1（北側）に接続する場合 【屋外D→(③-23)→屋外D→屋外アクセスルート→屋外A→(④階段B②)→(④階段A③)→(③-50)→(③-51)→(③-50)→(③-32)】 ・B直流母線に給電する場合 直流母線給電準備 【中央制御室→(④階段A③)→(③-46)→(③-48)→(③-41)】 ・直流母線給電操作 【中央制御室→(④階段A③)→(③-47)→(③-46)→(③-49)→(③-28)】 ・保管場所への移動 【中央制御室→(④階段B②)→屋外A】 ・給電、可搬型直流変換器の起動 ・可搬型直流電源接続盤2（東側）に接続する場合 【屋外E→(③-23)→屋外E→屋外アクセスルート→屋外E→(④階段G②)→(④階段A③)→(③-50)→(③-51)→(③-50)→(③-46)】 ・可搬型直流電源接続盤1（北側）に接続する場合 【屋外D→(③-23)→屋外D→屋外アクセスルート→屋外A→(④階段B②)→(④階段A③)→(③-50)→(③-51)→(③-50)→(③-46)】 	屋外A→1号伊西側31aエリア又は2号伊東側31aエリア→屋外A又は屋外E

※1：屋外アクセスルートは、屋内（中央制御室）又は緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す。

【女川及び島根】
 記載内容の相違
 ・設備及び手順等の相違。

【女川及び島根】
 記載表現の相違

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

第1表 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧(16/16)

条文	対応手順	操作・作業場所		
		中央	屋内アクセスルート	屋外アクセスルート※1
1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等	緊急時対策所非常用送風機運転手順			
	緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定手順			
	緊急時対策所可搬型エリアモニタ設置手順			
	緊急時対策所での格納容器ベントを実施する場合の対応の手順			
	緊急時対策所加圧設備（空気ポンプ）から緊急時対策所非常用送風機への切替え手順			
	安全パラメータ表示システム（SPDS）によるアラートパラメータ等の監視手順			
	緊急時対策所換気空調系の切替え手順			
	ガスタービン発電機による給電			
	電線車による給電			緊急時対策所一第4保管エリア
	1.19 通信連絡に関する手順等	発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順等		
発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順等				

※1 屋外アクセスルートは、緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す。

第1表 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧(16/20)

条文	対応手順	操作・作業場所		
		中央	屋内アクセスルート	屋外アクセスルート※1
1.14 電源の確保に関する手順等	代替非常用発電機による代替格納容器スプレイポンジ変圧器及び代替所内電気設備分電盤給電		系統構成 【中央制御室→(⑧)階段A(⑧)→(⑧-26)→(⑧-27)→(⑧-23)→(⑧-36)→(⑧-39)→(⑧)階段A(⑧)→(⑧-22)→(⑧)階段A(⑧)→(⑧-54)→(⑧-55)→(⑧-62)】 代替非常用発電機の起動、代替所内電気設備対象負荷の切替え・給電（2次系統）、代替所内電気設備対象負荷の切替え・給電（1次系統） 【中央制御室→(⑧)階段B(⑧)→(⑧)屋外アクセスルート→(⑧)屋外A→(⑧)階段B(⑧)→(⑧-36)→(⑧-31)→(⑧-44)→(⑧-48)→(⑧)階段A(⑧)→(⑧-22)→(⑧-26)→(⑧-22)→(⑧-26)→(⑧-22)→(⑧-26)→(⑧)階段B(⑧)→(⑧-47)】	屋外A→代替非常用発電機→屋外A
	可搬型代替電源車による代替格納容器スプレイポンジ変圧器及び代替所内電気設備分電盤給電		系統構成、代替所内電気設備対象負荷の切替え・給電（1次系統） 【中央制御室→(⑧)階段A(⑧)→(⑧-26)→(⑧-27)→(⑧-23)→(⑧-36)→(⑧-39)→(⑧)階段A(⑧)→(⑧-22)→(⑧)階段A(⑧)→(⑧-54)→(⑧-55)→(⑧-62)】 代替所内電気設備対象負荷の切替え・給電（2次系統）、代替所内電気設備対象負荷の切替え・給電（1次系統） 【中央制御室→(⑧)階段A(⑧)→(⑧-30)→(⑧-31)→(⑧-44)→(⑧-48)→(⑧)階段A(⑧)→(⑧-22)→(⑧-26)→(⑧-22)→(⑧-26)→(⑧-22)→(⑧)階段B(⑧)→(⑧-47)】	屋外A→1号伊西側3mエリア又は2号伊東側3mエリア又は屋外E

※1：屋外アクセスルートは、屋内（中央制御室）又は緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す。

【女川及び島根】
 記載内容の相違及び
 記載方針の相違
 ・設備及び手順等の相違。

【女川及び島根】
 記載表現の相違

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

第1表 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧(17/20)

表文	対応手順	操作・作業場所		
		中央	屋内アクセス ルート	屋外アクセス ルート
1.14 電源の確保に関する手順等	ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク(SA)から可搬型タンクローリーへの供給 【ディーゼル発電機燃料油貯油槽から可搬型タンクローリー給油ポンプにより、可搬型タンクローリーへ供給する場合】			緊急時対策所待機所 →1号伊西側31a エリア又は2号伊西側31aエリア(B)
	ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク(SA)から可搬型タンクローリーへの供給 【ディーゼル発電機燃料油貯油槽からディーゼル発電機燃料油移送ポンプにより、可搬型タンクローリーへ供給する場合】		系統構成、燃料油移送ポンプ受電準備、燃料油移送ポンプ起動、燃料油移送ポンプ停止 ・A-ディーゼル発電機燃料油貯油槽を使用する場合 【中央制御室→(⑧-11)→(⑧-14)→(⑧-階段E⑤)→(⑧-8)→(⑧-階段P②)→(⑧-53)→(⑧-階段E⑥)→(⑧-14)→(⑧-15)→(⑧-16)→(⑧-17)→(⑧-階段E⑤)→(⑧-54)→(⑧-26)→(⑧-54)】 ・B-ディーゼル発電機燃料油貯油槽を使用する場合 【中央制御室→(⑧-11)→(⑧-14)→(⑧-階段E⑥)→(⑧-52)→(⑧-53)→(⑧-階段S②)→(⑧-8)→(⑧-階段S②)→(⑧-階段E⑥)→(⑧-16)→(⑧-18)→(⑧-19)→(⑧-17)→(⑧-階段E⑥)→(⑧-53)→(⑧-29)→(⑧-53)】 ホース敷設、接続 【屋外A→(⑧-階段B②)→(⑧-20)→(⑧-21)→(⑧-20)→(⑧-45)→(⑧-階段B②)→屋外A】	緊急時対策所待機所 →1号伊西側31a エリア又は2号伊西側31aエリア(A)
	ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンクローリーへの供給 【燃料タンク(SA)から可搬型タンクローリー給油ポンプにより、可搬型タンクローリーへ供給する場合】			緊急時対策所待機所 →1号伊西側31a エリア又は2号伊西側31aエリア(B)
	可搬型タンクローリーから各機器への供給			緊急時対策所待機所 →1号伊西側31a エリア又は2号伊西側31aエリア(B)
	非常用交流電源設備による給電	○		

【女川及び島根】
記載内容の相違
・設備及び手順等の相違。

※1：屋外アクセスルートは、屋内（中央制御室）又は緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す。

【女川及び島根】
記載表現の相違

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																						
		<p>第1表 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧(18/20)</p> <table border="1" data-bbox="1346 196 1955 823"> <thead> <tr> <th rowspan="2">赤文</th> <th rowspan="2">対応手順</th> <th colspan="3">操作・作業場所</th> </tr> <tr> <th>中央</th> <th>屋内アクセスルート</th> <th>屋外アクセスルート</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">1.15</td> <td>事故時の計装に関する手順等</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計装の計測範囲（把握能力）を超えた場合（代替パラメータによる推定、可搬型計測器によるパラメータ計測又は監視）</td> <td>○</td> <td>【中央制御室→①②-27→①②-28→①②-29→①②-30→①②-31→①②-32】</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計装に必要な電源の喪失（可搬型計測器によるパラメータ計測又は監視）</td> <td></td> <td>【中央制御室→①②-27→①②-28→①②-29→①②-30→①②-31→①②-32】</td> <td></td> </tr> <tr> <td>重大事故等時のパラメータを記録する手順</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="6">1.16</td> <td>原子炉制御室の居住性等に関する手順等</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>中央制御室空調装置の運転手順（交流動力電源が確保されている場合）</td> <td>○</td> <td>・A系統を使用する場合 【中央制御室→①②階段A④→①②-28→①②-29→①②-31→①②-30→①②-32→①②-33→①②-34】 ・B系統を使用する場合 【中央制御室→①②階段A④→①②-28→①②-36→①②-37→①②-38→①②-38→①②-39→①②-40】</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中央制御室空調装置の運転手順（新設代替交流電源設備により中央制御室空調装置を復旧する場合）</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>中央制御室の閉鎖を確保する手順</td> <td>○</td> <td>【中央制御室→①②-42→①②-35→中央制御室】</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中央制御室内の塵埃及び二酸化炭素の濃度測定と濃度管理手順</td> <td>○</td> <td>【中央制御室→①②-44→中央制御室】</td> <td></td> </tr> <tr> <td>チェンジャエリアの設置及び運用手順</td> <td></td> <td>【屋外A→①②階段B②→①②-46→①②-47→①②-41→①②-43】</td> <td></td> </tr> <tr> <td>アンユラス空気浄化設備の運転手順（全交流動力電源又は常設直流電源が喪失した場合）</td> <td>○</td> <td>系統機は、アンユラス全量排気等稼働使用可能緊急ガスシレバ供給操作 【中央制御室→①②階段A④→①②階段B②→①②-81→①②-41→①②-51→①②-51】 燃料排気室排気調整ダンパ閉鎖 【中央制御室→①②階段A④→①②階段B②→①②-71→①②-81→①②-91】</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	赤文	対応手順	操作・作業場所			中央	屋内アクセスルート	屋外アクセスルート	1.15	事故時の計装に関する手順等	○			計装の計測範囲（把握能力）を超えた場合（代替パラメータによる推定、可搬型計測器によるパラメータ計測又は監視）	○	【中央制御室→①②-27→①②-28→①②-29→①②-30→①②-31→①②-32】		計装に必要な電源の喪失（可搬型計測器によるパラメータ計測又は監視）		【中央制御室→①②-27→①②-28→①②-29→①②-30→①②-31→①②-32】		重大事故等時のパラメータを記録する手順				1.16	原子炉制御室の居住性等に関する手順等	○			中央制御室空調装置の運転手順（交流動力電源が確保されている場合）	○	・A系統を使用する場合 【中央制御室→①②階段A④→①②-28→①②-29→①②-31→①②-30→①②-32→①②-33→①②-34】 ・B系統を使用する場合 【中央制御室→①②階段A④→①②-28→①②-36→①②-37→①②-38→①②-38→①②-39→①②-40】		中央制御室空調装置の運転手順（新設代替交流電源設備により中央制御室空調装置を復旧する場合）	○			中央制御室の閉鎖を確保する手順	○	【中央制御室→①②-42→①②-35→中央制御室】		中央制御室内の塵埃及び二酸化炭素の濃度測定と濃度管理手順	○	【中央制御室→①②-44→中央制御室】		チェンジャエリアの設置及び運用手順		【屋外A→①②階段B②→①②-46→①②-47→①②-41→①②-43】		アンユラス空気浄化設備の運転手順（全交流動力電源又は常設直流電源が喪失した場合）	○	系統機は、アンユラス全量排気等稼働使用可能緊急ガスシレバ供給操作 【中央制御室→①②階段A④→①②階段B②→①②-81→①②-41→①②-51→①②-51】 燃料排気室排気調整ダンパ閉鎖 【中央制御室→①②階段A④→①②階段B②→①②-71→①②-81→①②-91】		<p>【女川及び島根】 記載内容の相違 ・設備及び手順等の相違。</p>
赤文	対応手順	操作・作業場所																																																							
		中央	屋内アクセスルート	屋外アクセスルート																																																					
1.15	事故時の計装に関する手順等	○																																																							
	計装の計測範囲（把握能力）を超えた場合（代替パラメータによる推定、可搬型計測器によるパラメータ計測又は監視）	○	【中央制御室→①②-27→①②-28→①②-29→①②-30→①②-31→①②-32】																																																						
	計装に必要な電源の喪失（可搬型計測器によるパラメータ計測又は監視）		【中央制御室→①②-27→①②-28→①②-29→①②-30→①②-31→①②-32】																																																						
	重大事故等時のパラメータを記録する手順																																																								
1.16	原子炉制御室の居住性等に関する手順等	○																																																							
	中央制御室空調装置の運転手順（交流動力電源が確保されている場合）	○	・A系統を使用する場合 【中央制御室→①②階段A④→①②-28→①②-29→①②-31→①②-30→①②-32→①②-33→①②-34】 ・B系統を使用する場合 【中央制御室→①②階段A④→①②-28→①②-36→①②-37→①②-38→①②-38→①②-39→①②-40】																																																						
	中央制御室空調装置の運転手順（新設代替交流電源設備により中央制御室空調装置を復旧する場合）	○																																																							
	中央制御室の閉鎖を確保する手順	○	【中央制御室→①②-42→①②-35→中央制御室】																																																						
	中央制御室内の塵埃及び二酸化炭素の濃度測定と濃度管理手順	○	【中央制御室→①②-44→中央制御室】																																																						
	チェンジャエリアの設置及び運用手順		【屋外A→①②階段B②→①②-46→①②-47→①②-41→①②-43】																																																						
アンユラス空気浄化設備の運転手順（全交流動力電源又は常設直流電源が喪失した場合）	○	系統機は、アンユラス全量排気等稼働使用可能緊急ガスシレバ供給操作 【中央制御室→①②階段A④→①②階段B②→①②-81→①②-41→①②-51→①②-51】 燃料排気室排気調整ダンパ閉鎖 【中央制御室→①②階段A④→①②階段B②→①②-71→①②-81→①②-91】																																																							
		<p>※1：屋外アクセスルートは、屋内（中央制御室）又は緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す。</p>	<p>【女川及び島根】 記載表現の相違</p>																																																						

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																						
		<p>第1表 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧(19/20)</p> <table border="1" data-bbox="1346 196 1955 997"> <thead> <tr> <th rowspan="2">条文</th> <th rowspan="2">対応手順</th> <th colspan="3">操作・作業場所</th> </tr> <tr> <th>中央</th> <th>屋内アクセスルート</th> <th>屋外アクセスルート^{※1}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="12">1.17 監視測定等に関する手順等</td> <td>可搬型モニタリングポストによる放射線量の測定及び代替測定</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>放射能測定装置による空気中の放射性物質の濃度の代替測定</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>放射能測定装置による空気中の放射性物質の濃度の測定</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>放射能測定装置による水中の放射性物質の濃度の測定</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>放射能測定装置による土壌中の放射性物質の濃度の測定</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>海上モニタリング</td> <td></td> <td></td> <td>緊急時対策所待機所→1号伊東側31mエリア又は2号伊東側31mエリア(a)</td> </tr> <tr> <td>モニタリングポスト及びモニタリングステーションのバックグラウンド低減対策</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>可搬型モニタリングポストのバックグラウンド低減対策</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>放射性物質の濃度の測定時のバックグラウンド低減対策</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>可搬型気象観測設備による気象観測項目の代替測定</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>可搬型気象観測設備による緊急時対策所付近の気象観測項目の測定</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">1.19 緊急時対策の迅速性等に関する手順等</td> <td>可搬型空気浄化装置運転手順</td> <td></td> <td></td> <td>緊急時対策所指機所→指機所用空調上層 緊急時対策所待機所→待機所用空調上層</td> </tr> <tr> <td>空気供給装置（空気ポンプ）による空気供給運転手順</td> <td></td> <td></td> <td>緊急時対策所指機所→指機所用空調上層 緊急時対策所待機所→待機所用空調上層</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定手順</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所可搬型エアモニタの設置手順</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	条文	対応手順	操作・作業場所			中央	屋内アクセスルート	屋外アクセスルート ^{※1}	1.17 監視測定等に関する手順等	可搬型モニタリングポストによる放射線量の測定及び代替測定				放射能測定装置による空気中の放射性物質の濃度の代替測定				放射能測定装置による空気中の放射性物質の濃度の測定				放射能測定装置による水中の放射性物質の濃度の測定				放射能測定装置による土壌中の放射性物質の濃度の測定				海上モニタリング			緊急時対策所待機所→1号伊東側31mエリア又は2号伊東側31mエリア(a)	モニタリングポスト及びモニタリングステーションのバックグラウンド低減対策				可搬型モニタリングポストのバックグラウンド低減対策				放射性物質の濃度の測定時のバックグラウンド低減対策				可搬型気象観測設備による気象観測項目の代替測定				可搬型気象観測設備による緊急時対策所付近の気象観測項目の測定				1.19 緊急時対策の迅速性等に関する手順等	可搬型空気浄化装置運転手順			緊急時対策所指機所→指機所用空調上層 緊急時対策所待機所→待機所用空調上層	空気供給装置（空気ポンプ）による空気供給運転手順			緊急時対策所指機所→指機所用空調上層 緊急時対策所待機所→待機所用空調上層	緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定手順				緊急時対策所可搬型エアモニタの設置手順				<p>【女川及び島根】 記載内容の相違及び記載方針の相違 ・設備及び手順等の相違。</p>
条文	対応手順	操作・作業場所																																																																							
		中央	屋内アクセスルート	屋外アクセスルート ^{※1}																																																																					
1.17 監視測定等に関する手順等	可搬型モニタリングポストによる放射線量の測定及び代替測定																																																																								
	放射能測定装置による空気中の放射性物質の濃度の代替測定																																																																								
	放射能測定装置による空気中の放射性物質の濃度の測定																																																																								
	放射能測定装置による水中の放射性物質の濃度の測定																																																																								
	放射能測定装置による土壌中の放射性物質の濃度の測定																																																																								
	海上モニタリング			緊急時対策所待機所→1号伊東側31mエリア又は2号伊東側31mエリア(a)																																																																					
	モニタリングポスト及びモニタリングステーションのバックグラウンド低減対策																																																																								
	可搬型モニタリングポストのバックグラウンド低減対策																																																																								
	放射性物質の濃度の測定時のバックグラウンド低減対策																																																																								
	可搬型気象観測設備による気象観測項目の代替測定																																																																								
	可搬型気象観測設備による緊急時対策所付近の気象観測項目の測定																																																																								
	1.19 緊急時対策の迅速性等に関する手順等	可搬型空気浄化装置運転手順			緊急時対策所指機所→指機所用空調上層 緊急時対策所待機所→待機所用空調上層																																																																				
空気供給装置（空気ポンプ）による空気供給運転手順				緊急時対策所指機所→指機所用空調上層 緊急時対策所待機所→待機所用空調上層																																																																					
緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定手順																																																																									
緊急時対策所可搬型エアモニタの設置手順																																																																									
		<p>※1：屋外アクセスルートは、屋内（中央制御室）又は緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す。</p>	<p>【女川及び島根】 記載表現の相違</p>																																																																						

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																										
		<p>第1表 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧(20/20)</p> <table border="1" data-bbox="1346 196 1955 943"> <thead> <tr> <th rowspan="2">条文</th> <th rowspan="2">対応手順</th> <th colspan="3">操作・作業場所</th> </tr> <tr> <th>中央</th> <th>屋内アクセスルート</th> <th>屋外アクセスルート</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等</td> <td>空気供給装置（空気ポンプ）への切替準備手順</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> </tr> <tr> <td>空気供給装置（空気ポンプ）への切替手順</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> </tr> <tr> <td>可搬型空気浄化装置への切替手順</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> </tr> <tr> <td>安全パラメータ表示システム（SPDS）によるアラートパラメータ等の監視手順</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> </tr> <tr> <td>チェンジングエリアの設置及び運用手順</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>緊急時対策所指所 →緊急時対策所待機所</td> </tr> <tr> <td>可搬型空気浄化装置の切替手順</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所用発電機準備手順</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>緊急時対策所指所 及び緊急時対策所待機所→緊急時対策所エリア</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所用発電機起動手順</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>緊急時対策所指所 及び緊急時対策所待機所→緊急時対策所エリア</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所用発電機の切替手順</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>緊急時対策所指所 及び緊急時対策所待機所→緊急時対策所エリア</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所用発電機の待機運転手順</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>緊急時対策所指所 及び緊急時対策所待機所→緊急時対策所エリア</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1.19 通信連絡に関する手順等</td> <td>発電所内の通信連絡を する必要のある場所と通信 連絡を行うための手順等</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> </tr> <tr> <td>発電所外（社内外）の通信 連絡を必要のある場所 と通信連絡を行うための 手順等</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> </tr> </tbody> </table>	条文	対応手順	操作・作業場所			中央	屋内アクセスルート	屋外アクセスルート	1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等	空気供給装置（空気ポンプ）への切替準備手順	/	/	/	空気供給装置（空気ポンプ）への切替手順	/	/	/	可搬型空気浄化装置への切替手順	/	/	/	安全パラメータ表示システム（SPDS）によるアラートパラメータ等の監視手順	/	/	/	チェンジングエリアの設置及び運用手順	/	/	緊急時対策所指所 →緊急時対策所待機所	可搬型空気浄化装置の切替手順	/	/	/	緊急時対策所用発電機準備手順	/	/	緊急時対策所指所 及び緊急時対策所待機所→緊急時対策所エリア	緊急時対策所用発電機起動手順	/	/	緊急時対策所指所 及び緊急時対策所待機所→緊急時対策所エリア	緊急時対策所用発電機の切替手順	/	/	緊急時対策所指所 及び緊急時対策所待機所→緊急時対策所エリア	緊急時対策所用発電機の待機運転手順	/	/	緊急時対策所指所 及び緊急時対策所待機所→緊急時対策所エリア	1.19 通信連絡に関する手順等	発電所内の通信連絡を する必要のある場所と通信 連絡を行うための手順等	/	/	/	発電所外（社内外）の通信 連絡を必要のある場所 と通信連絡を行うための 手順等	/	/	/	<p>【女川及び島根】 記載内容の相違及び 記載方針の相違 ・設備及び手順等の相 違。</p> <p>【女川及び島根】 記載表現の相違</p>
条文	対応手順	操作・作業場所																																																											
		中央	屋内アクセスルート	屋外アクセスルート																																																									
1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等	空気供給装置（空気ポンプ）への切替準備手順	/	/	/																																																									
	空気供給装置（空気ポンプ）への切替手順	/	/	/																																																									
	可搬型空気浄化装置への切替手順	/	/	/																																																									
	安全パラメータ表示システム（SPDS）によるアラートパラメータ等の監視手順	/	/	/																																																									
	チェンジングエリアの設置及び運用手順	/	/	緊急時対策所指所 →緊急時対策所待機所																																																									
	可搬型空気浄化装置の切替手順	/	/	/																																																									
	緊急時対策所用発電機準備手順	/	/	緊急時対策所指所 及び緊急時対策所待機所→緊急時対策所エリア																																																									
	緊急時対策所用発電機起動手順	/	/	緊急時対策所指所 及び緊急時対策所待機所→緊急時対策所エリア																																																									
	緊急時対策所用発電機の切替手順	/	/	緊急時対策所指所 及び緊急時対策所待機所→緊急時対策所エリア																																																									
	緊急時対策所用発電機の待機運転手順	/	/	緊急時対策所指所 及び緊急時対策所待機所→緊急時対策所エリア																																																									
1.19 通信連絡に関する手順等	発電所内の通信連絡を する必要のある場所と通信 連絡を行うための手順等	/	/	/																																																									
	発電所外（社内外）の通信 連絡を必要のある場所 と通信連絡を行うための 手順等	/	/	/																																																									
		<p>※1：屋外アクセスルートは、屋内（中央制御室）又は緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す。</p>																																																											

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 213 577 1102" style="border: 1px solid black; height: 557px; width: 220px;"></div> <div data-bbox="593 432 622 812" style="text-align: center;"> <p>第1図 屋内アクセスルート ルート図①</p> </div> <div data-bbox="645 213 678 624" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>枠囲みの内容は防壁上の観点から公開できません。</p> </div>	<div data-bbox="714 213 1270 1054" style="border: 1px solid black; height: 527px; width: 248px;"></div> <div data-bbox="1285 233 1314 1007" style="text-align: center;"> <p>第1図 ①島根原子力発電所2号炉 屋内のアクセスルート(1/11)</p> </div> <div data-bbox="936 1075 1317 1098" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。</p> </div>	<div data-bbox="1355 225 1868 1107" style="border: 1px solid black; height: 553px; width: 229px;"></div> <div data-bbox="1906 469 1935 903" style="text-align: center;"> <p>第1図 ①屋内アクセスルート ルート図(1/11)</p> </div> <div data-bbox="1350 1171 1921 1198" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p> </div>	<p>【女川及び島根】 記載表現の相違 ・建屋レイアウトや設備配置、対応手順等の相違によりプラントごとにアクセスルートは異なるが、記載内容に相違はない。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 210 591 1118" style="border: 1px solid black; height: 569px; width: 226px;"></div> <div data-bbox="604 488 633 868" style="text-align: center;">第1図 屋内アクセスルート ルート図②</div> <div data-bbox="651 210 687 619" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。</div>	<div data-bbox="716 210 1272 1102" style="border: 1px solid black; height: 559px; width: 248px;"></div> <div data-bbox="1288 256 1317 1034" style="text-align: center;">第1図 ②島根原子力発電所2号炉 重大事故等時 屋内のアクセスルート(2/11)</div> <div data-bbox="943 1118 1319 1145" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。</div>	<div data-bbox="1355 210 1868 1110" style="border: 1px solid black; height: 564px; width: 229px;"></div> <div data-bbox="1906 416 1935 852" style="text-align: center;">第1図 ②屋内アクセスルート ルート図(2/11)</div> <div data-bbox="1355 1171 1928 1198" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	<p>【女川及び島根】 記載表現の相違 ・建屋レイアウトや設備 配置、対応手順等の相 違によりプラントごと にアクセスルートは異 なるが、記載内容に相 違はない。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="76 213 593 1043" style="border: 1px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div> <div data-bbox="600 448 633 831" style="text-align: center;"> 第1図 屋内アクセスルート ルート図③ </div> <div data-bbox="645 209 685 616" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;"> 枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。 </div>	<div data-bbox="719 209 1279 1094" style="border: 1px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div> <div data-bbox="1285 252 1319 1031" style="text-align: center;"> 第1図 ③島根原子力発電所2号炉 重大事故等時 屋内のアクセスルート(3/11) </div> <div data-bbox="938 1107 1323 1134" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;"> 本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。 </div>	<div data-bbox="1368 233 1895 1082" style="border: 1px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div> <div data-bbox="1901 427 1935 866" style="text-align: center;"> 第1図 ③屋内アクセスルート ルート図(3/11) </div> <div data-bbox="1350 1155 1924 1182" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	<p>【女川及び島根】 記載表現の相違 ・建屋レイアウトや設備 配置、対応手順等の相 違によりプラントごと にアクセスルートは異 なるが、記載内容に相 違はない。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="76 204 593 1011" style="border: 1px solid black; height: 500px;"></div> <div data-bbox="607 399 636 778" style="text-align: center;"> 第1図 屋内アクセスルート ルート図④ </div> <div data-bbox="651 204 685 612" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。 </div>	<div data-bbox="719 210 1279 1098" style="border: 1px solid black; height: 550px;"></div> <div data-bbox="1290 268 1319 1043" style="text-align: center;"> 第1図 ④島根原子力発電所2号炉 重大事故等時 屋内のアクセスルート(4/11) </div> <div data-bbox="943 1110 1319 1134" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。 </div>	<div data-bbox="1386 207 1895 1027" style="border: 1px solid black; height: 510px;"></div> <div data-bbox="1912 399 1942 833" style="text-align: center;"> 第1図 ④屋内アクセスルート ルート図(4/11) </div> <div data-bbox="1352 1110 1928 1134" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	<p>【女川及び島根】 記載表現の相違 ・建屋レイアウトや設備 配置、対応手順等の相 違によりプラントごと にアクセスルートは異 なるが、記載内容に相 違はない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="87 209 600 1043" style="border: 1px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div> <div data-bbox="611 427 642 807" style="text-align: center;"> 第1図 屋内アクセスルート ルート図⑤ </div> <div data-bbox="656 209 689 616" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。 </div>	<div data-bbox="719 201 1274 1082" style="border: 1px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div> <div data-bbox="1283 256 1314 1031" style="text-align: center;"> 第1図 ⑤島根原子力発電所2号炉 屋内のアクセスルート(5/11) </div> <div data-bbox="943 1094 1319 1115" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。 </div>	<div data-bbox="1361 233 1904 1098" style="border: 1px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div> <div data-bbox="1915 472 1946 906" style="text-align: center;"> 第1図 ⑤屋内アクセスルート ルート図(5/11) </div> <div data-bbox="1352 1174 1926 1201" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	<p>【女川及び島根】 記載表現の相違 ・建屋レイアウトや設備 配置、対応手順等の相 違によりプラントごと にアクセスルートは異 なるが、記載内容に相 違はない。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 217 602 1062" style="border: 1px solid black; height: 530px; width: 231px;"></div> <div data-bbox="611 419 642 802" style="text-align: center;">第1図 屋内アクセスルート ルート図⑥</div> <div data-bbox="658 252 687 603" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。</div>	<div data-bbox="716 217 1274 1099" style="border: 1px solid black; height: 553px; width: 249px;"></div> <div data-bbox="1283 268 1314 1046" style="text-align: center;">第1図 ⑥島根原子力発電所2号炉 重大事故等時 屋内のアクセスルート(6/11)</div> <div data-bbox="943 1110 1319 1134" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。</div>	<div data-bbox="1364 217 1892 1075" style="border: 1px solid black; height: 538px; width: 236px;"></div> <div data-bbox="1910 443 1942 882" style="text-align: center;">第1図 ⑥屋内アクセスルート ルート図(6/11)</div> <div data-bbox="1350 1169 1924 1198" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	<p>【女川及び島根】 記載表現の相違 ・建屋レイアウトや設備配置、対応手順等の相違によりプラントごとにアクセスルートは異なるが、記載内容に相違はない。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 220 600 1069" style="border: 1px solid black; height: 532px; width: 230px;"></div> <div data-bbox="609 459 640 839" style="text-align: center;"> <p>第1図 屋内アクセスルート ルート図⑦</p> </div> <div data-bbox="654 220 689 625" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>枠囲みの内容は防壁上の観点から公開できません。</p> </div>	<div data-bbox="716 220 1272 1098" style="border: 1px solid black; height: 550px; width: 248px;"></div> <div data-bbox="1281 264 1317 1040" style="text-align: center;"> <p>第1図 ⑦島根原子力発電所2号炉 重大事故等時 屋内のアクセスルート(7/11)</p> </div> <div data-bbox="940 1114 1317 1136" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。</p> </div>	<div data-bbox="1357 226 1890 1091" style="border: 1px solid black; height: 542px; width: 238px;"></div> <div data-bbox="1908 450 1944 887" style="text-align: center;"> <p>第1図 ⑦屋内アクセスルート ルート図(7/11)</p> </div> <div data-bbox="1357 1171 1930 1197" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p> </div>	<p>【女川及び島根】 記載表現の相違 ・建屋レイアウトや設備配置、対応手順等の相違によりプラントごとにアクセスルートは異なるが、記載内容に相違はない。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

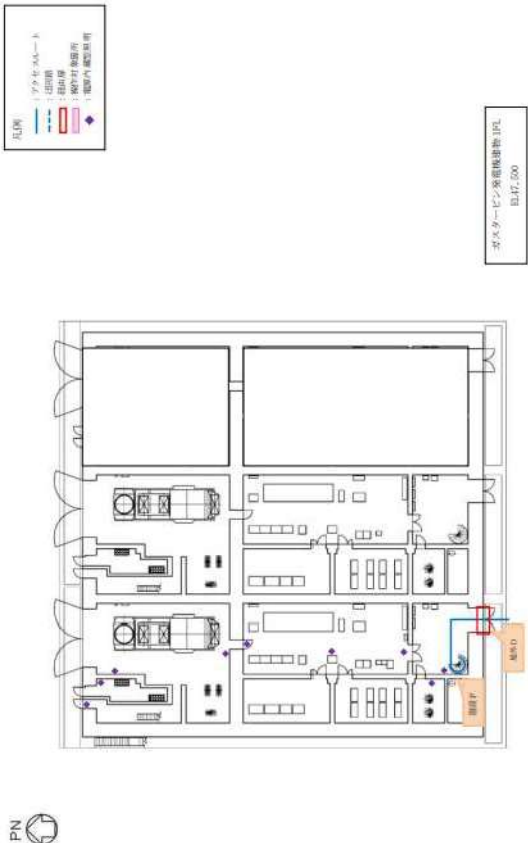
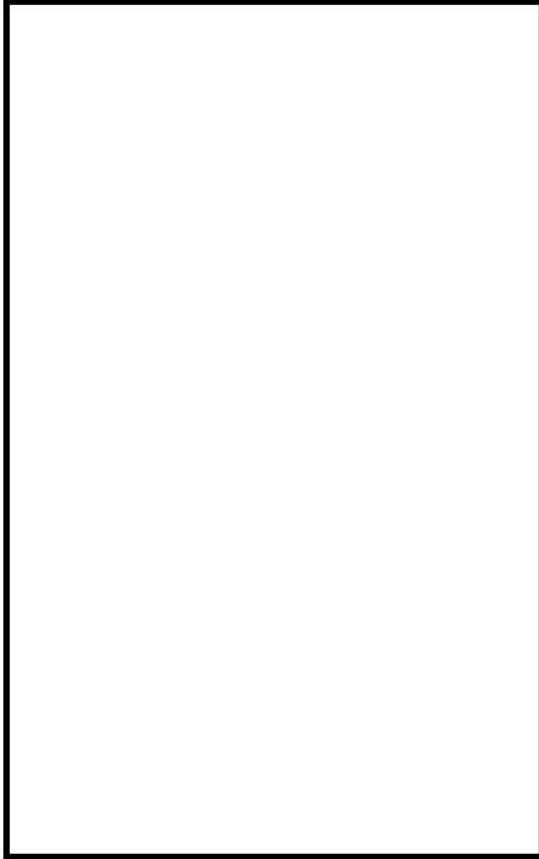
1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="719 213 1274 1094" style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="1285 252 1317 1031" style="writing-mode: vertical-rl; position: absolute; right: 10px; top: 50%; transform: translateY(-50%);"> 第1図 ⑧島根原子力発電所2号炉 重大事故等時 屋内のアクセスルート(8/11) </div> <div data-bbox="943 1107 1319 1129" style="border: 1px solid black; width: 100%; text-align: center; margin-top: 10px;"> 本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。 </div>	<div data-bbox="1361 240 1890 1086" style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="1906 467 1937 903" style="writing-mode: vertical-rl; position: absolute; right: 10px; top: 50%; transform: translateY(-50%);"> 第1図 ⑧屋内アクセスルート ルート図(8/11) </div> <div data-bbox="1350 1209 1921 1232" style="border: 1px solid black; width: 100%; text-align: center; margin-top: 10px;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	<p>【女川及び島根】 記載表現の相違 ・建屋レイアウトや設備 配置、対応手順等の相 違によりプラントごと にアクセスルートは異 なるが、記載内容に相 違はない。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

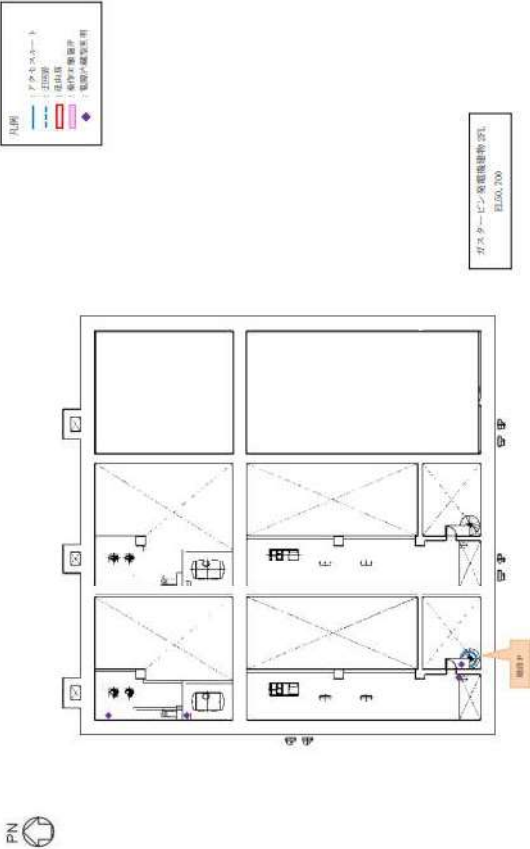
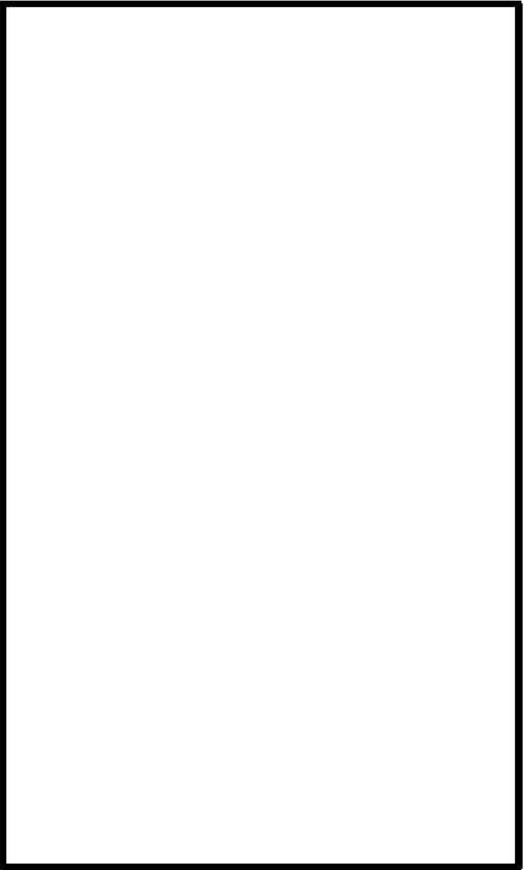
1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>第1図 ⑨島根原子力発電所2号炉 重大事故等時 屋内のアクセスルート(9/11)</p>	 <p>第1図 ⑨屋内アクセスルート ルート図(9/11)</p> <p>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	<p>【女川及び島根】 記載表現の相違 ・建屋レイアウトや設備配置、対応手順等の相違によりプラントごとにアクセスルートは異なるが、記載内容に相違はない。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

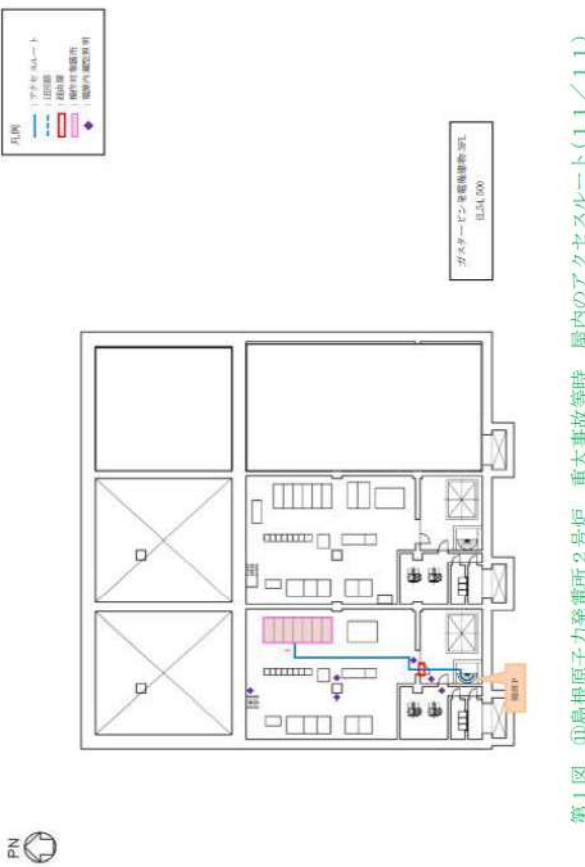
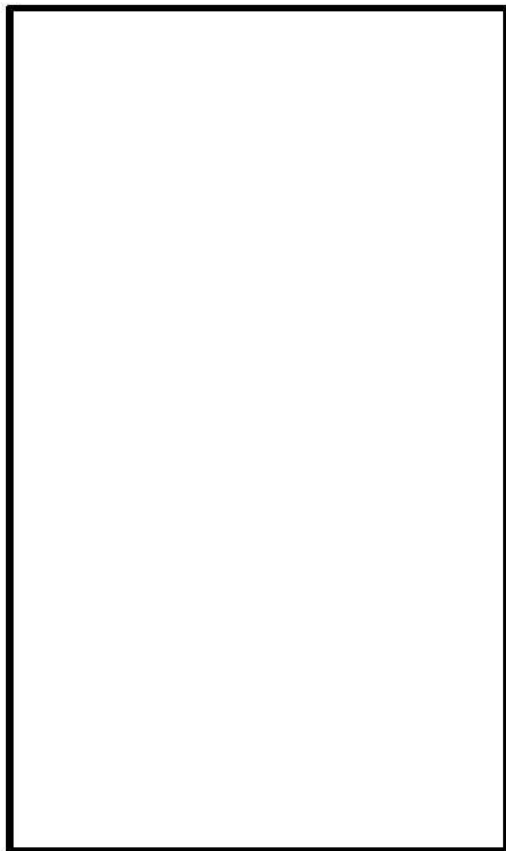
1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>第1図 ④島根原子力発電所2号炉 重大事故等時 屋内のアクセスルート(1.0/1.1)</p>	 <p>第1図 ④屋内アクセスルート ルート図(10/11)</p> <p>■ 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	<p>【女川及び島根】 記載表現の相違 ・建屋レイアウトや設備配置、対応手順等の相違によりプラントごとにアクセスルートは異なるが、記載内容に相違はない。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>第1図 ①島根原子力発電所2号炉 重大事故等時 屋内のアクセスルート(11/11)</p>	 <p>第1図 ①屋内アクセスルート ルート図(11/11)</p> <p>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	<p>【女川及び島根】 記載表現の相違 ・建屋レイアウトや設備配置、対応手順等の相違によりプラントごとにアクセスルートは異なるが、記載内容に相違はない。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

第2表 操作対象機器及び操作項目一覧(1/3)

ルート図	対象場所	操作対象機器及び操作項目
①	1	ホースの敷設、接続
	2	原子炉建屋ブローアウトパネル閉止装置
③	1	PCV 耐圧強化ベント用連絡配管隔離弁
	2	PCV 耐圧強化ベント用連絡配管止め弁
	3	MCC: 2G-1
	4	主蒸気逃がし安全弁用可搬型蓄電池
	5	中央制御室端子盤
④	6	非常用ガス処理系フィルタ装置出口弁 (A)
	7	非常用ガス処理系フィルタ装置出口弁 (B)
	1	HPIN 常用非常用窒素ガス連絡弁 (A)
	2	HPIN 常用非常用窒素ガス連絡弁 (B)
	3	HPIN 非常用窒素ガス入口弁 (A)
	4	HPIN 非常用窒素ガス入口弁 (B)
	5	代替高压窒素ガス供給系 (A) 高压窒素ガスポンペ
	6	作動窒素供給用ホース及び安全弁用ホース接続
	7	代替 HPIN 高压窒素ガスポンベラック安全弁出口ライン止め弁 (A)
	8	代替 HPIN 窒素ガスポンベラック供給止め弁 (A)
9	代替 HPIN 窒素ガスポンベラック供給弁 (A)	
10	代替 HPIN 窒素ガス供給止め弁 (A)	
11	代替高压窒素ガス供給系 (B) 高压窒素ガスポンペ	
12	作動窒素供給用ホース及び安全弁用ホース接続	
13	代替 HPIN 高压窒素ガスポンベラック安全弁出口ライン止め弁 (B)	
14	代替 HPIN 窒素ガスポンベラック供給止め弁 (B)	
15	代替 HPIN 窒素ガスポンベラック供給弁 (B)	
16	代替 HPIN 窒素ガス供給止め弁 (B)	
17	フィルタ装置出口水素濃度計ドレン排出弁	
18	フィルタ装置出口水素濃度計入口弁	
19	フィルタ装置出口水素濃度計出口弁	
20	扉開放	
21	PSA 窒素供給ライン元弁	
22	建屋内 PSA 窒素供給ライン元弁	
23	FCVS 側 PSA 窒素供給ライン元弁	
24	FCVS PSA 側窒素供給ライン止め弁	
25	FCVS ベントライン隔離弁 (A)	

島根原子力発電所2号炉

第2表 操作対象機器一覧(1/2)

①-1	高圧注水用配管止水弁	①-2	原子炉建屋ブローアウトパネル閉止装置
①-3	RCV A-BEG 冷却水入口弁(V214-35A)	①-4	RCV B-BEG 冷却水入口弁(V214-35B)
②-1	RCV 注水弁(M221-0)	②-2	A-RCV 常用補機冷却水出口切替弁(M214-1A)
②-3	B-RCV 常用補機冷却水出口切替弁(M214-1B)	②-4	D-RCV 弁
③-1	B-115V 系共通電線(5A) B1-115V 系共通電線(5A) SA 用 115V 系共通電線	③-2	B-115V 系共通電線 B1-115V 系共通電線(5A) B2-115V 系共通電線(5A) B3-115V 系共通電線(5A) SA 用 115V 系共通電線(5A) 電線の仕様 230V 系共通電線(5A) 電線の仕様 230V 系共通電線(5A) 電線の仕様
④-3	230V 系共通電線(5A) 電線の仕様 230V 系共通電線(5A) 電線の仕様 230V 系共通電線(5A) 電線の仕様	④-2	NO ₂ N ₂ ーラス出口隔離弁(高圧側) 高圧側用隔離弁 RCV B-402 高圧側高圧停止弁(V214-3) A/BEG B-自動高圧停止弁(V214-5)
④-1	RCV A-A/BEG 戻り配管止め弁(V214-5S)	④-4	RCV B-402 高圧側高圧停止弁(V214-3)
④-3	高圧外側隔離弁(M221-2)	④-5	A/BEG B-自動高圧停止弁(V214-5)
④-5	A-配管 注水弁(M222-5A)	④-6	A/BEG B-戻り配管止め弁(V214-3S)
④-7	FLSR 注水弁(M222-4)	④-8	FLPS 注水弁(M223-2)
④-9	RCV A-A/BEG 供給配管止め弁(V214-5S)	④-10	主蒸気逃がし安全弁用蓄電池(補助電源) A: 自動高圧停止装置、重大事故後装置 A: 原子炉プロセス計装機 B: 中央制御室、切替スイッチ (計装機電源) B: トリップ装置、切替スイッチ ドライウェル水位計/バスタル水位計計装機電源
④-11	可搬型計装機	④-12	A-115V 系共通電線、A-115V 系共通電線 A-計装機、C-計装機、D-計装機用 CVF 一相計装機電源
④-13	チェンジングエリア	④-14	可搬型スプレインズルホース
④-15	1.内筒注水(A) 入口弁 (V217-10A) 1.外筒注水(B) 入口弁 (V217-10B)	④-16	空気ポンベラック(1) 出口止め弁 (V217-1)
④-17	空気ポンベラック(2) 出口止め弁 (V217-2)	④-18	空気ポンベラック(3) 出口止め弁 (V217-3)
④-19	空気ポンベラック(4) 出口止め弁 (V217-4)	④-20	空気ポンベラック(5) 出口止め弁 (V217-5)
④-21	高圧注水用配管止水弁(可搬型) 接続口 (緑字あり) FLSR 注水弁(M222-4) B-注水ライン止め弁 (V218-103B) MS貯留器内スプレインズ (可搬型) 接続口 ACS3 B-注水ライン止め弁(V218-25)	④-22	原子炉建屋ブローアウトパネル閉止装置 (緑字あり)
④-23	ペグスタイル配管止水弁(可搬型) 接続口 (緑字あり) AFPS B-注水ライン止め弁(V218-26)		
④-24	高圧注水用配管止水弁(可搬型) 接続口 (緑字あり) 窒素ガス代替注入系アプリケーション/チェンジング供給用接続口 (緑字あり) FCVS 建屋内窒素ガス供給元弁(V233-38) ANI 建屋内代替窒素供給ライン元弁(D/N 側)(V232-6) ANI 建屋内代替窒素供給ライン元弁(S/C 側)(V232-16)		
⑤-1	AIS 窒素ガスポンベ(⑤系)	⑤-2	B-窒素ガス供給装置出口切替弁 (V237-18)
⑤-3	A-RCV 常用補機冷却水出口切替弁(M214-3A) A-RCV 予備タンク出口弁(V214-67A) RCV B-402 高圧側高圧停止弁(V214-4) A/BEG B-自動戻り配管止め弁(V214-3)	⑤-4	B-RCV 常用補機冷却水出口切替弁(M214-3B)
⑤-5	A-窒素ガス供給装置出口切替弁 (V227-1A)	⑤-6	AIS 窒素ガスポンベ(A系)
⑤-7	C-L/C	⑤-8	C-L/C
⑤-9	メタクワ切替機	⑤-10	D-L/C
⑤-11	D-M/C	⑤-12	メタクワ切替機
⑤-13	D2-R/B-C/C, D3-R/B-C/C	⑤-14	A-建屋 ドライウェル第1スプレイン(M222-3A) A-建屋 ドライウェル第2スプレイン(M222-4A) C-建屋 注水弁(M222-5C)
⑤-15	B-建屋 ドライウェル第1スプレイン(M222-3B) B-建屋 ドライウェル第2スプレイン(M222-4B)	⑤-16	B-建屋 注水弁(M222-3B) B-建屋 注水弁(M222-4B) C-建屋 注水弁(M222-5C)
⑤-17	NO ₂ N ₂ トライウェル出口隔離弁 高圧側高圧停止装置	⑤-18	高圧側高圧停止装置/高圧側高圧停止弁(V214-3) 高圧側高圧停止装置/高圧側高圧停止弁(V214-3)
⑤-19	RCV A-中央制御室冷却水入口弁(V214-20A)	⑤-20	RCV B-中央制御室冷却水入口弁(V214-20B)
⑤-21	C1-R/B-C/C	⑤-22	高圧側高圧停止装置/高圧側高圧停止弁(V214-3) 高圧側高圧停止装置/高圧側高圧停止弁(V214-3)
⑤-23	B-RCV 予備タンク出口弁(V214-67B)		
⑤-1	C2-R/B-C/C, C3-R/B-C/C		

泊発電所3号炉

第2表 操作対象機器及び操作項目一覧(1/5)

対象場所	操作対象機器及び操作項目	対象場所	操作対象機器及び操作項目
①-1	・ホース接続 ・原子炉建屋冷却水サージタンク加圧用 可搬型窒素ガスポンペ ・原子炉建屋冷却水サージタンク加圧用 常設供給パネル ・原子炉建屋冷却水サージタンク圧力(可搬型) 取付箇所	①-2	・ホース接続 ・配管接続 ・原子炉建屋冷却水サージタンク圧力(可搬型) 取付箇所
①-3	・非常用高圧用非常用窒素ガスポンペ	①-4	・原子炉建屋冷却水サージタンク製品添加口 第1止め弁 ・原子炉建屋冷却水サージタンク可搬型圧力計 接続用配管窒素供給止め弁
①-5	・原子炉建屋冷却水Aサージライン止め弁 ・原子炉建屋冷却水Bサージライン止め弁	①-6	・原子炉建屋冷却水系統A戻り排水ライン 第1止め弁 (SA 対策) ・原子炉建屋冷却水系統A戻り排水ライン 第2止め弁 (SA 対策)
②-1	・ECTトラッキングアクセスリア側可搬型ポンプ車 接続用ライン止め弁 (SA 対策)	②-2	・燃料取扱用ピットオーバーフローライン雨水 供給止め弁 ・燃料取扱用ピット給水ライン止め弁 (SA 対策)
②-3	・2V-YS-102B 制御用空気供給弁 ・ホース接続	②-4	・ホース接続 ・アニュラス全量排気弁等稼働用可搬型窒素 ガスポンペ
②-5	・アニュラス全量排気弁等稼働用窒素供給パネル	②-6	・2V-YS-102B 窒素ガス供給弁 (SA 対策)
②-7	・ダンパ稼働用空気供給弁	②-8	・3D-YS-653 制御用空気供給弁
②-9	・試料採取室排気用ダンプ	②-10	・試料採取室排気用ダンプ
③-1	・A-主蒸気逃がし弁	③-2	・B-主蒸気逃がし弁
③-3	・C-主蒸気逃がし弁	③-4	・A-主蒸気隔離弁
③-5	・B-主蒸気隔離弁	③-6	・C-主蒸気隔離弁
③-7	・可搬型大型送水ポンプ車 53t 接続口 ・ホース接続	③-8	・非常用エアロック
③-9	・可搬型ホース敷設、接続	③-10	・可搬型ホース敷設、接続 ・可搬型スプレインズル設置 ・可搬型スプレインズル設置
③-11	・可搬型水位計用資機材	③-12	・使用済燃料ピット水位 (可搬型) 設置箇所
③-13	・使用済燃料ピット水位 (可搬型) 設置箇所	③-14	・ワイヤ接続 ・ケーブル接続
③-15	・SFT 監視用電線誘導	③-16	・使用済燃料ピット監視カメラ空冷装置
③-17	・使用済燃料ピット監視カメラ空冷装置設置箇所 ・ホース接続 ・SFT 監視カメラ空冷装置冷風装置出口弁 ・ケーブル接続	③-18	・可搬型エアモニタ機器取付機
③-19	・使用済燃料ピット可搬型エアモニタ ・ケーブル接続	③-20	・使用済燃料ピット可搬型エアモニタ ・ケーブル接続 ・給送機
③-21	・使用済燃料ピット可搬型エアモニタ設置箇所	③-22	・SA 用代替電源中継機設置
③-23	・ケーブル敷設	③-24	・使用済燃料ピット可搬型エアモニタ設置箇所
④-1	・補助給水ピットタービン補助給水ポンプ側 出口弁	④-2	・タービン補助給水ポンプ駆動風気 ・主蒸気ライン元弁
④-3	・タービン補助給水ポンプ駆動風気 ・主蒸気ライン元弁	④-4	・A-主給水隔離弁 ・B-主給水隔離弁 ・C-主給水隔離弁
④-5	・A、B-C/V 内循環ユニット補機冷却水入口 C/V 外側隔離弁	④-6	・A-C/V 内循環ユニット補機冷却水出口 C/V 外側隔離弁 ・B-C/V 内循環ユニット補機冷却水出口 C/V 外側隔離弁 ・C-C/V 内循環ユニット補機冷却水出口 C/V 外側隔離弁
④-7	・C、D-C/V 内循環ユニット補機冷却水入口 C/V 外側隔離弁	④-8	・C-C/V 内循環ユニット補機冷却水出口 C/V 外側隔離弁 ・D-C/V 内循環ユニット補機冷却水出口 C/V 外側隔離弁

【女川及び島根】
設備名称の相違

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

第2表 操作対象機器及び操作項目一覧 (2/3)

第2表 操作対象機器一覧 (2/2)

第2表 操作対象機器及び操作項目一覧 (2/5)

ルート図	対象場所	操作対象機器及び操作項目
	26	FCVS ベントライン隔離弁(B)
	27	D/W ベント用出入口隔離弁
	28	RCW 代替冷却水 200R 負荷供給側連絡弁(A)
	29	RCW 代替冷却水 200R 負荷戻り側連絡弁(A)
	30	RCW 代替冷却水 FPC 他負荷供給側連絡弁(A)
	31	RCW 代替冷却水 FPC 他負荷戻り側連絡弁(A)
	32	RCW 代替冷却水 200R 負荷供給側連絡弁(B)
	33	RCW 代替冷却水 200R 負荷戻り側連絡弁(B)
	34	RCW 代替冷却水 FPC 他負荷供給側連絡弁(B)
	35	RCW 代替冷却水 FPC 他負荷戻り側連絡弁(B)
	36	RCW 代替冷却水 200R 負荷供給側連絡弁(C)
	37	RCW 代替冷却水 200R 負荷戻り側連絡弁(C)
	38	RCW 代替冷却水 FPC 他負荷供給側連絡弁(C)
	39	RCW 代替冷却水 FPC 他負荷戻り側連絡弁(C)
	40	原子炉建屋大物搬入口開放
④	41	原子炉建屋扉開放
	42	R/B MCC 2D-5
	43	原子炉補機代替冷却水系 A 系ベント弁
	44	原子炉補機代替冷却水系 B 系ベント弁
	45	扉開放
	46	125V 直流主母線盤 2A-1
	47	125V 直流主母線盤 2B-1
	48	D/G(B) 制御盤
	49	D/G(A) 制御盤
	50	RCIC タービン入口蒸気ライン第二隔離弁
	51	高圧空気ボンベユニット接続停止弁
	52	扉開放
	53	ホース敷設用貫通孔
	54	注水系屋内接続口
	55	高圧窒素ガス供給系(A) 高圧窒素ガスポンペ
	56	高圧窒素ガス供給系(B) 高圧窒素ガスポンペ
	57	扉開放

①-1	燃料プール監視カメラ用冷却機	①-2	MCC 非常用ガス処理入口隔離弁、MCC 非常用ガス処理入口隔離弁バイパス弁、送排気機/排気機
①-3	SA 電圧調整機 A	①-4	SA 電圧調整機 B
①-5	RCW A-FPC 熱交換器入口弁(V214-390) RCW B-FPC 熱交換器入口弁(V214-380)	①-6	SA2心C
①-1	可搬型スプレィ/ズル・ホース設置装置	①-2	可搬型スプレィ/ズル・ホース設置装置
①-3	原子炉補機燃料取扱格納ブローアウトバルブ停止装置	①-4	原子炉補機燃料取扱格納ブローアウトバルブ停止装置
①-1	緊急用メタクラ		

対象場所	操作対象機器及び操作項目	対象場所	操作対象機器及び操作項目
④-9	・通常用エアロック	④-10	・代替格納容器スプレィポンプ入口第1止め弁 ・代替格納容器スプレィポンプ入口第2止め弁 ・A-燃料取扱用ホース出口ユニット弁 ・可搬型格納容器内水素濃度計測ユニット
④-11	・格納容器空気ガスサンプル冷却器補助冷却水入口弁	④-12	・可搬型格納容器内水素濃度計測ユニット入口隔離弁 (SA 対策) ・可搬型格納容器内水素濃度計測ユニット出口隔離弁 (SA 対策) ・ホース接続
④-13	・格納容器サンプル戻りライン止め弁	④-14	・可搬型格納容器内水素濃度計測ユニット入口隔離弁 (SA 対策) ・可搬型格納容器内水素濃度計測ユニット出口隔離弁 (SA 対策) ・ホース接続
④-15	・格納容器空気ガスサンプル取出しライン止め弁 ・格納容器空気ガスサンプル冷却器入口弁 ・格納容器空気ガス試料採取管バイパス弁 ・格納容器空気ガスサンプルリング戻りライン止め弁	④-16	・ケーブル接続
④-17	・CV 水素濃度計電線盤	④-18	・可搬型代替ガスサンプルリング圧縮装置
④-19	・格納容器空気ガス試料採取装置	④-20	・格納容器空気ガスライン隔離弁兼作用可搬型窒素ガスポンペ ・格納容器空気ガスライン隔離弁兼作用電線供給パネル ・ホース接続
④-21	・3V-001-002 制御用空気供給弁 ・3V-001-002 電表ガス供給弁 (SA 対策) ・制御用制御用空気ミニチュア弁	④-22	・可搬型ガスサンプル冷却器用冷却ポンプ
④-23	・ホース接続 ・可搬型ガスサンプル冷却器用冷却ポンプ入口弁 (SA 対策) ・可搬型ガスサンプル冷却器用冷却ポンプ出口弁 (SA 対策)	④-24	・ホース敷設
④-25	・格納容器空気ガスサンプル冷却器補助冷却水排水ライン止め弁 (SA 対策)	④-26	・可搬型アナログ水素濃度計測ユニット
④-27	・ホース接続 ・可搬型アナログ水素濃度計測ユニット入口隔離弁 (SA 対策) ・可搬型アナログ水素濃度計測ユニット出口隔離弁 (SA 対策)	④-28	・ダンパ機作用機構材
④-29	・ダンパ駆動用制御用空気ミニチュア弁	④-30	・A-中央制御室給気ファン出口ダンパ
④-31	・A-中央制御室非常用循環ファン入口ダンパ	④-32	・A-中央制御室循環ファン入口ダンパ
④-33	・A-中央制御室外気取入風量調節ダンパ ・A-中央制御室事故時外気取入風量調節ダンパ	④-34	・A-中央制御室循環風量調節ダンパ
④-35	・ダンパ駆動用制御用空気ミニチュア弁	④-36	・B-中央制御室給気ファン出口ダンパ
④-37	・B-中央制御室非常用循環ファン入口ダンパ	④-38	・B-中央制御室循環ファン入口ダンパ
④-39	・B-中央制御室外気取入風量調節ダンパ ・B-中央制御室事故時外気取入風量調節ダンパ	④-40	・B-中央制御室循環風量調節ダンパ
④-41	・ダンパ駆動用制御用空気ミニチュア弁	④-42	・A-安全層機間用密閉室外気取入ダンパ
④-43	・ダンパ駆動用制御用空気ミニチュア弁	④-44	・B-安全層機間用密閉室外気取入ダンパ
④-45	・SA 用電動弁操作ケーブル収納箱	④-46	・SA 用電動弁操作ケーブル収納箱
④-47	・SA 用電動弁操作盤	④-48	・格納容器電線貫通部遮り箱
④-49	・燃料移送管切断		

【女川及び島根】
設備名称の相違

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

第2表 操作対象機器及び操作項目一覧 (3/3)

ルート図	対象場所	操作対象機器及び操作項目
⑤	1	RCIC 蒸気供給ライン分離弁
	2	HPCS 注入隔離弁
	3	S/C ベント用出入口隔離弁
	4	R/B MCC 2C-1
	5	R/B MCC 2C-2
	6	R/B MCC 2C-3
	7	R/B MCC 2C-4
	8	R/B MCC 2C-5
	9	P/C 4-2C
	10	F/C 4-2D
	11	R/B MCC 2D-1
	12	R/B MCC 2D-2
	13	R/B MCC 2D-3
	14	R/B MCC 2D-4
	15	125V 直流分電盤 2A-1
	16	C/B MCC 2C-1
	17	125V 直流主母線盤 2A
	18	C/B MCC 2C-2
	19	C/B MCC 2D-1
	20	C/B MCC 2D-2
	21	125V 直流主母線盤 2B
	22	125V 直流分電盤 2B-1
	23	HPAC 蒸気供給ライン分離弁
⑥	1	HPAC 注入弁
	2	HPAC タービン止め弁
	3	高圧代替注水系タービン入口蒸気圧力計
	4	250V 充電器盤
	5	250V 直流受電パワーセンタ
⑦	1	RCIC 注入弁
	2	高圧空気ポンプユニット接続端止め弁
	3	FPMDW ポンプ吸込弁
	4	原子炉隔離時冷却系ポンプ駆動用タービン入口蒸気圧力計
	5	RCIC タービン止め弁
6	RCIC 真空タンクドレン弁	
7	RCIC 冷却水ライン止め弁	

第2表 操作対象機器及び操作項目一覧 (3/5)

対象場所	操作対象機器及び操作項目	対象場所	操作対象機器及び操作項目
⑤-1	・3V-404-015 制御用空気供給弁 ・ボース接続 ・3V-404-015 緊急ガス供給弁 (SA 対策)	⑤-2	・1 次冷却材ポンプ封水戻りライン C/V 外側隔離弁
⑤-3	・B-1 次冷却材ポンプ封水注入ライン C/V 外側隔離弁	⑤-4	・A-1 次冷却材ポンプ封水注入ライン C/V 外側隔離弁 ・C-1 次冷却材ポンプ封水注入ライン C/V 外側隔離弁
⑤-5	・1 次冷却材ポンプ補機冷却水入口止め弁 ・1 次冷却材ポンプ補機冷却水入口 C/V 外側隔離弁	⑤-6	・1 次冷却材ポンプ補機冷却水出口 C/V 外側隔離弁 ・余熱抽出冷却器等補機冷却水出口 C/V 外側隔離弁
⑤-7	・余熱抽出冷却器等補機冷却水入口 C/V 外側隔離弁	⑤-8	・充てんライン C/V 外側隔離弁
⑤-9	・原子炉格納容器内脱塩水補給ライン C/V 外側隔離弁		
⑤-1	・加圧器逃がし弁操作用可搬型酸素ガスポンプ ・ボース接続 ・加圧器逃がし弁操作用酸素供給パネル	⑤-2	・A-1 原子炉格納容器内制御用空気供給弁 ・A-1 制御用空気 C/V 外側隔離弁 T, V 弁 ・ボース接続
⑤-3	・B-1 原子炉格納容器内制御用空気供給弁 ・B-1 制御用空気 C/V 外側隔離弁 T, V 弁 ・ボース接続	⑤-4	・R/B 東側可搬型ポンプ接続用ライン止め弁 (SA 対策) ・補助給水ピット-燃料取扱用排水ピット排水 管路ライン止め弁 (SA 対策)
⑤-5	・補助給水ピット給水ライン止め弁 (SA 対策) ・補助給水ピットフローライン給水用止め弁 (SA 対策)	⑤-6	・代替格納容器スプレイポンプ補助給水ピット側 入口止め弁
⑤-7	・代替格納容器スプレイポンプ入口テスト用 止め弁	⑤-8	・原子炉格納容器内所内用空気供給ライン C/V 外側隔離弁
⑤-9	・A-1 サンプル冷却器補機冷却水入口弁 ・B-1 サンプル冷却器補機冷却水入口弁	⑤-10	・可搬型温度計測装置 (格納容器内循環ユニット ・入口温度/出口温度)
⑤-11	・A-1 ディーゼル発電機燃料油サービスタンク室 - 酸化炭素消火設備放出ロック盤	⑤-12	・C、D-1 格納容器再循環ユニット補機冷却水 排水ライン止め弁 (SA 対策) ・C、D-1 格納容器再循環ユニット補機冷却水 排水ライン絞り弁 (SA 対策)
⑤-13	・可搬型温度計測装置 (格納容器再循環ユニット 入口温度/出口温度) (排水機) 取付箇所	⑤-14	・B-1 ディーゼル発電機燃料油サービスタンク室 - 酸化炭素消火設備放出ロック盤
⑤-15	・A-1 燃料油サービスタンク入口弁 ・A-1 燃料油サービスタンク出口側閉鎖弁	⑤-16	・A-1 燃料油移送ポンプ出口 A 側閉鎖弁
⑤-17	・燃料油移送ポンプ出口速感サンプリング弁	⑤-18	・B-1 燃料油サービスタンク入口弁 ・B-1 燃料油サービスタンク油面閉鎖弁
⑤-19	・B-1 燃料油移送ポンプ出口 B 側速感弁	⑤-20	・ボース接続
⑤-21	・3V-DG-335 接続口 ・ボース接続	⑤-22	・代替所内電気設備分電盤
⑤-23	・B-1 アニオクス空気浄化ファン電源切換器盤	⑤-24	・SA 用船舶中操作ケーブル収納箱
⑤-25	・格納容器循環装置直連部端子箱	⑤-26	・SA 用船舶中操作盤
⑤-27	・可搬型計測器	⑤-28	・原子炉安全保護盤 (チャンネル 1)
⑤-29	・原子炉安全保護盤 (チャンネル 3)	⑤-30	・原子炉安全保護盤 (チャンネル 2)
⑤-31	・原子炉安全保護盤 (チャンネル 4)	⑤-32	・シビアアクシデント監視盤
⑤-33	・携行型通話装置用資機材	⑤-34	・携行型通話装置 ・携行型通話装置ジャック箱
⑤-35	・可搬型照明 (SA) 用資機材	⑤-36	・安全監視用監視装置 (トレン B)
⑤-37	・安全系 FDP プロセッサ (トレン B)	⑤-38	・共通要因故障対策盤 (自動制御盤)
⑤-39	・安全系 FDP プロセッサ (トレン A)	⑤-40	・安全監視用監視装置 (トレン A)
⑤-41	・チャンネルングエリア用資機材	⑤-42	・可搬型照明 (SA)
⑤-43	・チャンネルングエリア	⑤-44	・酸素濃度 - 酸化炭素濃度計
⑤-45	・燃料油移送配管室内接続口 ・ボース接続	⑤-46	・可搬型照明 (SA)
⑤-47	・可搬型照明 (SA) 設置		

【女川及び島根】
 設備名称の相違

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																				
		<p style="text-align: center;">第2表 操作対象機器及び操作項目一覧(4/5)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象番号</th> <th>操作対象機器及び操作項目</th> <th>対象番号</th> <th>操作対象機器及び操作項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①-1</td> <td>タービン動補給水ポンプ駆動蒸気入口弁A タービン動補給水ポンプ駆動蒸気入口弁B</td> <td>①-2</td> <td>可搬型温度計設置（格納容器再格納ユニット入口温度/出口温度）取付箇所</td> </tr> <tr> <td>①-3</td> <td>可搬型温度計設置（格納容器再格納ユニット入口温度/出口温度）（戻り側）取付箇所</td> <td>①-4</td> <td>充てんポンプ入口ベントライン止め弁 B-充てんポンプ自冷水戻りライン第2止め弁（SA対策） B-充てんポンプ自冷水戻りライン第1止め弁（SA対策）</td> </tr> <tr> <td>①-5</td> <td>B-充てんポンプ自冷水供給ライン緩り弁（SA対策） B-充てんポンプ自冷水供給ライン止め弁（SA対策）</td> <td>①-6</td> <td>B-充てんポンプ自冷水入口弁（SA対策） B-充てんポンプ自冷水入口ベント弁（SA対策）</td> </tr> <tr> <td>①-7</td> <td>B-充てんポンプ自冷水供給用資機材</td> <td>①-8</td> <td>B-充てんポンプ自冷水出口弁（SA対策） B-充てんポンプ自冷水出口ラインベント弁（SA対策） B-充てんポンプ自冷水供給用資機材</td> </tr> <tr> <td>①-9</td> <td>充てんライン流量制御弁第2バイパスライン緩り弁（SA対策） 充てんライン流量制御弁前弁</td> <td>①-10</td> <td>B-充てんポンプマイクロライン止め弁</td> </tr> <tr> <td>①-11</td> <td>B-余熱除去冷却器出口格納容器スプレイ水注入ライン止め弁（SA対策）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>②-1</td> <td>タービン動補給水ポンプ入口弁</td> <td>②-2</td> <td>ホース接続 タービン動補給水ポンプ起動速度制御ピストン 専用工具取付け</td> </tr> <tr> <td>③-3</td> <td>タービン動補給水ポンプ油タンクドレン弁 タービン動補給水ポンプ起動速度制御ピストン油供給電源弁バイパス弁 タービン動補給水ポンプ軸受油止め弁 タービン動補給水ポンプ蒸気加減弁</td> <td>③-4</td> <td>タービン動補給水ポンプ</td> </tr> <tr> <td>④-5</td> <td>B-電動補給水ポンプ</td> <td>④-6</td> <td>A-電動補給水ポンプ</td> </tr> <tr> <td>④-7</td> <td>代替格納容器スプレイポンプ接続ライン止め弁</td> <td>④-8</td> <td>代替格納容器スプレイポンプ（出口）水注入用緩り弁</td> </tr> <tr> <td>④-9</td> <td>代替格納容器スプレイポンプ出口格納容器スプレイ用緩り弁</td> <td>④-10</td> <td>代替格納容器スプレイポンプ出口可搬型ポンプ接続ライン止め弁（SA対策）</td> </tr> <tr> <td>④-11</td> <td>B-充てんポンプ、電動機補給冷却水A供給ライン第1切替弁 B-充てんポンプ、電動機補給冷却水B供給ライン第1切替弁 B-充てんポンプ、電動機補給冷却水B供給ライン第2切替弁</td> <td>④-12</td> <td>A-充てんポンプ、電動機補給冷却水出口弁</td> </tr> <tr> <td>④-13</td> <td>B-充てんポンプ、電動機補給冷却水出口弁</td> <td>④-14</td> <td>A-制御用空気圧縮装置補給冷却水入口弁</td> </tr> <tr> <td>④-15</td> <td>B-制御用空気圧縮装置補給冷却水入口弁</td> <td>④-16</td> <td>可搬型大流量送水ポンプ車10t接続口 ホース接続</td> </tr> <tr> <td>④-17</td> <td>代替格納容器スプレイポンプ出口ベント弁 代替格納容器スプレイポンプ出口ベント弁</td> <td>④-18</td> <td>代替格納容器スプレイポンプ操作盤</td> </tr> <tr> <td>④-19</td> <td>B-充てんポンプ、電動機補給冷却水B戻りライン第1切替弁 B-充てんポンプ、電動機補給冷却水B戻りライン第2切替弁 B-充てんポンプ、電動機補給冷却水A戻りライン第1切替弁 B-充てんポンプ、電動機補給冷却水A戻りライン第2切替弁</td> <td>④-20</td> <td>フレノイド分電盤トレンA1</td> </tr> </tbody> </table>	対象番号	操作対象機器及び操作項目	対象番号	操作対象機器及び操作項目	①-1	タービン動補給水ポンプ駆動蒸気入口弁A タービン動補給水ポンプ駆動蒸気入口弁B	①-2	可搬型温度計設置（格納容器再格納ユニット入口温度/出口温度）取付箇所	①-3	可搬型温度計設置（格納容器再格納ユニット入口温度/出口温度）（戻り側）取付箇所	①-4	充てんポンプ入口ベントライン止め弁 B-充てんポンプ自冷水戻りライン第2止め弁（SA対策） B-充てんポンプ自冷水戻りライン第1止め弁（SA対策）	①-5	B-充てんポンプ自冷水供給ライン緩り弁（SA対策） B-充てんポンプ自冷水供給ライン止め弁（SA対策）	①-6	B-充てんポンプ自冷水入口弁（SA対策） B-充てんポンプ自冷水入口ベント弁（SA対策）	①-7	B-充てんポンプ自冷水供給用資機材	①-8	B-充てんポンプ自冷水出口弁（SA対策） B-充てんポンプ自冷水出口ラインベント弁（SA対策） B-充てんポンプ自冷水供給用資機材	①-9	充てんライン流量制御弁第2バイパスライン緩り弁（SA対策） 充てんライン流量制御弁前弁	①-10	B-充てんポンプマイクロライン止め弁	①-11	B-余熱除去冷却器出口格納容器スプレイ水注入ライン止め弁（SA対策）			②-1	タービン動補給水ポンプ入口弁	②-2	ホース接続 タービン動補給水ポンプ起動速度制御ピストン 専用工具取付け	③-3	タービン動補給水ポンプ油タンクドレン弁 タービン動補給水ポンプ起動速度制御ピストン油供給電源弁バイパス弁 タービン動補給水ポンプ軸受油止め弁 タービン動補給水ポンプ蒸気加減弁	③-4	タービン動補給水ポンプ	④-5	B-電動補給水ポンプ	④-6	A-電動補給水ポンプ	④-7	代替格納容器スプレイポンプ接続ライン止め弁	④-8	代替格納容器スプレイポンプ（出口）水注入用緩り弁	④-9	代替格納容器スプレイポンプ出口格納容器スプレイ用緩り弁	④-10	代替格納容器スプレイポンプ出口可搬型ポンプ接続ライン止め弁（SA対策）	④-11	B-充てんポンプ、電動機補給冷却水A供給ライン第1切替弁 B-充てんポンプ、電動機補給冷却水B供給ライン第1切替弁 B-充てんポンプ、電動機補給冷却水B供給ライン第2切替弁	④-12	A-充てんポンプ、電動機補給冷却水出口弁	④-13	B-充てんポンプ、電動機補給冷却水出口弁	④-14	A-制御用空気圧縮装置補給冷却水入口弁	④-15	B-制御用空気圧縮装置補給冷却水入口弁	④-16	可搬型大流量送水ポンプ車10t接続口 ホース接続	④-17	代替格納容器スプレイポンプ出口ベント弁 代替格納容器スプレイポンプ出口ベント弁	④-18	代替格納容器スプレイポンプ操作盤	④-19	B-充てんポンプ、電動機補給冷却水B戻りライン第1切替弁 B-充てんポンプ、電動機補給冷却水B戻りライン第2切替弁 B-充てんポンプ、電動機補給冷却水A戻りライン第1切替弁 B-充てんポンプ、電動機補給冷却水A戻りライン第2切替弁	④-20	フレノイド分電盤トレンA1	<p>【女川及び島根】 設備名称の相違</p>
対象番号	操作対象機器及び操作項目	対象番号	操作対象機器及び操作項目																																																																				
①-1	タービン動補給水ポンプ駆動蒸気入口弁A タービン動補給水ポンプ駆動蒸気入口弁B	①-2	可搬型温度計設置（格納容器再格納ユニット入口温度/出口温度）取付箇所																																																																				
①-3	可搬型温度計設置（格納容器再格納ユニット入口温度/出口温度）（戻り側）取付箇所	①-4	充てんポンプ入口ベントライン止め弁 B-充てんポンプ自冷水戻りライン第2止め弁（SA対策） B-充てんポンプ自冷水戻りライン第1止め弁（SA対策）																																																																				
①-5	B-充てんポンプ自冷水供給ライン緩り弁（SA対策） B-充てんポンプ自冷水供給ライン止め弁（SA対策）	①-6	B-充てんポンプ自冷水入口弁（SA対策） B-充てんポンプ自冷水入口ベント弁（SA対策）																																																																				
①-7	B-充てんポンプ自冷水供給用資機材	①-8	B-充てんポンプ自冷水出口弁（SA対策） B-充てんポンプ自冷水出口ラインベント弁（SA対策） B-充てんポンプ自冷水供給用資機材																																																																				
①-9	充てんライン流量制御弁第2バイパスライン緩り弁（SA対策） 充てんライン流量制御弁前弁	①-10	B-充てんポンプマイクロライン止め弁																																																																				
①-11	B-余熱除去冷却器出口格納容器スプレイ水注入ライン止め弁（SA対策）																																																																						
②-1	タービン動補給水ポンプ入口弁	②-2	ホース接続 タービン動補給水ポンプ起動速度制御ピストン 専用工具取付け																																																																				
③-3	タービン動補給水ポンプ油タンクドレン弁 タービン動補給水ポンプ起動速度制御ピストン油供給電源弁バイパス弁 タービン動補給水ポンプ軸受油止め弁 タービン動補給水ポンプ蒸気加減弁	③-4	タービン動補給水ポンプ																																																																				
④-5	B-電動補給水ポンプ	④-6	A-電動補給水ポンプ																																																																				
④-7	代替格納容器スプレイポンプ接続ライン止め弁	④-8	代替格納容器スプレイポンプ（出口）水注入用緩り弁																																																																				
④-9	代替格納容器スプレイポンプ出口格納容器スプレイ用緩り弁	④-10	代替格納容器スプレイポンプ出口可搬型ポンプ接続ライン止め弁（SA対策）																																																																				
④-11	B-充てんポンプ、電動機補給冷却水A供給ライン第1切替弁 B-充てんポンプ、電動機補給冷却水B供給ライン第1切替弁 B-充てんポンプ、電動機補給冷却水B供給ライン第2切替弁	④-12	A-充てんポンプ、電動機補給冷却水出口弁																																																																				
④-13	B-充てんポンプ、電動機補給冷却水出口弁	④-14	A-制御用空気圧縮装置補給冷却水入口弁																																																																				
④-15	B-制御用空気圧縮装置補給冷却水入口弁	④-16	可搬型大流量送水ポンプ車10t接続口 ホース接続																																																																				
④-17	代替格納容器スプレイポンプ出口ベント弁 代替格納容器スプレイポンプ出口ベント弁	④-18	代替格納容器スプレイポンプ操作盤																																																																				
④-19	B-充てんポンプ、電動機補給冷却水B戻りライン第1切替弁 B-充てんポンプ、電動機補給冷却水B戻りライン第2切替弁 B-充てんポンプ、電動機補給冷却水A戻りライン第1切替弁 B-充てんポンプ、電動機補給冷却水A戻りライン第2切替弁	④-20	フレノイド分電盤トレンA1																																																																				

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																												
		<p style="text-align: center;">第2表 操作対象機器及び操作項目一覧(5/5)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">対象 場内</th> <th style="width: 50%;">操作対象機器及び操作項目</th> <th style="width: 25%;">対象 場内</th> <th style="width: 25%;">操作対象機器及び操作項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>⑧-21</td> <td>・ツレイド分電盤トレン ①</td> <td>⑧-22</td> <td>・加圧器送出し弁操作用バッテリー ・ケーブル接続</td> </tr> <tr> <td>⑧-23</td> <td>・A-メータタラ</td> <td>⑧-24</td> <td>・A1-パワールールセントラ</td> </tr> <tr> <td>⑧-25</td> <td>・A2-パワールールセントラ</td> <td>⑧-26</td> <td>・A1-原子炉セントラ</td> </tr> <tr> <td>⑧-27</td> <td>・A2-原子炉セントラ</td> <td>⑧-28</td> <td>・A-直流セントラ</td> </tr> <tr> <td>⑧-29</td> <td>・A1-計装用交流分電盤</td> <td>⑧-30</td> <td>・A-計装用インバータ交流電圧切替器</td> </tr> <tr> <td>⑧-31</td> <td>・C-計装用インバータ交流電圧切替器</td> <td>⑧-32</td> <td>・A-後継蓄電池充電機</td> </tr> <tr> <td>⑧-33</td> <td>・A-充電器</td> <td>⑧-34</td> <td>・C-計装用インバータ</td> </tr> <tr> <td>⑧-35</td> <td>・A-直流セントラ電圧調整</td> <td>⑧-36</td> <td>・B-メータタラ</td> </tr> <tr> <td>⑧-37</td> <td>・B1-パワールールセントラ</td> <td>⑧-38</td> <td>・B2-パワールールセントラ</td> </tr> <tr> <td>⑧-39</td> <td>・B1-原子炉セントラ</td> <td>⑧-40</td> <td>・B2-原子炉セントラ</td> </tr> <tr> <td>⑧-41</td> <td>・B-直流セントラ</td> <td>⑧-42</td> <td>・B1-計装用交流分電盤</td> </tr> <tr> <td>⑧-43</td> <td>・D1-計装用交流分電盤</td> <td>⑧-44</td> <td>・B-計装用インバータ交流電圧切替器</td> </tr> <tr> <td>⑧-45</td> <td>・D-計装用インバータ交流電圧切替器</td> <td>⑧-46</td> <td>・B-後継蓄電池充電機</td> </tr> <tr> <td>⑧-47</td> <td>・B-直流セントラ電圧調整</td> <td>⑧-48</td> <td>・B-補助用交流分電盤</td> </tr> <tr> <td>⑧-49</td> <td>・B-充電器</td> <td>⑧-50</td> <td>・可動型直流電器</td> </tr> <tr> <td>⑧-51</td> <td>・可動型直流電源用発電機ケーブル収納箱</td> <td>⑧-52</td> <td>・A-ディーゼル発電機室二酸化炭素消火設備 放出ロック盤</td> </tr> <tr> <td>⑧-53</td> <td>・B-ディーゼル発電機室二酸化炭素消火設備 放出ロック盤</td> <td>⑧-54</td> <td>・A-ディーゼル発電機セントラ</td> </tr> <tr> <td>⑧-55</td> <td>・B-ディーゼル発電機セントラ</td> <td>⑧-56</td> <td>・横行型通話装置ジャック箱</td> </tr> <tr> <td>⑧-57</td> <td>・余熱除去ポンプ入口弁操作用可搬型空気ポンベ ・余熱除去ポンプ入口弁遠隔操作スイッチ</td> <td>⑧-58</td> <td>・原子炉補機冷却水屋内接続用ライン止め弁 (SA対策)</td> </tr> <tr> <td>⑧-59</td> <td>・可搬型大型送水ポンプ車原子炉補機冷却水 屋内接続口</td> <td>⑧-60</td> <td>・A-ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ電源 切替器</td> </tr> <tr> <td>⑧-61</td> <td>・B-ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ電源 切替器</td> <td>⑧-62</td> <td>・ディーゼル発電機燃料油移送ポンプA/B選択 切替器</td> </tr> <tr> <td>⑧-1</td> <td>・原子炉補機冷却水モニタ目ライン入口止め弁</td> <td>⑧-2</td> <td>・C、D-原子炉補機冷却水ポンプ電動機 補機冷却水出口弁</td> </tr> <tr> <td>⑧-3</td> <td>・原子炉補機冷却水モニタ目ライン戻り弁</td> <td>⑧-4</td> <td>・原子炉補機冷却水モニタ目ライン戻り弁</td> </tr> <tr> <td>⑧-5</td> <td>・A、目-原子炉補機冷却水ポンプ電動機 補機冷却水出口弁</td> <td>⑧-6</td> <td>・C-原子炉補機冷却水供給管止め弁 ・原子炉補機冷却水モニタ目ライン入口止め弁</td> </tr> <tr> <td>⑧-7</td> <td>・A-燃料油手動ポンプ出口弁 ・A-燃料油移送ポンプ入口弁 ・A-燃料油移送ポンプ出口弁</td> <td>⑧-8</td> <td>・B-燃料油手動ポンプ出口弁 ・B-燃料油移送ポンプ入口弁 ・B-燃料油移送ポンプ出口弁</td> </tr> <tr> <td>⑧-1</td> <td>・D-原子炉補機冷却水冷却器出口海水供給 ライン止め弁 (SA対策) ②</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑧-1</td> <td>・B-高圧注入ポンプ電動機補機冷却水出口弁 ・B-高圧注入ポンプ、油冷却器補機冷却水 出口弁</td> <td>⑧-2</td> <td>・B-格納容器スプレイポンプ補機冷却水 出口止め弁</td> </tr> <tr> <td>⑧-3</td> <td>・B-余熱除去ポンプ電動機補機冷却水出口弁 ・B-余熱除去ポンプ補機冷却水出口弁</td> <td>⑧-4</td> <td>・A-余熱除去ポンプ電動機補機冷却水出口弁 ・A-余熱除去ポンプ補機冷却水出口弁</td> </tr> <tr> <td>⑧-5</td> <td>・A-格納容器スプレイポンプ電動機補機冷却水 出口弁 ・A-格納容器スプレイポンプ補機冷却水出口弁</td> <td>⑧-6</td> <td>・A-高圧注入ポンプ電動機補機冷却水出口弁 ・A-高圧注入ポンプ、油冷却器補機冷却水 出口弁</td> </tr> <tr> <td>⑧-7</td> <td>・A-高圧注入ポンプ電動機補機冷却水流量 (AM用) ・A-高圧注入ポンプ及び油冷却器補機 冷却水流量 (AM用)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：今後の検討結果により変更の可能性がある。</p>	対象 場内	操作対象機器及び操作項目	対象 場内	操作対象機器及び操作項目	⑧-21	・ツレイド分電盤トレン ①	⑧-22	・加圧器送出し弁操作用バッテリー ・ケーブル接続	⑧-23	・A-メータタラ	⑧-24	・A1-パワールールセントラ	⑧-25	・A2-パワールールセントラ	⑧-26	・A1-原子炉セントラ	⑧-27	・A2-原子炉セントラ	⑧-28	・A-直流セントラ	⑧-29	・A1-計装用交流分電盤	⑧-30	・A-計装用インバータ交流電圧切替器	⑧-31	・C-計装用インバータ交流電圧切替器	⑧-32	・A-後継蓄電池充電機	⑧-33	・A-充電器	⑧-34	・C-計装用インバータ	⑧-35	・A-直流セントラ電圧調整	⑧-36	・B-メータタラ	⑧-37	・B1-パワールールセントラ	⑧-38	・B2-パワールールセントラ	⑧-39	・B1-原子炉セントラ	⑧-40	・B2-原子炉セントラ	⑧-41	・B-直流セントラ	⑧-42	・B1-計装用交流分電盤	⑧-43	・D1-計装用交流分電盤	⑧-44	・B-計装用インバータ交流電圧切替器	⑧-45	・D-計装用インバータ交流電圧切替器	⑧-46	・B-後継蓄電池充電機	⑧-47	・B-直流セントラ電圧調整	⑧-48	・B-補助用交流分電盤	⑧-49	・B-充電器	⑧-50	・可動型直流電器	⑧-51	・可動型直流電源用発電機ケーブル収納箱	⑧-52	・A-ディーゼル発電機室二酸化炭素消火設備 放出ロック盤	⑧-53	・B-ディーゼル発電機室二酸化炭素消火設備 放出ロック盤	⑧-54	・A-ディーゼル発電機セントラ	⑧-55	・B-ディーゼル発電機セントラ	⑧-56	・横行型通話装置ジャック箱	⑧-57	・余熱除去ポンプ入口弁操作用可搬型空気ポンベ ・余熱除去ポンプ入口弁遠隔操作スイッチ	⑧-58	・原子炉補機冷却水屋内接続用ライン止め弁 (SA対策)	⑧-59	・可搬型大型送水ポンプ車原子炉補機冷却水 屋内接続口	⑧-60	・A-ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ電源 切替器	⑧-61	・B-ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ電源 切替器	⑧-62	・ディーゼル発電機燃料油移送ポンプA/B選択 切替器	⑧-1	・原子炉補機冷却水モニタ目ライン入口止め弁	⑧-2	・C、D-原子炉補機冷却水ポンプ電動機 補機冷却水出口弁	⑧-3	・原子炉補機冷却水モニタ目ライン戻り弁	⑧-4	・原子炉補機冷却水モニタ目ライン戻り弁	⑧-5	・A、目-原子炉補機冷却水ポンプ電動機 補機冷却水出口弁	⑧-6	・C-原子炉補機冷却水供給管止め弁 ・原子炉補機冷却水モニタ目ライン入口止め弁	⑧-7	・A-燃料油手動ポンプ出口弁 ・A-燃料油移送ポンプ入口弁 ・A-燃料油移送ポンプ出口弁	⑧-8	・B-燃料油手動ポンプ出口弁 ・B-燃料油移送ポンプ入口弁 ・B-燃料油移送ポンプ出口弁	⑧-1	・D-原子炉補機冷却水冷却器出口海水供給 ライン止め弁 (SA対策) ②			⑧-1	・B-高圧注入ポンプ電動機補機冷却水出口弁 ・B-高圧注入ポンプ、油冷却器補機冷却水 出口弁	⑧-2	・B-格納容器スプレイポンプ補機冷却水 出口止め弁	⑧-3	・B-余熱除去ポンプ電動機補機冷却水出口弁 ・B-余熱除去ポンプ補機冷却水出口弁	⑧-4	・A-余熱除去ポンプ電動機補機冷却水出口弁 ・A-余熱除去ポンプ補機冷却水出口弁	⑧-5	・A-格納容器スプレイポンプ電動機補機冷却水 出口弁 ・A-格納容器スプレイポンプ補機冷却水出口弁	⑧-6	・A-高圧注入ポンプ電動機補機冷却水出口弁 ・A-高圧注入ポンプ、油冷却器補機冷却水 出口弁	⑧-7	・A-高圧注入ポンプ電動機補機冷却水流量 (AM用) ・A-高圧注入ポンプ及び油冷却器補機 冷却水流量 (AM用)			<p>【女川及び島根】 設備名称の相違</p>
対象 場内	操作対象機器及び操作項目	対象 場内	操作対象機器及び操作項目																																																																																																																												
⑧-21	・ツレイド分電盤トレン ①	⑧-22	・加圧器送出し弁操作用バッテリー ・ケーブル接続																																																																																																																												
⑧-23	・A-メータタラ	⑧-24	・A1-パワールールセントラ																																																																																																																												
⑧-25	・A2-パワールールセントラ	⑧-26	・A1-原子炉セントラ																																																																																																																												
⑧-27	・A2-原子炉セントラ	⑧-28	・A-直流セントラ																																																																																																																												
⑧-29	・A1-計装用交流分電盤	⑧-30	・A-計装用インバータ交流電圧切替器																																																																																																																												
⑧-31	・C-計装用インバータ交流電圧切替器	⑧-32	・A-後継蓄電池充電機																																																																																																																												
⑧-33	・A-充電器	⑧-34	・C-計装用インバータ																																																																																																																												
⑧-35	・A-直流セントラ電圧調整	⑧-36	・B-メータタラ																																																																																																																												
⑧-37	・B1-パワールールセントラ	⑧-38	・B2-パワールールセントラ																																																																																																																												
⑧-39	・B1-原子炉セントラ	⑧-40	・B2-原子炉セントラ																																																																																																																												
⑧-41	・B-直流セントラ	⑧-42	・B1-計装用交流分電盤																																																																																																																												
⑧-43	・D1-計装用交流分電盤	⑧-44	・B-計装用インバータ交流電圧切替器																																																																																																																												
⑧-45	・D-計装用インバータ交流電圧切替器	⑧-46	・B-後継蓄電池充電機																																																																																																																												
⑧-47	・B-直流セントラ電圧調整	⑧-48	・B-補助用交流分電盤																																																																																																																												
⑧-49	・B-充電器	⑧-50	・可動型直流電器																																																																																																																												
⑧-51	・可動型直流電源用発電機ケーブル収納箱	⑧-52	・A-ディーゼル発電機室二酸化炭素消火設備 放出ロック盤																																																																																																																												
⑧-53	・B-ディーゼル発電機室二酸化炭素消火設備 放出ロック盤	⑧-54	・A-ディーゼル発電機セントラ																																																																																																																												
⑧-55	・B-ディーゼル発電機セントラ	⑧-56	・横行型通話装置ジャック箱																																																																																																																												
⑧-57	・余熱除去ポンプ入口弁操作用可搬型空気ポンベ ・余熱除去ポンプ入口弁遠隔操作スイッチ	⑧-58	・原子炉補機冷却水屋内接続用ライン止め弁 (SA対策)																																																																																																																												
⑧-59	・可搬型大型送水ポンプ車原子炉補機冷却水 屋内接続口	⑧-60	・A-ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ電源 切替器																																																																																																																												
⑧-61	・B-ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ電源 切替器	⑧-62	・ディーゼル発電機燃料油移送ポンプA/B選択 切替器																																																																																																																												
⑧-1	・原子炉補機冷却水モニタ目ライン入口止め弁	⑧-2	・C、D-原子炉補機冷却水ポンプ電動機 補機冷却水出口弁																																																																																																																												
⑧-3	・原子炉補機冷却水モニタ目ライン戻り弁	⑧-4	・原子炉補機冷却水モニタ目ライン戻り弁																																																																																																																												
⑧-5	・A、目-原子炉補機冷却水ポンプ電動機 補機冷却水出口弁	⑧-6	・C-原子炉補機冷却水供給管止め弁 ・原子炉補機冷却水モニタ目ライン入口止め弁																																																																																																																												
⑧-7	・A-燃料油手動ポンプ出口弁 ・A-燃料油移送ポンプ入口弁 ・A-燃料油移送ポンプ出口弁	⑧-8	・B-燃料油手動ポンプ出口弁 ・B-燃料油移送ポンプ入口弁 ・B-燃料油移送ポンプ出口弁																																																																																																																												
⑧-1	・D-原子炉補機冷却水冷却器出口海水供給 ライン止め弁 (SA対策) ②																																																																																																																														
⑧-1	・B-高圧注入ポンプ電動機補機冷却水出口弁 ・B-高圧注入ポンプ、油冷却器補機冷却水 出口弁	⑧-2	・B-格納容器スプレイポンプ補機冷却水 出口止め弁																																																																																																																												
⑧-3	・B-余熱除去ポンプ電動機補機冷却水出口弁 ・B-余熱除去ポンプ補機冷却水出口弁	⑧-4	・A-余熱除去ポンプ電動機補機冷却水出口弁 ・A-余熱除去ポンプ補機冷却水出口弁																																																																																																																												
⑧-5	・A-格納容器スプレイポンプ電動機補機冷却水 出口弁 ・A-格納容器スプレイポンプ補機冷却水出口弁	⑧-6	・A-高圧注入ポンプ電動機補機冷却水出口弁 ・A-高圧注入ポンプ、油冷却器補機冷却水 出口弁																																																																																																																												
⑧-7	・A-高圧注入ポンプ電動機補機冷却水流量 (AM用) ・A-高圧注入ポンプ及び油冷却器補機 冷却水流量 (AM用)																																																																																																																														

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>別紙(31)</p> <p>屋内アクセスルート確認状況（地震時の影響）</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">屋内アクセスルート 現場確認結果①</p> <p style="font-size: small;">枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。</p>	<p>別紙(14)</p> <p>屋内のアクセスルート確認状況（地震時の影響）</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第1図 ①島根原子力発電所2号炉 重大事故等時 アクセスルート 現場確認結果(1/8)</p> <p style="font-size: small;">本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。</p>	<p>別紙(31)</p> <p>屋内のアクセスルート確認状況（地震時の影響）</p> <div style="border: 1px dashed red; width: 100%; height: 100%;"></div> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第1図 ①屋内のアクセスルート 現場確認結果(1/11)</p> <p style="font-size: small;">[] : 評価結果に係る部分は別途ご説明する</p> <p style="font-size: small;">[] 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	<p>相違理由</p> <p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【女川及び島根】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各プラントによる設備及び対応手順が異なることによるアクセスルートの相違。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="91 188 607 1118" style="border: 1px solid black; height: 583px; width: 230px;"></div> <div data-bbox="622 464 645 794" style="text-align: center;"> 屋内アクセスルート 現場確認結果② </div> <div data-bbox="658 188 689 595" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。 </div>	<div data-bbox="719 188 1272 1066" style="border: 1px solid black; height: 550px; width: 247px;"></div> <div data-bbox="1283 225 1305 1058" style="text-align: center;"> 第1図 ②島根原子力発電所2号炉 重大事故等時 アクセスルート 現場確認結果(2/8) </div> <div data-bbox="931 1114 1308 1139" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。 </div>	<div data-bbox="1357 217 1877 1043" style="border: 1px dashed red; height: 518px; width: 232px;"></div> <div data-bbox="1895 352 1917 847" style="text-align: center;"> 第1図 ②屋内のアクセスルート 現場確認結果(2/11) </div> <div data-bbox="1429 1107 1883 1139" style="border: 1px dashed red; padding: 2px;"> : 評価結果に係る部分は別途ご説明する </div> <div data-bbox="1352 1166 1921 1193" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	<p>【女川及び島根】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 各プラントによる設備及び対応手順が異なることによるアクセスルートの相違。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="91 188 607 1023" style="border: 1px solid black; height: 500px;"></div> <div data-bbox="616 443 645 775" style="text-align: center;"> 屋内アクセスルート 現場確認結果③ </div> <div data-bbox="654 188 689 595" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。 </div>	<div data-bbox="721 188 1279 1066" style="border: 1px solid black; height: 500px;"></div> <div data-bbox="1288 194 1317 1034" style="text-align: center;"> 第1図 ③島根原子力発電所2号炉 重大事故等時 アクセスルート 現場確認結果(3/8) </div> <div data-bbox="943 1082 1323 1121" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。 </div>	<div data-bbox="1361 212 1872 1038" style="border: 1px solid black; height: 500px;"></div> <div data-bbox="1886 344 1915 839" style="text-align: center;"> 第1図 ③屋内のアクセスルート 現場確認結果(3/11) </div> <div data-bbox="1424 1082 1883 1121" style="border: 1px dashed red; padding: 2px;"> : 評価結果に係る部分は別途ご説明する </div> <div data-bbox="1352 1155 1924 1182" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	<p>【女川及び島根】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 各プラントによる設備及び対応手順が異なることによるアクセスルートの相違。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">屋内アクセスルート 現場確認結果④</p> <p style="text-align: center;">枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。</p>	<p style="text-align: center;">第1図 ④島根原子力発電所2号炉 重大事故等時 アクセスルート 現場確認結果(4/8)</p> <p style="text-align: center;">本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。</p>	<p style="text-align: center;">第1図 ④屋内のアクセスルート 現場確認結果(4/11)</p> <p style="text-align: center;">[] : 評価結果に係る部分は別途ご説明する</p> <p style="text-align: center;">[] 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	<p>【女川及び島根】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 各プラントによる設備及び対応手順が異なることによるアクセスルートの相違。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="80 193 600 1007" style="border: 1px solid black; height: 500px;"></div> <div data-bbox="611 443 640 775" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;"> 屋内アクセスルート 現場確認結果⑤ </div> <div data-bbox="656 193 685 596" style="border: 1px solid black; padding: 2px; writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;"> 枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。 </div>	<div data-bbox="719 188 1279 1074" style="border: 1px solid black; height: 550px;"></div> <div data-bbox="1290 204 1319 1043" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;"> 第1図 ⑤島根原子力発電所2号炉 重大事故等時 アクセスルート 現場確認結果(5/8) </div> <div data-bbox="943 1094 1323 1118" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。 </div>	<div data-bbox="1357 172 1939 1018" style="border: 1px dashed red; padding: 5px;"> <div data-bbox="1361 213 1877 1002" style="border: 1px solid black; height: 490px;"></div> <div data-bbox="1888 424 1917 919" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;"> 第1図 ⑤屋内のアクセスルート 現場確認結果(5/11) </div> </div> <div data-bbox="1417 1046 1877 1086" style="border: 1px dashed red; padding: 2px; margin-top: 10px;"> : 評価結果に係る部分は別途ご説明する </div> <div data-bbox="1350 1126 1921 1158" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	<p>【女川及び島根】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 各プラントによる設備及び対応手順が異なることによるアクセスルートの相違。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">屋内アクセスルート 現場確認結果⑥</p> <p style="text-align: center;">枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。</p>	<p style="text-align: center;">第1図 ⑥島根原子力発電所2号炉 重大事故等時 アクセスルート 現場確認結果(6/8)</p> <p style="text-align: center;">本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。</p>	<p style="text-align: center;">第1図 ⑥屋内のアクセスルート 現場確認結果(6/11)</p> <p style="text-align: center;">[] : 評価結果に係る部分は別途ご説明する</p> <p style="text-align: center;">[] 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	<p>【女川及び島根】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 各プラントによる設備及び対応手順が異なることによるアクセスルートの相違。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 188 607 1062" style="border: 1px solid black; height: 548px;"></div> <div data-bbox="613 459 645 791" style="text-align: center;"> 屋内アクセスルート 現場確認結果⑦ </div> <div data-bbox="651 188 689 595" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 枠囲みの内容は防壁上の観点から公開できません。 </div>	<div data-bbox="719 188 1272 1062" style="border: 1px solid black; height: 548px;"></div> <div data-bbox="1279 204 1310 1042" style="text-align: center;"> 第1図 ⑦島根原子力発電所2号炉 重大事故等時 アクセスルート 現場確認結果(7/8) </div> <div data-bbox="943 1086 1317 1118" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。 </div>	<div data-bbox="1357 204 1872 1031" style="border: 1px solid black; height: 518px;"></div> <div data-bbox="1883 424 1915 919" style="text-align: center;"> 第1図 ⑦屋内のアクセスルート 現場確認結果(7/11) </div> <div data-bbox="1424 1102 1883 1142" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> : 評価結果に係る部分は別途ご説明する </div> <div data-bbox="1350 1174 1921 1198" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	<p>【女川及び島根】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各プラントによる設備及び対応手順が異なることによるアクセスルートの相違。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="719 204 1272 1082" style="border: 1px solid black; height: 550px; width: 100%;"></div> <div data-bbox="1285 225 1317 1054" style="writing-mode: vertical-rl; position: absolute; right: 10px; top: 50%; transform: translateY(-50%);"> 第1図 ⑧島根原子力発電所2号炉 重大事故等時 アクセスルート 現場確認結果(8/8) </div> <div data-bbox="943 1102 1323 1134" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;"> 本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。 </div>	<div data-bbox="1361 165 1933 1066" style="border: 1px dashed red; padding: 10px;"> <div data-bbox="1361 204 1877 1034" style="border: 1px solid black; height: 520px; width: 100%;"></div> <div data-bbox="1888 405 1919 900" style="writing-mode: vertical-rl; position: absolute; right: 10px; top: 50%; transform: translateY(-50%);"> 第1図 ⑥屋内のアクセスルート 現場確認結果(8/11) </div> </div> <div data-bbox="1413 1102 1877 1134" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;"> : 評価結果に係る部分は別途ご説明する </div> <div data-bbox="1352 1171 1928 1203" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	<p>【女川及び島根】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 各プラントによる設備及び対応手順が異なることによるアクセスルートの相違。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

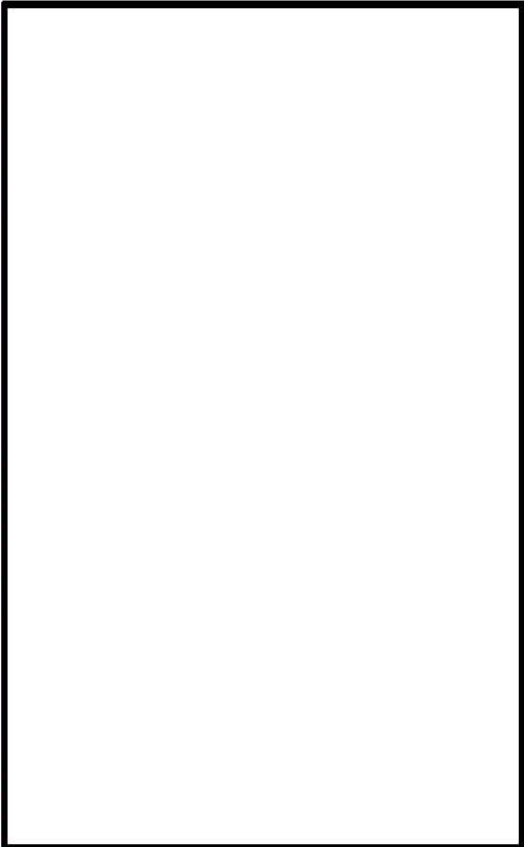
1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 2px solid black; width: 90%; height: 90%;"></div> <div style="writing-mode: vertical-rl; position: absolute; right: 5px; bottom: 5px; font-size: small;">第1図 ⑨屋内のアクセスルート 現場確認結果(9/11)</div> </div> <div style="border: 1px dashed red; width: 100%; height: 100%; margin-top: 10px;"></div> <div style="border: 1px solid black; width: fit-content; margin: 10px auto; padding: 2px;"> ：評価結果に係る部分は別途ご説明する </div> <div style="border: 1px solid black; width: fit-content; margin: 10px auto; padding: 2px;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	<p>【女川及び島根】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各プラントによる設備及び対応手順が異なることによるアクセスルートの相違。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<div style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">  </div> <p style="text-align: right; color: red; font-size: small;">第1図 ⑩屋内のアクセスルート 現場確認結果(10/11)</p> <p style="margin-top: 10px;"> : 評価結果に係る部分は別途ご説明する 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </p>	<p>【女川及び島根】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> - 各プラントによる設備及び対応手順が異なることによるアクセスルートの相違。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）













1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<div data-bbox="1344 156 1930 1053" style="border: 1px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div> <div data-bbox="1886 347 1921 858" style="position: absolute; right: 10px; top: 200px; writing-mode: vertical-rl; font-size: small;">第1図 ①屋内のアクセスルート 現場確認結果(11/11)</div> <div data-bbox="1415 1082 1877 1123" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;"> : 評価結果に係る部分は別途ご説明する </div> <div data-bbox="1352 1161 1926 1187" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	<p>【女川及び島根】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 各プラントによる設備及び対応手順が異なることによるアクセスルートの相違。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																										
<p>別紙(32)</p>	<p>別紙(15)</p>	<p>別紙(32)</p>																																											
<p>屋内アクセسلートにおける資機材の転倒等による影響について</p>	<p>屋内のアクセسلートにおける資機材設備の転倒等による影響について</p>	<p>屋内のアクセسلートにおける資機材の転倒等による影響について</p>	<p>【島根】記載表現の相違</p>																																										
<p>1. 屋内アクセسلート上の現場ウォークダウン時転倒影響確認例</p>	<p>屋内アクセسلート上の現場ウォークダウン時転倒影響確認例</p>	<p>1. 屋内のアクセسلート上の現場ウォークダウン時転倒影響確認例</p>	<p>【島根】記載内容の相違</p>																																										
<p>屋内アクセسلート上の現場ウォークダウン時転倒影響確認例を以下の第1表に記す。</p>	<p>屋内のアクセセルート上の現場ウォークダウン時転倒影響確認例を以下の第1表に記す。</p>	<p>屋内のアクセセルート上の現場ウォークダウン時転倒影響確認例を以下の第1表に記す。</p>	<p>・章立ての相違。</p>																																										
<p>第1表 現場ウォークダウン時転倒影響確認例</p>	<p>第1表 現場ウォークダウン時転倒影響確認例</p>	<p>第1表 現場ウォークダウン時転倒影響確認例</p>	<p>【女川】記載内容の相違</p>																																										
<p>以下に表1の通り、現場ウォークダウン時転倒影響確認例を記載する。</p>	<p>以下に表1の通り、現場ウォークダウン時転倒影響確認例を記載する。</p>	<p>以下に表1の通り、現場ウォークダウン時転倒影響確認例を記載する。</p>	<p>・ウォークダウンの確認結果の相違。</p>																																										
<p>表1 現場ウォークダウン時転倒影響確認例</p>	<p>表1 現場ウォークダウン時転倒影響確認例</p>	<p>表1 現場ウォークダウン時転倒影響確認例</p>	<p>【島根】記載箇所の相違</p>																																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>設置箇所</th> <th>対応内容</th> <th>対応前</th> <th>対応後</th> <th>評価結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ヘルメット置き場</td> <td>制御室 地上1階 (O.P.16000) 南側通路</td> <td>ヘルメット置き場をアクセセルートに影響がない箇所へ移動することにより、アクセス性に与える影響がないことを確認した。</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>非常用ディーゼル発電設備点検工具・資材</td> <td>原子炉建屋 地上1階 (O.P.16000) 非常用ディーゼル発電機(B)室</td> <td>非常用ディーゼル発電設備点検工具・資材をアクセセルートに影響がない箇所へ移動することにより、アクセス性に与える影響がないことを確認した。</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>点検工具資材ラック</td> <td>原子炉建屋 地上1階 (O.P.16000) 非常用ディーゼル発電機(B)室</td> <td>点検工具資材ラックをアクセセルートに影響がない箇所へ移動することにより、アクセス性に与える影響がないことを確認した。</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	項目	設置箇所	対応内容	対応前	対応後	評価結果	ヘルメット置き場	制御室 地上1階 (O.P.16000) 南側通路	ヘルメット置き場をアクセセルートに影響がない箇所へ移動することにより、アクセス性に与える影響がないことを確認した。			○	非常用ディーゼル発電設備点検工具・資材	原子炉建屋 地上1階 (O.P.16000) 非常用ディーゼル発電機(B)室	非常用ディーゼル発電設備点検工具・資材をアクセセルートに影響がない箇所へ移動することにより、アクセス性に与える影響がないことを確認した。			○	点検工具資材ラック	原子炉建屋 地上1階 (O.P.16000) 非常用ディーゼル発電機(B)室	点検工具資材ラックをアクセセルートに影響がない箇所へ移動することにより、アクセス性に与える影響がないことを確認した。			○	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>設置箇所</th> <th>対応内容</th> <th>対応前</th> <th>対応後</th> <th>評価結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>移動式架台</td> <td>原子炉建屋 (T.P.2.3m) (中間床) B-原子炉補機冷却水冷却器廻り</td> <td>移動式架台をアクセセルートに影響がない箇所に設置されていた踏み台と配置を入れ替えることで移設し、アクセス性に与える影響がないことを確認した。</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>ボンベ</td> <td>原子炉建屋 (T.P.17.8m) 南側通路</td> <td>ボンベが転倒した場合の影響を考慮して、移設したことから、アクセス性に影響がないことを確認した。</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	項目	設置箇所	対応内容	対応前	対応後	評価結果	移動式架台	原子炉建屋 (T.P.2.3m) (中間床) B-原子炉補機冷却水冷却器廻り	移動式架台をアクセセルートに影響がない箇所に設置されていた踏み台と配置を入れ替えることで移設し、アクセス性に与える影響がないことを確認した。			○	ボンベ	原子炉建屋 (T.P.17.8m) 南側通路	ボンベが転倒した場合の影響を考慮して、移設したことから、アクセス性に影響がないことを確認した。			○	<p>評価結果に係る部分は別途ご説明する</p>	
項目	設置箇所	対応内容	対応前	対応後	評価結果																																								
ヘルメット置き場	制御室 地上1階 (O.P.16000) 南側通路	ヘルメット置き場をアクセセルートに影響がない箇所へ移動することにより、アクセス性に与える影響がないことを確認した。			○																																								
非常用ディーゼル発電設備点検工具・資材	原子炉建屋 地上1階 (O.P.16000) 非常用ディーゼル発電機(B)室	非常用ディーゼル発電設備点検工具・資材をアクセセルートに影響がない箇所へ移動することにより、アクセス性に与える影響がないことを確認した。			○																																								
点検工具資材ラック	原子炉建屋 地上1階 (O.P.16000) 非常用ディーゼル発電機(B)室	点検工具資材ラックをアクセセルートに影響がない箇所へ移動することにより、アクセス性に与える影響がないことを確認した。			○																																								
項目	設置箇所	対応内容	対応前	対応後	評価結果																																								
移動式架台	原子炉建屋 (T.P.2.3m) (中間床) B-原子炉補機冷却水冷却器廻り	移動式架台をアクセセルートに影響がない箇所に設置されていた踏み台と配置を入れ替えることで移設し、アクセス性に与える影響がないことを確認した。			○																																								
ボンベ	原子炉建屋 (T.P.17.8m) 南側通路	ボンベが転倒した場合の影響を考慮して、移設したことから、アクセス性に影響がないことを確認した。			○																																								

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

2. 屋内アクセスルート上の機器等の転倒防止処置確認結果

屋内アクセスルート上の機器等の転倒防止処置確認結果及び転倒防止処置の例を以下の第2表に記す。

第2表 機器等の転倒防止処置確認例（類似処置は代表例の写真を示す。）(1/2)

項目	設置箇所	評価結果
C/D 補修設備ポンプ室前 ・原子炉建屋補修用具収納箱	原子炉建屋 地下1階 O.P.6000	・一般的な転倒防止対策を実施 ・転倒した場合でも通行可能な通路幅、迂回又は乗り越えが可能なためアクセス性の問題なし (第3表 転倒防止処置例 写真1参照)
北側通路 ・原子炉建屋補修用具収納箱	原子炉建屋 地下1階 O.P.6000	・一般的な転倒防止対策を実施 ・転倒した場合でも通行可能な通路幅、迂回又は乗り越えが可能なためアクセス性の問題なし (第3表 転倒防止処置例 写真1参照)
西側通路 ・工具箱	原子炉建屋 地上1階 O.P.15000	・一般的な転倒防止対策を実施 ・転倒した場合でも通行可能な通路幅、迂回又は乗り越えが可能なためアクセス性の問題なし (第3表 転倒防止処置例 写真2参照)
R/A No.2 EV 車 ・放射線測定器収納箱	原子炉建屋 地上1階 O.P.15000	・一般的な転倒防止対策を実施 ・転倒した場合でも通行可能な通路幅、迂回又は乗り越えが可能なためアクセス性の問題なし (第3表 転倒防止処置例 写真2参照)
T/B MCC 2C-2エリア ・放射線測定器収納箱	タービン建屋 地上1階 O.P.15000	・一般的な転倒防止対策を実施 ・転倒した場合でも通行可能な通路幅、迂回又は乗り越えが可能なためアクセス性の問題なし (第3表 転倒防止処置例 写真2参照)
送風機エリア ・移動式架台	原子炉建屋 地上2階 O.P.99500	・一般的な転倒防止対策を編成 ・転倒した場合でも通行可能な通路幅、迂回又は乗り越えが可能なためアクセス性の問題なし (第3表 転倒防止処置例 写真3参照)
HECV 汚染機(A)(C)室 ・移動式架台	原子炉建屋 地上2階 O.P.22500	・一般的な転倒防止対策を実施 ・転倒した場合でも通行可能な通路幅、迂回又は乗り越えが可能なためアクセス性の問題なし (第3表 転倒防止処置例 写真3参照)
原子炉補修装置送風機エリア ・移動式架台	原子炉建屋 地上2階 O.P.22500	・一般的な転倒防止対策を実施 ・転倒した場合でも通行可能な通路幅、迂回又は乗り越えが可能なためアクセス性の問題なし (第3表 転倒防止処置例 写真3参照)
D/G (HCS) 室 ・移動式架台	原子炉建屋 地上1階 O.P.15000	・一般的な転倒防止対策を実施 ・転倒した場合でも通行可能な通路幅、迂回又は乗り越えが可能なためアクセス性の問題なし (第3表 転倒防止処置例 写真3参照)

島根原子力発電所2号炉

1. アクセスルート上の機器等の転倒防止処置等確認結果

アクセスルート上の機器等の転倒防止処置等確認結果及び転倒防止処置の例を以下の第1表に記す。

第1表 機器等の転倒防止処置等確認結果(1/2)

項目	設置箇所	評価結果	評価結果	
備・ラック等	原子炉建屋南東エリア ・手摺	原子炉建物 原子炉棟4階 E.L.42.8m	・転倒防止策を実施 ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性に問題なし (転倒防止処置例は写真1参照)	○
	原子炉建物北通路 ・手摺	原子炉建物 付属棟3階 E.L.34.8m	・転倒した場合、通行可能な通路幅が確保できないため、アクセスルートに影響を与えない箇所へ移動する	○
	原子炉建物北通路 ・資機材保管箱	原子炉建物 付属棟3階 E.L.34.8m	・転倒防止策を実施 ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性に問題なし (転倒防止処置例は写真2参照)	○
	原子炉棟防護風障 ・資機材保管車	原子炉建物 付属棟2階 E.L.23.8m	・転倒防止策を実施 ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性に問題なし (転倒防止処置例は写真3参照)	○
	西側 PCV ベネトレーション室前 ・資機材	原子炉建物 原子炉棟2階 E.L.23.8m	・転倒した場合、通行可能な通路幅が確保できないため撤去する	○
	A-非常用電気室 ・資機材保管車	原子炉建物 付属棟2階 E.L.23.8m	・転倒防止策を実施 ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性に問題なし (転倒防止処置例は写真3参照)	○
	E-非常用電気室 ・踏み台	原子炉建物 付属棟2階 E.L.23.8m	・転倒防止策を実施 ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性に問題なし (転倒防止処置例は写真1参照)	○

※類似の転倒防止処置例は代表例の写真を示す

泊発電所3号炉

2. アクセスルート上の機器等の転倒防止処置確認結果

アクセスルート上の機器等の転倒防止処置確認結果及び転倒防止処置の例を以下の第2表に記す。

第2表 機器等の転倒防止処置確認例（類似処置は代表例の写真を示す。）(1/2)

項目	設置箇所	評価結果	評価結果
北側通路 ・キャビネット	原子炉補助建屋 T.P.10.3m	・一般的な転倒防止対策を実施 ・転倒した場合でも通行可能な通路幅、排除又は乗り越えが可能なためアクセス性の問題なし (第3表 転倒防止処置例 写真1参照)	○
A-安全補機閉閉器室前通路 ・靴箱	原子炉補助建屋 T.P.10.3m	・一般的な転倒防止対策を実施 ・転倒した場合でも通行可能な通路幅、排除又は乗り越えが可能なためアクセス性の問題なし (第3表 転倒防止処置例 写真4参照)	○
A-安全補機閉閉器室内 ・メタフ用真空遮断器	原子炉補助建屋 T.P.10.3m	・一般的な転倒防止対策を実施 ・転倒した場合でも通行可能な通路幅、排除又は乗り越えが可能なためアクセス性の問題なし (第3表 転倒防止処置例 写真2参照)	○
B-安全補機閉閉器室内 ・キャビネット	原子炉補助建屋 T.P.10.3m	・一般的な転倒防止対策を実施 ・転倒した場合でも通行可能な通路幅、排除又は乗り越えが可能なためアクセス性の問題なし (第3表 転倒防止処置例 写真1参照)	○
北側通路 ・ガスモニタ用収納箱	原子炉補助建屋 T.P.17.8m	・一般的な転倒防止対策を実施 ・転倒した場合でも通行可能な通路幅、排除又は乗り越えが可能なためアクセス性の問題なし (第3表 転倒防止処置例 写真2参照)	○
北側通路 ・パレタレーナ	原子炉補助建屋 T.P.24.8m	・一般的な転倒防止対策を実施 ・転倒した場合でも通行可能な通路幅、排除又は乗り越えが可能なためアクセス性の問題なし (第3表 転倒防止処置例 写真2参照)	○
エレベータ前通路 ・ドラム缶	原子炉補助建屋 T.P.24.8m	・一般的な転倒防止対策を実施 ・転倒した場合でも通行可能な通路幅、排除又は乗り越えが可能なためアクセス性の問題なし (第3表 転倒防止処置例 写真3参照)	○
階段室前通路 ・担架格納箱	原子炉補助建屋 T.P.40.3m	・一般的な転倒防止対策を実施 ・転倒した場合でも通行可能な通路幅、排除又は乗り越えが可能なためアクセス性の問題なし (第3表 転倒防止処置例 写真1参照)	○

：評価結果に係る部分は別途ご説明する

【島根】記載表現の相違

【女川及び島根】記載内容の相違
 ・各プラントによる機器等の転倒防止処置確認例の相違。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

第2表 機器等の転倒防止処置確認例（類似処置は代表例の写真を示す。）(2/2)

項目	設置箇所	評価結果
区分II非常用電気品室 ・ACB試験用制御盤	原子炉建屋 地下1階 0.P.6000	・一般的な転倒防止対策を実施 ・転倒した場合でも通行可能な通路幅、迂回又は乗り越えが可能なためアクセス性の問題なし (第3表 転倒防止処置例 写真3参照)
区分IIIHPCS電気品室 ・ハンドリフター	原子炉建屋 地下1階 0.P.6000	・一般的な転倒防止対策を実施 ・転倒した場合でも通行可能な通路幅、迂回又は乗り越えが可能なためアクセス性の問題なし (第3表 転倒防止処置例 写真3参照)
R/W熱交換器(A)(C)エリア ・移動式架台	原子炉建屋 地下3階 0.P.-8100	・一般的な転倒防止対策を実施 ・転倒した場合でも通行可能な通路幅、迂回又は乗り越えが可能なためアクセス性の問題なし (第3表 転倒防止処置例 写真3参照)
R/W熱交換器(D)エリア ・移動式架台	原子炉建屋 地下3階 0.P.-8100	・一般的な転倒防止対策を実施 ・転倒した場合でも通行可能な通路幅、迂回又は乗り越えが可能なためアクセス性の問題なし (第3表 転倒防止処置例 写真3参照)
MCR入口扉前 ・移動式架台	制御建屋 地上3階 0.P.23500	・一般的な転倒防止対策を実施 ・転倒した場合でも通行可能な通路幅、迂回又は乗り越えが可能なためアクセス性の問題なし (第3表 転倒防止処置例 写真3参照)

島根原子力発電所2号炉

第1表 機器等の転倒防止処置等確認結果(2/2)

項目	設置箇所	評価結果	評価結果	
ボ ン ペ	A-事故時 シンプリング室 ・空弁ガスボンベ	原子炉建屋 付属棟1階 E.L.15.3m	・アクセスルートに影響を与えない箇所へ移動することによりアクセス性に問題なし	○
機 ・ ク ラ ク 等	原子炉建屋南東エリア ・清掃用具保管庫	原子炉建屋 原子炉棟1階 E.L.15.3m	・転倒防止策を実施 ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性に問題なし (転倒防止処置例は写真3参照)	○
	原子炉建屋南東エリア ・踏み台	原子炉建屋 付属棟地下1階 E.L.8.9m	・転倒防止策を実施 ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性に問題なし (転倒防止処置例は写真1参照)	○
	原子炉建屋北東エリア ・点検資機材	原子炉建屋 原子炉棟地下1階 E.L.8.8m	・転倒防止策を実施 ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性に問題なし (転倒防止処置例は写真3参照)	○
	中央制御室非常用再循環送風機室 ・資機材保管庫	廃棄物処理建物 2階 E.L.22.1m	・転倒防止策を実施 ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性に問題なし (転倒防止処置例は写真3参照)	○
	燃料送達室連絡通路 ・資機材保管庫	廃棄物処理建物 1階 E.L.16.9m	・転倒防止策を実施 ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性に問題なし (転倒防止処置例は写真3参照)	○
	光電管室 ・踏み台	廃棄物処理建物 地下半1階 E.L.12.3m	・転倒防止策を実施 ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性に問題なし (転倒防止処置例は写真1参照)	○
	制御室建物北西エリア ・ロッカー	制御室建物 2階 E.L.8.8m	・転倒防止策を実施 ・転倒した場合でも通行可能な通路幅が確保可能なためアクセス性に問題なし (転倒防止処置例は写真3参照)	○

※類似の転倒防止処置例は代表例の写真を示す

泊発電所3号炉

第2表 機器等の転倒防止処置確認例（類似処置は代表例の写真を示す。）(2/2)

項目	設置箇所	評価結果	評価結果
B-原子炉補機冷却水冷却器 ・移動式架台	原子炉建屋 T.P.2.3m (中間床)	・転倒した場合、通行可能な通路幅が確保できないため、アクセスルートに影響を与えない箇所へ移動する	○
A-制御用空気圧縮機室前通路 ・呼吸器保管庫	原子炉建屋 T.P.10.3m	・一般的な転倒防止対策を実施 ・転倒した場合でも通行可能な通路幅、排除又は乗り越えが可能なためアクセス性の問題なし (第3表 転倒防止処置例 写真1参照)	○
北側通路 ・ロッカー	原子炉建屋 T.P.17.8m	・一般的な転倒防止対策を実施 ・転倒した場合でも通行可能な通路幅、排除又は乗り越えが可能なためアクセス性の問題なし (第3表 転倒防止処置例 写真1参照)	○
1次冷却材ポンプモータ保守 エリア前通路 ・ハイドロタワー	原子炉建屋 T.P.17.8m	・一般的な転倒防止対策を実施 ・転倒した場合でも通行可能な通路幅、排除又は乗り越えが可能なためアクセス性の問題なし (第3表 転倒防止処置例 写真2参照)	○
エレベータ前通路 ・ボンベ	原子炉建屋 T.P.40.3m	・鋼材及びボルトにより固定されているため、転倒しないことからアクセス性の問題なし (第3表 転倒防止処置例 写真5参照)	○

：評価結果に係る部分は別途ご説明する

【女川及び島根】
 記載内容の相違
 ・各プラントによる機器等の転倒防止処置確認例の相違。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

第3表 転倒防止処置例

	設置物の外観	転倒防止対策
(写真1)		
(写真2)		
(写真3)		

写真1：壁面からのアンカーを用いた固縛
 写真2、3：チェーンを用いた固縛

設置物の外観

転倒防止対策

棚・ラック等（写真1）		
棚・ラック等（写真2）		
棚・ラック等（写真3）		

第1図 転倒防止処置例

第3表 転倒防止処置例(1/2)

	設置物の外観	転倒防止対策
(写真1)		
(写真2)		
(写真3)		

写真1：壁面又は床面からのアンカーを用いた固縛
 写真2：チェーン、ワイヤ等を用いた固縛
 写真3：ベルトによる固縛



















：評価結果に係る部分は別途ご説明する

【女川及び島根】
 記載内容の相違
 ・各プラントによる機器等の転倒防止処置確認例の相違。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由															
<p>女川原子力発電所の常設物品、仮置物品については、地震等による転倒によって、重大事故等対応の障害になることを防止するため、常設物品、仮置物品の設置に対する運用、管理を手順書に基づき実施する。</p>	<p>島根原子力発電所の屋内設置物（常置品、仮置資機材）については、地震等による転倒によって、重大事故等対応の障害になることを防止するため、常置品、仮置資機材の設置に対する運用、管理を社内規程に基づき実施する。</p>	<p>泊発電所の常設物、仮置物については、地震等による転倒によって、重大事故等対応の障害になることを防止するため、常設物、仮置物の設置に対する運用、管理を社内規程類に基づき実施する。</p>	<p>【女川及び島根】記載内容の相違 ・各プラントによる機器等の転倒防止処置確認例の相違。</p> <p>【島根】記載箇所の相違 ・泊のガスボンベの移動は「第1表 現場ウォークダウン時転倒影響確認例」に記載している。</p> <p>【島根】記載内容の相違 ・章立ての相違。</p> <p>【女川及び島根】記載名称の相違</p>															
	<p>第2図 窒素ガスボンベ移動状況</p> <table border="1" data-bbox="714 791 1323 1050"> <thead> <tr> <th></th> <th>移動前</th> <th>移動後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>窒素ガスボンベ</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		移動前	移動後	窒素ガスボンベ			<p>泊発電所3号炉</p> <p>第3表 転倒防止処置例(2/2)</p> <table border="1" data-bbox="1346 212 1955 651"> <thead> <tr> <th></th> <th>設置物の外観</th> <th>転倒防止対策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(写真4)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(写真5)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>写真4：転倒防止ベルトを用いた固縛 写真5：鋼材及びびボルトによる固定</p>		設置物の外観	転倒防止対策	(写真4)			(写真5)			
	移動前	移動後																
窒素ガスボンベ																		
	設置物の外観	転倒防止対策																
(写真4)																		
(写真5)																		
		<p>：評価結果に係る部分は別途ご説明する</p>																

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2. 屋内アクセスルートにおける資機材設備の転倒等による影響について</p> <p>屋内アクセスルートにおける資機材設備の転倒等による影響について、有効性評価の時間余裕が短い場合であっても時間内にアクセス可能であることを、以下のとおり評価した。</p> <p>[評価対象操作] 有効性評価の各事象の対応操作において、最も時間的余裕がなく、現場への移動を要する操作として、ガスタービン発電設備から交流電源を受電するための非常用電源室での操作とする。</p> <p>[評価条件] ・アクセスルート近傍の設置物は、転倒防止処置を施している物を含めすべて転倒するものとする。 ・設置物が転倒した際、最も通路がふさがれるパターンを想定しても通行可能な幅が30cmあれば通過可能とする。 ・設置物が転倒した際に設置物の移動が可能な場合（重量物でない場合）は、通過可能とする。 ・転倒した設置物の乗り越え通過時間については、アクセス通路上で乗り越える設置物のうち最大のものについて乗り越え通過時間を計測し、その計測時間をその他の乗り越え設置物の通過時間とする（アクセスルート上で5つの設置物を乗り越える場合、最大の設置物を5回乗り越えるものとする。）。</p> <p>[評価結果] 中央制御室から非常用電源室までのアクセスルートにおいて、乗り越えないと通過できないものの中で最大のものは、サービス建屋地下1階に設置されている工具棚であった。 （棚の寸法、高さ約1,900mm、奥行き約900mm、幅約1,150mm） この工具棚が転倒したことを想定し、操作員6名による乗り越え時間を測定した結果、最も時間を要した操作員の乗り越え時間は5.4秒であった。</p>	<p>3. 屋内のアクセスルートにおける資機材の転倒等による影響について</p> <p>屋内のアクセスルートにおける資機材の転倒等による影響について、有効性評価の時間余裕が短い場合であっても時間内にアクセス可能であることを以下のとおり評価した。</p> <p>[評価対象操作] 有効性評価の各事象の対応操作において、最も時間的余裕がなく、現場への移動を要する操作として、主蒸気逃がし弁を開放するための主蒸気管室での操作とする。</p> <p>[評価条件] ・アクセスルート近傍の設置物は、一般的な転倒防止処置を施している物を含めすべて転倒するものとする。 ・設置物が転倒した際、最も通路がふさがれるパターンを想定しても通行可能な幅が30cmあれば通過可能とする。 ・設置物が転倒した際に設置物の移動が可能な場合（重量物でない場合）は、通過可能とする。 ・転倒した設置物の乗り越え高さが100cm以下であれば通行可能とする。 ・転倒した設置物の乗り越え通過時間については、乗り越え高さが約100cmとなる模擬資機材（乗り越え高さ約1,040mm、奥行き約2,180mm、幅1,090mm）について運転員7名による乗り越え通過時間を計測し、最も時間を要した運転員の計測時間4.7秒を設置物の乗り越え通過時間とする（アクセスルート上で5つの設置物を乗り越える場合、模擬資機材を5回乗り越えるものとする。）。模擬資機材の乗り越え時間の計測結果については、第1図に示す。</p> <p>[評価結果] 中央制御室から主蒸気管室までのアクセスルートにおいて、乗り越えないと通過できないものの中で最大のものは、原子炉建屋T.P.17.8mに設置されているボンベラック（ラックの寸法、高さ約1,800mm、奥行き約500mm、幅約950mm）であり、乗り越え高さ100cm以下であることから、乗り越え可能である。</p> <p style="text-align: right;">[]:評価結果に係る部分は別途ご説明する</p>	<p>【女川及び島根】記載内容の相違 ・泊は、資機材を乗り越える場合の時間影響を確認した。 このため、本項については、同様の影響評価を実施している柏崎6,7号炉との比較を行った。</p> <p>【柏崎】記載表現の相違</p> <p>【柏崎】記載内容の相違 ・プラントの対応手段の相違。</p> <p>【柏崎】運用の相違 ・泊は乗り越え可能な高さを100cm以下とし、乗り越え高さが約100cmとなる模擬資機材の乗り越え時間を乗り越え通過時間とした。</p> <p>【柏崎】記載箇所の相違 ・泊は、本文中において第1図との紐づけを明確にした。</p> <p>【柏崎】記載内容の相違 ・プラントの対応手段の相違及び設置物の相違。</p> <p>【柏崎】運用の相違 ・泊は乗り越え可能な高さを100cm以下とし、乗り越え高さが100cmとなる模擬資機材の乗り越え時間を乗り越え通過時間とした。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																												
<p>また、中央制御室から非常用電源室までのアクセスルートで設置物乗り越え箇所は、6号炉2箇所、7号炉2箇所である。よって2箇所の乗り越え時間は10.8秒となる。</p> <table border="1" data-bbox="235 518 862 1173"> <thead> <tr> <th></th> <th>写真</th> <th>1回目 タイム</th> <th>2回目 タイム</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 女性</td> <td></td> <td>4.9秒</td> <td>3.9秒</td> </tr> <tr> <td>② 男性</td> <td></td> <td>4.9秒</td> <td>4.0秒</td> </tr> <tr> <td>③ 男性</td> <td></td> <td>4.7秒</td> <td>3.8秒</td> </tr> <tr> <td>④ 男性</td> <td></td> <td>5.4秒</td> <td>3.9秒</td> </tr> <tr> <td>⑤ 男性</td> <td></td> <td>2.9秒</td> <td>2.5秒</td> </tr> <tr> <td>⑥ 男性</td> <td></td> <td>5.0秒</td> <td>4.8秒</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2図 資機材設備転倒時における乗り越え評価</p> <p>中央制御室から6号及び7号炉非常用電源室までのアクセス時間は通常の歩行で4分程度であり、転倒した機材の乗り越え時間によるアクセス時間への影響はほとんどない。</p>		写真	1回目 タイム	2回目 タイム	① 女性		4.9秒	3.9秒	② 男性		4.9秒	4.0秒	③ 男性		4.7秒	3.8秒	④ 男性		5.4秒	3.9秒	⑤ 男性		2.9秒	2.5秒	⑥ 男性		5.0秒	4.8秒	<p>また、中央制御室から主蒸気管室までのアクセスルートで設置物乗り越え箇所は、2箇所である。よって2箇所の乗り越え時間は9.4秒となる。</p> <p>中央制御室から主蒸気管室までの移動時間は通常の歩行で4分程度であり、転倒した設置物の乗り越え時間による移動時間への影響はほとんどない。</p> <div style="border: 1px dashed red; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;">:評価結果に係る部分は別途ご説明する</div> <table border="1" data-bbox="1176 470 1691 1173"> <thead> <tr> <th></th> <th>写真</th> <th>1回目 タイム</th> <th>2回目 タイム</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 女性</td> <td></td> <td>4.2秒</td> <td>4.1秒</td> </tr> <tr> <td>② 男性</td> <td></td> <td>4.4秒</td> <td>4.7秒</td> </tr> <tr> <td>③ 男性</td> <td></td> <td>3.7秒</td> <td>4.5秒</td> </tr> <tr> <td>④ 男性</td> <td></td> <td>3.7秒</td> <td>3.9秒</td> </tr> <tr> <td>⑤ 男性</td> <td></td> <td>4.3秒</td> <td>4.7秒</td> </tr> <tr> <td>⑥ 男性</td> <td></td> <td>3.7秒</td> <td>3.6秒</td> </tr> <tr> <td>⑦ 男性</td> <td></td> <td>3.4秒</td> <td>3.9秒</td> </tr> </tbody> </table> <p>第1図 資機材の乗り越え時間の計測結果</p> <p>【柏崎】記載内容の相違 ・プラントの対応手段の相違及び評価結果の相違。</p> <p>【柏崎】 記載箇所及び記載内容の相違 ・プラントの対応手段の相違。</p> <p>【柏崎】記載表現の相違</p> <p>【柏崎】記載内容の相違 ・資機材転倒時における乗り越え評価結果の相違。</p> <p>【柏崎】 記載箇所及び記載内容の相違 ・プラントの対応手段の相違。</p>		写真	1回目 タイム	2回目 タイム	① 女性		4.2秒	4.1秒	② 男性		4.4秒	4.7秒	③ 男性		3.7秒	4.5秒	④ 男性		3.7秒	3.9秒	⑤ 男性		4.3秒	4.7秒	⑥ 男性		3.7秒	3.6秒	⑦ 男性		3.4秒	3.9秒	
	写真	1回目 タイム	2回目 タイム																																																											
① 女性		4.9秒	3.9秒																																																											
② 男性		4.9秒	4.0秒																																																											
③ 男性		4.7秒	3.8秒																																																											
④ 男性		5.4秒	3.9秒																																																											
⑤ 男性		2.9秒	2.5秒																																																											
⑥ 男性		5.0秒	4.8秒																																																											
	写真	1回目 タイム	2回目 タイム																																																											
① 女性		4.2秒	4.1秒																																																											
② 男性		4.4秒	4.7秒																																																											
③ 男性		3.7秒	4.5秒																																																											
④ 男性		3.7秒	3.9秒																																																											
⑤ 男性		4.3秒	4.7秒																																																											
⑥ 男性		3.7秒	3.6秒																																																											
⑦ 男性		3.4秒	3.9秒																																																											

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">別紙(33)</p> <p style="text-align: center;">地震随伴火災の影響評価について</p> <p>屋内アクセスルート近傍の地震随伴火災の発生可能性がある機器について、以下のとおり抽出・評価を実施した。なお、抽出フローを第1図に、また、抽出したアクセスルート近傍の回転機器リストを第1表に、抽出した機器の配置を第2図に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> 重要事故シーケンスごとに必要な対応処置のためのアクセスルートをルート図上に描画し、ルート近傍の回転機器を抽出する。 耐震Sクラス機器又は基準地震動 S_s にて耐震性が確認された機器は損壊しないものとし、内包油による地震随伴火災は発生しないものとする。 耐震Sクラス機器でない、かつ基準地震動 S_s にて耐震性がない機器のうち、油を内包する機器又は水素を内包する機器については地震により支持構造物が損壊し、漏えいした油又は水素（4 vol%以上）に着火する可能性があるため、火災源として耐震評価を実施する。 耐震評価はSクラス機器と同様に基準地震動 S_s で評価し、JEAG4601に従った評価を実施する。 耐震裕度を有するものについては地震により損壊しないものと考え、火災源としての想定は不要とする。 盤火災は鋼製の盤内で発生し、外部への影響が少ないため除外*する。また、ケーブル火災はケーブルトレイが天井付近に設置されており、下部通路への影響は少ないこと、又は難燃性ケーブルを使用していることから、大規模な延焼が考えにくいため除外する。 	<p style="text-align: right;">別紙(17)</p> <p style="text-align: center;">屋内のアクセスルートにおける地震随伴火災の影響評価</p> <p>アクセスルート近傍の地震随伴火災の発生可能性がある機器について、以下のとおり抽出・評価を実施した。なお、抽出フローを第1図に、また、抽出した火災源となる機器リストを第1表に、抽出した機器の配置を第2図に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事故シーケンスごとに必要な対応処置のためのアクセスルートをルート図上に描画し、ルート近傍の回転機器*を抽出する。 耐震Sクラス機器、又は基準地震動 S_s にて耐震性があると確認された機器は地震により損壊しないものとし、内包油による地震随伴火災は発生しないものとする。 耐震Sクラス機器でない、又は基準地震動 S_s にて耐震性がない機器のうち、油を内包する機器及び水素ガスを内包する機器については地震により支持構造物が損壊し漏えいした油又は水素ガス（4 vol%以上）に着火する可能性があるため、火災源として耐震評価を実施する。 耐震評価はSクラスの機器と同様に基準地震動 S_s で評価し、JEAG4601に従った評価を実施する。 耐震裕度を有するものについては地震により損壊しないものと考え、火災源としての想定は不要とする。 ※：盤火災は鋼製の盤内で発生し、外部への影響が少ないため除外する。また、ケーブル火災はケーブルトレイが天井付近に設置されており、下部通路への影響は少ないこと、又は難燃性ケーブルを使用していることから、大規模な延焼が考えにくいことから除外する。 	<p style="text-align: right;">別紙(33)</p> <p style="text-align: center;">屋内のアクセスルートにおける地震随伴火災の影響評価について</p> <p>アクセスルート近傍の地震随伴火災の発生可能性がある機器について、以下のとおり抽出・評価を実施した。なお、抽出フローを第1図に、また、抽出したアクセスルート近傍の回転機器リストを第1表に、抽出した機器の配置を第2図に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> 重要事故シーケンスごとに必要な対応処置のためのアクセスルートをルート図上に描画し、ルート近傍の回転機器を抽出する。 耐震Sクラス機器、又は基準地震動にて耐震性が確認された機器は損壊しないものとし、内包油による地震随伴火災は発生しないものとする。 耐震Sクラス機器でない、かつ基準地震動にて耐震性がない機器のうち、油を内包する機器又は水素を内包する機器については地震により支持構造物が損壊し、漏えいした油又は水素（4 vol%以上）に着火する可能性があるため、火災源として耐震評価を実施する。 耐震評価はSクラス機器と同様に基準地震動で評価し、JEAG4601に従った評価を実施する。 耐震裕度を有するものについては地震により損壊しないものと考え、火災源としての想定は不要とする。 盤火災は鋼製の盤内で発生し、外部への影響が少ないため除外する。また、ケーブル火災はケーブルトレイが天井付近に設置されており、下部通路への影響は少ないこと、又は難燃性ケーブルを使用していることから、大規模な延焼が考えにくいため除外する。 	<p>【女川及び島根】記載表現の相違</p> <p>【島根】記載方針の相違 ・泊は火災源か否かによらず回転機器を第1表に抽出した上で、火災源を整理している（女川と同様）。（島根は火災源となる油・水素を内包する回転機器を第1表に整理している。）</p> <p>【女川及び島根】記載表現の相違</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>なお、火災時の煙充満による影響が考えられる箇所については、自動消火による固定式消火設備により速やかに消火することから通行に影響があるほどの煙の発生はないと考えられる。 また、通行が困難な場合には迂回ルートを使用する。</p> <p>※2011年東北地方太平洋沖地震により、女川原子力発電所1号炉では、常用系の高圧電源盤で短絡・地絡による火災が発生し、発煙による視界不良を経験しているが、設備対策実施済（別紙(9)参照）。</p>		<p>なお、火災時の煙充満による影響が考えられる箇所については、自動消火設備により速やかに消火することから通行に影響があるほどの煙の発生はないと考えられる。 また、通行が困難な場合には迂回路を使用する。</p>	<p>【島根】記載内容の相違 ・泊は、煙が充満する影響について記載している。（女川と同様）</p> <p>【女川】記載内容の相違 ・泊は、常用系の高圧電源盤が設置された電気種屋内にアクセスルートはない。なお、泊では、火災の推定原因とされている吊り下げ設置型高圧遮断器については使用していない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>第1図 地震随伴火災対象機器抽出フロー図</p>	<p>第1図 地震随伴火災評価対象機器抽出フロー図</p>	<p>第1図 地震随伴火災対象機器抽出フロー図</p>	
<p>アクセスルート近傍より抽出された回転機器について評価した結果、耐震B、Cクラス機器のうち油内包回転機器又は水素内包機器については耐震評価を実施し、耐震裕度がない機器については耐震補強を実施することで、地震随伴火災の想定は不要となり、アクセスルートのアクセス性に与える影響がないことを確認した。</p>	<p>アクセスルート近傍より抽出された回転機器について評価した結果、耐震B、Cクラス機器のうち油内包回転機器又は水素内包機器については基準地震動Ssにて耐震評価を実施し、アクセスルートのアクセス性に与える影響がないことを確認した。</p> <p>なお、評価結果により耐震補強を実施する機器はない。</p>	<p>アクセスルート近傍より抽出された回転機器について評価した結果、耐震B、Cクラス機器のうち油内包回転機器又は水素内包機器については基準地震動にて耐震評価を実施し、耐震裕度がない機器については耐震補強を実施することで、地震随伴火災の想定は不要となり、アクセスルートのアクセス性に与える影響がないことを確認した。</p> <div style="border: 1px dashed red; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>!：評価結果に係る部分は別途ご説明する</p> </div>	<p>【女川及び島根】記載表現の相違 【島根】対立方針の相違 ・泊は、アクセスルート上で地震随伴火災が想定される機器については耐震補強を実施することでアクセス性に影響を与えない。（女川と同様）</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

第1表 アクセスルート近傍の回転機器リスト (1/2)

番号 ^{※1}	設備名称	設備区分
①	換気空調補機非常用冷却水系冷凍機(B)	Sクラス
①	換気空調補機非常用冷却水系冷凍機(D)	Sクラス
①	換気空調補機非常用冷却水系冷水ポンプ(B)	Sクラス
①	換気空調補機非常用冷却水系冷水ポンプ(D)	Sクラス
②	換気空調補機非常用冷却水系冷凍機(A)	Sクラス
②	換気空調補機非常用冷却水系冷凍機(C)	Sクラス
②	換気空調補機非常用冷却水系冷水ポンプ(A)	Sクラス
②	換気空調補機非常用冷却水系冷水ポンプ(C)	Sクラス
③	原子炉補機(B)室送風機(A)	Sクラス
③	原子炉補機(D)室送風機(B)	Sクラス
④	タービン建屋送風機(A) (油・水素なし)	BCクラス
④	タービン建屋送風機(B) (油・水素なし)	BCクラス
④	タービン建屋送風機(C) (油・水素なし)	BCクラス
④	送風機室空調機(A) (油・水素なし)	BCクラス
④	送風機室空調機(B) (油・水素なし)	BCクラス
④	廃棄物処理区域送風機(A) (油・水素なし)	BCクラス
④	廃棄物処理区域送風機(B) (油・水素なし)	BCクラス
④	原子炉棟送風機(A) (油・水素なし)	BCクラス
④	原子炉棟送風機(B) (油・水素なし)	BCクラス
④	原子炉棟送風機(C) (油・水素なし)	BCクラス
⑤	非常用ディーゼル発電機(A)	Sクラス
⑤	燃料油ドレンポンプ(A) (耐震評価対象機器 ^{※2})	BCクラス
⑤	ターニング装置(A) (油・水素なし)	BCクラス
⑥	非常用ディーゼル発電機(B)	Sクラス
⑥	燃料油ドレンポンプ(B) (耐震評価対象機器 ^{※2})	BCクラス

※1 第2図地震に伴う火災源の抽出機器配置図を参照。

※2 耐震評価を実施し、耐震裕度がない場合については耐震補強を実施する。

島根原子力発電所2号炉

第1表 地震に伴う火災を考慮する機器リスト(1/2)

No	設備名称	損傷モード	評価部位	応力分類	発生頻度(E/a)	許容基準値(E/a)	設備区分
①	原子炉補機冷却ポンプ	-	-	-	-	-	Sクラス
①	原子炉補機冷却系タービン	-	-	-	-	-	Sクラス
①	BCICタービン油ポンプ	-	-	-	-	-	Sクラス
①	BCICタービン真空ポンプ	-	-	-	-	-	Sクラス
①	BCICタービン復水ポンプ	-	-	-	-	-	Sクラス
①	A-空機換気設備冷却水循環ポンプ	-	-	-	-	-	Sクラス
①	A-換気空調設備冷却水循環ポンプ	-	-	-	-	-	Sクラス
①	C-換気空調設備冷却水循環ポンプ	-	-	-	-	-	Sクラス
①	A-ディーゼル発電機	-	-	-	-	-	Sクラス
①	A-空機換気設備	-	-	-	-	-	Sクラス
①	A-ターニング装置	-	-	-	-	-	Sクラス
①	(ディーゼル発電機)	-	-	-	-	-	Sクラス
①	B-ディーゼル発電機	-	-	-	-	-	Sクラス
①	B-空機換気設備	-	-	-	-	-	Sクラス
①	B-ターニング装置	-	-	-	-	-	Sクラス
①	(ディーゼル発電機)	-	-	-	-	-	Sクラス
①	A-原子炉補機冷却ポンプ	-	-	-	-	-	Sクラス
①	C-原子炉補機冷却ポンプ	-	-	-	-	-	Sクラス
①	B-原子炉補機冷却ポンプ	-	-	-	-	-	Sクラス
①	D-原子炉補機冷却ポンプ	-	-	-	-	-	Sクラス
①	A-空機換気設備冷却水循環ポンプ	構造損傷	基礎ボルト	引張	17	190	B, Cクラス (耐震裕度有)
		構造損傷	ボルト	引張	23	146	
		構造損傷	ボルト	引張	83	153	
		構造損傷	取付ボルト	せん断	11	118	B, Cクラス (耐震裕度有)
		構造損傷	取付ボルト	せん断	36	190	
		構造損傷	取付ボルト	せん断	22	146	
		構造損傷	基礎ボルト	引張	17	190	B, Cクラス (耐震裕度有)
		構造損傷	基礎ボルト	せん断	23	146	
		構造損傷	ボルト	引張	83	153	
		構造損傷	取付ボルト	せん断	11	118	B, Cクラス (耐震裕度有)
		構造損傷	取付ボルト	せん断	36	190	
		構造損傷	取付ボルト	せん断	22	146	
		構造損傷	基礎ボルト	引張	152	199	B, Cクラス (耐震裕度有)
		構造損傷	基礎ボルト	せん断	59	161	
		構造損傷	基礎ボルト	引張	152	199	
		構造損傷	基礎ボルト	せん断	59	161	

泊発電所3号炉

第1表 アクセスルート近傍の回転機器リスト(1/4)

番号 ^{※1}	設置名称	設備区分
①	A-格納容器排気ファン	BCクラス (油・水素なし)
①	B-格納容器排気ファン	BCクラス (油・水素なし)
②	可搬型ガスサンプル冷却器用冷却ポンプ	重大事故等対応設備
②	可搬型ガスサンプル冷却器用冷却ポンプ(予備)	重大事故等対応設備
②	可搬型代替ガスサンプリング圧縮装置	重大事故等対応設備
②	可搬型代替ガスサンプリング圧縮装置(予備)	重大事故等対応設備
③	A-補助建屋排気ファン	BCクラス (油・水素なし)
③	B-補助建屋排気ファン	BCクラス (油・水素なし)
④	リン酸ソーダ注入ポンプ	BCクラス (耐震評価対象機器 ^{※2})
⑤	中央制御室排気ファン	BCクラス (油・水素なし)
⑤	A-補助建屋給気ファン	BCクラス (油・水素なし)
⑤	B-補助建屋給気ファン	BCクラス (油・水素なし)
⑤	A-試料採取室給気ファン	BCクラス (油・水素なし)
⑤	B-試料採取室給気ファン	BCクラス (油・水素なし)
⑤	A-補助建屋非管理区域排気ファン	BCクラス (油・水素なし)
⑤	B-補助建屋非管理区域排気ファン	BCクラス (油・水素なし)
⑥	A-蓄電池室排気ファン	BCクラス (油・水素なし)
⑥	B-蓄電池室排気ファン	BCクラス (油・水素なし)
⑦	A-中央制御室給気ファン	Sクラス
⑦	B-中央制御室給気ファン	Sクラス

※1：第2図 地震に伴う火災源の抽出機器配置図を参照。

※2：耐震評価を実施し、耐震裕度がない場合については耐震補強を実施する。

：評価結果に係る部分は別途ご説明する

【女川及び島根】記載内容の相違
 ・各プラントによる地震に伴う火災を考慮する機器の相違。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

第1表 アクセスルート近傍の回転機器リスト (2/2)

番号 ^{※1}	設備名称	設備区分
⑥	ターニング装置(B)	BCクラス (油、水素なし)
⑦	高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電機	Sクラス
⑦	潤滑油ブライミングポンプ(HPCS)	Sクラス
⑦	清水加熱器ポンプ(HPCS)	Sクラス
⑦	空気圧縮機(1-1)	BCクラス (耐震評価対象機器 ^{※2})
⑦	空気圧縮機(1-2)	BCクラス (耐震評価対象機器 ^{※2})
⑦	潤滑油補給ポンプ	BCクラス (耐震評価対象機器 ^{※2})
⑦	燃料油ドレンポンプ(HPCS)	BCクラス (耐震評価対象機器 ^{※2})
⑦	ターニング装置(HPCS)	BCクラス (油、水素なし)
⑧	潤滑油ブライミングポンプ(B)	Sクラス
⑧	清水加熱器ポンプ(B)	Sクラス
⑧	非常用ディーゼル発電設備空気圧縮機(B-1)	BCクラス (耐震評価対象機器 ^{※2})
⑧	非常用ディーゼル発電設備空気圧縮機(B-2)	BCクラス (耐震評価対象機器 ^{※2})
⑩	高圧代替注水系ポンプ	BCクラス (油、水素なし)
⑩	中央制御室再循環送風機(A)	Sクラス
⑩	中央制御室排風機(A)	Sクラス
⑩	中央制御室送風機(A)	Sクラス
⑩	計測制御電源(A)室排風機(A)	Sクラス
⑩	計測制御電源(A)室排風機(B)	Sクラス
⑩	計測制御電源(A)室送風機(A)	Sクラス
⑩	計測制御電源(A)室送風機(B)	Sクラス
⑪	燃料プール補給水ポンプ	BCクラス (耐震評価対象機器 ^{※2})
⑫	原子炉隔離時冷却系ポンプ	Sクラス

※1 第2図地震随伴火災源の抽出機器配置図を参照。

※2 耐震評価を実施し、耐震裕度がない場合については耐震補強を実施する。

島根原子力発電所2号炉

第1表 地震随伴火災を考慮する機器リスト(2/2)

No.	設備名称	損傷モード	評価部位	応力分類	発生値 (MPa)	許容基準値 (MPa)	設備区分
B	A-炉子伊排機	構造損傷	基礎ボルト	引張	178	193	B、Cクラス (耐震裕度有)
			せん断	98	161		
			ケーシング	引張	189	210	
B	B-炉子伊排機	構造損傷	基礎ボルト	せん断	31	161	B、Cクラス (耐震裕度有)
			原動機	引張	56	488	
			取付ボルト	せん断	14	375	
B	A-中央制御室送風機	構造損傷	基礎ボルト	引張	240	247	B、Cクラス (耐震裕度有)
			せん断	91	161		
			ケーシング	引張	142	210	
B	B-中央制御室送風機	構造損傷	基礎ボルト	せん断	19	161	B、Cクラス (耐震裕度有)
			原動機	引張	56	488	
			取付ボルト	せん断	14	375	
III	A-中央制御室送風機	-	-	-	-	-	Sクラス
III	B-中央制御室送風機	-	-	-	-	-	Sクラス
III	A-中央制御室冷水循環ポンプ	-	-	-	-	-	Sクラス
III	B-中央制御室冷水循環ポンプ	-	-	-	-	-	Sクラス
III	A-中央制御室冷凍機	-	-	-	-	-	Sクラス
III	B-中央制御室冷凍機	-	-	-	-	-	Sクラス
III	ドライケル冷水循環ポンプ	構造損傷	基礎ボルト	引張	24	190	B、Cクラス (耐震裕度有)
			せん断	14	146		
			ポンプ	引張	67	153	
III	ドライケル冷水循環ポンプ	構造損傷	取付ボルト	せん断	11	118	B、Cクラス (耐震裕度有)
			原動機	引張	39	190	
			取付ボルト	せん断	21	146	
III	ドライケル冷水機	構造損傷	基礎ボルト	引張	134	152	B、Cクラス (耐震裕度有)
			せん断	10	146		
			引張	72	216		
III	No.2ボス製造装置立気圧縮機	構造損傷	基礎ボルト	引張	157	193	B、Cクラス (耐震裕度有)
			せん断	14	148		
			圧縮機	引張	28	193	
III	A、B-1Aコンプレッサ	構造損傷	取付ボルト	せん断	8	148	B、Cクラス (耐震裕度有)
			引張	75	189		
			せん断	21	146		
III	A、B-1Aコンプレッサ	構造損傷	取付ボルト	引張	114	189	B、Cクラス (耐震裕度有)
			せん断	30	146		
			送風機	引張	14	207	
III	A、B計装用空気循環装置	構造損傷	取付ボルト	せん断	18	189	B、Cクラス (耐震裕度有)
			引張	30	198		
			ブロワ	取付ボルト	せん断	7	
III	A、B-1Aコンプレッサ	構造損傷	取付ボルト	引張	10	207	B、Cクラス (耐震裕度有)
			原動機	引張	6	159	
			せん断	25	189		
III	A、B-1Aコンプレッサ	構造損傷	取付ボルト	せん断	21	146	B、Cクラス (耐震裕度有)
			引張	114	189		
			せん断	30	146		

泊発電所3号炉

第1表 アクセスルート近傍の回転機器リスト(2/4)

番号 ^{※1}	設備名称	設備区分
⑦	A-中央制御室非常用循環ファン	Sクラス
⑦	B-中央制御室非常用循環ファン	Sクラス
⑧	A-安全補機開閉器室給気ファン	BCクラス (油・水素なし)
⑧	B-安全補機開閉器室給気ファン	BCクラス (油・水素なし)
⑧	A-安全補機開閉器室排気ファン	BCクラス (油・水素なし)
⑧	B-安全補機開閉器室排気ファン	BCクラス (油・水素なし)
⑧	A-格納容器給気ファン	BCクラス (油・水素なし)
⑧	B-格納容器給気ファン	BCクラス (油・水素なし)
⑩	A-燃料取替用水ポンプ	Sクラス
⑩	B-燃料取替用水ポンプ	Sクラス
⑩	SG直接給水用高圧ポンプ	自主対策設備 (耐震評価対象機器 ^{※5})
⑩	A-試験採取室排気ファン	BCクラス (油・水素なし)
⑩	B-試験採取室排気ファン	BCクラス (油・水素なし)
⑫	A-中央制御室循環ファン	Sクラス
⑫	B-中央制御室循環ファン	Sクラス
⑫	A-ディーゼル発電機室給気ファン	BCクラス (油・水素なし)
⑫	B-ディーゼル発電機室給気ファン	BCクラス (油・水素なし)
⑫	A-電動補助給水ポンプ室給気ファン	BCクラス (油・水素なし)
⑫	B-電動補助給水ポンプ室給気ファン	BCクラス (油・水素なし)
⑫	A-制御用空気圧縮機室給気ファン	BCクラス (油・水素なし)
⑫	B-制御用空気圧縮機室給気ファン	BCクラス (油・水素なし)

※1：第2図 地震随伴火災源の抽出機器配置図を参照。

※2：耐震評価を実施し、耐震裕度がない場合については耐震補強を実施する。

!：評価結果に係る部分は別途ご説明する

【女川及び島根】記載内容の相違
 ・各プラントによる地震随伴火災を考慮する機器の相違。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																															
		<p style="text-align: center;">第1表 アクセスルート近傍の回転機器リスト(3/4)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">番号^{※1}</th> <th style="width: 70%;">設置名称</th> <th style="width: 25%;">設備区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>⑮</td> <td>A-重給注入ポンプ</td> <td>BCクラス (耐震評価対象機器^{※2})</td> </tr> <tr> <td>⑯</td> <td>B-重給注入ポンプ</td> <td>BCクラス (耐震評価対象機器^{※2})</td> </tr> <tr> <td>⑰</td> <td>代替格納容器スプレイポンプ</td> <td>重大事故等対処設備</td> </tr> <tr> <td>⑱</td> <td>A-電動補助給水ポンプ</td> <td>Sクラス</td> </tr> <tr> <td>⑲</td> <td>B-電動補助給水ポンプ</td> <td>Sクラス</td> </tr> <tr> <td>㉑</td> <td>A-制御用空気圧縮機</td> <td>Sクラス</td> </tr> <tr> <td>㉒</td> <td>B-制御用空気圧縮機</td> <td>Sクラス</td> </tr> <tr> <td>㉓</td> <td>タービン動補助給水ポンプ</td> <td>Sクラス</td> </tr> <tr> <td>㉔</td> <td>A-ディーゼル発電機</td> <td>Sクラス</td> </tr> <tr> <td>㉕</td> <td>A-温水循環ポンプ</td> <td>Sクラス</td> </tr> <tr> <td>㉖</td> <td>B-ディーゼル発電機</td> <td>Sクラス</td> </tr> <tr> <td>㉗</td> <td>B-温水循環ポンプ</td> <td>Sクラス</td> </tr> <tr> <td>㉘</td> <td>A-原子炉補機冷却水ポンプ</td> <td>Sクラス</td> </tr> <tr> <td>㉙</td> <td>B-原子炉補機冷却水ポンプ</td> <td>Sクラス</td> </tr> <tr> <td>㉚</td> <td>C-原子炉補機冷却水ポンプ</td> <td>Sクラス</td> </tr> <tr> <td>㉛</td> <td>D-原子炉補機冷却水ポンプ</td> <td>Sクラス</td> </tr> <tr> <td>㉜</td> <td>A-空調用冷凍機</td> <td>BCクラス (耐震評価対象機器^{※2})</td> </tr> <tr> <td>㉝</td> <td>B-空調用冷凍機</td> <td>BCクラス (耐震評価対象機器^{※2})</td> </tr> <tr> <td>㉞</td> <td>A-空調用冷水ポンプ</td> <td>BCクラス (耐震評価対象機器^{※2})</td> </tr> <tr> <td>㉟</td> <td>B-空調用冷水ポンプ</td> <td>BCクラス (耐震評価対象機器^{※2})</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：第2図 地震に伴う火災源の抽出機器配置図を参照。 ※2：耐震評価を実施し、耐震裕度がない場合には耐震補強を実施する。</p> <div style="border: 1px dashed red; padding: 5px; margin-top: 10px; text-align: center;"> :評価結果に係る部分は別途ご説明する </div>	番号 ^{※1}	設置名称	設備区分	⑮	A-重給注入ポンプ	BCクラス (耐震評価対象機器 ^{※2})	⑯	B-重給注入ポンプ	BCクラス (耐震評価対象機器 ^{※2})	⑰	代替格納容器スプレイポンプ	重大事故等対処設備	⑱	A-電動補助給水ポンプ	Sクラス	⑲	B-電動補助給水ポンプ	Sクラス	㉑	A-制御用空気圧縮機	Sクラス	㉒	B-制御用空気圧縮機	Sクラス	㉓	タービン動補助給水ポンプ	Sクラス	㉔	A-ディーゼル発電機	Sクラス	㉕	A-温水循環ポンプ	Sクラス	㉖	B-ディーゼル発電機	Sクラス	㉗	B-温水循環ポンプ	Sクラス	㉘	A-原子炉補機冷却水ポンプ	Sクラス	㉙	B-原子炉補機冷却水ポンプ	Sクラス	㉚	C-原子炉補機冷却水ポンプ	Sクラス	㉛	D-原子炉補機冷却水ポンプ	Sクラス	㉜	A-空調用冷凍機	BCクラス (耐震評価対象機器 ^{※2})	㉝	B-空調用冷凍機	BCクラス (耐震評価対象機器 ^{※2})	㉞	A-空調用冷水ポンプ	BCクラス (耐震評価対象機器 ^{※2})	㉟	B-空調用冷水ポンプ	BCクラス (耐震評価対象機器 ^{※2})	<p>【女川及び島根】記載内容の相違 ・各プラントによる地震に伴う火災を考慮する機器の相違。</p>
番号 ^{※1}	設置名称	設備区分																																																																
⑮	A-重給注入ポンプ	BCクラス (耐震評価対象機器 ^{※2})																																																																
⑯	B-重給注入ポンプ	BCクラス (耐震評価対象機器 ^{※2})																																																																
⑰	代替格納容器スプレイポンプ	重大事故等対処設備																																																																
⑱	A-電動補助給水ポンプ	Sクラス																																																																
⑲	B-電動補助給水ポンプ	Sクラス																																																																
㉑	A-制御用空気圧縮機	Sクラス																																																																
㉒	B-制御用空気圧縮機	Sクラス																																																																
㉓	タービン動補助給水ポンプ	Sクラス																																																																
㉔	A-ディーゼル発電機	Sクラス																																																																
㉕	A-温水循環ポンプ	Sクラス																																																																
㉖	B-ディーゼル発電機	Sクラス																																																																
㉗	B-温水循環ポンプ	Sクラス																																																																
㉘	A-原子炉補機冷却水ポンプ	Sクラス																																																																
㉙	B-原子炉補機冷却水ポンプ	Sクラス																																																																
㉚	C-原子炉補機冷却水ポンプ	Sクラス																																																																
㉛	D-原子炉補機冷却水ポンプ	Sクラス																																																																
㉜	A-空調用冷凍機	BCクラス (耐震評価対象機器 ^{※2})																																																																
㉝	B-空調用冷凍機	BCクラス (耐震評価対象機器 ^{※2})																																																																
㉞	A-空調用冷水ポンプ	BCクラス (耐震評価対象機器 ^{※2})																																																																
㉟	B-空調用冷水ポンプ	BCクラス (耐震評価対象機器 ^{※2})																																																																

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																			
		<p style="text-align: center;">第1表 アクセスルート近傍の回転機器リスト(4/4)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">番号^{※1}</th> <th style="width: 60%;">設置名称</th> <th style="width: 30%;">設備区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>㊸</td> <td>C-空調用冷凍機</td> <td>BCクラス (耐震評価対象機器^{※2})</td> </tr> <tr> <td>㊹</td> <td>D-空調用冷凍機</td> <td>BCクラス (耐震評価対象機器^{※2})</td> </tr> <tr> <td>㊺</td> <td>C-空調用冷水ポンプ</td> <td>DCクラス (耐震評価対象機器^{※2})</td> </tr> <tr> <td>㊻</td> <td>D-空調用冷水ポンプ</td> <td>BCクラス (耐震評価対象機器^{※2})</td> </tr> <tr> <td>㊼</td> <td>A-空気圧縮機</td> <td>BCクラス (耐震評価対象機器^{※2})</td> </tr> <tr> <td>㊽</td> <td>A-燃料油移送ポンプ</td> <td>Sクラス</td> </tr> <tr> <td>㊾</td> <td>A-潤滑油プライミングポンプ</td> <td>Sクラス</td> </tr> <tr> <td>㊿</td> <td>B-空気圧縮機</td> <td>BCクラス (耐震評価対象機器^{※2})</td> </tr> <tr> <td>㊻</td> <td>B-燃料油移送ポンプ</td> <td>Sクラス</td> </tr> <tr> <td>㊾</td> <td>B-潤滑油プライミングポンプ</td> <td>Sクラス</td> </tr> <tr> <td>㊸</td> <td>A-廃液蒸留水ポンプ</td> <td>BCクラス (耐震評価対象機器^{※2})</td> </tr> <tr> <td>㊹</td> <td>B-廃液蒸留水ポンプ</td> <td>BCクラス (耐震評価対象機器^{※2})</td> </tr> <tr> <td>㊺</td> <td>洗浄排水蒸留水ポンプ</td> <td>BCクラス (耐震評価対象機器^{※2})</td> </tr> <tr> <td>㊻</td> <td>洗浄排水ポンプ</td> <td>BCクラス (耐震評価対象機器^{※2})</td> </tr> <tr> <td>㊼</td> <td>A-補助蒸気ドレンポンプ</td> <td>BCクラス (耐震評価対象機器^{※2})</td> </tr> <tr> <td>㊽</td> <td>B-補助蒸気ドレンポンプ</td> <td>BCクラス (耐震評価対象機器^{※2})</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：第2図 地震に伴火災源の抽出機器配置図を参照。 ※2：耐震評価を実施し、耐震裕度がない場合については耐震補強を実施する。</p>	番号 ^{※1}	設置名称	設備区分	㊸	C-空調用冷凍機	BCクラス (耐震評価対象機器 ^{※2})	㊹	D-空調用冷凍機	BCクラス (耐震評価対象機器 ^{※2})	㊺	C-空調用冷水ポンプ	DCクラス (耐震評価対象機器 ^{※2})	㊻	D-空調用冷水ポンプ	BCクラス (耐震評価対象機器 ^{※2})	㊼	A-空気圧縮機	BCクラス (耐震評価対象機器 ^{※2})	㊽	A-燃料油移送ポンプ	Sクラス	㊾	A-潤滑油プライミングポンプ	Sクラス	㊿	B-空気圧縮機	BCクラス (耐震評価対象機器 ^{※2})	㊻	B-燃料油移送ポンプ	Sクラス	㊾	B-潤滑油プライミングポンプ	Sクラス	㊸	A-廃液蒸留水ポンプ	BCクラス (耐震評価対象機器 ^{※2})	㊹	B-廃液蒸留水ポンプ	BCクラス (耐震評価対象機器 ^{※2})	㊺	洗浄排水蒸留水ポンプ	BCクラス (耐震評価対象機器 ^{※2})	㊻	洗浄排水ポンプ	BCクラス (耐震評価対象機器 ^{※2})	㊼	A-補助蒸気ドレンポンプ	BCクラス (耐震評価対象機器 ^{※2})	㊽	B-補助蒸気ドレンポンプ	BCクラス (耐震評価対象機器 ^{※2})	<p>【女川及び島根】記載内容の相違 ・各プラントによる地震に伴火災を考慮する機器の相違。</p>
番号 ^{※1}	設置名称	設備区分																																																				
㊸	C-空調用冷凍機	BCクラス (耐震評価対象機器 ^{※2})																																																				
㊹	D-空調用冷凍機	BCクラス (耐震評価対象機器 ^{※2})																																																				
㊺	C-空調用冷水ポンプ	DCクラス (耐震評価対象機器 ^{※2})																																																				
㊻	D-空調用冷水ポンプ	BCクラス (耐震評価対象機器 ^{※2})																																																				
㊼	A-空気圧縮機	BCクラス (耐震評価対象機器 ^{※2})																																																				
㊽	A-燃料油移送ポンプ	Sクラス																																																				
㊾	A-潤滑油プライミングポンプ	Sクラス																																																				
㊿	B-空気圧縮機	BCクラス (耐震評価対象機器 ^{※2})																																																				
㊻	B-燃料油移送ポンプ	Sクラス																																																				
㊾	B-潤滑油プライミングポンプ	Sクラス																																																				
㊸	A-廃液蒸留水ポンプ	BCクラス (耐震評価対象機器 ^{※2})																																																				
㊹	B-廃液蒸留水ポンプ	BCクラス (耐震評価対象機器 ^{※2})																																																				
㊺	洗浄排水蒸留水ポンプ	BCクラス (耐震評価対象機器 ^{※2})																																																				
㊻	洗浄排水ポンプ	BCクラス (耐震評価対象機器 ^{※2})																																																				
㊼	A-補助蒸気ドレンポンプ	BCクラス (耐震評価対象機器 ^{※2})																																																				
㊽	B-補助蒸気ドレンポンプ	BCクラス (耐震評価対象機器 ^{※2})																																																				
		<div style="border: 1px dashed red; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> !:評価結果に係る部分は別途ご説明する </div>																																																				

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 210 607 1062" style="border: 1px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div> <div data-bbox="616 432 645 871" style="text-align: center;">第2図 地震随伴火災源の抽出機器配置図(1/7)</div> <div data-bbox="656 210 689 600" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。</div>	<div data-bbox="719 201 1272 1082" style="border: 1px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div> <div data-bbox="1279 288 1308 1002" style="text-align: center;">第2図 ①島根原子力発電所2号炉 地震随伴火災源の抽出機器配置図(1/8)</div> <div data-bbox="936 1110 1319 1134" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。</div>	<div data-bbox="1361 210 1883 1098" style="border: 1px solid black; height: 500px; width: 100%; border-style: dashed; border-color: red;"></div> <div data-bbox="1895 472 1924 927" style="text-align: center;">第2図 ①地震随伴火災源の抽出機器配置図(1/11)</div> <div data-bbox="1491 1142 1924 1177" style="border: 1px dashed red; padding: 2px; text-align: center;">: 評価結果に係る部分は別途ご説明する</div> <div data-bbox="1350 1222 1924 1251" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	<p>【女川及び島根】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 各プラントのアクセスルートが異なることによる地震随伴火災源の相違。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="89 207 604 1141" style="border: 1px solid black; height: 585px; width: 230px;"></div> <div data-bbox="616 406 649 837" style="text-align: center;"> <p>第2図 地震に伴火災源の抽出機器配置図(2/7)</p> </div> <div data-bbox="660 247 683 582" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。</p> </div>	<div data-bbox="716 199 1276 1085" style="border: 1px solid black; height: 555px; width: 250px;"></div> <div data-bbox="1288 295 1321 1005" style="text-align: center;"> <p>第2図 ②島根原子力発電所2号炉 地震に伴火災源の抽出機器配置図(2/8)</p> </div> <div data-bbox="940 1109 1321 1141" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。</p> </div>	<div data-bbox="1355 207 1881 1069" style="border: 1px solid black; height: 540px; width: 235px;"></div> <div data-bbox="1892 375 1926 829" style="text-align: center;"> <p>第2図 ②地震に伴火災源の抽出機器配置図(2/11)</p> </div> <div data-bbox="1500 1109 1937 1149" style="border: 1px dashed red; padding: 2px;"> <p>! : 評価結果に係る部分は別途ご説明する</p> </div> <div data-bbox="1355 1173 1937 1204" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p> </div>	<p>【女川及び島根】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各プラントのアクセスルートが異なることによる地震に伴火災源の相違。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 215 607 1050" style="border: 1px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div> <div data-bbox="616 383 645 821" style="text-align: center;"> <p>第2図 地震に伴火災源の抽出機器配置図 (3/7)</p> </div> <div data-bbox="654 247 683 587" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;"> <p>枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。</p> </div>	<div data-bbox="719 210 1279 1091" style="border: 1px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div> <div data-bbox="1288 295 1317 1013" style="text-align: center;"> <p>第2図 ③島根原子力発電所2号炉 地震に伴火災源の抽出機器配置図(3/8)</p> </div> <div data-bbox="940 1117 1317 1145" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;"> <p>本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。</p> </div>	<div data-bbox="1361 204 1890 1078" style="border: 1px dashed red; border-width: 2px; height: 500px; width: 100%;"></div> <div data-bbox="1899 399 1928 853" style="text-align: center;"> <p>第2図 ③地震に伴火災源の抽出機器配置図(3/11)</p> </div> <div data-bbox="1496 1117 1933 1161" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p> ：評価結果に係る部分は別途ご説明する</p> </div> <div data-bbox="1350 1225 1926 1257" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p> </div>	<p>【女川及び島根】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各プラントのアクセスルートが異なることによる地震に伴火災源の相違。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="91 217 604 1038" style="border: 1px solid black; height: 515px; width: 100%;"></div> <div data-bbox="613 432 645 869" style="text-align: center;"> <p>第2図 地震随伴火災源の抽出機器配置図 (4/7)</p> </div> <div data-bbox="654 252 685 587" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;"> <p>枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。</p> </div>	<div data-bbox="719 217 1276 1098" style="border: 1px solid black; height: 552px; width: 100%;"></div> <div data-bbox="1285 292 1317 1008" style="text-align: center;"> <p>第2図 ④島根原子力発電所2号炉 地震随伴火災源の抽出機器配置図 (4/8)</p> </div> <div data-bbox="958 1129 1317 1152" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;"> <p>本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。</p> </div>	<div data-bbox="1357 209 1883 1086" style="border: 1px solid black; height: 550px; width: 100%;"></div> <div data-bbox="1892 437 1924 895" style="text-align: center;"> <p>第2図 ④地震随伴火災源の抽出機器配置図 (4/11)</p> </div> <div data-bbox="1491 1161 1924 1198" style="border: 1px dashed red; padding: 2px; text-align: center;"> <p>：評価結果に係る部分は別途ご説明する</p> </div> <div data-bbox="1357 1235 1928 1262" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p> </div>	<p>【女川及び島根】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各プラントのアクセスルートが異なることによる地震随伴火災源の相違。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 220 602 1066" style="border: 1px solid black; height: 530px; width: 231px;"></div> <div data-bbox="609 432 640 868" style="text-align: center;">第2図 地震に伴火災源の抽出機器配置図 (5/7)</div> <div data-bbox="651 252 683 592" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">枠囲みの内容は防衛上の観点から公開できません。</div>	<div data-bbox="719 220 1274 1098" style="border: 1px solid black; height: 550px; width: 248px;"></div> <div data-bbox="1281 288 1312 1005" style="text-align: center;">第2図 ⑤島根原子力発電所2号炉 地震に伴火災源の抽出機器配置図 (5/8)</div> <div data-bbox="943 1123 1319 1145" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。</div>	<div data-bbox="1361 236 1877 1118" style="border: 1px dashed red; border-width: 2px; height: 553px; width: 230px;"></div> <div data-bbox="1883 467 1915 922" style="text-align: center;">第2図 ⑤地震に伴火災源の抽出機器配置図 (5/11)</div> <div data-bbox="1496 1150 1928 1187" style="border: 1px dashed red; padding: 2px;">:評価結果に係る部分は別途ご説明する</div> <div data-bbox="1352 1238 1924 1265" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	<p>【女川及び島根】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 各プラントのアクセスルートが異なることによる地震に伴火災源の相違。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 210 600 1034" style="border: 1px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div> <div data-bbox="613 421 645 855" style="text-align: center;">第2図 地震に伴火災源の抽出機器配置図 (6/7)</div> <div data-bbox="658 210 689 603" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。</div>	<div data-bbox="721 210 1272 1082" style="border: 1px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div> <div data-bbox="1285 268 1317 983" style="text-align: center;">第2図 ⑥島根原子力発電所2号炉 地震に伴火災源の抽出機器配置図 (6/8)</div> <div data-bbox="945 1104 1317 1129" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。</div>	<div data-bbox="1361 210 1899 1088" style="border: 1px solid black; height: 500px; width: 100%; border-style: dashed; border-color: red;"></div> <div data-bbox="1890 411 1921 865" style="text-align: center;">第2図 ⑥地震に伴火災源の抽出機器配置図(6/11)</div> <div data-bbox="1496 1129 1930 1168" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">: 評価結果に係る部分は別途ご説明する</div> <div data-bbox="1361 1209 1930 1241" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	<p>【女川及び島根】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 各プラントのアクセスルートが異なることによる地震に伴火災源の相違。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 220 604 1040" style="border: 1px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div> <div data-bbox="613 432 645 868" style="text-align: center;">第2図 地震に伴火災源の抽出機器配置図 (7/7)</div> <div data-bbox="656 252 685 587" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。</div>	<div data-bbox="719 220 1274 1098" style="border: 1px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div> <div data-bbox="1283 288 1314 1002" style="text-align: center;">第2図 ⑦島根原子力発電所2号炉 地震に伴火災源の抽出機器配置図(7/8)</div> <div data-bbox="943 1121 1319 1145" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。</div>	<div data-bbox="1361 204 1868 1046" style="border: 1px solid black; height: 500px; width: 100%; border-style: dashed; border-color: red;"></div> <div data-bbox="1879 387 1910 842" style="text-align: center;">第2図 ⑦地震に伴火災源の抽出機器配置図(7/11)</div> <div data-bbox="1503 1106 1928 1137" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">:評価結果に係る部分は別途ご説明する</div> <div data-bbox="1352 1203 1924 1235" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	<p>【女川及び島根】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 各プラントのアクセスルートが異なることによる地震に伴火災源の相違。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="719 204 1272 1082" style="border: 1px solid black; height: 550px; width: 100%;"></div> <div data-bbox="1283 284 1317 1002" style="writing-mode: vertical-rl; position: absolute; right: 10px; top: 100px;">第2図 ⑧島根原子力発電所2号炉 地震随伴火災源の抽出機器配置図(8/8)</div> <div data-bbox="938 1114 1319 1136" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center; margin-top: 10px;">本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。</div>	<div data-bbox="1361 204 1881 1098" style="border: 1px solid black; height: 560px; width: 100%;"></div> <div data-bbox="1888 427 1921 880" style="writing-mode: vertical-rl; position: absolute; right: 10px; top: 200px;">第2図 ⑧地震随伴火災源の抽出機器配置図(8/11)</div> <div data-bbox="1496 1139 1933 1177" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center; margin-top: 10px;">! : 評価結果に係る部分は別途ご説明する</div> <div data-bbox="1361 1232 1933 1257" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	<p>【女川及び島根】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 各プラントのアクセスルートが異なることによる地震随伴火災源の相違。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<div style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <p style="text-align: right; color: blue;">第2図 ⑨地震に伴火災源の抽出機器配置図(9/11)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; width: fit-content;"> ：評価結果に係る部分は別途ご説明する </div> <div style="margin-top: 10px;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	<p>【女川及び島根】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 各プラントのアクセスルートが異なることによる地震に伴火災源の相違。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<div data-bbox="1361 204 1872 1075" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="1883 405 1912 871" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: mixed; position: absolute; right: 10px; top: 50%; transform: translateY(-50%);"> 第2図 ⑩地震に伴火災源の抽出機器配置図(10/11) </div> <div data-bbox="1491 1134 1921 1171" style="border: 1px dashed red; padding: 2px; margin-top: 10px;"> :評価結果に係る部分は別途ご説明する </div> <div data-bbox="1361 1222 1928 1249" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	<p>【女川及び島根】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 各プラントのアクセスルートが異なることによる地震に伴火災源の相違。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<div data-bbox="1361 204 1872 1066" style="border: 2px solid black; height: 540px; width: 228px;"></div> <div data-bbox="1890 424 1921 890" style="position: absolute; right: 10px; top: 266px; font-size: small;">第2図 ①地震に伴火災源の抽出機器配置図(11/11)</div> <div data-bbox="1491 1129 1921 1168" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;"> ：評価結果に係る部分は別途ご説明する </div> <div data-bbox="1357 1190 1921 1216" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	<p>【女川及び島根】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 各プラントのアクセスルートが異なることによる地震に伴火災源の相違。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">別紙(34)</p> <p>地震による内部溢水の影響評価について</p> <p>地震発生による内部溢水時のアクセスルートの評価について、「設置許可基準規則」第9条溢水による損傷の防止等の評価を踏まえ、以下のとおり実施する。評価フローを第1図に示す。</p> <p>1. アクセスルートとして使用するエリアの抽出 アクセスルートとして使用するエリアを抽出する。</p> <p>2. 地震時の溢水源の抽出 地震時の溢水源として、使用済燃料プール、原子炉ウエル及び蒸気乾燥器／気水分離器ビット（以下「DSビット」という。）のスロッシングを想定する。操作場所へのアクセスルートが成立することを評価する上で、耐震B、Cクラス機器のうち、基準地震動S_sに対する耐震性が確認されていない機器を抽出する。 なお、内部溢水影響評価の単一想定破損では、重大事故等に至ることはないため、本アクセスルートの評価においては基準地震動S_sによる溢水を考慮して評価する。</p>	<p style="text-align: right;">別紙(18)</p> <p>屋内のアクセスルートにおける地震に伴う内部溢水の影響評価</p> <p>地震発生による内部溢水時のアクセスルートの評価について、「設置許可基準規則」第9条溢水による損傷の防止等の評価を踏まえ、以下のとおり実施する。 評価フローを第1図に、評価概要図を第2図に示す。</p> <p>1. アクセスルートとして使用するエリアの抽出 アクセスルートとして使用するエリア（以下「アクセスルートエリア」という。）を抽出する。</p> <p>2. 地震時の溢水源の抽出 地震時の溢水源として、燃料プールのスロッシングを想定する。また、操作場所へのアクセスルートが成立することを評価する上で、耐震B、Cクラスの機器のうち、基準地震動S_sによる地震力によって破損が生じるおそれのある機器も抽出する。 なお、内部溢水影響評価の想定破損では、重大事故等に至ることはないため、本アクセスルートの評価においては基準地震動S_sを考慮して評価する。</p>	<p style="text-align: right;">別紙(34)</p> <p>屋内のアクセスルートにおける地震による内部溢水の影響評価について</p> <p>地震発生による内部溢水時のアクセスルートの評価について、「設置許可基準規則」第9条溢水による損傷の防止等の評価を踏まえ、以下のとおり実施する。評価フローを第1図に示す。</p> <p>1. アクセスルートとして使用するエリアの抽出 アクセスルートとして使用するエリア（以下「アクセスルートエリア」という。）を抽出する。</p> <p>2. 地震時の溢水源の抽出 地震時の溢水源として、使用済燃料ビットのスロッシングを想定する。また、操作場所へのアクセスルートが成立することを評価する上で、耐震B、Cクラス機器のうち、基準地震動に対する耐震性が確認されていない機器を抽出する。 なお、内部溢水影響評価の想定破損では、重大事故等に至ることはないため、本アクセスルートの評価においては基準地震動による溢水を考慮して評価する。</p>	<p>【女川及び島根】記載表現の相違</p> <p>【島根】記載表現の相違</p> <p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【女川及び島根】記載表現及び名称の相違</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3. アクセスルートエリアの溢水水位 アクセスルートエリアの溢水水位については、上層階に関しては床開口部からの排水により床開口部のカーブ高さ（約13cm）程度に抑えられることを想定する。</p>	<p>3. アクセスルートエリアの溢水水位 アクセスルートの溢水水位は、上層階に関しては床開口部からの排水により、カーブ高さ（約8cm）程度に抑えられることを想定する。</p> <p>【大飯3，4号炉まとめ資料より転載】</p> <p>【中間階】 その区画の下階への溢水経路となる開口部のうち最大となる開口部入口高さを想定する。</p>	<p>3. アクセスルートエリアの溢水水位 アクセスルートエリアの溢水水位については、上層階に関しては床開口部からの排水により床開口部の堰高さ程度に抑えられることを想定し、複数の床開口部から排水される場合は床開口部のうち最大の堰高さ程度を想定する。</p>	<p>【島根】記載表現の相違 【女川及び島根】評価方針の相違</p> <p>・女川及び島根は、第9条(溢水)において、床開口部からの排水に期待していることからアクセスルートにおいてもこれに期待して、床開口部の堰高さを溢水水位として設定している。一方、泊は第9条(溢水)において、床開口部からの排水に期待していないが、アクセスルートにおいては現実的に床開口部からの排水に期待していることから、下階に複数の床開口部から排水される場合に床開口部のうち最大の堰高さを溢水水位として設定することで保守性を持たせている。(評価方法については、大飯と同様)</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>最地下階においては上層階からの溢水がすべて集まるものとして溢水水位を算出する。</p> <p>なお、実際は床開口部のカーブ高さ以下の滞留水については床ファンネルからの排水により時間経過に伴い、最地下階のドレンサンブへ排水される。</p> <p>溢水水位評価概要を第2図に示す。</p> <p>有効性評価及び技術的能力手順で期待している操作において、アクセスルートとなるエリアを第1表、各エリアの溢水水位を第2表に、溢水源を第3-1表～第3-3表に示す。</p>	<p>最地下階においては上層階からの溢水が全て集まるものとして水位を算出する。</p> <p>【大飯3, 4号炉まとめ資料より転載】 【下階への伝播経路がないエリア】 下階への伝播がないため、溢水源からの溢水量（伝播経路上にある溢水源の全溢水量）と床面積から水位を算出する。</p> <p>なお、実際はカーブ高さ以下の滞留水については、時間経過に伴い床目皿からの排水により全量排水されることが期待できる。</p> <p>【大飯3, 4号炉まとめ資料より転載】 内部溢水評価での溢水水位は、床開口部及び目皿からの排出を考慮しない評価としているが、アクセスルートでの溢水水位は現実的に床開口部入口高さでの水位としているため、評価方法が異なる。</p> <p>有効性評価及び技術的能力手順で期待している操作において、アクセスルートエリアとなるエリアを第1表、各エリアの溢水水位を第2表に示す。</p> <p>有効性評価及び技術的能力手順におけるアクセスルートの溢水源となる系統を第3-1表～第3-4表に示す。</p>	<p>最地下階においては下階への伝播がないため、溢水源からの溢水量（伝播経路上にある溢水源の全溢水量）と滞留面積から水位を算出する。</p> <p>なお、実際は床開口部の堰高さ以下の滞留水については床目皿からの排水により時間経過に伴い、最地下階のサンプタンクへ排水されるが、床目皿からの排水及びサンプタンクへの流入に期待しない。</p> <p>第9条溢水による損傷の防止等における溢水水位は、床開口部及び床目皿からの排水に期待しない評価としているが、アクセスルートでの溢水水位は、現実的に床開口部の堰高さを溢水水位としているため、評価方法が異なる。</p> <p>溢水水位評価概要を第2図に示す。</p> <p>有効性評価及び技術的能力手順で期待している操作において、アクセスルートとなるエリアを第1表、各エリアの溢水水位を第2表に、溢水源を第3-1表～第3-3表に示す。</p>	<p>【女川及び島根】記載表現の相違 ・泊は、最地下階の溢水水位の算出方法を具体的に記載している。 （大飯と同様）</p> <p>【女川及び島根】評価方針の相違 ・女川及び島根は、第9条(溢水)において、床開口部からの排水に期待していることからアクセスルートにおいてもこれに期待している。一方、泊は第9条(溢水)において、床開口部からの排水に期待していないが、アクセスルートにおいては現実的に床開口部からの排水に期待していることから、下階に複数の床開口部から排水される場合に床開口部のうち最大の堰高さを溢水水位として設定することで保守性を持たせている。（第9条と評価方法が異なることについては、大飯と同様）</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【抽出されたエリア】 ・原子炉建屋 ・制御建屋 ・タービン建屋</p> <p>※1 建屋の浸水時における歩行可能な水深は、歩行困難水深及び水圧でドアが開かなくなる水深などから30cm以下と想定している。本評価では水深30cm以下であれば通行可能と判断する。 「地下空間における浸水対策ガイドライン」(平成14年3月28日 国土交通省公表) 参照</p> <p>※2 溢水水位により通行可能と判断しても、放射性物質による被ばく防護及び感電防止のため、適切な防護具を着用する。</p> <p>【溢水となる設備】 ・原子炉建屋 ・制御建屋 ・タービン建屋</p> <p>【抽出されたエリア】 ・原子炉建屋 ・原子炉補助建屋 ・ディーゼル発電機建屋</p> <p>地震時の溢水源の抽出 【溢水源となる設備】 ・使用済燃料ピット(スロッシング) ・原子炉冷却系(スロッシング) ・DSピット(スロッシング) ・加熱蒸気及び凝水戻り系 ・給水加熱器ドレン系 ・凝水系、給水系 他</p> <p>アクセスルートエリアの溢水水位 ・下階の伝播経路の有無により、伝播経路となる床開口部カーブ高さ若しくは溢水源からの溢水量により水位を評価</p> <p>アクセスルートエリアの溢水水位は通行可能な水位か※1</p> <p>Yes → 通行可※2 No → 対応策検討</p>	<p>アクセスルートとして使用するエリアの抽出 【抽出されたエリア】 ・原子炉建屋 ・制御建屋 ・タービン建屋 ・廃棄物処理建屋</p> <p>※1 建屋の浸水時における歩行可能な水深は、歩行困難水深、水圧でドアが開かなくなる水深等から30cm以下と設定している。床開口部のカーブ高さ(約8cm)であればアクセス可能と判断する。 「地下空間における浸水対策ガイドライン」(平成14年3月28日 国土交通省公表) 参照</p> <p>※2 溢水水位によりアクセス可能と判断しても、放射性物質による被ばく防護及び感電防止のため、適切な防護具を着用する。</p> <p>【溢水源となる機器】 ・燃料プール ・配管 他</p> <p>アクセスルートエリアの溢水水位 ・下階への伝播経路の有無により、伝播経路となる床開口部高さ若しくは溢水源からの溢水量により水位を評価</p> <p>アクセスルートエリアの溢水水位はアクセス可能な水位か※1</p> <p>Yes → アクセス可※2 No → 対応策検討</p>	<p>アクセスルートとして使用するエリアの抽出 【抽出されたエリア】 ・原子炉建屋 ・原子炉補助建屋 ・ディーゼル発電機建屋</p> <p>※1: 建屋の浸水時における歩行困難水深を70cm¹⁾、水圧でドアが開かなくなる水深を30cm¹⁾とする知見を踏まえ、本評価では、水深20cm以下であれば通行可能と判断し、水深が21cm以上かつ70cm未満の場合は、扉の通行の必要性等を個別に確認した上で判断する。</p> <p>1)「地下空間における浸水対策ガイドライン」(平成14年3月28日 国土交通省公表)参照</p> <p>※2: 溢水水位により通行可能と判断しても、放射性物質による被ばく防護及び感電防止のため、適切な防護具を着用する。</p> <p>地震時の溢水源の抽出 【溢水源となる設備】 ・使用済燃料ピット(スロッシング) ・ほう酸回収装置 他</p> <p>アクセスルートエリアの溢水水位 ・下階の伝播経路の有無により、伝播経路となる床開口部の埋高さ若しくは溢水源からの溢水量により水位を評価</p> <p>アクセスルートエリアの溢水水位は通行可能な水位か※1</p> <p>Yes → 通行可※2 No → 対応策検討</p>	<p>【女川及び島根】判断基準の相違</p> <p>・泊の最地下階のアクセスルートは扉を経由せずに操作場までアクセス可能なため、通行可否の判断基準を一律20cm以下とはせず、21cm以上かつ70cm未満の場合は、扉の通行の必要性等を個別に確認した上でアクセス性を判断することとしている。</p>
<p>第1図 地震発生による内部溢水時のアクセスルート評価フロー</p>	<p>第1図 地震に伴う内部溢水評価フロー図</p>	<p>第1図 地震発生による内部溢水時のアクセスルート評価フロー</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>第2図 溢水水位評価概要</p>	<p>第2図 水位評価概要図</p>	<p>第2図 溢水水位評価概要</p>	<p>【女川及び島根】評価方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は、床目皿からの排水及びサンブタンクへの流入には期待していない。(評価方法については、大飯と同様) 泊は、第9条と評価方法が異なるため、排水される床開口部のうち最大堰高さを溢水水位として設定することを明確化した。(評価方法については、大飯と同様)
<p>【大飯3, 4号炉まとめ資料より転載】</p>			
<p>水位評価概要図</p>			

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

第1表 有効性評価及び技術的能力手順におけるアクセスルートエリア

0.F.	原子炉建屋 原子炉棟 (非管理区域)	原子炉建屋 付属棟 (廃棄物処 理エリア) (管理区域)	原子炉建屋 付属棟 (廃棄物処 理エリア) (非管理区域)	制御建屋 (管理区域)	制御建屋 (非管理区域)	タービン建屋 (管理区域)	タービン建屋 (非管理区域)
3320	①						
2790	○						
2490							
2360					①②③④ ⑤⑥⑦⑧		
2250	○	①②③④ ⑤⑥⑦⑧	—	—			
1950					○		
1800	②③④⑤	①②③④ ⑤⑥⑦⑧	④⑤⑥⑦	○	①③④⑤	②③④⑤	⑦⑧⑨⑩
1070	②③④				②③④⑤		
900					②③④⑤		
760							
600	②③④	①③	—				—
150					②③④⑤		
80							—
-80	○	—	—	—			—
-810	○	—	—	—			—

【凡例】
 ○ (数字なし) 有効性評価では通行しないが技術的能力 1.1~1.19 で通行するフロア
 ○ (数字あり) 有効性評価で通行するフロア
 — 通行しないフロア ■ 建屋ごとの対象外フロア

No	事故シナリオ	作業番号*	No	事故シナリオ	作業番号*
1	高圧・低圧水機能喪失	①	12	蒸気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過負荷）（特種循環冷却系を使用する場合）	④
2	高圧注水・減圧機能喪失	—	13	冷却水ポンプ・送電機・送電機（特種循環冷却系を使用できない場合）	⑤
3	全交流動力電源喪失（長期 Ⅱ）	②	14	高圧注水・減圧機能喪失	④
4	全交流動力電源喪失（TKC）	③	15	原子炉建屋外部の除熱燃料・冷却材相互作用	⑦
5	全交流動力電源喪失（TKC）	③	16	蒸気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過負荷）（特種循環冷却系を使用できない場合）	⑤
6	全交流動力電源喪失（TKC）	③	17	原子炉建屋外部の除熱燃料・冷却材相互作用	⑦
7	原燃熱除去機能喪失（取水機能が喪失した場合）	①	18	蓄熱中心・コンクリート相互作用	⑧
8	原燃熱除去機能喪失（格納容器が故障した場合）	②	19	想定事故1	—
9	原子炉停止機能喪失	—	20	想定事故2	—
10	LOCA時注水機能喪失	⑤	21	主交流動力電源喪失	⑩
11	格納容器バイパス（インターフェイスシステムLOCA）	⑥	22	原子炉冷却材の流出	—
			23	反応度の暴投入	—

※ 作業内容が同様のシナリオに関して同一の作業番号とする。

島根原子力発電所2号炉

第1表 有効性評価及び技術的能力手順におけるアクセスルートエリア

E.L. (m)	原子炉建屋 (管理区域)	原子炉建屋 (非管理区域)	タービン建屋 (非管理区域)	廃棄物処理建屋 (非管理区域)	制御室建屋
42.800	①				
34.900	③④⑤	②③⑤⑥			
30.500	③④⑤	②③④⑤⑥			
23.800	②③④⑤⑥	①②③④⑤⑥⑦			
22.100				③⑤⑥	
16.900			①②③④ ⑤⑦⑧⑨	①②③④ ⑤⑦⑧⑨	①③④④ ⑤⑦⑧⑨
15.300	②③④⑤⑥	①②③④ ⑤⑦⑧⑨			
12.800					○
12.300				②③⑤⑥	
8.800	③	③⑦⑧⑨	○	—	○
2.800		③⑧			
1.300	○				

【凡例】
 ○ (数字なし)： 有効性評価ではアクセスしないが技術的能力 1.1~1.19 でアクセスするフロア
 ○ (数字あり)： 有効性評価でアクセスするフロア
 「—」： アクセスしないフロア
 ■： 建屋に存在しないフロア

No	事故対象シナリオ	No	事故対象シナリオ
1	高圧・低圧注水機能喪失	13	蒸気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過負荷）（特種循環冷却系を使用しない場合）
2	高圧注水・減圧機能喪失	14	高圧注水・減圧機能喪失・格納容器過熱・格納容器過熱
3	全交流動力電源喪失（長期Ⅱ）	15	原子炉建屋外部の除熱燃料・冷却材相互作用
4	全交流動力電源喪失（TKC）	16	— 水素燃焼
5	全交流動力電源喪失（TKC）	17	— 蓄熱中心・コンクリート相互作用
6	全交流動力電源喪失（TKC）	18	— 想定事故1
7	原燃熱除去機能喪失（取水機能が喪失した場合）	19	— 想定事故2
8	原燃熱除去機能喪失（格納容器が故障した場合）	20	原燃熱除去機能喪失（停止時）
9	原子炉停止機能喪失	21	全交流動力電源喪失（停止時）
10	LOCA時注水機能喪失	22	原子炉冷却材の流出（停止時）
11	格納容器バイパス（インターフェイスシステムLOCA）	23	— 反応度の暴投入（停止時）
12	蒸気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過負荷）（特種循環冷却系を使用する場合）		

泊発電所3号炉

第1表 有効性評価及び技術的能力手順におけるアクセスルートエリア

T.P.	原子炉補助建屋 (非管理区域)	原子炉補助建屋 (管理区域)	原子炉建屋 (非管理区域)	原子炉建屋 (管理区域)	ディーゼル 発電機建屋 (非管理区域)
43.6m			①②③④⑤ ⑥⑦⑧⑨		
40.3m		①②③④⑤⑥⑦		①②③④⑤⑥⑦	
36.3m			①②③		
33.1m	①②③④⑤	①②③④ ⑤⑥⑦	①②③④	①②③④⑤⑥ ⑦⑧⑨⑩⑪	
29.2m			①②③④		
28.7m				⑤⑥⑦	
28.6m	①②③④⑤⑥	—			
24.8m	①②③④⑤ ⑥⑦⑧⑨	①②③④ ⑤⑥⑦⑧⑨	①②③④⑤ ⑥⑦⑧⑨	①②③④⑤⑥ ⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭	
17.8m (中間床)	—	—		②③④⑤ ⑥⑦⑧	
17.8m	①②③④⑤⑥⑦ ⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮	①②③④⑤ ⑥⑦⑧⑨	①②③④⑤ ⑥⑦⑧⑨	①②③④⑤⑥ ⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮	
10.3m (中間床)	—	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲	①②③④⑤	—	
10.3m	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲	①②③④⑤⑥ ⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲	①②③④⑤ ⑥⑦⑧⑨	—	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲
6.2m					○
2.8m (中間床)					
2.8m		①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲			
2.3m (中間床)			①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲		
2.3m			①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲		
-1.7m		①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲			

【凡例】
 ○ (数字なし) 有効性評価では通行しないが技術的能力 1.1~1.19 で通行するフロア
 ○ (数字あり) 有効性評価で通行するフロア
 — 通行しないフロア ■ 建屋ごとの対象外フロア

No.	事故シナリオ	作業番号*	No.	事故シナリオ	作業番号*
1	2次冷却系からの除熱機能喪失	—	11	蒸気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過負荷）	⑤
2	全交流動力電源喪失（外部電源喪失時に非常用内交流電源が喪失し、原子炉補助冷却機能の喪失及びRCPシールLOCAが発生する事故）	①	12	蒸気圧力・温度による静的負荷（格納容器過熱・過負荷）	⑥
3	全交流動力電源喪失（外部電源喪失時に非常用内交流電源が喪失し、原子炉補助冷却機能が喪失する事故）	②	13	高圧注水・減圧機能喪失・格納容器過熱・格納容器過熱	⑦
4	原子炉補助冷却機能喪失	③	14	原子炉EJ容器外部の除熱燃料・冷却材相互作用	⑧
5	原子炉格納容器の除熱機能喪失	④	15	水素燃焼	⑨
6	原子炉停止機能喪失	—	16	蓄熱中心・コンクリート相互作用	⑩
7	DCS注水機能喪失	—	17	想定事故1	—
8	DCS内燃機機能喪失	⑧	18	想定事故2	—
9	格納容器バイパス（インターフェイスシステムLOCA）	⑥	19	全交流動力電源喪失（燃料取出時のミッドローシフト時に外部電源が喪失するとともに非常用内交流電源が喪失し、原子炉補助冷却機能の喪失する事故）	⑪
10	格納容器バイパス（蒸気発生器・過熱器故障時に燃料循環発生時の漏洩に起因する事故）	⑦	20	原子炉冷却材の流出	⑫
			21	— 反応度の暴投入	⑬
			22	— 反応度の暴投入	⑭

※ 作業内容が同様のシナリオに関して同一の作業番号とする。

【女川及び島根】記載内容の相違

・有効性評価及び各プラントの設備及び対応手段の相違。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

第2表 有効性評価及び技術的能力手順におけるアクセスルート溢水水位

E.P.	原子炉建屋 原子炉棟	原子炉建屋 付属棟 (非管理区域)	原子炉建屋 付属棟 (廃棄物処理 エリア) (管理区域)	原子炉建屋 付属棟 (廃棄物処理 エリア) (非管理区域)	制御建屋 (管理区域)	制御建屋 (非管理区域)	タービン建屋 (管理区域)	タービン建屋 (非管理区域)
3200	カーブ高さ							
27800	溢水なし							
24800							—	
23500						溢水なし		
22500	溢水なし	溢水なし	—	—				
19500						溢水なし		
15000	カーブ高さ	溢水なし	カーブ高さ	溢水なし	溢水なし	溢水なし	カーブ高さ	
10700	溢水なし							
8000						溢水なし		
7600							—	—
8000	カーブ高さ	溢水なし	—					
1500						溢水なし		
800							—	—
-800	カーブ高さ	—	—					
-8100	◇	—	—					

【凡例】
 「カーブ高さ」：床開口部のカーブ高さ（約13cm）
 「溢水なし」：当該エリアでの排水又は他エリアからの溢水流入なし
 —：アクセスしないフロア
 ◇：水深20cm以上となる場合があるエリア
 ■：建屋ごとの対象外フロア

島根原子力発電所2号炉

第2表 有効性評価及び技術的能力手順におけるアクセスルート溢水水位

E.L. (m)	原子炉建屋 (管理区域)	原子炉建屋 (非管理区域)	タービン建屋 (非管理区域)	廃棄物処理建屋 (非管理区域)	制御室建屋
42.800	約19cm				
34.800	カーブ高さ	カーブ高さ			
30.500	—	溢水なし			
29.800	カーブ高さ	カーブ高さ			
22.100				溢水なし	
16.900			カーブ高さ	溢水なし	カーブ高さ
15.300	カーブ高さ	カーブ高さ			
12.800					カーブ高さ
12.300				溢水なし	
8.800	溢水なし	カーブ高さ	—		カーブ高さ
2.800		約9cm			
1.300	約95cm				

【凡例】
 「カーブ高さ」：下層階へ排水する開口部高さ（約8cm）
 「溢水なし」：当該エリアでの排水又は他エリアからの溢水流入なし
 「—」：アクセスしないフロア
 ■：建屋に存在しないフロアレベル

泊発電所3号炉

第2表 有効性評価及び技術的能力手順におけるアクセスルート溢水水位

T.P.	原子炉補助建屋 (非管理区域)	原子炉補助建屋 (管理区域)	原子炉建屋 (非管理区域)	原子炉建屋 (管理区域)	ディーゼル 発電機建屋 (非管理区域)
43.6m			溢水なし		
40.3m		溢水なし		溢水なし	
36.3m			溢水なし		
33.1m	溢水なし	溢水なし	溢水なし	堰高さ（約10cm）	
29.3m			溢水なし		
28.7m				溢水なし	
28.6m	溢水なし	—			
24.8m	溢水なし	堰高さ（約5cm）	溢水なし	堰高さ（約5cm）	
17.8m（中間床）	—	—		堰高さ（約10cm）	
17.8m	溢水なし	堰高さ（約5cm）	溢水なし	堰高さ（約5cm）	
10.3m（中間床）	—	溢水なし	溢水なし	—	
10.3m	溢水なし	堰高さ（約5cm）	溢水なし	—	溢水なし
6.2m					溢水なし
2.8m（中間床）		—			
2.8m		堰高さ（約5cm）			
2.3m（中間床）			溢水なし		
2.3m			約1cm		
-1.7m		約14cm			

【凡例】
 堰高さ：床開口部の堰高さ
 溢水なし：当該エリアでの排水又は他エリアからの溢水流入なし
 —：通行しないフロア
 ■：建屋ごとの対象外フロア

【女川及び島根】記載内容の相違
 ・有効性評価及び各プラントの設備及び対応手段の相違。

追而【他条文の審査状況の反映】
 （上記の破線囲部分 は、第9条の審査状況を踏まえて反映するため追而としている。）

破線囲部分：評価結果に係る部分は別途ご説明する

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>原子炉建屋原子炉棟の最終貯留区画を除くアクセスルートにおける溢水水位の最大は床開口部のカーブ高さ（約13cm）であることから、長靴（靴丈約28cm）を装備することで地震により溢水が発生した場合においてもアクセスルートの通行は可能である。</p> <p>なお、防護具の着用は10分以内に実施可能であることを確認した。</p> <p>また、実際には床ファンネルによる排水が期待できるため通行は容易である。</p> <p>原子炉建屋原子炉棟の最終貯留区画において使用済燃料プール、原子炉ウェル及びDSピットからのスロッシングを考慮した場合、溢水量は212m³となり、アクセスルートにおける溢水水位は約83cmとなる。アクセスルート上の溢水水位が水深20cm以上となることから、通行できないと考えられる。</p> <p>しかしながら、原子炉建屋原子炉棟の最終貯留区画への通行が必要となる作業は高圧代替注水系及び原子炉隔離時冷却系の系統構成であり、本作業が必要となる場合には、原子炉ウェル及びDSピットには水が張られていないことから、溢水源は使用済燃料プールのみのスロッシングによる溢水量80m³となり、アクセスルートにおける溢水水位は約13cmとなる。アクセスルート上の溢水水位が水深20cm以下となるため、長靴（靴丈約28cm）を装備することで十分に通行可能な水位である。</p> <p>アクセスルートへの溢水影響範囲について第3-1図～第3-8図に示す。</p>	<p>原子炉建物最上階には、燃料プールのスロッシング対策として開口部からの落水を抑制するために堰を新たに設置しており、溢水水位は「約19cm」である。</p> <p>建物の浸水時における歩行可能な水深は、歩行困難水深、水圧でドアが開かなくなる水深等から30cmと設定しており、作業用長靴（長さ約40cm）を装備することで、地震により溢水が発生してもアクセスルートの通行は可能である。</p> <p>なお、防護具の着用は10分以内に実施可能であることを確認した。</p> <p>また、実際には床目皿による排水が期待できるためアクセスは容易になる。</p> <p>原子炉建物（管理区域）の最終貯留区画であるトラス室については、アクセス及び操作が必要となるが、トラス室の歩廊は床面から約7.5mの高さに設置しており、溢水水位約95cmに対し十分に高い位置にあるためアクセスは可能である。なお、その他の原子炉建物最地下階のアクセスが必要となる区画の溢水はない。</p>	<div style="border: 1px dashed red; padding: 10px; text-align: center;"> <p>追而【他条文の審査状況の反映】 （評価結果は、第9条の審査状況を踏まえて反映するため追而としている。）</p> </div> <p>アクセスルートへの溢水影響範囲について第3-1図～第3-9図に示す。</p> <div style="border: 1px dashed red; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>：評価結果に係る部分は別途ご説明する</p> </div>	<p>追而【他条文の審査状況の反映】 （評価結果は、第9条の審査状況を踏まえて反映するため追而としている。）</p> <p>【島根】記載内容の相違・泊は、溢水影響範囲を記載している。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

第3-1表 アクセスルートの溢水源（原子炉建屋原子炉棟）

フロア	溢水源	溢水量 (m³)	温度 (°C)	溢水水位 (cm)	溢水源への添加薬品	放射能の有無
0.F.3320m (地上3階)	使用済燃料プール、原子炉ウエル及びDSビットスロッシング	212	65*	約13	無	有
0.F.1500m (地上1階)	使用済燃料プール、原子炉ウエル及びDSビットスロッシング	212	65*	約13	無	有
0.F.6000 (地下1階)	使用済燃料プール、原子炉ウエル及びDSビットスロッシング	212	65*	約13	無	有
0.F.-800 (地下2階)	使用済燃料プール、原子炉ウエル及びDSビットスロッシング	212	65*	約13	無	有
0.F.-8100 (地下3階)	使用済燃料プール、原子炉ウエル及びDSビットスロッシング	212	65*	約83	無	有

※ 保安規定で定める運転上の制限値（ただし、通常時は～40℃程度）

第3-2表 アクセスルートの溢水源（原子炉建屋付属棟（廃棄物処理エリア）（管理区域））

フロア	溢水源	溢水量 (m³)	温度 ^{※1} (°C)	溢水水位 (cm)	溢水源への添加薬品	放射能の有無
0.F.1500m (地上1階)	放射性ドレン移送系	33	66	約13	無	有
	機器ドレン系	1,232	66		無	有
	床ドレン・化学機液系	616	148		無	有
	ストームドレン系	99	66		無	無
	廃スラッジ系	979	66		無	有
	濃縮機液系	88	66		無	有
	固化系 ^{※3}	44	95		無	有
	純水供給水系	11	66		無	無
	復水供給水系	33	66		無	有
	ろ過水系	11	66		無	無
	換気空調補機常用冷却水系	55	66		防食剤	無
	換気空調補機非常用冷却水系 (Sクラス)	33	66		防食剤	無
	原子炉補機冷却水系	121 ^{※3}	85		防食剤	無
	原子炉補機冷却水系 (Sクラス含有) ^{※4}	209	85		防食剤	無
	加熱蒸気及び復水戻り系	22	204		無	無
	所内漏水系	33	85		防食剤	無
	消火用水系	180	40		無	無

※1 各系統の最高使用温度
 ※2 休止設備であり現在保有水はないが、保有水があるものとして評価する
 ※3 RCW (A) 及び RCW (B) の常用系保有水量の合計
 ※4 常用系と非常用系の保有水量合計（保有水量が多いRCW (A) で評価）

第3-1表 アクセスルートの溢水源「原子炉建物（管理区域）」

フロア	溢水源	溢水量 (m³)	温度 (°C)	溢水水位 (cm)	溢水源への添加薬品	放射能の有無
E.L. 42.800m (4階)	空調換気設備冷却水系	38	約40	約19	防錆剤	無
	復水輸送系	1	約40		無	有
	補給水系	8	約40		無	無
	消火系	57	約40		無	無
E.L. 34.800m (3階)	燃料プールスロッシング	130	約40	約8	無	有
	原子炉補機冷却水系	58	約44		防錆剤	無
	燃料プール冷却系	16	約52		無	有
E.L. 23.800m (2階)	復水輸送系	2	約40	約8	無	有
	補給水系	28	約40		無	無
	制御棒駆動系	12	約59		無	有
	原子炉浄化系	104	約95以上		無	有
E.L. 15.300m (1階)	原子炉補機冷却水系	167	約44	約8	防錆剤	無
	復水輸送系	28	約40		無	有
	補給水系	28	約40		無	無
	燃料プール補給水系	1	約40		無	有
E.L. 1.300m (地下2階)	復水給水系	163	約95以上	約95	無	有
	制御棒駆動系	12	約59		無	有
	原子炉浄化系	158	約95以上		無	有
	原子炉補機冷却水系	205	約44		防錆剤	無
	復水輸送系	30	約40		無	有
	補給水系	28	約40		無	無
	燃料プール補給水系	1	約40		無	有
	制御棒駆動系	12	約59		無	有
	原子炉浄化系	158	約95以上		無	有
	原子炉補機冷却水系	224	約44		防錆剤	無
E.L. 1.300m (地下2階)	液体廃棄物処理系 (放射性ドレン移送系・機器)	6	約40	約95	無	有
	液体廃棄物処理系 (機器ドレン)	182	約40		無	有
	液体廃棄物処理系 (放射性ドレン移送系・床)	6	約40		無	有
	液体廃棄物処理系 (非放射性ドレン移送系)	1	約40		無	無
	復水輸送系	34	約40		無	有
	補給水系	32	約40		無	無
	燃料プール補給水系	1	約40		無	有

第3-1表 アクセスルートの溢水源（原子炉建屋（管理区域））

フロア	溢水源	溢水量 (m³)	温度 ^{※1} (°C)	溢水水位 (cm)	薬品内包の有無	放射能の有無
T.P. 23.1m	使用済燃料ビットスロッシング	35.0	約30	約0	無	有
T.P. 24.8m	使用済燃料ビットスロッシング	35.0	約30	約5	無	有
T.P. 17.8m (中間床)	使用済燃料ビットスロッシング	35.0	約30	約10	無	有
T.P. 17.8m	使用済燃料ビットスロッシング	35.0	約30	約5	無	有

※1：通常運転時の温度

第3-2表 アクセスルートの溢水源（原子炉建屋（非管理区域））

フロア	溢水源	溢水量 (m³)	温度 (°C)	溢水水位 (cm)	薬品内包の有無	放射能の有無
T.P. 2.3m	薬液混合タンク	0.1	約27 ^{※1}	約1	有	無

※1：通常運転時に常温の機器は設計外気温27℃とした

【女川及び島根】記載内容の相違
 ・各プラントの溢水源の相違。

【女川及び島根】記載内容の相違
 ・各プラントの溢水源の相違。

追而【他条文の審査状況の反映】
 （上記の「破線部分」は、第9条の審査状況を踏まえて反映するため追而としている。
 なお、「二重部分」は、第9条まとめ資料（令和5年5月提出資料）を踏まえた暫定値である。）

：評価結果に係る部分は別途ご説明する

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

第3-3表 アクセスルートの溢水源（タービン建屋（管理区域））

第3-2表 アクセスルートの溢水源「原子炉建物（非管理区域）」

第3-3表 アクセスルートの溢水源（原子炉補助建屋（管理区域））
 (1/2)

フロア	溢水源	溢水量 (m ³)	温度 (℃)	溢水水位 (cm)	溢水源への 添加薬品	放射能 の有無
0.P.15000 (地上1階)	放射性ドレン移送系	11	86	約13	無	有
	機器ドレン系	22	66		無	有
	床ドレン・化学廃液系	22	148		無	有
	スチームドレン系	22	66		無	無
	廃スラッジ系	55	66		無	有
	復水系、給水系	649	180		無	有
	給水加熱器ドレン系	330	302		無	有
	復水ろ過装置	132	66		無	有
	復水原液装置	209	66		無	有
	高圧油圧系	11	70		無	有
	タービン潤滑油系	198	79		無	有
	固定子巻線冷却水系	22	74		無	有
	循環水系	1,200	41		無	無
	純水補給水系	11	66		無	無
	復水補給水系	33	66		無	有
	ろ過水系	11	66		無	無
	換気空調機械用冷却水系	110	66		防食剤	無
	原子炉補機冷却水系	66	85		防食剤	無
	タービン補機冷却水系	231	66		防食剤	無
	加熱蒸気及び復水戻り系	19	204		無	無
所内復水系	33	85	防食剤	無		
消火用水系	180	40	無	無		

フロア	溢水源	溢水量 (m ³)	温度 (℃)	溢水水位 (cm)	溢水源への 添加薬品	放射能 の有無
E.L. 34.800m (3階)	原子炉補機冷却水系	58	約44	約8	防錆剤	無
	原子炉補機冷却水系	182	約44	約8	防錆剤	無
	消火系	69	約40		無	無
23.800m (2階)	消火系	60	約40	約8	無	無
E.L. 15.300m (1階)	消火系	60	約40	約8	無	無
E.L. 8.800m (地下1階)	原子炉補機冷却水系	223	約44	約8	防錆剤	無
	液体廃棄物処理系 (非放射性ドレン移送系)	1	約40		無	無
	補給水系	32	約40		無	無
E.L. 8.800m (地下2階)	補給水系	69	約40	約9	無	無
	液体廃棄物処理系 (非放射性ドレン移送系)	1	約40		無	無

フロア	溢水源	溢水量 (m ³)	温度 (℃)	溢水水位 (cm)	薬品内包 の有無	放射能 の有無
T.P.24.8m	使用済燃料ビットスロッシング	35.0	約30	約5	無	有
	樹脂タンク	0.5	約27 ^{※1}		無	無
	廃液貯蔵ビット中性ソーダ計量 タンク	0.3	約27 ^{※1}		有	無
	洗浄排水蒸発装置リン酸ソーダ 注入装置	0.5	約27 ^{※1}		有	無
	セメント固化装置	18.4	約20~90 ^{※2}		有	有
	T.P.17.8m	使用済燃料ビットスロッシング	35.0		約30	約5
樹脂タンク		0.5	約27 ^{※1}	無	無	
廃液貯蔵ビット中性ソーダ計量 タンク		0.3	約27 ^{※1}	有	無	
洗浄排水蒸発装置リン酸ソーダ 注入装置		0.5	約27 ^{※1}	有	無	
セメント固化装置		18.4	約20~約90 ^{※2}	有	有	
1次系薬品タンク		0.1	約27 ^{※1}	有	無	
T.P.10.3m	使用済燃料ビットスロッシング	35.0	約30	約5	無	有
	樹脂タンク	0.5	約27 ^{※1}		無	無
	廃液貯蔵ビット中性ソーダ計量 タンク	0.3	約27 ^{※1}		有	無
	洗浄排水蒸発装置リン酸ソーダ 注入装置	0.5	約27 ^{※1}		有	無
	セメント固化装置	18.4	約20~約90 ^{※2}		有	有
	1次系薬品タンク	0.1	約27 ^{※1}		有	無
	樹脂注入装置	0.2	約27 ^{※1}		有	無
	ガス圧縮装置	0.2	約49		無	有
塵ガス除去装置	0.3	約27 ^{※1}	無	有		

【女川及び島根】記載内
 容の相違
 ・各プラントの溢水源の
 相違。

※：各系統の最高使用温度

※1：通常運転時の温度
 ※2：通常運転時に常温の機器は設計外気温度27℃とした
 ※3：装置内の構成機器及び配管による

追而【他条文の審査状況の反映】
 (上記の「破線部分」は、第9条の審査状況を踏まえて反映するため追而として
 ている。
 なお、「二重部分」は、第9条まとめ資料（令和5年5月提出資料）を踏まえた
 暫定値である。)

：評価結果に係る部分は別途ご説明する

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

第3-3表 アクセスルートの溢水源「タービン建物(非管理区域)」

フロア	溢水源	溢水量 (m ³)	温度 (℃)	溢水水位 (cm)	溢水源への 添加薬品	放射能 の有無
E.L. 16.900m (2階)	所内上水系	4	約40	約8	無	無

第3-4表 アクセスルートの溢水源「制御室建物」

フロア	溢水源	溢水量 (m ³)	温度 (℃)	溢水水位 (cm)	溢水源への 添加薬品	放射能 の有無
E.L. 16.900m (4階)	所内上水系	4	約40	約8	無	無
E.L. 12.800m (3階)	消火系	45	約40	約8	無	無
E.L. 8.900m (2階)	消火系	45	約40	約8	無	無
	所内上水系	8	約40	約8	無	無

第3-3表 アクセスルートの溢水源（原子炉補助建屋（管理区域））
(2/2)

フロア	溢水源	溢水量 (m ³)	温度 ^{※1} (℃)	溢水水位 (cm)	薬品内位 の有無	放射能の 有無
T.P.-2.8m	使用済燃料ピットスロッシング	35.0	約30	約5	無	有
	樹脂タンク	0.5	約27 ^{※2}		無	無
	尿酸貯蔵ピット中性ソーダ計量タンク	0.3	約27 ^{※2}		有	無
	洗浄排水蒸発装置リン酸ソーダ注入装置	0.5	約27 ^{※2}		有	無
	セメント固化装置	18.4	約20～約90 ^{※3}		有	有
	1次系薬品タンク	0.1	約27 ^{※2}		有	無
	亜鉛注入装置	0.2	約27 ^{※2}		有	無
	ガス圧縮装置	0.2	約49		有	無
	塵ガス除湿装置	0.3	約27 ^{※2}		無	有
	酸液ドレンタンク、酸液ドレンタンク中性ソーダ計量タンク	1.1	約27 ^{※2}		有	有
T.P.-1.7m	使用済燃料ピットスロッシング	35.0	約30	約14	無	有
	樹脂タンク	0.5	約27 ^{※2}		無	無
	尿酸貯蔵ピット中性ソーダ計量タンク	0.3	約27 ^{※2}		有	無
	洗浄排水蒸発装置リン酸ソーダ注入装置	0.5	約27 ^{※2}		有	無
	セメント固化装置	18.4	約20～約90 ^{※3}		有	有
	1次系薬品タンク	0.1	約27 ^{※2}		有	無
	亜鉛注入装置	0.2	約27 ^{※2}		有	無
	ガス圧縮装置	0.2	約49		無	有
	塵ガス除湿装置	0.3	約27 ^{※2}		無	有
	酸液ドレンタンク、酸液ドレンタンク中性ソーダ計量タンク	1.1	約27 ^{※2}		有	有

※1：通常運転時の温度
 ※2：通常運転時に常温の機器は設計外気温27℃とした
 ※3：装置内の構成機器及び配管による

【女川及び島根】記載内容の相違
 ・各プラントの溢水源の相違。

追而【他条文の審査状況の反映】
 (上記の「破線囲部分」は、第9条の審査状況を踏まえて反映するため追而としている。
 なお、「二重囲部分」は、第9条まとめ資料（令和5年5月提出資料）を踏まえた暫定値である。)

：評価結果に係る部分は別途ご説明する

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="94 225 678 767" style="border: 1px solid black; height: 340px; width: 261px;"></div> <div data-bbox="181 777 589 804" style="color: blue;">第3-1図 アクセスルートへの溢水影響範囲</div> <div data-bbox="295 818 687 855" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。</div>		<div data-bbox="1346 185 1955 1002" style="border: 2px dashed black; padding: 10px;"> <div data-bbox="1373 213 1928 954" style="border: 1px solid black; height: 464px; width: 248px;"></div> </div> <div data-bbox="1364 1038 1946 1126" style="border: 1px solid gray; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">追而【他条文の審査状況の反映】 (上記の「破線囲部分」は、第9条の審査状況を踏まえて反映するため追而としている。)</p> </div> <div data-bbox="1559 1155 1935 1193" style="border: 1px solid gray; padding: 2px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">[破線囲] : 評価結果に係る部分は別途ご説明する</p> </div> <div data-bbox="1357 1230 1935 1257" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">[黒枠] 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p> </div>	<p style="color: blue;">【女川】記載内容の相違 ・アクセスルートが異なることによる溢水影響範囲の相違。 【島根】記載内容の相違 ・泊は、溢水影響範囲を記載している。(女川と同様)</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="89 204 685 826" style="border: 1px solid black; height: 390px; width: 266px;"></div> <p data-bbox="183 833 586 858">第3-2図 アクセスルートへの溢水影響範囲</p> <div data-bbox="293 880 685 919" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p data-bbox="315 890 663 909">枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。</p> </div>		<div data-bbox="1361 172 1939 935" style="border: 2px dashed black; padding: 10px;"> <div data-bbox="1370 188 1930 890" style="border: 1px solid black; height: 440px; width: 246px;"></div> <p data-bbox="1451 896 1854 922">第3-2図 アクセスルートへの溢水影響範囲</p> </div> <div data-bbox="1361 1018 1939 1104" style="border: 1px solid gray; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p data-bbox="1541 1034 1765 1050">追而【他条文の審査状況の反映】</p> <p data-bbox="1393 1056 1930 1098">(上記の破線囲部分 は、第9条の審査状況を踏まえて反映するため追而としている。)</p> </div> <div data-bbox="1563 1129 1939 1168" style="border: 1px solid gray; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p data-bbox="1585 1136 1930 1161">: 評価結果に係る部分は別途ご説明する</p> </div> <div data-bbox="1361 1209 1939 1241" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;"> <p data-bbox="1451 1216 1930 1241">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p> </div>	<p data-bbox="1975 194 2168 306">【女川】記載内容の相違 ・アクセスルートが異なることによる溢水影響範囲の相違。</p> <p data-bbox="1975 316 2168 427">【島根】記載内容の相違 ・泊は、溢水影響範囲を記載している。(女川と同様)</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="91 236 683 852" style="border: 1px solid black; height: 386px; width: 264px;"></div> <p data-bbox="183 865 586 890">第3-3図 アクセスルートへの溢水影響範囲</p> <div data-bbox="293 919 685 954" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p data-bbox="315 927 651 946">枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。</p> </div>		<div data-bbox="1352 201 1948 906" style="border: 1px solid black; height: 442px; width: 266px; border-style: dashed;"> <div data-bbox="1451 865 1854 890">第3-3図 アクセスルートへの溢水影響範囲</div> </div> <div data-bbox="1364 991 1944 1075" style="border: 1px solid gray; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p data-bbox="1541 1002 1765 1021">追而【他条文の審査状況の反映】</p> <p data-bbox="1391 1026 1928 1066">(上記の「破線部分」は、第9条の審査状況を踏まえて反映するため追而としている。)</p> </div> <div data-bbox="1563 1107 1944 1145" style="border: 1px solid gray; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p data-bbox="1653 1118 1928 1137">：評価結果に係る部分は別途ご説明する</p> </div> <div data-bbox="1364 1182 1944 1209" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;"> <p data-bbox="1451 1187 1928 1206">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p> </div>	<p data-bbox="1980 201 2152 308">【女川】記載内容の相違 ・アクセスルートが異なることによる溢水影響範囲の相違。</p> <p data-bbox="1980 316 2152 422">【島根】記載内容の相違 ・泊は、溢水影響範囲を記載している。(女川と同様)</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 204 683 735" style="border: 1px solid black; height: 333px; width: 267px;"></div> <p data-bbox="183 751 584 774">第3-4図 アクセスルートへの溢水影響範囲</p> <div data-bbox="295 794 687 831" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p data-bbox="318 802 654 820">枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。</p> </div>		<div data-bbox="1348 204 1953 938" style="border: 2px dashed black; padding: 10px;"> <div data-bbox="1361 220 1939 863" style="border: 1px solid black; height: 403px; width: 258px;"></div> <p data-bbox="1451 871 1852 893">第3-4図 アクセスルートへの溢水影響範囲</p> </div> <div data-bbox="1361 999 1935 1082" style="border: 1px solid gray; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p data-bbox="1384 1015 1921 1074">追而【他条文の審査状況の反映】 (上記の 破線部分 は、第9条の審査状況を踏まえて反映するため追而としている。)</p> </div> <div data-bbox="1568 1098 1935 1134" style="border: 1px solid gray; padding: 2px; margin-top: 5px;"> <p data-bbox="1585 1106 1921 1129"> : 評価結果に係る部分は別途ご説明する</p> </div> <div data-bbox="1361 1182 1935 1219" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;"> <p data-bbox="1384 1190 1921 1214"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p> </div>	<p data-bbox="1977 201 2166 424">【女川】記載内容の相違 ・アクセスルートが異なることによる溢水影響範囲の相違。 【島根】記載内容の相違 ・泊は、溢水影響範囲を記載している。(女川と同様)</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="87 217 685 794" style="border: 1px solid black; height: 362px; width: 267px;"></div> <p data-bbox="183 807 586 831">第3-5図 アクセスルートへの溢水影響範囲</p> <div data-bbox="288 863 680 903" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p data-bbox="311 874 658 895">枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。</p> </div>		<div data-bbox="1352 169 1946 794" style="border: 2px dashed black; padding: 10px;"> <div data-bbox="1375 193 1924 743" style="border: 1px solid black; height: 345px; width: 245px;"></div> <p data-bbox="1447 751 1852 772">第3-5図 アクセスルートへの溢水影響範囲</p> </div> <div data-bbox="1364 863 1942 951" style="border: 1px solid gray; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p data-bbox="1532 879 1760 895">――― 追而【他条文の審査状況の反映】</p> <p data-bbox="1386 900 1928 940">(上記の「破線部分」は、第9条の審査状況を踏まえて反映するため追而としている。)</p> </div> <div data-bbox="1554 979 1935 1023" style="border: 1px solid gray; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p data-bbox="1576 987 1924 1008">┌──┐ : 評価結果に係る部分は別途ご説明する</p> </div> <div data-bbox="1352 1054 1928 1086" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;"> <p data-bbox="1442 1062 1928 1083">┌──┐ 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p> </div>	<p data-bbox="1973 201 2159 309">【女川】記載内容の相違 ・アクセスルートが異なることによる溢水影響範囲の相違。</p> <p data-bbox="1973 320 2159 429">【島根】記載内容の相違 ・泊は、溢水影響範囲を記載している。(女川と同様)</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="91 204 680 767" style="border: 1px solid black; height: 353px; width: 263px;"></div> <p data-bbox="183 778 586 802">第3-6図 アクセスルートへの溢水影響範囲</p> <div data-bbox="295 836 685 874" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。 </div>		<div data-bbox="1357 177 1944 895" style="border: 1px solid black; height: 450px; width: 262px; border-style: dashed;"></div> <p data-bbox="1447 895 1850 919">第3-6図 アクセスルートへの溢水影響範囲</p> <div data-bbox="1361 1034 1939 1118" style="border: 1px solid gray; padding: 5px;"> 追而【他条文の審査状況の反映】 （上記の 破線囲部分 は、第9条の審査状況を踏まえて反映するため追而としている。） </div> <div data-bbox="1563 1145 1935 1184" style="border: 1px dashed red; padding: 2px;"> : 評価結果に係る部分は別途ご説明する </div> <div data-bbox="1357 1222 1930 1251" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	<p data-bbox="1975 197 2154 309">【女川】記載内容の相違 ・アクセスルートが異なることによる溢水影響範囲の相違。</p> <p data-bbox="1975 316 2154 427">【島根】記載内容の相違 ・泊は、溢水影響範囲を記載している。（女川と同様）</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 199 685 826" style="border: 1px solid black; height: 393px; width: 268px;"></div> <p data-bbox="183 834 586 860">第3-7図 アクセスルートへの溢水影響範囲</p> <div data-bbox="293 911 685 948" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。 </div>		<div data-bbox="1361 177 1939 810" style="border: 2px dashed black; padding: 5px;"> <div data-bbox="1361 188 1939 778" style="border: 1px solid black; height: 370px; width: 258px;"></div> <p data-bbox="1451 778 1854 802">第3-7図 アクセスルートへの溢水影響範囲</p> </div> <div data-bbox="1368 890 1944 975" style="border: 1px solid gray; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 追而【他条文の審査状況の反映】 （上記の 破線囲部分 は、第9条の審査状況を踏まえて反映するため追而として ている。） </div> <div data-bbox="1563 1010 1944 1050" style="border: 1px solid gray; padding: 5px; margin-top: 10px; text-align: center;"> : 評価結果に係る部分は別途ご説明する </div> <div data-bbox="1361 1078 1944 1110" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	<p data-bbox="1975 199 2168 422"> 【女川】記載内容の相違 ・アクセスルートが異なることによる溢水影響範囲の相違。 【島根】記載内容の相違 ・泊は、溢水影響範囲を記載している。（女川と同様） </p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

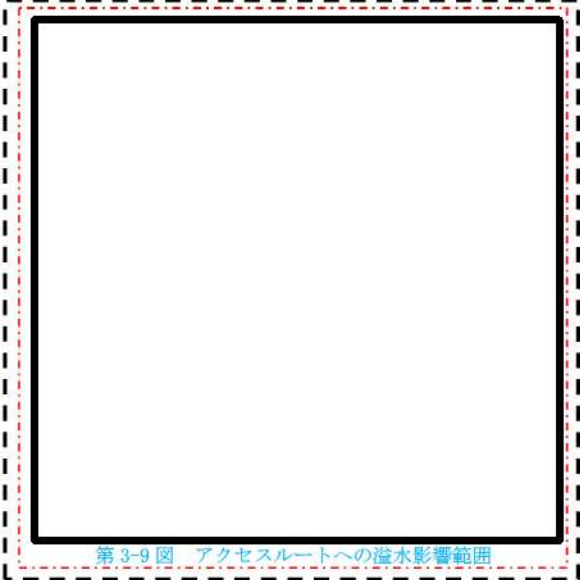
1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 215 683 794" style="border: 1px solid black; height: 363px; width: 267px;"></div> <p data-bbox="183 805 586 831">第3-8図 アクセスルートへの溢水影響範囲</p> <div data-bbox="282 874 674 906" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p data-bbox="304 880 651 900">枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。</p> </div>		<div data-bbox="1355 167 1944 874" style="border: 2px dashed black; padding: 5px;"> <div data-bbox="1377 183 1926 831" style="border: 1px solid black; height: 406px; width: 245px;"></div> <p data-bbox="1451 837 1854 863">第3-8図 アクセスルートへの溢水影響範囲</p> </div> <div data-bbox="1368 954 1944 1038" style="border: 1px solid gray; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p data-bbox="1391 965 1921 1029"> 追而【他条文の審査状況の反映】 （上記の「破線図部分」は、第9条の審査状況を踏まえて反映するため追而としている。） </p> </div> <div data-bbox="1559 1066 1933 1106" style="border: 1px solid gray; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p data-bbox="1581 1077 1910 1096"> ：評価結果に係る部分は別途ご説明する </p> </div> <div data-bbox="1361 1141 1933 1169" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p data-bbox="1384 1149 1921 1168"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </p> </div>	<p data-bbox="1977 199 2157 422"> 【女川】 記載内容の相違 ・アクセスルートが異なることによる溢水影響範囲の相違。 【島根】 記載内容の相違 ・泊は、溢水影響範囲を記載している。（女川と同様） </p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>第3-9図 アクセスルートへの溢水影響範囲</p> <p>追而【他条文の審査状況の反映】 (上記の破線部分 は、第9条の審査状況を踏まえて反映するため追而として ている。)</p> <p>：評価結果に係る部分は別途ご説明する</p> <p>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	<p>【女川】記載内容の相違 ・アクセスルートが異なることによる溢水影響範囲の相違。 【島根】記載内容の相違 ・泊は、溢水影響範囲を記載している。(女川と同様)</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>4. アクセスルートエリアの溢水による影響 (1) アクセスルートエリアの溢水による温度の影響</p> <p>地震による溢水源に、「使用済燃料プール、原子炉ウエル及びDSビットスロッシング水」があるが、通常時の温度は40℃程度であり、それらはアクセスルートエリアには貯留するものの、溢水水位が低く、ゴム長靴等の防護具を着用するため、通行に与える影響はない。</p> <p>また、高温の流体を内包する系統として「加熱蒸気及び復水戻り系」、「給水加熱器ドレン系」及び「復水系、給水系」があるが、重大事故等が発生した場合には、原子炉建屋付属棟を經由し原子炉建屋原子炉棟へ移動するアクセスルートを使用することから作業場所までの通行が可能である。</p> <p>したがって、有効性評価における原子炉建屋内での作業における高温状態による影響はないと考えられる。</p> <p>なお、蒸気影響が考えられる有効性評価シナリオ「格納容器バイパス（インターフェイスシステムLOCA）」の場合でも、原子炉減圧操作及び原子炉建屋ブローアウトパネルからの排気により、4時間程度で約44℃となると評価されており、防護具（耐熱服）を着用することで、温度による影響は緩和されるため通行に与える影響はないと考えられる。</p>	<p>4. アクセスルートエリアの溢水による影響 (1) アクセスルートエリアの溢水による温度の影響</p> <p>地震による溢水源の中で、高温の流体を内包する系統は「主蒸気系」、「原子炉浄化系」及び「復水・給水系」が考えられる。いずれも漏えい検知による自動隔離等のインターロックが設置されている。</p> <p>漏えいにより一時的に原子炉建物二次格納容器内は高温になるが、隔離及びブローアウトパネルからの排気により温度は低下する。</p> <p>隔離に時間を要する有効性評価シナリオ「格納容器バイパス（インターフェイスシステムLOCA）」がA又はB-残留熱除去系で発生した場合を評価した結果、原子炉棟内環境が静定する事象発生の9時間後から現場操作の完了時間として設定している10時間後までの温度は最大で約44℃であり、原子炉棟内の滞在時間はA-残留熱除去系の場合で約38分、B-残留熱除去系の場合で約37分であることから、操作場所へのアクセス及び操作は可能である*。</p> <p>C-残留熱除去系又は低圧炉心スプレイ系で発生した場合を評価した結果、漏えいにより原子炉建物二次格納容器内の温度は僅かに上昇するが、現場操作の完了時間として設定している事象発生の10時間後までの温度は最大で約31℃であり、想定している作業環境（最大約44℃）未達で推移する。原子炉棟内の滞在時間はC-残留熱除去系の場合で約37分、低圧炉心スプレイ系の場合で約41分であることから、操作場所へのアクセス及び操作は可能である*。なお、この時ブローアウトパネルの開放圧力には到達しない。</p> <p>※想定している作業環境（最大約44℃）においては、主に低温やけどが懸念されるが、一般的に、接触温度と低温やけどになるまでのおおよその時間の関係は、44℃で3時間～4時間として知られている。（出典：消費者庁 NewsRelease（平成25年2月27日））</p>	<p>4. アクセスルートエリアの溢水による影響 (1) アクセスルートエリアの溢水による温度の影響</p> <p>地震による溢水源に、「セメント固化装置」があり、この装置の構成機器には運転時の温度が約90℃程度となる機器があるが、温度の高い機器は隔壁又は堰によって囲まれた区画の中に設置されていることから高温水の飛散によるアクセスルートへの影響はなく、セメント固化装置の加熱源として使用している補助蒸気配管は耐震性を確保するため、蒸気の漏えいは発生しない。</p> <p>したがって、有効性評価の作業における高温状態による影響はないと考えられる。</p> <p>なお、蒸気影響が考えられる有効性評価シナリオ「格納容器バイパス（インターフェイスシステムLOCA）」の場合でも、現場操作時に高温となるエリアは通行しないため、操作場所へのアクセス性及び操作に与える影響はないものと考えられる。</p>	<p>【女川及び島根】設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高温の流体を内包する溢水源の相違及び高温の流体に対する評価結果の相違。 ・泊は、アクセスルート上への高温水の飛散及び蒸気漏えいが無いことを記載している。 <p>【女川及び島根】記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は、高温状態による影響がないことを記載した。 <p>【女川及び島根】設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は、格納容器バイパス事象時に高温エリア内をアクセスしない。

追而【他条文の審査状況の反映】
 (上記の破線囲部分 は、第9条の審査状況を踏まえて反映するため追而としている。)

：評価結果に係る部分は別途ご説明する

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) アクセスルートエリアの溢水による線量の影響 放射性物質を内包する溢水源の中で、漏えい時に環境線量が最も厳しくなる系統は「使用済燃料プール、原子炉ウエル及びDSピットスロッシング水」である。アクセスルートエリアには貯留するが使用済燃料プール、原子炉ウエル及びDSピットスロッシング水の溢水に伴う被ばく線量率は約2.6×10^{-4} mSv/h となり、緊急時の被ばく線量制限値 100mSv と比較して十分小さく抑えられるため、被ばく防護の適切な装備を実施することで通行及び作業は可能であると考えられる。</p> <p>(3) アクセスルートエリアの化学薬品を含む溢水の影響 アクセスルートエリアの化学薬品を含む溢水源は「補機冷却水系に含まれる防食剤[*]」がある。</p> <p>ただし、防食剤は配管内に注入されているものであり、地震による溢水により更に機器等が腐食し倒壊することはない、アクセスルートを阻害することはない。</p> <p>また、薬品自体の性状として、皮膚に付くと炎症の可能性があるが、薬剤が付着しないよう適切な薬品防護具（ゴム長靴、ゴム手袋、全面マスク）を持参し着用することにより、アクセス性は確保可能である。 ※主な成分：亜硝酸ナトリウム</p>	<p>(2) アクセスルートエリアの溢水による線量の影響 放射性物質を内包する溢水源の中で、漏えい時に環境線量率が最も厳しくなる系統は「原子炉浄化系」である。 内部溢水で評価しているとおおり、原子炉浄化系の漏えいによる被ばく線量は数 mSv 程度となり、緊急時の被ばく線量制限値 100mSv と比較して十分小さく抑えられるため、被ばく防護の適切な装備を実施した上で作業は可能であると考えられる。</p> <p>(3) アクセスルートエリアの化学薬品を含む溢水の影響 化学薬品を含む溢水源の中で、アクセスルートに影響を与える可能性のあるものは「原子炉補機冷却水系に含まれる防錆剤（亜硝酸ソーダ）」がある。</p> <p>「原子炉補機冷却水系に含まれる防錆剤（亜硝酸ソーダ）」は、濃度が十分低く防護具により安全性を確保していることから作業は可能であると考えられる。</p>	<p>(2) アクセスルートエリアの溢水による線量の影響 放射性物質を内包する溢水源の中で、漏えい時に環境線量率が厳しくなる機器は「使用済燃料ピットスロッシング」、「セメント固化装置」、「ガス圧縮装置」及び「廃ガス除湿装置」である。 溢水影響により環境線量率が最も高くなるアクセスルートエリアは最地下階となる原子炉補助建屋 T.P. -1.7m であり、当該エリアでの被ばく線量は数 mSv 程度となることから、緊急時の被ばく線量制限値 100mSv 以下に抑えられるため、被ばく防護の適切な装備を実施することで通行及び作業は可能であると考えられる。</p> <p>(3) アクセスルートエリアの化学薬品を含む溢水の影響 化学薬品を含む溢水源の中で、アクセスルートに影響を与える可能性のある薬品は「洗浄排水蒸発装置リン酸ソーダ注入装置に含まれるリン酸水素二ナトリウム」及び「亜鉛注入装置に含まれる酢酸亜鉛」がある。</p> <p>ただし、これらの薬品は配管内に注入されるものであり、地震による溢水により更に機器等が腐食し倒壊することはない、アクセスルートを阻害することはない。</p> <p>また、これらの薬品の性状として、皮膚に付くと炎症の可能性があるが、薬剤が人体に付着しないよう適切な薬品防護具（ゴム長靴、ゴム手袋、全面マスク）を持参し着用することにより、アクセス性は確保可能である。</p>	<p>【女川及び島根】設備の相違 ・放射性物質を内包する溢水源の相違。 【女川及び島根】評価方針の相違 ・泊は、環境線量率が厳しくなる機器が複数あるため、放射性物質を含む溢水が最地下階にすべて滞留した場合を想定して評価した。 【島根】記載表現の相違</p> <p>【女川及び島根】設備の相違 ・設備及びアクセスルートに影響を与える可能性のある化学薬品の相違。 【女川】記載表現の相違 【島根】記載内容の相違 ・泊は、機器等への影響についても記載した。 【島根】記載内容の相違 ・泊は、人体への影響及び具体的な薬品防護具を記載した。</p>
		<p>追而【他条文の審査状況の反映】 （上記の破線部分^①は、第9条の審査状況を踏まえて反映するため追而としている。）</p>	<p>①：評価結果に係る部分は別途ご説明する</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																												
	<p>なお、廃棄物処理建物（管理区域）には液体廃棄物処理系中和装置に苛性ソーダ及び硫酸が存在し、固体廃棄物処理系中和装置に苛性ソーダ及び硫酸等が存在するが、通行するルートは廃棄物処理建物（非管理区域）であり、薬品設置箇所とは異なる場所にあるため影響を受けることはない。</p>	<p>なお、「セメント固化装置消泡剤タンク及び消泡剤計量管に含まれる非晶質シリカ」は、アクセスルート上に漏えいした場合であっても、人体への影響はないためアクセス性への影響はない。また、系統への薬品添加作業により溢水源の中に一時的に内包する薬品として、「水酸化ナトリウム」、「水加ヒドラジン」、「過酸化水素」、「水酸化リチウム」があるが、これらの薬品は添加時のみ内包し常時保管するものではないことから、溢水時の薬品によるアクセス性への影響を考慮する必要はないと考えられる。万一、薬品の添加作業中に地震が発生し、薬品の漏えいによりアクセス性が阻害される可能性がある場合であっても適切な薬品防護具（化学防護長靴、化学防護手袋、防毒マスク、ガス吸収缶）を持参し着用することにより、アクセス性は確保可能である。</p> <p>アクセスルートに影響を与える可能性のある薬品を第4表に、アクセスルートへの影響を考慮する必要がないとした薬品を第5表に示す。</p> <p>第4表 アクセスルートに影響を与える可能性のある薬品（溢水源内に保管する薬品）</p> <table border="1" data-bbox="1355 718 1937 1149"> <thead> <tr> <th>フロア</th> <th>設備名</th> <th>保管薬品</th> <th>容量(濃度)</th> <th>被害想定</th> <th>対応内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉補助建屋 T.P. 20.3a</td> <td>洗浄排水薬品装置リン酸ソーダ注入装置</td> <td>リン酸水素二ナトリウム</td> <td>500 L (3.3wt%)</td> <td>【人体への影響】 ・吸入した場合・・・赤症 ・皮膚に接触した場合・・・赤症 ・目に入った場合・・・赤症 【ガスの発生】 ・毒性の強いガスの発生は少ない。</td> <td>・薬品の流出時はアクセスルート上に溢水するが、流出時は人体への影響を考慮して、直接人体に接触しないように適切な薬品防護具（ゴム長靴、ゴム手袋、全面マスク）を持参し着用することで、安全に通行することが可能である。</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">原子炉補助建屋 T.P. 10.3a</td> <td>薬剤注入装置</td> <td>酢酸亜鉛</td> <td>150 L (0.15wt%)</td> <td>【人体への影響】 ・吸入した場合、鼻、のど、気管、気管支等の粘膜が侵される。 ・皮膚に接触した場合、刺激作用があり、炎症を起こすことがある。 ・目に入った場合、粘膜が侵され、赤症を起こす。 【ガスの発生】 ・毒性の強いガスの発生は少ない。</td> <td>・薬品の流出時はアクセスルート上に溢水するが、流出時は人体への影響を考慮して、直接人体に接触しないように適切な薬品防護具（ゴム長靴、ゴム手袋、全面マスク）を持参し着用することで、安全に通行することが可能である。</td> </tr> <tr> <td>セメント固化装置消泡剤タンク</td> <td>非晶質シリカ</td> <td>135 L (10wt%)</td> <td>【人体への影響】 ・該当なし。 【ガスの発生】 ・毒性の強いガスの発生は少ない。</td> <td>・薬品の流出時はアクセスルート上に溢水するが、有害性がないためアクセスルートへの影響はない。</td> </tr> <tr> <td>セメント固化装置消泡剤非晶質</td> <td>非晶質シリカ</td> <td>6.5 L (10wt%)</td> <td>【人体への影響】 ・該当なし。 【ガスの発生】 ・毒性の強いガスの発生は少ない。</td> <td>・薬品の流出時はアクセスルート上に溢水するが、有害性がないためアクセスルートへの影響はない。</td> </tr> </tbody> </table> <p>追而【他条文の審査状況の反映】 (上記の破線部分 は、第9条の審査状況を踏まえて反映するため追而としている。)</p> <p>：評価結果に係る部分は別途説明する</p>	フロア	設備名	保管薬品	容量(濃度)	被害想定	対応内容	原子炉補助建屋 T.P. 20.3a	洗浄排水薬品装置リン酸ソーダ注入装置	リン酸水素二ナトリウム	500 L (3.3wt%)	【人体への影響】 ・吸入した場合・・・赤症 ・皮膚に接触した場合・・・赤症 ・目に入った場合・・・赤症 【ガスの発生】 ・毒性の強いガスの発生は少ない。	・薬品の流出時はアクセスルート上に溢水するが、流出時は人体への影響を考慮して、直接人体に接触しないように適切な薬品防護具（ゴム長靴、ゴム手袋、全面マスク）を持参し着用することで、安全に通行することが可能である。	原子炉補助建屋 T.P. 10.3a	薬剤注入装置	酢酸亜鉛	150 L (0.15wt%)	【人体への影響】 ・吸入した場合、鼻、のど、気管、気管支等の粘膜が侵される。 ・皮膚に接触した場合、刺激作用があり、炎症を起こすことがある。 ・目に入った場合、粘膜が侵され、赤症を起こす。 【ガスの発生】 ・毒性の強いガスの発生は少ない。	・薬品の流出時はアクセスルート上に溢水するが、流出時は人体への影響を考慮して、直接人体に接触しないように適切な薬品防護具（ゴム長靴、ゴム手袋、全面マスク）を持参し着用することで、安全に通行することが可能である。	セメント固化装置消泡剤タンク	非晶質シリカ	135 L (10wt%)	【人体への影響】 ・該当なし。 【ガスの発生】 ・毒性の強いガスの発生は少ない。	・薬品の流出時はアクセスルート上に溢水するが、有害性がないためアクセスルートへの影響はない。	セメント固化装置消泡剤非晶質	非晶質シリカ	6.5 L (10wt%)	【人体への影響】 ・該当なし。 【ガスの発生】 ・毒性の強いガスの発生は少ない。	・薬品の流出時はアクセスルート上に溢水するが、有害性がないためアクセスルートへの影響はない。	<p>【女川及び島根】記載内容の相違</p> <p>・泊は、薬品漏えい時に防護具着用の必要がない薬品について記載した。</p> <p>【女川及び島根】記載内容の相違</p> <p>・泊は、添加作業により一時的に薬品を内包する溢水源に対する評価結果を記載した。</p> <p>【女川及び島根】記載方針の相違</p> <p>・泊は、アクセスルートに影響を与える可能性のある薬品が複数あるため被害想定等を表形式で記載した。</p>
フロア	設備名	保管薬品	容量(濃度)	被害想定	対応内容																										
原子炉補助建屋 T.P. 20.3a	洗浄排水薬品装置リン酸ソーダ注入装置	リン酸水素二ナトリウム	500 L (3.3wt%)	【人体への影響】 ・吸入した場合・・・赤症 ・皮膚に接触した場合・・・赤症 ・目に入った場合・・・赤症 【ガスの発生】 ・毒性の強いガスの発生は少ない。	・薬品の流出時はアクセスルート上に溢水するが、流出時は人体への影響を考慮して、直接人体に接触しないように適切な薬品防護具（ゴム長靴、ゴム手袋、全面マスク）を持参し着用することで、安全に通行することが可能である。																										
原子炉補助建屋 T.P. 10.3a	薬剤注入装置	酢酸亜鉛	150 L (0.15wt%)	【人体への影響】 ・吸入した場合、鼻、のど、気管、気管支等の粘膜が侵される。 ・皮膚に接触した場合、刺激作用があり、炎症を起こすことがある。 ・目に入った場合、粘膜が侵され、赤症を起こす。 【ガスの発生】 ・毒性の強いガスの発生は少ない。	・薬品の流出時はアクセスルート上に溢水するが、流出時は人体への影響を考慮して、直接人体に接触しないように適切な薬品防護具（ゴム長靴、ゴム手袋、全面マスク）を持参し着用することで、安全に通行することが可能である。																										
	セメント固化装置消泡剤タンク	非晶質シリカ	135 L (10wt%)	【人体への影響】 ・該当なし。 【ガスの発生】 ・毒性の強いガスの発生は少ない。	・薬品の流出時はアクセスルート上に溢水するが、有害性がないためアクセスルートへの影響はない。																										
	セメント固化装置消泡剤非晶質	非晶質シリカ	6.5 L (10wt%)	【人体への影響】 ・該当なし。 【ガスの発生】 ・毒性の強いガスの発生は少ない。	・薬品の流出時はアクセスルート上に溢水するが、有害性がないためアクセスルートへの影響はない。																										

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.0 重大事故等対策における共通事項

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

第5表 アクセスルートへの影響を考慮しないとした薬品
 （薬品添加作業時のみ溢水源の中に内包する薬品）

フロア	溢水源	添加薬品	容量 (濃度)	被害想定	対応内容
原子炉補助建屋 T.P.24.8a	原液貯蔵 ピット中性 ゾウダ計量 タンク	水酸化 ナトリウム	300 L ² (25wt%)	【人体への影響】 ・接触により皮膚表面の組織を侵す。 【ガスの発生】 ・毒性の強いガスの発生は少ない。	・本設備は原液貯蔵ピットへの薬品の添加を目的としていることから、薬品添加時以外は薬品を内包するものではなく、薬品を常時保管するものではないことから溢水時にアクセス性への影響を考慮する必要はない。 ・万一、薬品の添加作業中に地震が発生し漏えいによりアクセス性が阻害される可能性がある場合であっても、適切な薬品防護具（化学防護長靴、化学防護手袋、全面マスク）を持参し着用することにより、アクセス性は確保可能である。
原子炉補助建屋 T.P.17.8a	1次系 薬品 タンク	水酸化 リチウム	19 L ² (10wt%)	【人体への影響】 ・重篤な皮膚の薬傷及び目の損傷 【ガスの発生】 ・毒性の強いガスの発生は少ない。	・本設備は1次冷却系への薬品の添加を目的としていることから、薬品添加時以外は薬品を内包するものではなく、薬品を常時保管するものではないことから溢水時にアクセス性への影響を考慮する必要はない。 ・万一、薬品の添加作業中に地震が発生し漏えいによりアクセス性が阻害される可能性がある場合であっても、「水酸化リチウム」又は「過酸化水素」が漏えいした場合については、適切な薬品防護具（化学防護長靴、化学防護手袋、全面マスク）を持参し着用することにより、アクセス性は確保可能である。 ・なお、本設備に内包する「水酸化リチウム」、「水酸化ナトリウム」、「過酸化水素」は、それぞれアラウンド起動停止時に1次冷却系の水質調整に使用することから同時に保管することではなく、薬品が混合することはない。
		水加 ヒドラジン	19 L ² (30wt%)	【人体への影響】 ・重篤な皮膚の薬傷及び目の損傷 【ガスの発生】 ・毒性の強いガスが発生する可能性がある。	
		過酸化 水素	19 L ² (32wt%)	【人体への影響】 ・重篤な皮膚の薬傷及び目の損傷 【ガスの発生】 ・毒性の強いガスの発生は少ない。	
原子炉補助建屋 T.P.5.8a	酸液ドレン タンク中性 ゾウダ計量 タンク	水酸化 ナトリウム	20 L ² (25wt%)	【人体への影響】 ・接触により皮膚表面の組織を侵す。 【ガスの発生】 ・毒性の強いガスの発生は少ない。	・本設備は酸液ドレンタンクへの薬品の添加を目的としていることから、薬品添加時以外は薬品を内包するものではなく、薬品を常時保管するものではないことから溢水時にアクセス性への影響を考慮する必要はない。 ・万一、薬品の添加作業中に地震が発生し漏えいによりアクセス性が阻害される可能性がある場合であっても、基内にとどまるため、アクセスルートへの影響はない。
		薬液混合 タンク	水加 ヒドラジン	18 L ² (30wt%)	

※1：添加薬品を常時保管するものではなく、薬品添加時以外はタンク内が空の状態である。
 ※2：添加薬品を常時保管するものではなく、薬品添加時以外はタンク内が蒸気水（空調用冷水）にて満たされている。

【女川及び島根】記載方針の相違
 ・泊は、アクセスルートへの影響を考慮する必要がないとした薬品が複数あるため、被害想定等を表形式で記載した。

追而【他条文の審査状況の反映】
 （上記の【**破綻部分**】は、第9条の審査状況を踏まえて反映するため追而としている。）

：評価結果に係る部分は別途ご説明する

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(4) 照明への影響 照明については、常用電源若しくは非常用電源から受電し、建屋全体に設置されていることから現場への通行に影響はない。また、溢水の影響により一部の照明が機能喪失した場合においても、中央制御室に配備しているヘッドライト、懐中電灯の携行により対応可能である。</p> <p>(5) 感電の影響 電気設備が溢水の影響を受けた場合は保護回路が動作し、電気回路をトリップすることで、当該電気設備の給電が遮断されると考えられる。また、地絡等の警報が発生した場合は負荷の切離し等の対応を行う。さらに、ゴム長靴等の防護具を着用することによりアクセス時の安全性を確保する。</p> <p>(6) 漂流物の影響 屋内に設置された棚やラック等の設備は固縛処置がされており、溢水が発生した場合においても漂流物になることはない。よってアクセス性に対して影響はない。</p> <p>5. 防護具の配備状況 地震による内部溢水の発生により、建屋内の床面が没水した場合を考慮しても対応作業が可能となる必要となる防護具の配備状況についても確認した。</p> <p>内部溢水が発生していると考えられる場合には、中央制御室で必要な防護具を着用し、対応操作現場に向かう手順としており、訓練等を通じて、防護具の着用時間は10分以内で実施できることを確認した。</p>	<p>(4) 照明への影響 照明設備については常用電源若しくは非常用電源から受電しており、建物全体に設置されている。溢水の影響により照明機能が喪失しても、可搬型照明により対応可能である。（別紙(16)参照）</p> <p>(5) 感電の影響 電気設備が溢水の影響を受けた場合は、保護回路が動作し電気回路をトリップすることで電源供給が遮断されると考えられる。また、地絡等の警報が発生した場合は負荷の切り離し等の対応を行う。 なお、第3図に示す絶縁性を確保した装備を着用することによりアクセス時の安全性を確保する。</p> <p>(6) 漂流物の影響 屋内に設置された棚やラック等の設備は、固縛処置がされており、溢水が発生した場合においても漂流物となることはない。よってアクセス性に対して影響はない。</p> <p>【内部溢水に対する対応】 地震による内部溢水の発生により、建物内の床面が水没した場合を考慮しても対応作業が可能となるよう、必要となる防護具を配備する。 なお、作業現場に向かう際には防護具を携帯する。</p> <p>内部溢水が発生していると考えられる場合には、予め中央制御室や緊急時対策所で必要な防護具を着用し、対応操作現場に向かう手順としており、訓練等を通じて、防護具の着用時間は10分以内で実施できることを確認した。</p>	<p>(4) 照明への影響 照明については、常用電源若しくは非常用電源から受電し、建屋全体に設置されていることから現場への通行に影響はない。また、溢水の影響により一部の照明が機能喪失した場合においても、中央制御室に配備しているヘッドライト、懐中電灯の携行により対応可能である。</p> <p>(5) 感電の影響 電気設備が溢水の影響を受けた場合は保護回路が動作し、電気回路をトリップすることで、当該電気設備の給電が遮断されると考えられる。また、地絡等の警報が発生した場合は負荷の切り離し等の対応を行う。さらに、ゴム長靴等の防護具を着用することによりアクセス時の安全性を確保する。</p> <p>(6) 漂流物の影響 屋内に設置された棚やラック等の設備は固縛処置がされており、溢水が発生した場合においても漂流物になることはない。よってアクセス性に対して影響はない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>追而【他条文の審査状況の反映】 （上記の破線部分）は、第9条の審査状況を踏まえて反映するため追而としている。）</p> </div> <p>：評価結果に係る部分は別途ご説明する</p> <p>5. 防護具の配備状況 地震による内部溢水の発生により、建屋内の床面が没水した場合を考慮しても対応作業が可能となる必要となる防護具の配備状況についても確認した。 なお、作業現場に向かう際には防護具を携帯する。</p> <p>内部溢水が発生していると考えられる場合には、中央制御室や緊急時対策所で必要な防護具を着用し、対応操作現場に向かう手順としており、訓練等を通じて、防護具の着用時間は10分以内で実施できることを確認した。</p>	<p>【島根】記載表現の相違 【女川】名称の相違</p> <p>【島根】記載表現の相違</p> <p>【島根】記載表現の相違</p> <p>【島根】記載表現の相違</p> <p>【女川】記載内容の相違 ・泊は、現場移動時に防護具を携帯することを追記した。（島根と同様）</p> <p>【島根】記載表現の相違 【女川】記載内容の相違 ・泊は、緊急時対策所の要員が屋内にアクセスする場合も考慮し、緊急時対策所で必要な防護具を着用することを記載した。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）



















1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>配備場所：中央制御室</p> <p>防護具：綿手袋、ゴム長靴（靴丈 28cm）、ゴム手袋、必要に応じて電子式線量計、タイベック、EVA スーツ、全面マスク</p> <p>さらに、高温、高線量での操作及び評価を超える溢水に対応するために、耐熱服、自給式呼吸器、胴長靴を配備する。</p>	<p>アクセスに係る防護具等を第3図に示す。</p> <p>配備箇所：中央制御室、緊急時対策所</p> <p>防護具：『マスク』（状況に応じて選択）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全面マスク等（全面マスク又は電動ファン付き全面マスク） ・酸素呼吸器 ・セルフエアースーツ <p>『服装』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ゴム手袋 ・汚染防護服 ・被水防護服 ・耐熱服* ・作業用長靴 <p>※第2チェックポイント（原子炉建物1階）に配備薬品類の漏えい時に着用する防護具は別紙(35)参照</p>	<p>アクセスに係る防護具等を第4図に示す。</p> <p>配備場所：中央制御室近傍、緊急時対策所、発電所災害対策要員執務室</p> <p>防護具：綿手袋、ゴム長靴（靴丈 28cm）、胴長靴（靴丈約 130cm）*、ゴム手袋、ポケット線量計、タイベック、アノラック、全面マスク</p> <p>※：中央制御室近傍にのみ配備</p> <p>さらに、評価を超える溢水に対応するため、薬品防護具（化学防護服、化学防護手袋、化学防護長靴、防毒マスク、ガス吸収缶、防護メガネ）、自給式呼吸器を配備する。</p>	<p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【女川及び島根】記載内容の相違</p> <p>・泊の配備場所及び防護具を記載した。</p> <p>【島根】記載内容の相違</p> <p>・泊は、薬品漏えい時においても溢水防護具と同様の防護具（ゴム長靴、ゴム手袋、全面マスク）を着用して対応する。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div style="display: flex; flex-wrap: wrap; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center; margin: 5px;">  <p>個人放射計 (電子式線量計)</p> </div> <div style="text-align: center; margin: 5px;">  <p>汚染防護服 (タイベック)</p> </div> <div style="text-align: center; margin: 5px;">  <p>EVAスーツ</p> </div> <div style="text-align: center; margin: 5px;">  <p>長靴</p> </div> <div style="text-align: center; margin: 5px;">  <p>全面マスク</p> </div> </div>	<div style="display: flex; flex-wrap: wrap; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center; margin: 5px;">  <p>全面マスク</p> </div> <div style="text-align: center; margin: 5px;">  <p>セルフエアセット</p> </div> <div style="text-align: center; margin: 5px;">  <p>酸素呼吸器</p> </div> <div style="text-align: center; margin: 5px;">  <p>汚染防護服</p> </div> <div style="text-align: center; margin: 5px;">  <p>被水防護服</p> </div> <div style="text-align: center; margin: 5px;">  <p>作業用長靴</p> </div> <div style="text-align: center; margin: 5px;">  <p>耐熱服</p> </div> </div> <p style="text-align: center;">第3図 溢水時に着用する防護具 (例)</p>	<div style="display: flex; flex-wrap: wrap; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center; margin: 5px;">  <p>ポケット線量計</p> </div> <div style="text-align: center; margin: 5px;">  <p>タイベック</p> </div> <div style="text-align: center; margin: 5px;">  <p>アノラック</p> </div> <div style="text-align: center; margin: 5px;">  <p>全面マスク</p> </div> <div style="text-align: center; margin: 5px;">  <p>ゴム長靴</p> </div> <div style="text-align: center; margin: 5px;">  <p>胴長靴</p> </div> </div> <p style="text-align: center;">第4図 溢水時に着用する防護具 (例)</p>	<p>【女川】記載表現の相違</p>

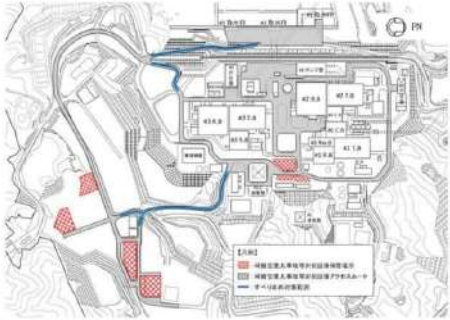
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">別紙(36)</p> <p style="text-align: center;">積雪、凍結時のすべり止め対策について</p> <p>1. はじめに 積雪、凍結への対応として、下記①～②の対策によりアクセスルートの積雪や凍結による車両の通行支障を事前に防止する。さらに下記③～⑤により積雪や凍結時の通行性を確実にする対策を行う。 ①降雪時に速やかに除雪を実施できる体制を構築する。 ②積雪、凍結が発生又は発生が予想される場合は、融雪剤を散布する。 ③車両に常時スタッドレスタイヤを装着し、積雪、凍結時は徐行（15km/h 以下）で走行する。 ④アクセスルートの急勾配箇所にはすべり止め舗装を施す。 ⑤アクセスルートの急勾配箇所にはすべり止め材（砂）を配備する。</p>	<p style="text-align: center;">該当箇所なし</p>	<p style="text-align: right;">別紙(35)</p> <p style="text-align: center;">積雪、凍結時の通行性確保について</p> <p>1. はじめに 積雪、凍結への対応として、下記①～②の対策によりアクセスルートの積雪や凍結による車両の通行支障を事前に防止する。さらに下記③～⑤により積雪や凍結時の通行性を確実にする対策を行う。 ①降雪時に速やかに除雪を実施できる体制を構築する。 ②積雪、凍結が発生又は発生が予想される場合は、必要に応じて融雪剤を散布する。 ③車両にスタッドレスタイヤ又はスパイクタイヤを装着し、積雪、凍結時は徐行（15km/h 以下）で走行する。 ④アクセスルートの周辺にスノーボールを設置する。 ⑤アクセスルート近傍にすべり止め材（砂）を配備する。</p> <p>2. 積雪対策 アクセスルートへの積雪については、気象予報により事前の予測が十分に可能であり、速やかに除雪できる体制を構築している。アクセスルートへの積雪量が10cm程度を目安に除雪する。</p> <p>3. 視界不良対策 降雪や吹雪が発生している場合における可搬型設備の運搬や除雪作業については、あらかじめスノーボールをアクセスルートに沿って設置しておくことにより、運転者に道路線形を明示し、対応操作が可能となるよう対策する。スノーボールの設置例を第1図に示す。</p> <div data-bbox="1361 986 1948 1327" data-label="Image"> </div> <p style="text-align: center;">第1図 スノーボール（例）</p>	<p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【女川】記載内容の相違・対策の相違。</p> <p>【女川】記載内容の相違・泊に急勾配箇所（道路勾配9%以上）はない。</p> <p>【女川】記載内容の相違・泊では積雪対策の内容について記載。</p> <p>【女川】記載内容の相違・泊では視界不良対策の内容について記載。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2. すべり止め対策を行う範囲</p> <p>アクセスルートにおいて勾配が急となる部分にすべり止め舗装を施す。上記1. ③に記載のとおり車両は徐行（15km/h以下）で走行するが、安全側に設計速度20km/hで走行するものと仮定し、道路構造令^{※1}に示されている20km/hでの走行における道路の設計勾配が9～12%以下とされていることを参考に、道路勾配が9%以上となる箇所では積雪・凍結時の通行に支障が出るおそれがあるものとして、9%以上の勾配となるルート全線にわたってすべり止め対策を施す。第1図にすべり止め対策を行う範囲を示す。</p> <p>※1 道路構造令（平成15年 国土交通省）</p>  <p>第1図 すべり止め対策を行う範囲</p> <p>3. すべり止め対策の概要</p> <p>(1) すべり止め舗装</p> <p>アクセスルートの急勾配箇所に樹脂系のすべり止め舗装を施し、すべり抵抗性を向上させる。すべり止め舗装の対策例を第2図に、構造の概要を第3図に示す。</p> <p>この樹脂系のすべり止め舗装による効果は、道路舗装部に約1mmの水膜が形成された場合、一般舗装部は水膜の標準的な摩擦係数の0.16であったのに対して、樹脂系のすべり止め舗装では摩擦係数は0.35程度と摩擦係数が大きくなることが試験^{※2}により確認されている。</p> <p>摩擦係数が0.35の場合において車両が滑り落ちない限界勾配は35%^{※3}であり、アクセスルートの最急勾配部（15.6%）においても限界勾配と比較し緩やかな勾配であることから、可搬型設備は走行可能である。</p> <p>※2 大沼ら：すべり止め舗装の効果と耐久性について（平成13年 旧北海道開発局 開発土木研究所（現 国立研究開発法人 土木研究所 寒地土木研究所））</p> <p>※3 濱本ら：小規模道路の平面線形及び縦断勾配の必要水準に関する基礎的検討（平成24年 国土交通省 国土技術政策総合研究所）</p>			<p>【女川】記載内容の相違</p> <p>・沿の冬季における路面は圧雪状態となっているため、すべり止め舗装の効果は限定的であること、また、アクセスルート及びサブルートにおいて勾配が9%を超える箇所はないことから、すべり止め舗装は施していない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p data-bbox="273 108 499 132">女川原子力発電所2号炉</p>  <p data-bbox="273 373 499 397">第2図 すべり止め舗装例</p>  <p data-bbox="253 517 521 541">第3図 すべり止め舗装の構造</p> <p data-bbox="80 576 237 600">(2) すべり止め材</p> <p data-bbox="96 604 696 687">アクセスルートが凍結した場合に備えて、アクセスルートに散布するためのすべり止め材（砂）をアクセスルートの急勾配箇所に配備する。第4図にすべり止め材の配備例を示す。</p>  <p data-bbox="259 954 499 978">第4図 すべり止め材（例）</p>		<p data-bbox="1341 576 1523 600">4. すべり止め対策</p> <p data-bbox="1357 604 1957 687">アクセスルートが凍結した場合に備えて、アクセスルートに散布するためのすべり止め材（砂）をアクセスルート近傍に配備する。すべり止め材の配備例を第2図に示す。</p>  <p data-bbox="1525 954 1765 978">第2図 すべり止め材（例）</p>	<p data-bbox="1982 576 2163 600">【女川】記載表現の相違</p> <p data-bbox="1982 636 2163 743">【女川】記載内容の相違 ・泊に急勾配箇所（道路勾配9%以上）はない。</p>

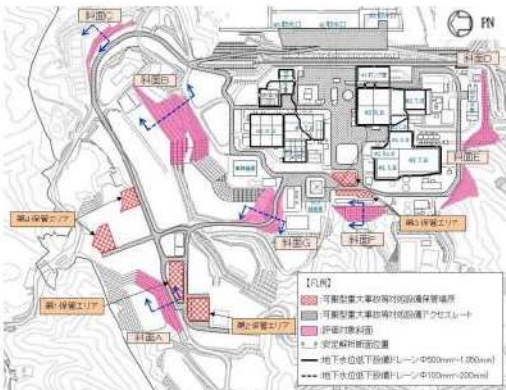

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">別紙(37)</p> <p style="text-align: center;">保管場所及び屋外アクセスルートの評価における 地下水位の設定方法について</p> <p>1. はじめに</p> <p>保管場所及び屋外アクセスルートの評価のうち、周辺斜面の崩壊、敷地下斜面のすべり、液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化による地下構造物の浮き上がり評価に係る地下水位について、以下に設定方法を示す。</p> <p>また、工事計画認可段階での設計用地下水位が保管場所及び屋外アクセスルートの評価に影響を与える可能性がある場合の対応方針を示す。</p> <p>2. 保管場所及び屋外アクセスルートの地下水位設定</p> <p>(1) 周辺斜面の崩壊、敷地下斜面のすべり評価に係る地下水位の設定</p> <p>保管場所及び屋外アクセスルートにおける周辺斜面、敷地下斜面については、保管場所及び屋外アクセスルートから所定の離隔を確保できない場合は解析により安定性を確認するか、斜面崩壊による影響を考慮することにより評価を行っている。</p> <p>斜面の安定性を解析により確認する場合の地下水位の設定方法を以下に示す。</p> <p>a. 斜面の地下水位の設定フロー</p> <p>解析により斜面の安定性評価を実施する箇所の地下水位の設定については、第1図のフローにより設定している。評価対象斜面を第2図に示す。</p> <div data-bbox="100 957 683 1244" data-label="Diagram"> <pre> graph TD A[①: 斜面の安定性評価を実施する断面を決定 (斜面A, B, C, F, G)] --> B{評価対象断面の近傍に 地下水位の連続観測記録があるか} B -- Yes (斜面B, F) --> C[②: 浸透流解析により斜面の地下水位を設定 (地下水位の連続観測記録により浸透 流解析の妥当性を検証する。)] B -- No (斜面A, C, G) --> D[③: 地下水位を地表面に設定] C --> E[④: 斜面の安定解析を実施] D --> E </pre> </div> <p style="text-align: center;">第1図 斜面の地下水位設定フロー</p>	<p style="text-align: right;">別紙(36)</p> <p style="text-align: center;">敷地内の地下水位の設定について</p> <p>保管場所及びアクセスルートの評価のうち、地中埋設構造物の浮き上がり評価等に用いる地下水位を設定するに当たっては、地形等を適切にモデル化した浸透流解析を実施することとし、保守性を確保する方針とする。(浸透流解析の詳細については、四条別紙17「地下水位低下設備について」参照)</p> <p>なお、周辺斜面の崩壊及び敷地下斜面のすべりに対する影響評価に係る地下水位については、別紙(31)に示す。</p> <p>以下に地下水位設定の方針を示す。</p>	<p style="text-align: right;">別紙(36)</p> <p style="text-align: center;">敷地内の地下水位の設定方針について</p> <p>保管場所及びアクセスルートの評価のうち、地下構造物等の浮き上がり評価等に用いる地下水位を設定するに当たっては、地形等を適切にモデル化した浸透流解析を実施することとし、保守性を確保する方針とする。(浸透流解析の詳細については、第四条 別紙-10「設計地下水位の設定方針について」参照)</p> <p>以下に地下水位設定の方針を示す。</p>	<p>相違理由</p> <p>【女川】資料構成の相違 ・女川は設置許可段階で設計地下水位の設定について詳細に設定をしているが、泊は島根と同様に設置許可段階では設計地下水位をすべて地表面に設定することとしていることから、島根に合わせた資料構成とする。</p> <p>【島根】記載表現の相違 ・泊の周辺斜面・敷地下斜面の記載については、下記②に記載。</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・泊は設置許可段階では、設計地下水位をすべて地表面に設定している。</p>


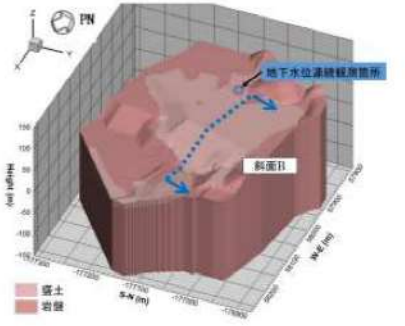
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>第2図 評価対象斜面位置図</p> <p>b. 浸透流解析における地下水位低下設備の取扱い</p> <p>第1図のフローに示すとおり、斜面B及び斜面Fについては浸透流解析により地下水位を設定する。</p> <p>第2図及び第3図に示すとおり、原子炉建屋等の主要建屋直下及びその周囲には地下水位低下設備が設置されており、主要建屋周辺を含めた O.P. +14.8m 盤の広い範囲で水位低下効果が見込まれる。O.P. +14.8m 盤と近接する斜面も同様に水位低下効果が及ぶと考えられるが、地下水位低下設備の機能を考慮した地下水位は工事計画認可段階において設定することから、斜面評価に係る地下水位の設定に当たっては、保守的に地下水位低下設備の機能を考慮しないこととする。</p>  <p>第3図 地下水位低下設備概要図</p>			

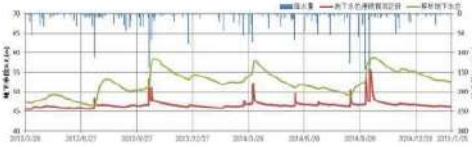
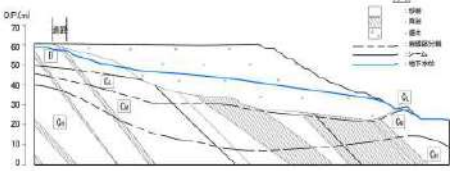
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(a) 斜面Bの地下水位設定</p> <p>1. 解析手法</p> <p>斜面Bの解析断面位置を第4図に示す。斜面Bは敷地造成のため盛土により構築された斜面であり、造成前の沢部を埋めている。地下水位の設定における解析手法は、造成前の沢部への集水効果を考慮する必要があるため三次元浸透流解析を用いる。三次元浸透流解析の解析モデルを第5図に示す。降雨の設定は石巻、大船渡の両特別地域気象観測所の観測期間^{※1}における既往最大降雨とし、降雨後の最高水位を斜面の安定解析に用いる。</p> <p>解析に用いた透水係数等の妥当性を検証するため、地下水位連続観測記録と再現解析結果を比較する。第6図に示すとおり、再現解析による地下水位は観測地下水位より高く、解析に用いた透水係数等が保守的な設定であることを確認している。</p> <p>浸透流解析は解析コード「GETFLOWsver.6.64.0」を使用する。</p> <p>※1 観測期間：石巻特別地域気象観測所（1937年～2017年） 大船渡特別地域気象観測所（1963年～2017年）</p>  <p>第4図 斜面Bの地下水位解析断面位置図</p>  <p>第5図 斜面Bの三次元浸透流解析モデル</p>			

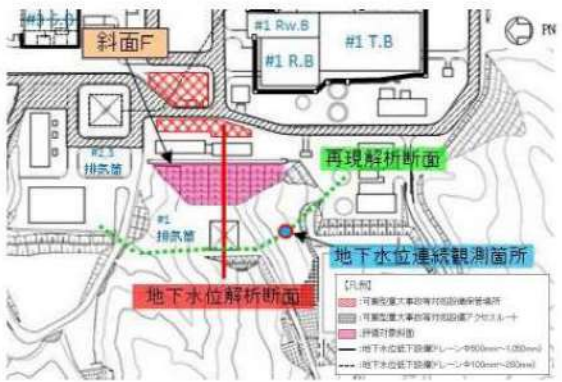
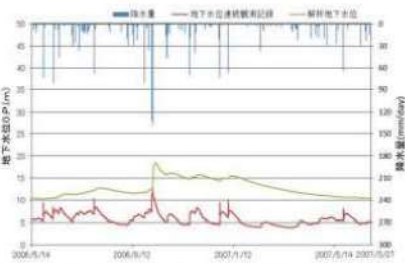
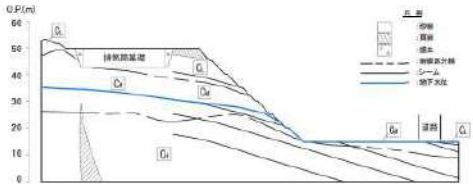
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p data-bbox="273 113 497 135">女川原子力発電所2号炉</p>  <p data-bbox="181 319 589 341">第6図 地下水位連続観測記録と再現解析結果</p> <p data-bbox="120 376 239 399">ii. 解析結果</p> <p data-bbox="136 403 696 456">斜面Bにおける地下水位の解析結果を第7図に示す。この地下水位を用いて斜面Bの安定解析を実施している。</p>  <p data-bbox="232 667 539 689">第7図 斜面Bの地下水位解析結果</p> <p data-bbox="109 724 349 746">(b) 斜面Fの地下水位設定</p> <p data-bbox="120 754 239 777">i. 解析手法</p> <p data-bbox="136 782 696 979">斜面Fの解析断面位置を第8図に示す。斜面Fは敷地造成のために尾根部を掘削して整形された岩盤斜面である。地下水位の設定における解析断面は尾根部中央であり、地下水位は周辺からの集水の影響を受けないため、解析手法は二次元浸透流解析を用いる。降雨の設定は石巻、大船渡の両特別地域気象観測所の観測期間^{※1}における既往最大降雨とし、降雨後の最高水位を斜面の安定解析に用いる。</p> <p data-bbox="136 986 696 1098">解析に用いた透水係数等の妥当性を検証するため、地下水位連続観測記録と再現解析結果を比較する。第9図に示すとおり、再現解析による地下水位は観測地下水位より高く、解析に用いた透水係数等が保守的な設定であることを確認している。</p> <p data-bbox="136 1104 696 1126">浸透流解析は解析コード「GETFLOWSver. 6. 64. 0」を使用する。</p> <p data-bbox="120 1161 696 1214">※1 観測期間：石巻特別地域気象観測所（1937年～2017年） 大船渡特別地域気象観測所（1963年～2017年）</p>			


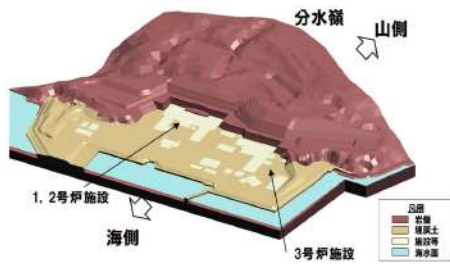
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p data-bbox="273 108 499 132">女川原子力発電所2号炉</p>  <p data-bbox="201 574 571 598">第8図 斜面Fの地下水位解析断面位置図</p>  <p data-bbox="179 957 604 981">第9図 地下水連続観測記録と再現解析結果</p> <p data-bbox="123 1045 246 1069">ii. 解析結果</p> <p data-bbox="134 1077 694 1125">斜面Fにおける地下水位の解析結果を第10図に示す。この地下水位を用いて斜面Fの安定解析を実施している。</p>  <p data-bbox="224 1364 560 1388">第10図 斜面Fの地下水位解析結果</p>			


赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) 液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化による地下構造物の浮き上がり評価に係る地下水位の設定</p> <p>保管場所及び屋外アクセスルートにおける液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜については、沈下を想定する盛土及び旧表土について沈下率を設定し、評価を行っている。</p> <p>液状化による地下構造物の浮き上がりについては、岩盤内部に構築されており、かつ構造物下端面よりも地下水位が高い地下構造物について、地下水位以深の盛土、旧表土がすべて液状化するものと想定し、評価を行っている。</p> <p>上記評価に係る地下水位は、第11図に示すとおり、エリア①、エリア②、その他のエリアに分けて設定している。</p>  <p>第11図 地下水位設定エリア区分図</p> <p>a. エリア①</p> <p>エリア①の地下水位は、O.P.+14.8m 盤の女川原子力発電所2号炉及び3号炉建設時の工事計画認可申請書で評価対象となっている構造物等の設定水位を基に設定する。なお、女川原子力発電所2号炉及び3号炉建設時の工事計画認可申請書で評価対象となっている構造物等の設定水位は、地下水位低下設備の水位低下効果を考慮している。</p> <p>O.P.+14.8m 盤の構造物等における設定水位のうち最も地下水位が高いのは2・3号炉排気筒基礎のO.P.+4.5m であることから、保守的にエリア①の地下水位をO.P.+5.0m に設定する（第12図）。なお、エリア①における地下水位連続観測記録の最高水位（①）はO.P.+5.0m を超えないことを確認している。</p> <p>b. エリア②</p> <p>エリア②における地下水位は、敷地の沈下を考慮した朔望平均満潮位である</p> <p>O.P.+2.43m に設定する（第12図）。なお、エリア②における地下水位連続観測記録の最高水位（②、③）はO.P.+2.43m を超えないことを確認している。</p> <p>c. その他のエリア</p> <p>エリア①、②以外のエリアについては、地下水位を保守的に地表面に設定する。</p>	<p>①解析モデル作成・再現解析による検証</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根原子力発電所の敷地は堅硬な地山の尾根（分水嶺）に囲まれている。また、1、2号炉及び3号炉エリアの境界部にも同様の分水嶺が存在する。この島根サイトの地形的特徴を踏まえ、それぞれの領域で適切に地下水位を評価する観点から、両エリアで解析モデルを作成する。 解析モデル・解析条件について建設時工認を参照し設定した上で、観測記録との比較等によりモデルの妥当性の確認を行う。  <p>第1図 解析モデル鳥瞰図</p> <p>②地下水位の設定（予測解析）</p> <ul style="list-style-type: none"> 詳細設計段階で予測解析を実施し、地中埋設構造物の浮き上がり評価等に用いる地下水位を設定する。 <p>以上を踏まえ、地中埋設構造物の浮き上がり評価等に用いる地下水位については詳細設計段階で決定するため、設置許可段階においては地下水位を地表面に設定する。</p>	<p>①解析モデル作成・妥当性検証解析による検証</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊発電所敷地等の地形的特徴を踏まえ、敷地を取り囲む分水嶺（地中部も含む）までを対象範囲とした三次元浸透流解析の解析モデルを作成する。 解析モデル・解析条件について泊3号炉建設時（設置許可時）を参照し設定した上で、観測記録との比較等によりモデルの妥当性・保守性の確認を行う。  <p>第1図 解析モデル鳥瞰図</p> <p>②地下水位の設定</p> <p>保管場所及びアクセスルートの評価のうち、地下構造物等の浮き上がり評価等に用いる設計地下水位の設定は以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 保管場所及びアクセスルートにおける周辺斜面、敷地下斜面については、設計地下水位を地表面に設定する。 液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化による地下構造物等の浮き上がり評価に係る地下水位の設定については、以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> T.P.10.0m 盤エリアに設置される地下構造物等については、設計地下水位を地表面に設定する。 T.P.10.0m 盤より高標高に設置される地下構造物等については、自然水位（地下水排水設備に期待しない場合の三次元浸透流解析の予測解析結果）に基づき設計地下水位を設定する。 <p>以上を踏まえ、地下構造物等の浮き上がり評価等に用いる地下水位については、一部は設置工認段階で決定するため、設置許可段階においては地下水位をすべて地表面に設定する。</p>	<p>【女川】資料構成の相違</p> <p>【島根】記載表現の相違 ・プラントの特徴の相違。</p> <p>【女川及び島根】設計方針の相違 ・女川は設置許可段階で設定した設計地下水位を設工認段階で変更する対象として、液状化による地下構造物の浮き上がり評価を設定している。 ・島根は設置許可段階では、設計地下水位を地表面に設定し、詳細設計段階で決定する。 ・泊は設置許可段階では、設計地下水位をすべて地表面に設定している。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>第12図 構造物等における設定水位及び地下水位観測地点分布図</p>			



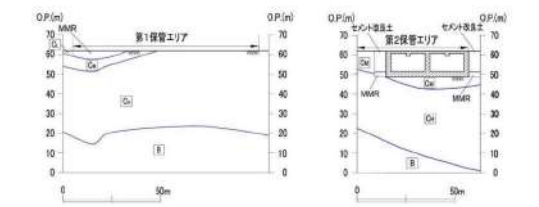
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3. 工事計画認可段階での設計用地下水位を踏まえた影響と対応方針 工事計画認可段階においては、O.P.+14.8m盤に設置されている各施設の設計用地下水位について、地下水位低下設備による水位低下効果を考慮した浸透流解析により設定する方針としている。 工事計画認可段階において設定する設計用地下水位が保管場所及び屋外アクセスルートの評価へ与える影響と、影響を与える可能性がある場合における対応方針を以下に示す。</p> <p>(1) 周辺斜面の崩壊、敷地下斜面のすべり 解析により安定性を確認する斜面の地下水位は、地表面又は地下水位低下設備の効果を考慮しない浸透流解析結果により保守的に設定しているため、工事計画認可段階においても評価結果は変更とならない。</p> <p>(2) 液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化による地下構造物の浮き上がり a. 保管場所 液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜評価では、第1、第2、第4保管エリアは地下水位を地表面に設定しているため、工事計画認可段階においても評価結果は変更とならない。第3保管エリアは第13図に示すとおり、地下水位を地表面に設定している箇所とO.P.+5.0mと設定している箇所があるが、岩盤及びMMR上にあることから、工事計画認可段階においても評価結果は変更とならない。 液状化による地下構造物の浮き上がり評価については、第14図及び第15図に示すとおり、第1、第4保管エリアは、地下構造物が存在しないため、工事計画認可段階においても評価結果は変更とならない。第2保管エリアについては、下部に埋設されている淡水貯水槽は岩盤に直接支持され、周囲はセメント改良土により埋め戻されていることから浮き上がりは発生しないため、工事計画認可段階においても評価結果は変更とならない。第3保管エリア下部には、2号炉排気筒連絡ダクトがあるが、岩盤内に設置されていることから、浮き上がりは発生しないため、工事計画認可段階においても評価結果は変更とならない。</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>第13図 第3保管エリアの地下水水位設定</p>  <p>第14図 保管エリア平面図及び地下構造物位置図</p>  <p>第15図 保管エリア地質断面図 (1/2)</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="179 167 571 454" data-label="Figure"> </div> <div data-bbox="212 486 548 518" data-label="Caption"> <p>第15図 保管エリア地質断面図 (2/2)</p> </div> <div data-bbox="89 550 302 574" data-label="Section-Header"> <p>b. 屋外アクセスルート</p> </div> <div data-bbox="89 574 705 662" data-label="Text"> <p>液状化及び揺すり込みによる沈下・傾斜評価では、沈下を想定する盛土及び旧表土について沈下率を設定し、評価を行っている（沈下率の設定方法については別紙（15）参照）。</p> </div> <div data-bbox="89 662 705 774" data-label="Text"> <p>第16図に示すとおり、地下水位が浅と地下水位が深は同様の沈下率を設定しており、工事計画認可段階における設計用地下水位の設定を考慮しても沈下量は変化しないことから、評価結果は変更としない。</p> </div> <div data-bbox="89 774 705 893" data-label="Text"> <p>液状化による地下構造物の浮き上がり評価については、工事計画認可段階における設計用地下水位の設定が評価に影響を与える場合は、評価用の地下水位を見直して再評価を行い、アクセスルートの通行性に影響を与えないよう必要に応じて対策を施す。</p> </div> <div data-bbox="280 925 492 1173" data-label="Figure"> </div> <div data-bbox="280 1189 492 1212" data-label="Caption"> <p>第16図 沈下率設定図</p> </div>			

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

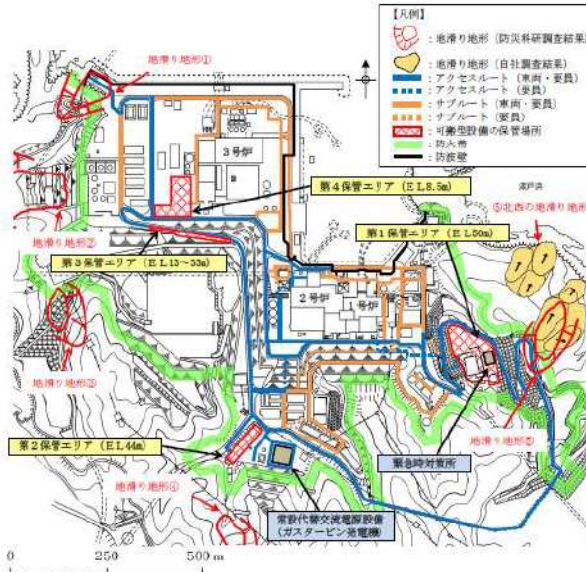
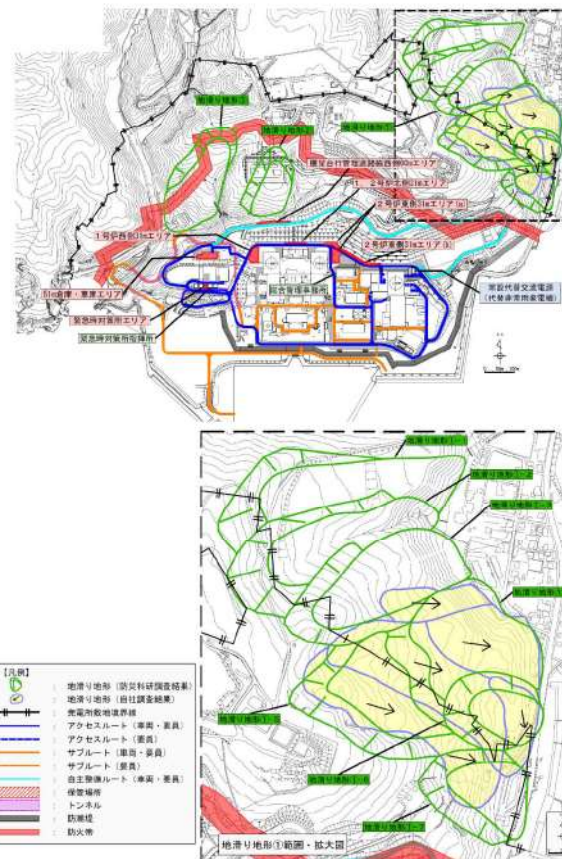
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: right;">別紙(38)</p> <p style="text-align: center;">地滑り又は土石流による影響評価について</p> <p>1. はじめに 保管場所及びアクセスルートに対する地滑り又は土石流の影響について、以下のとおり評価し、重大事故等対応に影響がないことを確認した。</p> <p>2. 地滑りの影響評価について 独立行政法人防災科学技術研究所（以下、「防災科研」）が作成した地すべり地形分布図（平成17年、清水ほか「恵曇」(2005a)※1、「境港」(2005b)※2）の記載に基づく、第1図のとおり島根原子力発電所構内に地滑り地形は5箇所記載されている。</p> <p>保管場所については、各地滑り地形の範囲外に設置されており、影響はない。 アクセスルートについては、防災科研調査結果の地滑り地形①及び地滑り地形⑤の範囲にあるが、自社調査（机上調査による地形判読及び現地踏査による地滑り地形の詳細検討）の結果、地滑り地形①については深層崩壊を伴うような地滑り地形ではないことを確認している。また、防災科研調査結果の地滑り地形①付近において確認された表層土（礫質土及び粘性土）については、過去の表層すべりの可能性が否定できないことから、周辺斜面の安定性確保のため、撤去を行うこととしている。</p> <p>地滑り地形⑤については、自社調査の結果、地滑り土塊が認められるが、アクセスルートは自社調査結果の地滑り土塊の範囲外に位置する。また、地滑り頭部付近においては、尾根筋を切り取っているが、斜面にすべり面が認められないことから、アクセスルートは地滑り地形の範囲外に位置する。 （第六条 外部からの衝撃による損傷の防止参照）</p> <p>※1 清水文健・井口隆・大八木規夫(2005a)：5万分の1地すべり地形分布図、第26集「浜田・大社」図集、地すべり地形分布図恵曇、防災科学技術研究所研究資料第285号、防災科学技術研究所 ※2 清水文健・井口隆・大八木規夫(2005b)：5万分の1地すべり地形分布図、第25集「松江・高梁」図集、地すべり地形分布図境港、防災科学技術研究所研究資料第278号、防災科学技術研究所</p>	<p style="text-align: right;">別紙(37)</p> <p style="text-align: center;">地滑り、土石流又は急傾斜地の崩壊による影響評価について</p> <p>1. はじめに 保管場所及びアクセスルートに対する地滑り、土石流又は急傾斜地の崩壊の影響について、以下のとおり評価し、重大事故等対応に影響がないことを確認した。</p> <p>2. 地滑りの影響評価について 独立行政法人防災科学技術研究所（以下、「防災科研」）が作成した地すべり地形分布図（平成22年、清水ほか「茅沼」(2010)※）の記載に基づく、第1図のとおり泊発電所構内に地滑り地形は3箇所（地滑り地形①～③）記載されている。</p> <p>保管場所及びアクセスルートについては、各地滑り地形の範囲外に設置されており、影響はない。 （第六条 外部からの衝撃による損傷の防止参照）</p> <p>※：清水文健・井口隆・大八木規夫(2010)：5万分の1地すべり地形分布図、第45集「岩内」図集、地すべり地形分布図茅沼、防災科学技術研究所研究資料第339号、防災科学技術研究所</p>	<p>【島根】設計方針の相違 ・泊発電所構内には急傾斜地崩壊危険箇所が認められるため、地滑り及び土石流のほか、急傾斜地の崩壊による影響評価を行う。</p> <p>【島根】記載内容の相違 ・プラントの相違に伴う地滑り地形の相違。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>第1図 地滑り地形分布図（保管場所及びアクセスルート）</p>	 <p>第1図 地滑り地形分布図（保管場所及びアクセスルート）</p>	<p>【島根】記載内容の相違 ・プラントの相違に伴う地滑り地形の相違。</p>

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>3. 土石流の影響評価について</p> <p>国土交通省国土政策局が公開する「国土数値情報土砂災害危険箇所データ」の記載に基づくと、第2図のとおり島根原子力発電所構内の土石流危険区域は7箇所である。</p> <p>第2保管エリア及び一部のアクセスルートが土石流危険区域の範囲に含まれているが、屋外に配置している可搬型設備は複数箇所にそれぞれ離隔して分散配置しているため、影響を受けない。アクセスルートは、複数確保しているアクセスルートが使用可能であるためアクセス性に影響はない。なお、屋内のアクセスルートについては、原子炉建物等が影響を受ける範囲にないため、影響はない。詳細は以下のとおり。</p> <p>(1) 対応方針</p> <p>a. 土石流が発生した場合の対応方針</p> <p>土石流が発生し第2保管エリア及び一部のアクセスルート^{*1}に影響が及んだ場合は、土石流の影響を受けるおそれのないアクセスルート（要員）を使用し、サブルート^{*2}は使用しない。緊急時対策要員は、緊急時対策所からアクセスルート（要員）を用いて、徒歩で土石流の影響を受けるおそれのない第3及び第4保管エリアに移動したうえで、保管されている可搬型重大事故等対処設備を用いて、重大事故等の対応を実施する。</p> <p>土石流が発生した際の土砂撤去作業は、要員の安全確保の観点から、発生後すぐに行うことは困難であると想定されるため、重大事故等の対応上、土砂撤去作業によるアクセスルート^{*1}の復旧には期待しない。</p> <p>土砂撤去作業は、二次災害の発生を防止するため、天候や現場状況の確認を行ったうえで実施する。</p> <p>※1：第2図の土石流危険区域①～⑥が掛かる範囲のアクセスルート</p> <p>※2：地震及び津波時に期待しないルートであり、地震及び津波その他の自然現象の影響評価対象外</p> <p>b. 設置許可基準規則への適合性</p> <p>「設置許可基準規則」第四十三条第3項第五号^{*1}に基づき、可搬型重大事故等対処設備は、常設重大事故等対処設備と異なる場所に、2セットを分散配置して保管することとしている。</p> <p>土石流の影響を考慮し、可搬型重大事故等対処設備は、2セットを分散配置し、いずれか1セットは土石流の影響を受けない保管場所に配置し、基準に適合させる。</p> <p>「設置許可基準規則」第四十三条第3項第六号^{*2}に基づき、アクセスルートは、想定される自然現象、原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）、溢水及び火災を想定しても、速やかに運搬、移動に支障をきたすことのないよう、複数のアクセスルートを確保することとしている。</p>	<p>3. 土石流の影響評価について</p> <p>北海道が公開する「土砂災害危険箇所図」（以下「北海道調査」という。）の記載に基づくと、第2図のとおり泊発電所構内の土石流危険区域及び土石流危険溪流は1箇所である。</p> <p>保管場所及びアクセスルートについては、土石流危険区域及び土石流危険溪流の範囲外に設置されており、影響はない。</p> <p>（第六条 外部からの衝撃による損傷の防止参照）</p>	<p>【島根】記載内容の相違・プラントの相違に伴う土石流危険区域の相違。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>想定される自然現象のうち土石流に対しては、複数のアクセスルートのうち土石流の影響を受けないアクセスルートを少なくとも1ルート確保し、基準に適合させる。</p> <p>※1：第四十三条第3項第五号：地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること</p> <p>※2：第四十三条第3項第六号：想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講じたものであること</p> <p>c. 土石流が発生した場合の対策内容 土石流の影響を考慮し、全ての土石流危険区域で、同時に土石流が発生した場合においても、重大事故等の対応が可能となるよう、以下の対策を講ずる。また、対策の全体像を第3図に示す。</p> <p>①アクセスルートの確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 土石流が発生した場合でも、緊急時対策所から第3及び第4保管エリアに要員が移動できるよう、土石流の影響を受けないアクセスルート（要員）を管理事務所2号館南東の位置に設置する。なお、移動に際して、サブルートの使用は期待しない。 万一の送電線垂れ下がり時においても要員が移動できるよう、アクセスルート（要員）を管理事務所2号館南西の位置に設置する。 <p>②可搬型設備の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 土石流が発生した場合でも、土石流の影響を受けない第3及び第4保管エリアに保管する可搬型設備を用いて、重大事故等の対応ができるよう、第1保管エリアに保管していたn設備と第4保管エリアに保管していた予備を入れ替える。また、資機材についても保管場所を第1保管エリアから第4保管エリアに変更する。これに伴い、保管場所を確保するため、第4保管エリアの範囲を拡充する。^{※1} <p>※1：2n設備は、2セットのうち1セットを第3又は第4保管エリアに配置（変更なし）</p> <p>③原子炉注水等に使用する水源の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 代替淡水源である輪谷貯水槽（西1）及び輪谷貯水槽（西2）並びにその周辺が土石流に覆われ、輪谷貯水槽（西1）及び輪谷貯水槽（西2）を水源とした注水ができなくなることから、海を水源（海水取水箇所：非常用取水設備（2号炉取水槽））とした注水を実施する^{※2}。 <p>※2：海を水源とする注水手順は、SA手順として整備済（変更なし）</p>		<p>【島根】記載内容の相違 ・プラントの相違に伴う土石流危険区域の相違。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="728 172 1265 1098" style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="1272 451 1301 850" style="writing-mode: vertical-rl; position: absolute; right: 10px; top: 50%; transform: translateY(-50%);"> 第3図 土石流が発生した場合の重大事故等の対応 </div> <div data-bbox="898 1106 1301 1129" style="border: 1px solid black; width: fit-content; margin: 0 auto; padding: 2px;"> 本資料のうち、特図みの内容は機密に係る事項のため公開できません。 </div>		<p>【島根】記載内容の相違 ・プラントの相違に伴う土石流が発生した場合の対応内容の相違。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>【注】 アカセルルート（要員） アカセルルート（要員） サブルート（要員） サブルート（要員） 緊急時対応所の緊急時 土石流危険区域 土石流危険区域 土石流危険区域</p> <p>変更後 緊急時対応所 土石流危険区域 連絡通路 地下ボクスカルバート 設置箇所</p> <p>変更前 緊急時対応所 土石流危険区域 サブルートの通行</p> <p>出入口 土石流影響範囲 連絡通路（地下ボクスカルバート）詳細図</p> <p>送電線 ボクスカルバート 連絡通路（地上ボクスカルバート）詳細図</p> <p>第4図 アクセスルート（要員）の一例</p>		<p>【島根】記載内容の相違 ・プラントの相違に伴う 土石流が発生した場合 の対応内容の相違。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>d. 土石流が発生した場合の対応内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策要員は、緊急時対策所から土石流の影響を受けるおそれのないアクセスルート（要員）及び1、2号炉原子炉建物南側を經由したルートを用いて、第3及び第4保管エリアに移動する。 第3及び第4保管エリアに保管する大量送水車及びホース展開車を用いて、海（海水取水箇所：非常用取水設備（2号炉取水槽））を水源として、原子炉、燃料プールに海水を注水する。なお、重大事故等の発生時においては海水による注水を実施するが、重大事故等の一連の対策を講じたところで、淡水水源（自主対策設備である非常用ろ過水タンク等）への注水に切り替える。(①) 第3及び第4保管エリアに保管するタンクローリを用いて、E L15m及びE L8.5mの非常用ディーゼル発電機燃料貯蔵タンク等からの燃料抜取りを実施し、大量送水車等の可搬型設備に定期的に燃料補給を実施する。(②) <p>【①：海を水源とした注水手順の成立性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 海を水源とするタイムチャートを第6図に、輪谷貯水槽（西1）及び輪谷貯水槽（西2）を水源とするタイムチャートを第7図に、使用するルートを第8図に示す。 有効性評価における輪谷貯水槽（西1）及び輪谷貯水槽（西2）を水源とした注水等の想定時間は2時間10分以内であり、海を水源とした注水等も、この想定時間内（所要時間目安：1時間40分）で対応可能である。（第1表及び参考資料-1参照） <p>【②：非常用ディーゼル発電機燃料貯蔵タンク等を使用した燃料抜取り手順の成立性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 非常用ディーゼル発電機燃料貯蔵タンク等を使用した燃料抜取り手順のタイムチャートを第9図に、ガスタービン発電機用軽油タンクを使用した燃料抜取り手順のタイムチャートを第10図に、使用するルートを第11図に示す。 有効性評価におけるガスタービン発電機用軽油タンクからの燃料抜取り作業の想定時間は約1時間50分となっているが、非常用ディーゼル発電機燃料貯蔵タンク等を使用した燃料抜取り作業の想定時間は約2時間30分となる。（第2表） 事象初期に使用する大量送水車の起動後（事象発生約2時間20分後）から、燃料枯渇までの約3.5時間以内に準備及び燃料補給を完了させる必要があるが、時間内に完了することを確認している。（第12図） 		<p>【島根】記載内容の相違 ・プラントの相違に伴う土石流が発生した場合の対応内容の相違。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																						
	<p style="text-align: center;">第1表 水源の違いによる注水作業時間</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2">作業時間</th> </tr> <tr> <th>所要時間目安^{※1}</th> <th>想定時間^{※2}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>輪谷貯水槽（西1/西2）を水源とした注水等</td> <td>1時間 41分</td> </tr> <tr> <td>海を水源とした注水等</td> <td>1時間 40分</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2時間 10分</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2時間 10分</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：実機による検証及び模擬により算定した時間 ※2：移動時間+操作時間に余裕を見て設定</p> <p style="text-align: center;">第2表 給油箇所の違いによる補給準備作業時間</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2">作業時間</th> </tr> <tr> <th>所要時間目安^{※1}</th> <th>想定時間^{※2}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ガスタービン発電機用軽油タンクを使用した燃料抜き取り手順</td> <td>1時間 34分</td> </tr> <tr> <td>非常用ディーゼル発電機燃料貯蔵タンク等を使用した燃料抜き取り手順</td> <td>2時間 12分</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2時間 30分</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：実機による検証及び模擬により算定した時間 ※2：移動時間+操作時間に余裕を見て設定</p>	作業時間		所要時間目安 ^{※1}	想定時間 ^{※2}	輪谷貯水槽（西1/西2）を水源とした注水等	1時間 41分	海を水源とした注水等	1時間 40分		2時間 10分		2時間 10分	作業時間		所要時間目安 ^{※1}	想定時間 ^{※2}	ガスタービン発電機用軽油タンクを使用した燃料抜き取り手順	1時間 34分	非常用ディーゼル発電機燃料貯蔵タンク等を使用した燃料抜き取り手順	2時間 12分		2時間 30分		<p>【島根】記載内容の相違 ・プラントの相違に伴う土石流が発生した場合の対応内容の相違。</p>
作業時間																									
所要時間目安 ^{※1}	想定時間 ^{※2}																								
輪谷貯水槽（西1/西2）を水源とした注水等	1時間 41分																								
海を水源とした注水等	1時間 40分																								
	2時間 10分																								
	2時間 10分																								
作業時間																									
所要時間目安 ^{※1}	想定時間 ^{※2}																								
ガスタービン発電機用軽油タンクを使用した燃料抜き取り手順	1時間 34分																								
非常用ディーゼル発電機燃料貯蔵タンク等を使用した燃料抜き取り手順	2時間 12分																								
	2時間 30分																								

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">第6図 海を水源とした注水手段 タイムチャート</p> <p style="text-align: center;">第7図 輪谷貯水槽(西1/西2)を水源とした注水手段 タイムチャート</p>		<p>【島根】記載内容の相違 ・プラントの相違に伴う土石流が発生した場合の対応内容の相違。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>第8図 海を水源とした対応手段のルート</p>		<p>【島根】記載内容の相違・プラントの相違に伴う土石流が発生した場合の対応内容の相違。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

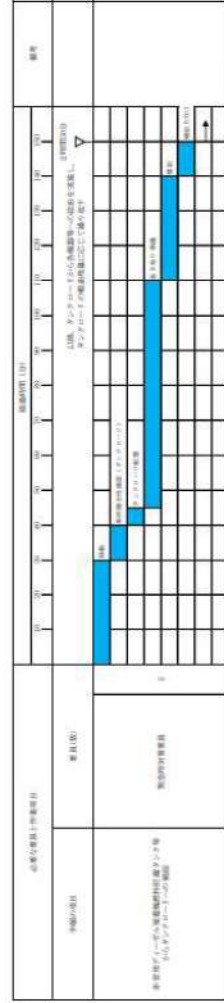
1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

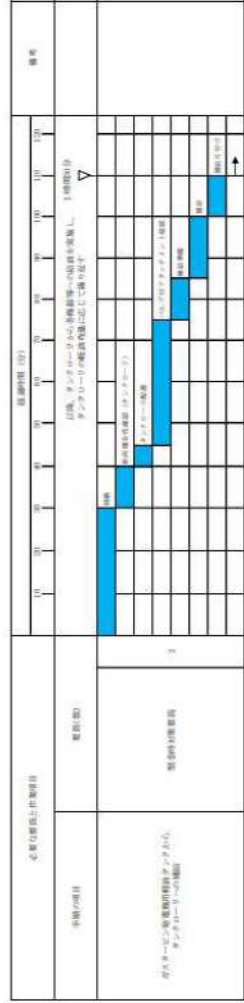
島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由



第9図 非常用ディーゼル発電機燃料貯蔵タンク等を使用した燃料抜き取り手順 タイムチャート



第10図 ガスタービン発電機用軽油タンク等を使用した燃料抜き取り手順 タイムチャート

【島根】記載内容の相違
 ・プラントの相違に伴う土石流が発生した場合の対応内容の相違。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

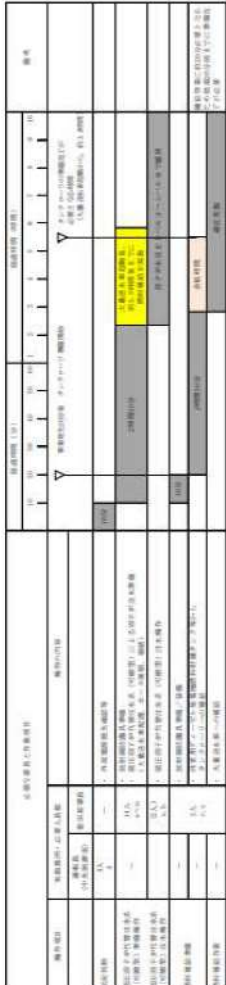
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="721 204 1308 810" style="border: 1px solid black; height: 380px; width: 100%;"></div> <p data-bbox="712 837 1326 890">第11図 非常用ディーゼル発電機燃料貯蔵タンク等を使用した燃料抜取り手順のルート</p> <div data-bbox="878 943 1308 970" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;"> 本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。 </div>		<p data-bbox="1982 140 2157 252">【島根】記載内容の相違 ・プラントの相違に伴う土石流が発生した場合の対応内容の相違。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>第12図 有効性評価における非常用ディーゼル発電機燃料貯蔵タンク等を使用した成立性確認 (全交流動力電源喪失(TBP))</p>		<p>【島根】記載内容の相違 ・プラントの相違に伴う土石流が発生した場合の対応内容の相違。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>e. 土石流対応のうち海水注水切替え等を決定・実施するための判断基準と対応内容</p> <p>(a) 海水注水切替え等における土石流対応にあたっての流れ 土石流対応にあたっての流れを以下に示す。なお、土石流対応のうち海水注水切替え等を決定・実施するための判断基準と対応内容を第3表に示す。</p> <p>①発電所構内雨量計により、1時間雨量が60mm以上を確認した場合には、警戒体制を構築し、発電所施設への監視を強化する。なお、発電所構内の雨量に加え、気象庁から発表される防災気象情報を参考にする。</p> <p>②構内監視カメラによる確認や現場作業員による目視確認により、作業場所周辺（代替淡水源である輪谷貯水槽（西1/西2）周辺）の土石流危険区域①、②において土石流発生を確認した場合には、土石流危険区域内のアクセスルート等への立入制限及び代替淡水源（輪谷貯水槽（西1/西2））から海を水源とする原子炉等への注水への切替え等の手順を講じることを決定・実施する。</p>		<p>【島根】記載内容の相違 ・プラントの相違に伴う土石流が発生した場合の対応内容の相違。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由								
	<p style="text-align: center;">第3表 土石流対応のうち海水注水切替え等を決定・実施するための判断基準と対応内容</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">判断基準</th> <th style="width: 80%;">警戒体制の構築（監視強化）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td> <p style="text-align: center;">海水注水切替え等の決定・実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 構内監視カメラによりによる確認や現場作業員による目視確認により、作業場所周辺（代替淡水源である輪谷貯水槽（西1/西2）周辺）の土石流危険区域①、②において土石流発生を確認した場合[※] ■ 土石流危険区域①、②内のアクセスルート等への立入を制限する。 ■ 重大事故等発生時において、以下の手順を講じることとを決定する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 海を水源とした原子炉等への注水とすること。 ・ 非常用ディーゼル発電機燃料貯蔵タンク等を用いた燃料補給とすること。 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">通常時</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ■ 警戒体制を構築し、発電所施設（土石流危険区域の状況を含む。）への監視を強化する。 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">重大事故等発生時</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ■ 警戒体制を構築し、発電所施設（土石流危険区域の状況を含む。）への監視を強化する。 ■ 以下の手順を講じることとを決定する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 代替淡水源から海を水源とする原子炉等への注水に切り替えること。 ・ ガスタタービン発電機用軽油タンクから非常用ディーゼル発電機燃料貯蔵タンク等を用いた燃料補給に切り替えること。 </td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small;">※：作業場所周辺（代替淡水源である輪谷貯水槽（西1/西2）周辺）の土石流発生が確認されない状況においても、発電所構内の状況、防災気象情報（警戒レベル相当情報）及び発電所構内雨量計による計測値を参考に、あらかじめ海水注水切替え等の事前準備を実施する、並びに人的被害の予防の観点で、海水注水切替え等を決定・実施する場合があります。</p>	判断基準	警戒体制の構築（監視強化）		<p style="text-align: center;">海水注水切替え等の決定・実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 構内監視カメラによりによる確認や現場作業員による目視確認により、作業場所周辺（代替淡水源である輪谷貯水槽（西1/西2）周辺）の土石流危険区域①、②において土石流発生を確認した場合[※] ■ 土石流危険区域①、②内のアクセスルート等への立入を制限する。 ■ 重大事故等発生時において、以下の手順を講じることとを決定する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 海を水源とした原子炉等への注水とすること。 ・ 非常用ディーゼル発電機燃料貯蔵タンク等を用いた燃料補給とすること。 	通常時	<ul style="list-style-type: none"> ■ 警戒体制を構築し、発電所施設（土石流危険区域の状況を含む。）への監視を強化する。 	重大事故等発生時	<ul style="list-style-type: none"> ■ 警戒体制を構築し、発電所施設（土石流危険区域の状況を含む。）への監視を強化する。 ■ 以下の手順を講じることとを決定する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 代替淡水源から海を水源とする原子炉等への注水に切り替えること。 ・ ガスタタービン発電機用軽油タンクから非常用ディーゼル発電機燃料貯蔵タンク等を用いた燃料補給に切り替えること。 		<p>【島根】記載内容の相違 ・プラントの相違に伴う土石流が発生した場合の対応内容の相違。</p>
判断基準	警戒体制の構築（監視強化）										
	<p style="text-align: center;">海水注水切替え等の決定・実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 構内監視カメラによりによる確認や現場作業員による目視確認により、作業場所周辺（代替淡水源である輪谷貯水槽（西1/西2）周辺）の土石流危険区域①、②において土石流発生を確認した場合[※] ■ 土石流危険区域①、②内のアクセスルート等への立入を制限する。 ■ 重大事故等発生時において、以下の手順を講じることとを決定する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 海を水源とした原子炉等への注水とすること。 ・ 非常用ディーゼル発電機燃料貯蔵タンク等を用いた燃料補給とすること。 										
通常時	<ul style="list-style-type: none"> ■ 警戒体制を構築し、発電所施設（土石流危険区域の状況を含む。）への監視を強化する。 										
重大事故等発生時	<ul style="list-style-type: none"> ■ 警戒体制を構築し、発電所施設（土石流危険区域の状況を含む。）への監視を強化する。 ■ 以下の手順を講じることとを決定する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 代替淡水源から海を水源とする原子炉等への注水に切り替えること。 ・ ガスタタービン発電機用軽油タンクから非常用ディーゼル発電機燃料貯蔵タンク等を用いた燃料補給に切り替えること。 										

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(b) 海水注水切替えの決定・実施を判断するための土石流発生の確認方法</p> <p>作業場所周辺（代替淡水源である輪谷貯水槽（西1／西2）周辺）の土石流危険区域①、②に対する土石流発生の確認は、構内監視カメラによる確認や現場作業員による目視確認により実施する。具体的な確認方法を以下に示す。</p> <p>i. 構内監視カメラによる確認</p> <p>重大事故等発生時においても土石流発生の確認ができるよう、構内監視カメラ（DB設備）に加えて、構内監視カメラ（DB／SA設備）をガスタービン発電機建物屋上に、1台新規に設置する。</p> <p>ii. 現場による目視確認（構内監視カメラ以外の確認）</p> <p>発電所構内の降雨状況により警戒体制を構築し、発電所施設（土石流危険区域の状況を含む。）への監視を強化するが、通常時及び重大事故等発生時共に、定期的な現場パトロールを行い、土石流発生状況を確認する。</p> <p>可搬型設備の運転状況確認や、可搬型設備への定期的な燃料補給作業を実施するため、現場作業員による目視確認により、土石流発生状況を確認する。</p> <p>iii. 事象発生確認後の連絡体制</p> <p>土石流が発生するおそれがある状況においては、既に警戒体制を構築し監視強化を行っており、発電所構内の施設状況を適宜連絡することとしていることから、土石流発生を確認した後、遅滞なく、緊急時対策本部において、海水注水切替えの決定・実施を判断可能である。</p> <p>(c) 土石流発生を確認するために新規設置する構内監視カメラ（ガスタービン発電機建物屋上）の概要</p> <p>i. 設置目的</p> <p>重大事故等発生時においても、海水注水切替え等の決定・判断を遅滞なく行えるよう、構内監視カメラ（DB設備）に加えて、作業場所周辺（代替淡水源である輪谷貯水槽（西1／西2）周辺）の土石流危険区域①、②における土石流発生状況を確認できる、耐震性を有する構内監視カメラを、ガスタービン発電機建物屋上に1台新規設置する。</p> <p>ii. 位置付け</p> <p>構内監視カメラ（ガスタービン発電機建物屋上）は、「DB設備（第二十六条原子炉制御室等）／SA設備（第五十六条重大事故等の収束に必要な水の供給設備）」として設置する。</p> <p>iii. 耐震設計及び供給電源</p> <p>構内監視カメラ（ガスタービン発電機建物屋上）の耐震設計は、C（Ss機能維持）とし、非常用電源（無停電交流電源）及び代替交流電源設備から給電可能とする。</p>		<p>【島根】記載内容の相違・ブランドの相違に伴う土石流が発生した場合の対応内容の相違。</p>

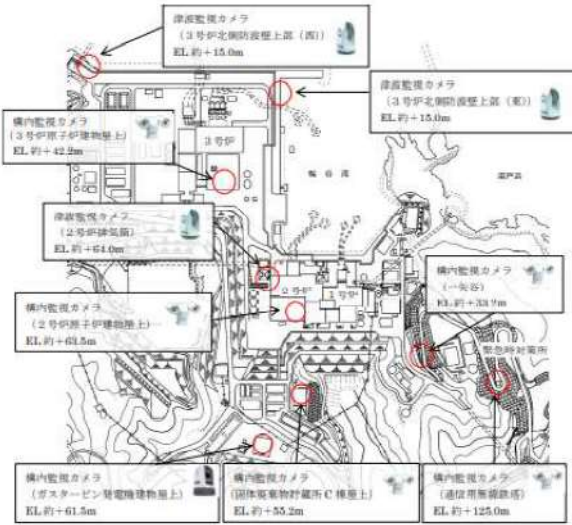

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																						
	<p>iv. 監視方法</p> <p>構内監視カメラ（ガスタービン発電機建物屋上）は、重大事故等発生時に中央制御室において運転員により、また、緊急時対策所において緊急時対策要員により監視可能とする。</p> <p>構内監視カメラ（ガスタービン発電機建物屋上）の概要を第4表に示す。また、構内監視カメラの設置場所及び監視範囲を第13、14図に、土石流危険区域方向の状況把握イメージを第15図に示す。</p> <p>第4表 構内監視カメラ（ガスタービン発電機建物屋上）の概要</p> <table border="1" data-bbox="757 501 1290 995"> <thead> <tr> <th colspan="2">構内監視カメラ（ガスタービン発電機建物屋上）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外観</td> <td></td> </tr> <tr> <td>カメラ構成</td> <td>可視光と赤外線デュアルカメラ</td> </tr> <tr> <td>ズーム</td> <td>可視光カメラ：光学ズーム30倍 デジタルズーム12倍 赤外線カメラ：デジタルズーム1～4倍</td> </tr> <tr> <td>遠隔可動</td> <td>水平可動：360° 上下可動：±90°</td> </tr> <tr> <td>暗視機能</td> <td>可能（赤外線カメラ）</td> </tr> <tr> <td>耐震設計</td> <td>C（S s機能維持）</td> </tr> <tr> <td>供給電源</td> <td>非常用電源（無停電交流電源） 代替交流電源設備</td> </tr> <tr> <td>風荷重</td> <td>風速（30m/s）による荷重を考慮</td> </tr> <tr> <td>積雪荷重</td> <td>積雪（100cm）による荷重を考慮</td> </tr> <tr> <td>台数</td> <td>ガスタービン発電機建物屋上 1台</td> </tr> </tbody> </table> <p>※：詳細設計中であり変更の可能性がある。</p>	構内監視カメラ（ガスタービン発電機建物屋上）		外観		カメラ構成	可視光と赤外線デュアルカメラ	ズーム	可視光カメラ：光学ズーム30倍 デジタルズーム12倍 赤外線カメラ：デジタルズーム1～4倍	遠隔可動	水平可動：360° 上下可動：±90°	暗視機能	可能（赤外線カメラ）	耐震設計	C（S s機能維持）	供給電源	非常用電源（無停電交流電源） 代替交流電源設備	風荷重	風速（30m/s）による荷重を考慮	積雪荷重	積雪（100cm）による荷重を考慮	台数	ガスタービン発電機建物屋上 1台		<p>【島根】記載内容の相違 ・ブランドの相違に伴う土石流が発生した場合の対応内容の相違。</p>
構内監視カメラ（ガスタービン発電機建物屋上）																									
外観																									
カメラ構成	可視光と赤外線デュアルカメラ																								
ズーム	可視光カメラ：光学ズーム30倍 デジタルズーム12倍 赤外線カメラ：デジタルズーム1～4倍																								
遠隔可動	水平可動：360° 上下可動：±90°																								
暗視機能	可能（赤外線カメラ）																								
耐震設計	C（S s機能維持）																								
供給電源	非常用電源（無停電交流電源） 代替交流電源設備																								
風荷重	風速（30m/s）による荷重を考慮																								
積雪荷重	積雪（100cm）による荷重を考慮																								
台数	ガスタービン発電機建物屋上 1台																								

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>第13図 構内及び津波監視カメラの設置場所</p>  <p>第14図 構内及び津波監視カメラの監視範囲</p>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>(例) 構内監視カメラ（ガスタービン発電機建物屋上）にて 輪谷貯水槽（西1／西2）の南側方向</p>  <p>(例) 構内監視カメラ（ガスタービン発電機建物屋上）にて 輪谷貯水槽（西1／西2）の北側方向</p> <p>第15図 ガスタービン発電機建物屋上からの土石流危険区域①、②方向の状況把握イメージ</p>		<p>【島根】記載内容の相違 ・プラントの相違に伴う 土石流が発生した場合 の対応内容の相違。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

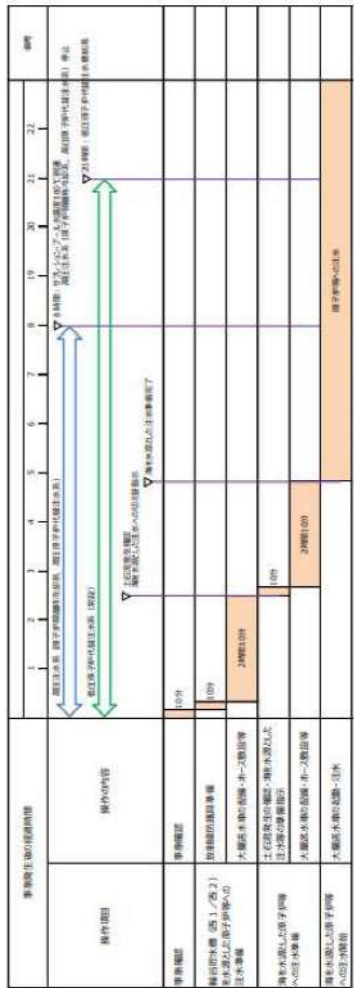
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(d) 土石流発生後に海水注水切替えを決定・実施するとした場合の成立性</p> <p>海水注水切替え等の決定・実施の判断基準を「作業場所周辺（代替淡水源である輪谷貯水槽（西1／西2）周辺）の土石流危険区域①、②において土石流発生を確認した場合」とし、ホース展張等の事前準備を行わず、土石流発生を確認後から決定・実施をしても、重大事故等の対応上、成立することを確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 重大事故等発生後、可搬型設備を用いて原子炉等への注水を実施する際の作業想定時間は、以下のとおり。 輪谷貯水槽（西1／西2）を水源とした場合の想定時間： 約2時間10分（実績1時間41分） 海を水源とした場合の想定時間： 約2時間10分（実績1時間40分） 重大事故等発生後、原子炉への注水は、高圧注水系（原子炉隔離時冷却系、高圧原子炉代替注水系）、低圧原子炉代替注水系（常設）を用いて、優先的に実施する。 可搬型設備による原子炉等への注水は、代替淡水源である輪谷貯水槽（西1／西2）を用いて準備を実施するが、注水準備には約2時間10分が想定される。注水準備完了後、土石流発生を確認し海を水源とした注水への切替えを決定・実施することを想定しても、高圧注水系、低圧原子炉代替注水系（常設）による原子炉等への注水に係るそれぞれの制約時間*までに、海を水源とした注水に切替えることが可能かどうか確認した。 第16図のとおり、海を水源とした注水準備作業には約2時間10分が想定されるが、土石流発生の確認及び海水注水切替え等の決定・判断に10分を想定しても、高圧注水系及び低圧原子炉代替注水系（常設）による原子炉注水を実施している間に、海を水源とした原子炉等への注水準備は完了可能なため、注水は途切れることなく継続可能である。 <p>※：高圧注水系：機能維持可能なサブプレッション・プール水温度100℃到達までの時間（約8時間） 低圧原子炉代替注水系（常設）：炉心冠水、崩壊熱に応じた注水量を考慮した低圧原子炉代替注水槽枯渇までの時間（約21時間）</p>		<p>【島根】記載内容の相違 ・プラントの相違に伴う土石流が発生した場合の対応内容の相違。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>第16図 土石流が発生した場合の作業の成立性</p>		<p>【島根】記載内容の相違 ・プラントの相違に伴う土石流が発生した場合の対応内容の相違。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

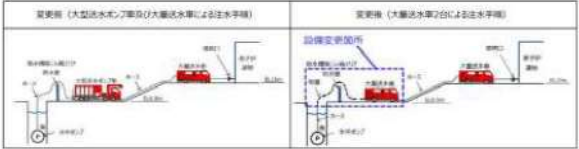
1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(2) 土石流の影響を受けない参集ルート</p> <p>発電所敷地外から発電所構内への参集ルートは、通常の一矢入口及び本谷入口を通過するルートに加え迂回ルートを確認している。</p> <p>一矢入口及び本谷入口を通過するルートは、発電所構内の土石流危険区域の範囲に含まれているため、土石流の影響を受けて通行できないおそれがあるが、土石流の影響を受けるおそれのない迂回ルート（宇中入口、宇中谷入口、内カネ谷入口）により、発電所構内に参集する。</p> <p>発電所敷地外から発電所構内への参集ルートを、第17図に示す。</p> <div data-bbox="741 480 1317 879" style="border: 1px solid black; height: 250px; margin: 10px 0;"> </div> <p>第17図 発電所敷地外から発電所構内への参集ルート及び緊急時対策所へのアクセスルート</p>		<p>【島根】記載内容の相違</p> <p>・ブランドの相違に伴う土石流が発生した場合の対応内容の相違。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）


1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: right;">添付資料-1</p> <p>海を水源とした場合の注水における所要時間を短縮する取り組みについて</p> <p>海を水源とした場合の原子炉等への注水作業時間を短縮する取り組みとして、第1図のとおり海水取水用の可搬型設備を、大型送水ポンプ車から大量送水車に変更することとした。</p> <p>1. 海を水源とした所要時間を短縮する取り組み 時間短縮取り組み前後の訓練結果（タイムチャート）の比較を第2図に、時間短縮が可能な作業内容を第1表に示す。 訓練の結果、従来の大型送水ポンプ車及び大量送水車を使用した作業時間「2時間8分」に対して、大量送水車2台を使用した作業時間を「1時間40分」に短縮できることを確認した。 なお、大量送水車による海水取水は水中ポンプ及び車載している送水ポンプによる真空引き^{※1}にて揚程を確保する。これに伴い、流路を「平型ホース」から「平型ホース+吸管」に変更^{※2}する。</p> <p>※1：基準津波による引き波時において海面が低下すると、水中ポンプだけでは揚程が不足し海水取水できなくなるおそれがあるため。 ※2：平型ホースでは、送水ポンプの真空引きによりホースが潰れて流路が確保できないことから、真空引き区間を耐負圧力のある吸管にて流路を確保する。また、吸管敷設区間は短く（10m×2本）、訓練実績により平型ホースと同等の時間で敷設作業が可能であることを確認している。なお、吸管は「消防用吸管的の技術上の規格を定める省令」に適合しており、耐負圧力（-94kPaで10分保持でも変形しないこと）があり、送水ポンプは-82kPa程度で海水を吸い込むことから変形することなく、流路が確保可能である。なお、吸管は大量送水車の付属品（資機材）として車載し、保管する。</p> <div style="text-align: center;">  <p>第1図 海を水源とした対応手順 概略図</p> </div>		<p>【島根】記載内容の相違 ・プラントの相違に伴う土石流が発生した場合の対応内容の相違。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>【訓練実施日】 令和2年5月24日（天候：晴れ、気温27℃）</p> <p>【訓練結果】 海水取水用の可搬型設備を大型送水ポンプ車から大量送水車に変更することで、水中ポンプの設置作業時間及びホース敷設時間を短縮することができ、全体作業時間を28分短縮し、1時間40分で終えることができることを確認した。</p>  <p>■ 今回の訓練実績</p> <p>※：タイムチャート内の番号は第1表の番号を示す</p> <p>第2図 海を水源とした注水手順実績時間タイムチャート</p>		<p>【島根】記載内容の相違 ・プラントの相違に伴う土石流が発生した場合の対応内容の相違。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉		島根原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
第1表 主な時間短縮が可能な作業						
No. #1	主な作業項目	作業時間		作業内容	時間短縮可能な作業内容	【島根】記載内容の相違 ・プラントの相違に伴う 土石流が発生した場合 の対応内容の相違。
		変更前	変更後			
①	海水取水ポンプ所周り (E.L.8.5m) 作業 (車両配置, 水中ポンプ設置)	70分	38分	①の作業において、大型送水ポンプ車は、ポンプの流量調整範囲内に、ポンプの出口圧力に応じて適切な流量調整が可能であることから、排水ラインの設置を要しない。 ②の作業を要しないこと、排水取水ポンプ所周り (E.L.8.5m) の緊急時対策要員が③のホース敷設作業を実施すること、作業時間の短縮が可能である。 なお、①と③の作業は一部並行作業から、作業負荷軽減のため、シリーズで作業を実施することに変更した。 ③の作業において、大型送水ポンプ車を使用する場合には、海水取水ポンプ所周りでは300Aホースを敷設し、300Aホースから媒介金具により、150Aホースにサイズダウンし、150Aホースを敷設する。一方、大型送水車を使用する場合には、媒介金具を使用することなく、150Aホースのみを敷設する。なお、いずれのホースもアタセスルード上にはホース吊車を用いて敷設する。 ・大型送水車に変更することで、150Aホース (約3kg/m) に比べて重い300Aホース (約5kg/m) を使用しなくなることで、媒介金具が不要となることから、ホース敷設・巻線に時間を要しない。		
②	排水ラインポンプ敷設 (E.L.8.5m)	49分	該当作業なし			
③	車両間 (E.L.8.5m~E.L.1.5m) ホース敷設	46分	16分			

※1：番号は第2図のタイムチャート内の番号を示す

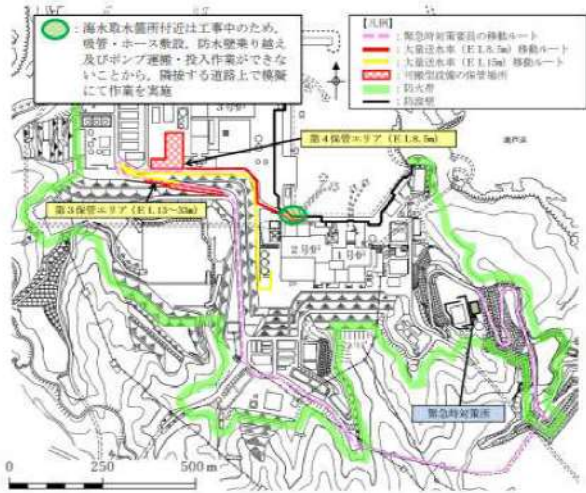
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>【訓練時の考慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○緊急時対策所から第3及び第4保管エリアに、時間を要する第二輪谷トンネルを通行し、徒歩にて移動する。その後、第3及び第4保管エリアに配置する大量送水車にて各作業場所へ移動する。（アクセスルートは第4図参照） ○緊急時対策要員の装備は、炉心損傷防止時の作業も考慮し、防護具（全面マスク、綿手袋、ゴム手袋、汚染防護服）を着用する。 ○現場の工事状況等により一部作業ができない工程は、同等の作業等を模擬することで作業時間を算出する。 具体的な作業は以下のとおり。（第3図参照） <ul style="list-style-type: none"> ・大量送水車～海の流路確保作業（吸管、ホース敷設作業は、必要な長さ分を考慮し、ポンプ運搬・投入作業は、ポンプ運搬距離及び投入距離を考慮して模擬作業を実施） ・流路の確保における防水壁乗り越え作業（防水壁の高さ分を想定した作業を模擬して実施） <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>緊急時対策所からの徒歩移動 (E.L.33m 付近)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>吸管・ホース設置状況 (模擬) (E.L.8.5m 2号炉取水槽付近)</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>防水壁ホース乗り越え作業 (模擬) (E.L.8.5m 2号炉取水槽付近)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>吸管・ホース・水中ポンプ設置完了後 (模擬) (E.L.8.5m 2号炉取水槽付近)</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>ホース敷設作業 (E.L.8.5m～16m 西側道路付近)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>大量送水車へのホース接続 (E.L.15m 原子炉建物西側)</p> </div> </div> <p style="text-align: center;">第3図 訓練風景写真</p>		<p>【島根】記載内容の相違 ・ブランドの相違に伴う土石流が発生した場合の対応内容の相違。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>第4図 訓練及び想定時間の算出に用いたアクセスルート</p> <p>2. 海を水源とした対応手順（SA手順）の変更 海水取水に使用する可搬型設備を、大型送水ポンプ車から大量送水車に変更することで、大量送水車を使用する手順を自主手順からSA手順に、大型送水ポンプ車を使用する手順をSA手順から自主手順に変更する。 上記を含む、海を水源としたSA手順で使用する可搬型設備を、第2表に示す。</p>		<p>【島根】記載内容の相違 ・ブランドの相違に伴う土石流が発生した場合の対応内容の相違。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由															
	<p style="text-align: center;">第2表 海を水源としたSA手順で使用する可搬型設備の状況</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">SA手順</th> <th style="width: 35%;">変更前</th> <th style="width: 35%;">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉压力容器への注水 ・原子炉格納容器内へのスプレイ ・原子炉格納容器下部への注水 ・燃料プールの注水/スプレイ ・低圧原子炉代替注水槽への補給 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・大型送水ポンプ車（原子炉補機代替冷却系用）^{※2} ・大型送水車（送水用） </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・大量送水車（海水取水用）^{※5} ・大量送水車（送水用） </td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・輸谷貯水槽（西1）又は輸谷貯水槽（西2）への補給 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・大型送水ポンプ車（原子炉補機代替冷却系用）^{※2, 3} </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・大量送水車（海水取水用）^{※3, 5} </td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉補機代替冷却系による除熱 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・大型送水ポンプ車（原子炉補機代替冷却系用）^{※2} ・移動式代替熱交換設備（原子炉補機代替冷却系用） </td> <td> <p style="text-align: center;">変更なし</p> </td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・大気への放射性物質の拡散抑制 ・航空機燃料火災への対応 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・大型送水ポンプ車（原子炉補機代替冷却系用）^{※4} </td> <td> <p style="text-align: center;">変更なし</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：（ ）内は可搬型設備の用途を示す。 ※2：大型送水ポンプ車は2ライン同時に海水が可能なため、「大量送水車（送水用）への送水」又は「輸谷貯水槽（西1）又は輸谷貯水槽（西2）への補給」と「移動式代替熱交換設備への送水」で使用する大型送水ポンプ車（1台）は、同一のものを使用する。 ※3：海水取水及び送水を1台で実施する。 ※4：海水取水及び注水を1台で実施する。 ※5：海を水源とした原子炉压力容器等への注水手順は、「輸谷貯水槽（西1）又は輸谷貯水槽（西2）からの原子炉压力容器等への注水」ができる場合に実施することから、「輸谷貯水槽（西1）又は輸谷貯水槽（西2）への補給」と同時に実施することはないため、大量送水車（海水取水用）は同一のものを使用する。</p>	SA手順	変更前	変更後	<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉压力容器への注水 ・原子炉格納容器内へのスプレイ ・原子炉格納容器下部への注水 ・燃料プールの注水/スプレイ ・低圧原子炉代替注水槽への補給 	<ul style="list-style-type: none"> ・大型送水ポンプ車（原子炉補機代替冷却系用）^{※2} ・大型送水車（送水用） 	<ul style="list-style-type: none"> ・大量送水車（海水取水用）^{※5} ・大量送水車（送水用） 	<ul style="list-style-type: none"> ・輸谷貯水槽（西1）又は輸谷貯水槽（西2）への補給 	<ul style="list-style-type: none"> ・大型送水ポンプ車（原子炉補機代替冷却系用）^{※2, 3} 	<ul style="list-style-type: none"> ・大量送水車（海水取水用）^{※3, 5} 	<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉補機代替冷却系による除熱 	<ul style="list-style-type: none"> ・大型送水ポンプ車（原子炉補機代替冷却系用）^{※2} ・移動式代替熱交換設備（原子炉補機代替冷却系用） 	<p style="text-align: center;">変更なし</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・大気への放射性物質の拡散抑制 ・航空機燃料火災への対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・大型送水ポンプ車（原子炉補機代替冷却系用）^{※4} 	<p style="text-align: center;">変更なし</p>		<p>【島根】記載内容の相違 ・プラントの相違に伴う土石流が発生した場合の対応内容の相違。</p>
SA手順	変更前	変更後																
<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉压力容器への注水 ・原子炉格納容器内へのスプレイ ・原子炉格納容器下部への注水 ・燃料プールの注水/スプレイ ・低圧原子炉代替注水槽への補給 	<ul style="list-style-type: none"> ・大型送水ポンプ車（原子炉補機代替冷却系用）^{※2} ・大型送水車（送水用） 	<ul style="list-style-type: none"> ・大量送水車（海水取水用）^{※5} ・大量送水車（送水用） 																
<ul style="list-style-type: none"> ・輸谷貯水槽（西1）又は輸谷貯水槽（西2）への補給 	<ul style="list-style-type: none"> ・大型送水ポンプ車（原子炉補機代替冷却系用）^{※2, 3} 	<ul style="list-style-type: none"> ・大量送水車（海水取水用）^{※3, 5} 																
<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉補機代替冷却系による除熱 	<ul style="list-style-type: none"> ・大型送水ポンプ車（原子炉補機代替冷却系用）^{※2} ・移動式代替熱交換設備（原子炉補機代替冷却系用） 	<p style="text-align: center;">変更なし</p>																
<ul style="list-style-type: none"> ・大気への放射性物質の拡散抑制 ・航空機燃料火災への対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・大型送水ポンプ車（原子炉補機代替冷却系用）^{※4} 	<p style="text-align: center;">変更なし</p>																

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																										
	<p>3. 海を水源とした原子炉等への注水手順の成立性 海水取水に使用する可搬型設備を、大型送水ポンプ車から大量送水車に変更した場合においても、以下の手順が成立することを確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き波時を考慮した海水取水の揚程（16.2m）を確保でき、原子炉等へ送水する大量送水車への海水送水が可能であること。 原子炉圧力容器への注水に必要な流量（30m³/h）及び原子炉格納容器内へのスプレイに必要な流量（120m³/h）が同時に確保可能であること。 <p>4. 可搬型設備の台数及び保管場所の変更 大量送水車は、「設置許可基準規則」第四十三条第3項第一号に基づき、2n+α設備として、3台確保する計画としていたが、大量送水車による海水取水手順をSA手順化することに伴い、5台確保することに変更する。 なお、これに伴い、大量送水車の保管場所を第3表のとおり変更する。</p> <p style="text-align: center;">第3表 大量送水車の保有台数及び保管場所の変更</p> <table border="1" data-bbox="728 730 1301 944"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設備名称</th> <th rowspan="2">用途</th> <th rowspan="2">使用場所</th> <th colspan="4">変更前</th> <th colspan="4">変更後</th> </tr> <tr> <th>第1保管エリア</th> <th>第2保管エリア</th> <th>第3保管エリア</th> <th>第4保管エリア</th> <th>第1保管エリア</th> <th>第2保管エリア</th> <th>第3保管エリア</th> <th>第4保管エリア</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">大量送水車</td> <td>送水用</td> <td>E.L.4m周辺 E.L.5m周辺</td> <td>0台</td> <td>1台</td> <td>1台</td> <td>予備1台</td> <td>0台</td> <td>1台</td> <td>1台</td> <td>0台</td> <td>予備1台 (兼用)</td> </tr> <tr> <td>海水取水用</td> <td>E.L.R.5m周辺</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>1台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>1台</td> <td>予備1台 (兼用)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※：送水用及び海水取水用の設置許可基準規則解釈第43条第6項に基づく、故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップ（α）は、発電所全体で確保する。なお、要求されるいずれの機能も満足するため、兼用で1台確保する。</p>	設備名称	用途	使用場所	変更前				変更後				第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア	第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア	大量送水車	送水用	E.L.4m周辺 E.L.5m周辺	0台	1台	1台	予備1台	0台	1台	1台	0台	予備1台 (兼用)	海水取水用	E.L.R.5m周辺	0台	0台	0台	0台	1台	0台	0台	1台	予備1台 (兼用)		<p>【島根】記載内容の相違 ・ブランドの相違に伴う土石流が発生した場合の対応内容の相違。</p>
設備名称	用途				使用場所	変更前				変更後																																			
		第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア		第4保管エリア	第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア																																			
大量送水車	送水用	E.L.4m周辺 E.L.5m周辺	0台	1台	1台	予備1台	0台	1台	1台	0台	予備1台 (兼用)																																		
	海水取水用	E.L.R.5m周辺	0台	0台	0台	0台	1台	0台	0台	1台	予備1台 (兼用)																																		

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

玄海原子力発電所3, 4号炉 別紙(26)	泊発電所3号炉 別紙(38)	相違理由
<p>屋外の可搬型重大事故等対処設備の保管庫内収納の配置設計の考え方について</p> <p>1. 概要 玄海原子力発電所3, 4号炉の屋外の可搬型重大事故等対処設備のうち、保管庫内収納を行う第3, 5保管エリアの可搬型重大事故等対処設備について、基本的な保管庫内の配置設計の考え方を整理する。</p> <p>2. 保管エリアの配置設計 屋外の可搬型重大事故等対処設備は、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備と位置的分散を図るとともに複数の保管エリアに分散して保管しているため、仮に1つの保管エリアが使用できない場合においても、別の保管エリアにある可搬型重大事故等対処設備により確実に事故対処可能な設計としている。</p> <p>第3, 5保管エリアの可搬型重大事故等対処設備は、風（台風）及び竜巻による風荷重を考慮して機能が損なわれないように、原子炉建屋の外から水又は電力を供給する設備は1基あたり2セット以上、それ以外の設備は1負荷あたり1セット以上を保管するとともに、原子炉建屋の外から水又は電力を供給する設備については、第3, 5保管エリアに相互に分散して保管する。</p>	<p>屋外の可搬型重大事故等対処設備の51m倉庫・車庫内収納の配置設計の考え方について</p> <p>1. 概要 泊発電所3号炉の屋外の可搬型重大事故等対処設備のうち、保管庫内収納を行う51m倉庫・車庫エリアの可搬型重大事故等対処設備について、基本的な保管庫内の配置設計の考え方を整理する。</p> <p>2. 保管エリアの配置設計 屋外の可搬型重大事故等対処設備は、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備と位置的分散を図るとともに複数の保管エリアに分散して保管しているため、仮に1つの保管エリアが使用できない場合においても、別の保管エリアにある可搬型重大事故等対処設備により確実に事故対処可能な設計としている。</p> <p>51m倉庫・車庫エリアには、冬季における信頼性を向上させるため、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水を供給する設備の1セットを保管する。</p>	<p>【女川及び島根】記載内容の相違 ・泊は、倉庫・車庫（保管庫）に可搬型重大事故等対処設備を保管している。このため、本項については、同様に保管庫に可搬型重大事故等対処設備を保管する玄海3,4号炉との比較を行った。</p> <p>【玄海】設備名称の相違</p> <p>【玄海】設計方針の相違 ・倉庫・車庫（保管庫）の設置目的の相違。泊は、冬季における信頼性向上を目的とする。 ・倉庫・車庫（保管庫）に保管する設備の相違。泊は、水を供給する設備の1セットを保管している。 ・玄海は保管庫が2箇所に対し、泊は1箇所である。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

玄海原子力発電所3, 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3. 保管庫の特徴</p> <p>玄海原子力発電所は敷地が非常に狭隘であるため、先行プラントで実績のある風（台風）及び竜巻の風荷重を考慮した固縛装置を採用した場合、固縛装置の設置スペースが十分に確保できないことから、保管庫を採用することで限られたスペースを有効活用し、必要となる可搬型重大事故等対処設備を保管することを可能とした。</p> <p>また、保管庫とすることで、風（台風）及び竜巻のみならず積雪及び火山の影響についても、可搬型重大事故等対処設備が直接的に影響を受けることがない。</p> <p>保管庫は地震による可搬型重大事故等対処設備への波及的影響を考慮して耐震Sクラス相当で設計していること、出入口扉付近の障害物はホイールローダにより除去可能であることから、出入口扉が使用できなくなることはない。</p> <p>【柏崎6号及び7号炉まとめ資料より転載】</p> <p>なお、地震の変形により建屋扉やシャッターの開閉が不能となる可能性を考慮し、シャッターを常時開放し、消防車両及び消防車隊要員の出動が可能な運用とする。</p> <p>【川内1号及び2号炉まとめ資料より転載】</p> <p>専属消防本部建屋は倒壊しないが、地震時の変形により建屋扉やシャッターの開閉が不能となる可能性がある。</p> <p>そのため、シャッターを常時開放し、消防車両及び専属消防隊員の出動が可能な運用とする。</p>	<p>3. 51m倉庫・車庫の特徴</p> <p>51m倉庫・車庫は、可搬型重大事故等対処設備等を保管する車庫エリアと予備品及び資機材を保管する倉庫エリアから構成される。</p> <p>泊発電所は寒冷地であるため、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水を供給する設備の1セットを51m倉庫・車庫に保管することで、積雪及び凍結による影響を軽減し、冬季における可搬型重大事故等対処設備の信頼性を向上させることとしている。</p> <p>また、51m倉庫・車庫内に保管することで、積雪のみならず火山の影響についても、影響を軽減することができる。</p> <p>51m倉庫・車庫は地震による可搬型重大事故等対処設備への波及的影響を考慮して基準地震動に対して倒壊しない設計とすること、出入口付近の障害物はホイールローダにより除去可能であること及び地震の変形によりシャッターの開閉が不能となる可能性を考慮して、シャッターを撤去して出入口を常時開放することから、出入口が使用できなくなることはない。</p> <p>なお、出入口には、積雪及び凍結の影響を軽減するために防雪シートを設置する方針である。防雪シートは、人力で開閉可能な設計とし、地震等の発生により脱落した場合においても人力で排除可能な重量とすることから、地震時に可搬型重大事故等対処設備の運搬、移動に影響を及ぼすことはない。また、防雪シートは不燃性材料又は建築基準法施行令若しくは消防法施行令に基づく試験により不燃性材料と同等の性能であることを確認した材料を用いることから、火災により可搬型重大事故等対処設備や他の設備に影響を及ぼすことはない。想定される自然現象等については、防雪シート自体が他の設備に影響を与えないことを確認の上、設置する。</p>	<p>【玄海】記載表現の相違</p> <p>【玄海】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は、51m倉庫・車庫の構成について記載。 <p>【玄海】設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・倉庫・車庫（保管庫）の設置目的の相違。 ・玄海は、風（台風）及び竜巻による風荷重を考慮した頑健な保管庫を設置し、可搬型重大事故等対処設備を保管庫内に配置している。 ・泊は、風（台風）及び竜巻に対しては、保管場所を複数箇所に分散配置することにより、可搬型重大事故等対処設備が同時に機能喪失しない設計としている。 <p>【玄海】記載表現の相違</p> <p>【玄海】設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震評価方針の相違。 ・玄海は堅固な扉を設置しているのに対し、泊は地震時の変形を考慮し、出入口のシャッターを撤去して常時開放する。また、常時開放に伴い防雪シートを設置予定である。（シャッター常時開放については、柏崎6, 7号の自衛消防隊建屋及び川内1, 2号の専属消防本部建屋と同様）

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

玄海原子力発電所3, 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
<p>出入口扉については、自然現象等を考慮した堅固な仕様で設置することから、扉の機能が喪失することは考えにくい。 出入口扉の仕様を別表26-3-1、外観を別図26-3-1に示す。</p> <p>仮に、出入口扉が固着し開放できない場合は、ホイールローダ等の車両により出入口扉を開放することで、自走式の可搬型重大事故等対処設備がエンスト等により移動できない場合は、ニュートラルとしホイールローダ等の車両により引出すことで、他の可搬型重大事故等対処設備の移動、運搬に支障を与えることはない。</p> <p>しかしながら、保管庫の特徴として移動、運搬経路が出入口扉からに制限されるため、可搬型重大事故等対処設備の移動、運搬をより確実なものとする観点から、可能な範囲で複数の出入口扉から移動、運搬が可能となるように、保管庫内に収納する可搬型重大事故等対処設備及び運搬用車両等の資機材の逼迫感を改善し余裕のあるスペースを確保するとともに配置をより最適化する。</p> <p>なお、保管庫内の可搬型重大事故等対処設備は、車輪止め等により固定して保管する。</p>	<p>51m倉庫・車庫の建屋概要を第1表、建屋平面図及び断面図を第1図、出入口の外観を第2図、防雪シートの設置イメージを第3図、防雪シートの自然現象により想定される影響について評価した結果を第2表、防雪シートの人為事象により想定される影響について評価した結果を第3表に示す。</p> <p>仮に、自走式の可搬型重大事故等対処設備がエンスト等により移動できない場合は、他の可搬型重大事故等対処設備の移動、運搬に支障を与える可能性がある。</p> <p>そのため、可搬型重大事故等対処設備の移動、運搬を確実なものとする観点から、51m倉庫・車庫内に収納する可搬型重大事故等対処設備、自主対策設備及び資機材も含めて配置を最適化する。</p> <p>なお、車庫内の可搬型重大事故等対処設備は、車輪止め、竜巻による飛散防止を考慮した固縛等により固定して保管する。</p> <p style="text-align: center;">第1表 建屋概要</p> <table border="1" data-bbox="1173 932 1688 1150"> <tr> <td>建屋名称</td> <td>51m倉庫・車庫</td> </tr> <tr> <td>構造</td> <td>地上部S造/地下部RC造</td> </tr> <tr> <td>階数</td> <td>地上2階/地下1階</td> </tr> <tr> <td>基礎形状</td> <td>直接基礎</td> </tr> <tr> <td>平面形状</td> <td>21.0×71.8m</td> </tr> <tr> <td>高さ</td> <td>地上高さ13.6m</td> </tr> </table>	建屋名称	51m倉庫・車庫	構造	地上部S造/地下部RC造	階数	地上2階/地下1階	基礎形状	直接基礎	平面形状	21.0×71.8m	高さ	地上高さ13.6m	<p>【玄海】記載内容の相違 ・泊が出入口を常時開放することによる記載内容の相違。 ・泊は、51m倉庫・車庫の概要、平面図、断面図及び防雪シートについて記載。 【玄海】記載表現の相違</p> <p>【玄海】設計方針の相違 ・泊は、自走式の可搬型重大事故等対処設備が故障により移動できない場合に他の可搬型重大事故等対処設備の移動に支障をきたさないよう、車庫内の配置を見直すこととした。</p> <p>【玄海】記載表現の相違 【玄海】設計方針の相違 ・泊は、固縛により竜巻による飛散防止を行う。</p> <p>【玄海】記載内容の相違 ・泊は、51m倉庫・車庫の概要について記載。</p>
建屋名称	51m倉庫・車庫													
構造	地上部S造/地下部RC造													
階数	地上2階/地下1階													
基礎形状	直接基礎													
平面形状	21.0×71.8m													
高さ	地上高さ13.6m													

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

別表26-3-1 重大事故等対策設備保管庫の扉仕様について

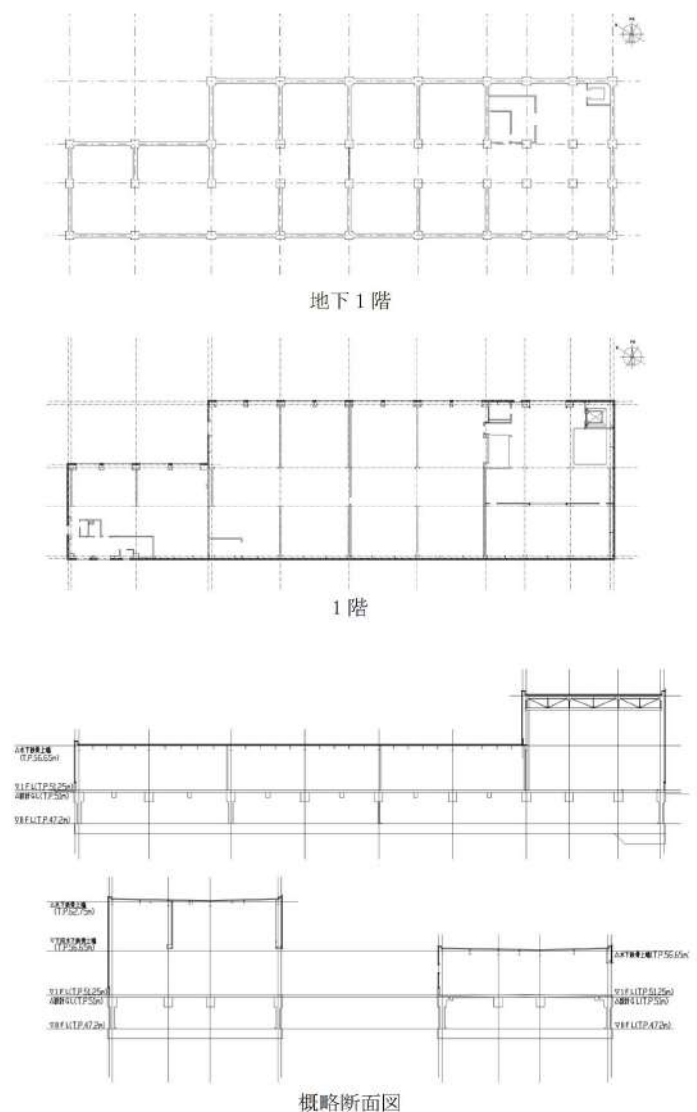
玄海原子力発電所3, 4号炉			泊発電所3号炉		相違理由
開閉方式	タンクローリ保管エリア	その他のエリア	備考		
扉本体の厚さ	約 10 cm	約 10 cm	扉の芯材等を含んだ全体の厚さ		
扉の板厚（外部表面）	約 10 mm	約 10 mm	約 10 mm：設計飛来物に対し貫通しない設計		
重量（両扉）	約 10 t	約 10 t			
地震	○	○	建屋：S s 機能維持		
竜巻（風圧力による荷重）	○	○	設計竜巻の最大風速：100m/s（耐風圧扉）		
竜巻（気圧差による荷重）	○	○	最大気圧低下量：8,900N/m ²		
竜巻（設計飛来物による衝撃荷重）	○	○	設計飛来物 鋼製材：4.2m×0.3m×0.2m、135kg（耐衝撃扉）		
自然現象等					

本図みの範囲は、防衛上の観点又は機密に係る事項であるため、公開できません。

【玄海】記載内容の相違
 ・泊が出入口を常時開放することによる記載内容の相違。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

<p>玄海原子力発電所3, 4号炉</p>	<p>泊発電所3号炉</p>	<p>相違理由</p>
	 <p>地下1階</p> <p>1階</p> <p>概略断面図</p> <p>第1図 51m倉庫・車庫の平面図及び断面図</p>	<p>【玄海】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は、51m倉庫・車庫の平面図及び断面図を記載。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

<p>玄海原子力発電所3, 4号炉</p>	<p>泊発電所3号炉</p>	<p>相違理由</p>
<div data-bbox="190 175 817 1252" style="border: 1px dashed black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="828 343 873 1077" style="position: absolute; left: 370px; top: 215px; width: 150px;"> <p>別図26-3-1 タンクローリ車庫（第5保管エリア）の出入口扉の外観</p> </div> <div data-bbox="302 1292 716 1388" style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>枠囲みの範囲は、防護上の観点又は機密に係る事項であるため、公開できません。</p> </div>	<div data-bbox="1041 271 1601 1380" style="text-align: center;"> </div> <div data-bbox="1601 877 1646 1380" style="text-align: center; color: blue;"> <p>※：積雪の影響を軽減するため、防雪シートを設置予定</p> </div> <div data-bbox="1702 710 1747 1005" style="text-align: center;"> <p>第2図 51m倉庫・車庫の出入口</p> </div>	<p>【玄海】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊が出入口を常時開放することによる記載内容の相違。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

玄海原子力発電所3, 4号炉

泊発電所3号炉

相違理由

第2表 防雪シートの自然現象により想定される影響概略評価結果

自然現象	影響有無	影響評価結果
地震	○	・地震により防雪シートが落下した場合であっても、防雪シートは軽量かつ柔軟な素材であることから、人力で排除可能である。 ・また、防雪シートが落下の際に可搬型設備に衝突した場合であっても、防雪シートは軽量かつ柔軟な素材であることから、可搬型設備の機能に影響を及ぼさない。
津波 洪水	○	・保管場所の影響評価結果と同様であり、防雪シートを設置することによる影響はない。
風（台風）	○	・風（台風）により防雪シートが飛散した場合であっても、防雪シートは軽量かつ柔軟な素材であることから、人力で排除可能である。 ・風（台風）により防雪シートが飛散し可搬型設備に衝突した場合であっても、防雪シートは軽量かつ柔軟な素材であることから、可搬型設備の機能に影響を及ぼさない。
竜巻	○	・可搬型設備は、複数箇所にそれぞれ離隔して分散配置していることから、同時に機能喪失しない。 ・竜巻により防雪シートが飛散した場合であっても、防雪シートは設計飛来物に含まれることを確認していることから、竜巻の評価に影響を与えない。（第六条 外部からの衝撃による損傷の防止 参照）
積雪 凍結（極低温） 降水 落雷 地滑り 火山の影響 生物学的事象 森林火災 高潮	○	・保管場所の影響評価結果と同様であり、防雪シートを設置することによる影響はない。

○：影響無し、×：影響有り

第3表 防雪シートの人為事象により想定される影響概略評価結果

人為事象	影響有無	影響評価結果
飛来物（航空機落下） ダムの崩壊 爆発 近隣工場等の火災 有毒ガス 船舶の衝突 電磁的障害	○	・保管場所の影響評価結果と同様であり、防雪シートを設置することによる影響はない。

○：影響無し、×：影響有り

【玄海】記載内容の相違
 ・泊は、防雪シートの自然現象により想定される影響概略評価結果について記載。

【玄海】記載内容の相違
 ・泊は、防雪シートの人為事象により想定される影響概略評価結果について記載。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

玄海原子力発電所3, 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>4. 保管庫内の配置設計</p> <p>「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（以下「設置許可基準規則」という。）」の第43条第3項第6号に基づき、アクセスルートは、自然現象、外部人為事象、溢水及び火災を想定しても、可搬型重大事故等対処設備の移動、運搬に支障をきたすことがないように、迂回路も考慮して保管エリアまで複数のアクセスルートを確認している。</p> <p>そのため、保管庫についても、設置許可基準規則第43条第3項第6号を踏まえて、可搬型重大事故等対処設備を移動、運搬するための通路を確実に確保するために、別表26-4-1に示すとおり他の保管エリアとあいまって原子炉建屋の外から水又は電力を供給する設備は1基あたり2セット以上、それ以外の設備は1負荷あたり1セット以上が確実に移動、運搬可能な配置とする。</p> <p>また、配置の最適化に伴い、保管庫外で保管することとした設備の一覧を別表26-4-2に示す。</p>	<p>4. 51m倉庫・車庫エリアの配置設計</p> <p>「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（以下「設置許可基準規則」という。）」の第43条第3項第6号に基づき、アクセスルートは、自然現象、人為事象、溢水及び火災を想定しても、可搬型重大事故等対処設備の移動、運搬に支障をきたすことがないように、迂回路も考慮して可搬型重大事故等対処設備の保管場所から使用場所まで複数のアクセスルートを確認している。</p> <p>そのため、51m倉庫・車庫エリアを含めた保管場所について、設置許可基準規則第43条第3項第6号を踏まえて、可搬型重大事故等対処設備の移動、運搬するための経路を確実に確保するため、第4表に示すとおり、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する設備は2セット以上、それ以外の設備は1セット以上が確実に移動、運搬可能な配置とする。</p>	<p>【玄海】記載表現の相違</p> <p>【玄海】記載内容の相違 ・泊は、配置見直しの結果、51m倉庫・車庫外へ保管することとなった可搬型重大事故等対処設備は無い。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

別表26-4-1 保管庫内の可搬型重大事故等対処設備一覧

該当条文	可搬型重大事故等対処設備	必要数	保管数	保管場所	保管状況	複数経路確保台数	必要数 ≤ 複数経路確保台数	備考
43	ホイールローダ	1台	1台	第3 第4	保管庫内 屋外	○	○	
47, 54, 55	可搬型ディーゼル注入ポンプ※1 (接続用中継ユニット、入口ユニット、可搬型ホース含む)	4台	2台	第3 第4 第5	保管庫内 屋外 保管庫内	○	○	
47, 48, 49, 50, 54, 55, 56	移動式大容量ポンプ車※1 (可搬型ホース含む)	2台 【1台】	1台	第3 第4 第5	保管庫内 屋外 保管庫内	○	○	
54, 56	水中ポンプ用発電機※1 (可搬型ホース含む)	8台	4台	第3 第4 第5	保管庫内 屋外 保管庫内	○	○	
54, 55, 58	放水砲※2	2台	1台	第3 第5	保管庫内 保管庫内	○	○	
54	使用済燃料ビット監視装置用 空気供給システム (コンプレッサ、エアコン、発電機)	2個	2個	第3	保管庫内	○	○	
57	タンクローリ	1台	1台	第3 第4 第5	保管庫内 屋外 保管庫内	×	○	第4号エリアに1台追加配備
57	発電機車※1 (高圧発電機車)	4台	2台	第3 第5	保管庫内 保管庫内	○	○	
57	発電機車※1 (中容量発電機車)	4台	2台	第4	屋外	○	○	
57	直流電源用発電機※1	4台	2台	第3 第4 第5	保管庫内 屋外 保管庫内	○	○	

※1 原子炉建屋の外から水又は電力を供給する注水設備及び電源設備 (1基当たり2セット以上集束のある可搬型重大事故等対処設備)
 ※2 半備数が想定される重大事故等の取扱いに必要な1セットに満たない可搬型重大事故等対処設備

第4表 各保管エリアの可搬型重大事故等対処設備一覧

該当条文	可搬型重大事故等対処設備	必要数	保管数	保管場所	保管状況	複数経路確保台数	必要数 ≤ 複数経路確保台数	備考
43	ホイールローダ	1台	1台	1号北西側31mエリア	屋外	○	○	
	バックホウ	1台	1台	2号北西側31mエリア(a) 2号北西側31mエリア(b)	屋外	○	○	
47, 48, 49, 50, 54, 55, 56	可搬型大型送水ポンプ車、ホース延長・回収車 (送水車用)	4台	2台	2号北西側31mエリア(a) 2号北西側31mエリア(b)	屋外	○	○	
54, 55	可搬型大容量海水送水ポンプ車、放水砲	1台	1台	51m倉庫・車庫エリア	屋外	○	○	
55	貯蔵設備	1台	1台	1, 2号北側31mエリア 51m倉庫・車庫エリア	屋外	○	○	
55	集水機シフトアジェンス	2組	1組	1, 2号北側31mエリア 2号北西側31mエリア(a)	屋外	○	○	
57	可搬型タンクローリー	2台	2台	51m倉庫・車庫エリア	屋外	○	○	
57	可搬型代替電源車	2台	1台	1号北西側31mエリア(a) 2号北西側31mエリア(b)	屋外	○	○	
57	可搬型直流電源用発電機	2台	1台	展望台行管理道路踏懸側60mエリア 1号北西側31mエリア	屋外	○	○	
60	小型船舶	1艘	1艘	1号北西側31mエリア	屋外	○	○	
61	緊急時対策用発電機	4台	2台	緊急時対策用エリア 2号北西側31mエリア(a) 2号北西側31mエリア(b)	屋外	○	○	

※：他の機能を有する可搬型重大事故等対処設備と干渉せずに、保管場所から可搬型重大事故等対処設備を移動、運搬するための経路を確保する設計としている。

【玄海】設計方針の相違
 ・泊は、他の機能を有する可搬型重大事故等対処設備と干渉せずに、保管場所から可搬型重大事故等対処設備を移動、運搬するための経路を確保する設計としている。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

玄海原子力発電所3, 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="writing-mode: vertical-rl; position: absolute; left: 50px; top: 250px;">別表26-4-2 保管庫外に保管する可搬型重大事故等対処設備一覧</p> <div style="border: 2px dashed black; width: 300px; height: 600px; margin: 100px auto;"></div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 20px auto;"> <p>枠囲みの範囲は、防護上の観点又は機密に係る事項であるため、公開できません。</p> </div>		<p>【玄海】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は、配置見直しの結果、51m倉庫・車庫外に保管することとした可搬型重大事故等対処設備がないため、左表に記載する事項がない。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

玄海原子力発電所3, 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>4. 1 第3保管エリア</p> <p>第3保管エリアの可搬型重大事故等対処設備については、以下のとおり異なる2面の出入口扉から移動、運搬可能な配置とする。</p> <p>但し、タンクローリーについては、設計基準事故時にも使用するため竜巻防護対象であることから、設計飛来物による衝撃荷重を考慮した専用区画に配置するため除外する。</p> <p>最適化前の配置図を別図26-4.1-1に、最適化後の配置図を別図26-4.1-2に示す。また、保管庫へ収納する設備の一覧を別表26-4.1-1に示す。</p> <p>①自走式の可搬型重大事故等対処設備は、進行方向に対して前後に出入口扉が2つの区画に配置し、確実な出入口扉からの移動を可能とする。</p> <p>②自走できない可搬型重大事故等対処設備は、進行方向に対して前後で出入口扉が1つの区画に配置するが、進行方向に対して左右へ運搬が可能であることから、自走式の可搬型重大事故等対処設備の移動により空いたスペースを有効活用して、複数の出入口扉からの運搬を可能とする。</p> <p>具体的な移動、運搬方法については、別図26-4.1-3に示す。また、自走式の可搬型重大事故等対処設備が2つの出入口扉から確実に移動可能とするために、電気室及びコンテナの設置位置を変更するとともに、移動後の停車位置を設定した。具体的には、別図26-4.1-4に示す。</p>	<p>51m 倉庫・車庫エリアの可搬型重大事故等対処設備については、以下のとおり異なる機能を有する設備ごとに専用の出入口を設けることにより、確実に移動、運搬可能な配置とする。</p> <p>最適化前の配置図を第4図に、最適化後の配置図を第5図に示す。また、51m 倉庫・車庫へ収納する設備の一覧を第5表に示す。</p> <p>①エンスト等の故障により、自走式の可搬型重大事故等対処設備の移動ができない場合においても、同時に複数の異なる機能が喪失しないように、異なる機能を有する可搬型重大事故等対処設備を縦列に配置しない。</p> <p>②設備の重要度の観点から、重大事故等対処設備の前方に自主対策設備を配置しない。</p>	<p>【玄海】記載方針の相違</p> <p>【玄海】記載表現の相違</p> <p>【玄海】設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は、シャッター撤去による出入口の常時開放及び異なる機能を有する設備ごとに専用の出入口を設けることにより、確実に移動、運搬可能な配置としている。(複数の出入口を想定しない点については、玄海の第5保管エリアと同様。専用の出入口を設ける点については、玄海のタンクローリー専用区画と同様。) <p>【玄海】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は可搬型タンクローリーを51m倉庫・車庫内に保管していない。また、泊の可搬型タンクローリーは、重大事故等時に使用する。 <p>【玄海】記載表現の相違</p> <p>【玄海】設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は、自走式の可搬型重大事故等対処設備がエンスト等により移動できない場合でも、同時に複数の異なる機能が喪失しないように可搬型重大事故等対処設備を配置する。また、SA設備の前方に自主設備を配置しない。 <p>【玄海】記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は、第2図及び第3図に進行方向を記載。 <p>【玄海】設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は、2つの出入口設置のために改造等は実施していない。 泊は、倉庫・車庫から出発した可搬型重大事故等対処設備が使用場所に直接向かうため、停車位置は設定しない。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

玄海原子力発電所3, 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">玄海原子力発電所3, 4号炉</p> <div style="border: 1px dashed black; width: 100%; height: 100%; margin: 20px 0;"></div> <p style="text-align: center;">枠囲みの範囲は、防護上の観点又は機密に係る事項であるため、公開できません。</p> <p style="text-align: right;">別図26-4-1-1 第3保管エリア保管庫内の可搬型重大事故等対処設備の配置（最適化前）</p>	<p style="text-align: center;">泊発電所3号炉</p> <p style="text-align: right;">第4図 51m倉庫・車庫エリアの可搬型重大事故等対処設備等の配置（最適化前）</p>	<p>【玄海】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備及び保管場所の相違による記載内容の相違。

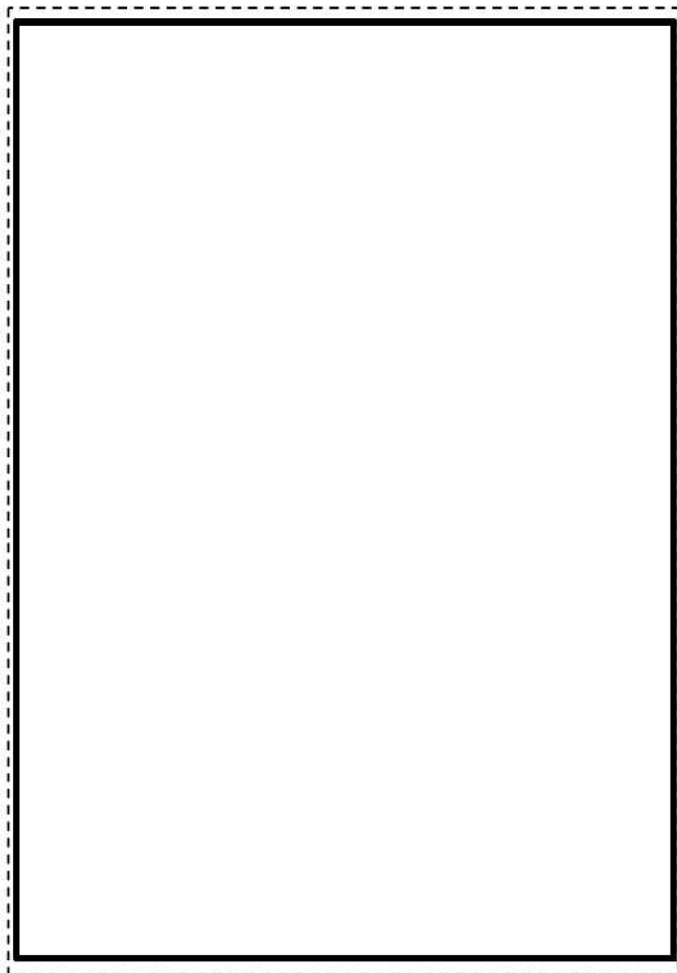
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

玄海原子力発電所3, 4号炉

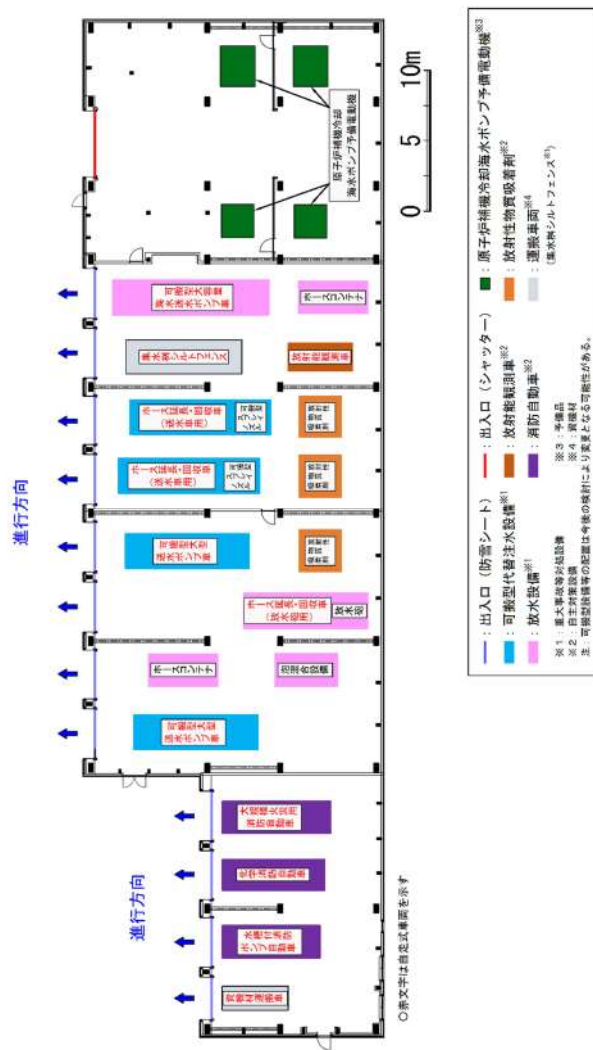
泊発電所3号炉

相違理由



別図26-4、1-2 第3保管エリア保管庫内の可搬型重大事故等対策設備の配置（最適化後）

枠囲みの範囲は、防護上の観点又は機密に係る事項であるため、公開できません。



第5図 51m倉庫・車庫エリアの可搬型重大事故等対策設備等の配置（最適化後）

【玄海】記載内容の相違
 ・設備及び保管場所の相違による記載内容の相違。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

玄海原子力発電所3, 4号炉

泊発電所3号炉

相違理由

別表26-4, 1-1 第3保管エリア保管庫へ収納する設備一覧

設備名	保管数	全長 (m)	幅 (m)	重量(t)	備考
水中ポンプ用発電機	4台	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	
ホース展張回収車用コンテナ	11個				
移動式大容量ポンプ車	2台				自走式
放水砲	1台				
可搬型ディーゼル注入ポンプ	2台				自走式
収納容器 (小)	2個				
入口ユニット	2台				
直流電源用発電機	2台				
高圧発電機車	2台				自走式
コンプレッサ (排気ファン含む)	2台				
エアコン	2台				
発電機	2台				
タンクローリ	1台				自走式
ホース展張回収車	2台				自走式
ホイールローダ	1台				自走式
接続用中継ユニット	2台				
フォークリフト	1台				自走式

○可搬型重大事故等対策設備を進行方向に対して左右へ運搬する場合に通すスペースの開口は□である。

枠囲みの範囲は、防護上の観点又は機密に係る事項であるため、公開できません。

第5表 51m倉庫・車庫へ収納する設備一覧

設備名	保管数	全長 (m)	幅 (m)	重量 (t)	備考
可搬型大型送水ポンプ車	2台	約 8.9	約 2.9	約 13.2	自走式
可搬型大容量海水送水ポンプ車	1台	約 12.0	約 2.9	約 24.9	自走式
ホース延長・回収車 (送水車用)	2台	約 9.9	約 2.9	約 15.8	自走式
ホース延長・回収車 (放水砲用)	1台	約 8.7	約 2.9	約 21.9	自走式
放水砲	1台	約 4.7	約 1.9	約 3.0	ホース延長・回収車 (放水砲用) に積載
泡混合設備	1台	約 4.7	約 2.4	約 5.7	
可搬型スプレイノズル	2個	約 1.0	約 0.2	約 0.02	ホース延長・回収車 (送水車用) に積載
可搬型ホース 150A (1組: 約 1,800m)	2組 ホース長ごと 1本	—	—	約 4.0	ホース延長・回収車 (送水車用) に積載
可搬型ホース 300A (1組: 約 800m)	1組	約 4.9	約 2.3	約 3.8	ホースコンテナに保管
集水樹シルトフェンス	1組	—	—	約 0.04	シルトフェンス運搬車に積載
シルトフェンス運搬車	1台	約 8.2	約 2.5	約 5.1	自走式
水槽付消防ポンプ自動車	1台	約 7.3	約 2.3	約 9.0	自走式
化学消防自動車	1台	約 7.6	約 2.3	約 9.2	自走式
大規模火災用消防自動車	1台	約 7.9	約 2.6	約 10.3	自走式
放射能観測車	1台	約 4.8	約 1.7	約 3.4	自走式
資機材運搬車	1台	約 4.7	約 1.7	約 5.7	自走式
原子炉補機冷却海水ポンプ 予備電動機	2台 (2台)	約 2.4	約 2.8	約 7.8	括弧内は1号及び2号炉用
放射性物質吸着剤	1式	—	—	約 3.2	

※：寸法、重量は保管状態について記載しており、今後の検討により変更となる可能性がある。

【玄海】記載内容の相違
 ・設備及び保管場所の相違による記載内容の相違。

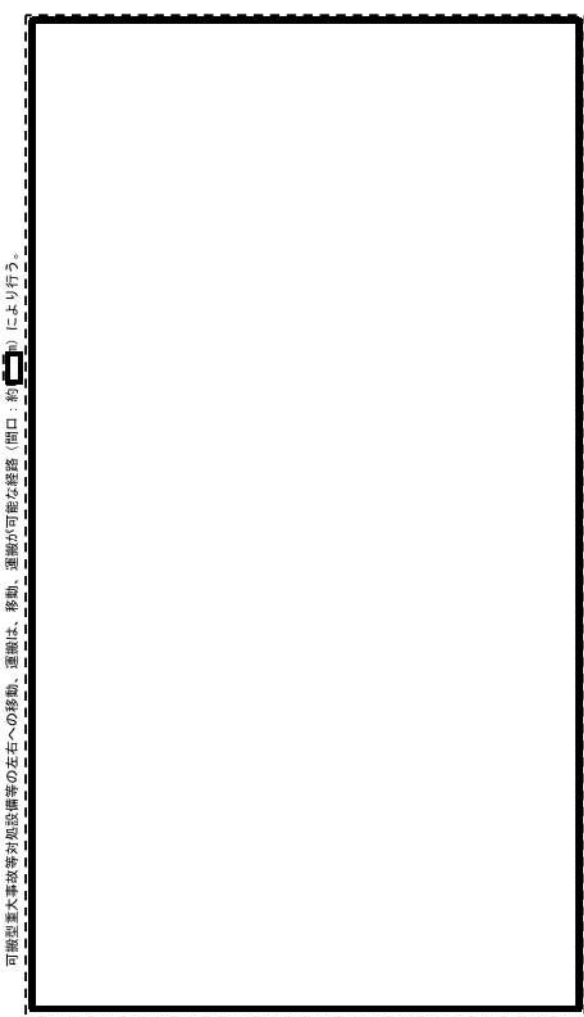
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

玄海原子力発電所3, 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p data-bbox="190 662 212 1292">STEP1 2つの扉を持つ区画に保管する自走式車両は、使用可能な際から保管庫外へ移動する。</p> <div data-bbox="235 263 795 1260" style="border: 2px dashed black; width: 250px; height: 625px; margin: 10px auto;"></div> <p data-bbox="828 375 862 1125" style="text-align: center;">別図26-4. 1-3 保管庫内での進行方向に対して左右への運搬について(1/2)</p> <div data-bbox="459 1316 873 1412" style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>枠囲みの範囲は、防護上の観点又は機密に係る事項であるため、公開できません。</p> </div>		<p data-bbox="1904 167 2094 191">【玄海】記載箇所の相違</p> <ul data-bbox="1904 199 2150 247" style="list-style-type: none"> ・泊は、第4図及び第5図に進行方向を記載。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

玄海原子力発電所3, 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>STEP2 1つの扉を持つ区画に保管する可燃型重大事故等対応設備等が何らかの理由により想定通りの移動、運搬経路を使用できない場合、自走式車両の移動により確保できたスペースに移動、運搬した後、いずれかの扉より保管庫外へ移動、運搬する。</p> <p>可燃型重大事故等対応設備等の左右への移動、運搬は、移動、運搬が可能な経路（開口：約）により行う。</p> <p>別図26-4. 1-3 保管庫内での進行方向に対して左右への運搬について（2/2）</p> <p>枠囲みの範囲は、防護上の観点又は機密に係る事項であるため、公開できません。</p>		<p>【玄海】記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は、第4図及び第5図に進行方向を記載。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

玄海原子力発電所3, 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="168 295 884 1204" style="border: 2px dashed black; width: 320px; height: 570px; margin: 0 auto;"></div> <p data-bbox="293 1235 761 1260">別図26-4. 1-4 第3保管エリア 保管庫周辺図</p> <div data-bbox="286 1289 701 1385" style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>枠囲みの範囲は、防護上の観点又は機密に係る事項であるため、公開できません。</p> </div>		<p data-bbox="1899 167 2085 193">【玄海】記載内容の相違</p> <ul data-bbox="1899 197 2154 277" style="list-style-type: none"> ・玄海は、複数の出入口設置のために保管庫の改造等を実施している。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

玄海原子力発電所3, 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>4. 2 第5保管エリア</p> <p>第3保管エリアの可搬型重大事故等対処設備は、4. 1の配置とすることで第4保管エリアとあいまって原子炉建屋の外から水又は電力を供給する設備は1基あたり2セット以上、それ以外の設備は1負荷あたり1セット以上が確実に移動、運搬可能である。</p> <p>但し、第5保管エリアの可搬型重大事故等対処設備についても、他の可搬型重大事故等対処設備の移動、運搬を妨げない配置とするとともに、以下のとおり可能な範囲で異なる2面の出入口扉から移動、運搬又は同一面の複数の出入口扉から運搬可能な配置とする。</p> <p>最適化前の配置図を別図26-4. 2-1に、最適化後の配置図を別図26-4. 2-2に示す。また、保管庫へ収納する設備の一覧を別表26-4. 2-1に示す。</p> <p>①自走式の可搬型重大事故等対処設備のうち高圧発電機車は、進行方向に対して前後に出入口扉が2つある区画に配置し、確実な移動を可能とする。</p> <p>②高圧発電機車を除く自走式の可搬型重大事故等対処設備は、進行方向に対して前後で出入口扉が1つの区画に、縦列とならないように配置するとともに、他の可搬型重大事故等対処設備の移動、運搬を妨げない配置とする。</p> <p>③自走できない可搬型重大事故等対処設備は、進行方向に対して左右へ運搬可能な区画に配置し、異なる2面の出入口扉又は同一面の複数の出入口扉からの運搬を可能とする。</p>		<p>【玄海】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・玄海は複数の保管庫を有する。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

玄海原子力発電所3, 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="248 172 781 1257" style="border: 2px solid black; height: 680px; width: 238px;"></div> <div data-bbox="781 316 808 1121" style="writing-mode: vertical-rl; position: absolute; right: 0; top: 0;">別図2.6-4、2-1 第5保管エリア保管庫内の可搬型重大事故等対策設備の配置（最適化前）</div> <div data-bbox="309 1289 721 1380" style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 枠囲みの範囲は、防護上の観点又は機密に係る事項であるため、公開できません。 </div>		<p>【玄海】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 玄海は複数の保管庫を有する。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

玄海原子力発電所3, 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="235 172 779 1257" style="border: 2px dashed black; width: 243px; height: 680px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="795 322 824 1129" style="writing-mode: vertical-rl; position: absolute; left: 355px; top: 202px;"> 別図26-4. 2-2 第5保管エリア保管庫内の可燃型重大事故等対処設備の配置（最適化後） </div> <div data-bbox="273 1289 683 1380" style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 枠囲みの範囲は、防護上の観点又は機密に係る事項であるため、公開できません。 </div>		<p>【玄海】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・玄海は複数の保管庫を有する。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

玄海原子力発電所3, 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																
<p style="text-align: center;">別表26-4, 2-1 第5保管エリア保管庫へ収納する設備一覧</p> <table border="1" data-bbox="197 260 851 874"> <thead> <tr> <th>設備名</th> <th>保管数</th> <th>全長 (m)</th> <th>幅 (m)</th> <th>重量(t)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>水中ポンプ用発電機</td><td>4台</td><td rowspan="14" style="background-color: #cccccc; text-align: center;">[Redacted]</td><td rowspan="14" style="background-color: #cccccc; text-align: center;">[Redacted]</td><td rowspan="14" style="background-color: #cccccc; text-align: center;">[Redacted]</td><td></td></tr> <tr><td>ホース展開回収車用コンテナ</td><td>7個</td><td></td></tr> <tr><td>移動式大容量ポンプ車</td><td>1台</td><td>自走式</td></tr> <tr><td>放水砲</td><td>1台</td><td></td></tr> <tr><td>可搬型ディーゼル注入ポンプ</td><td>2台</td><td>自走式</td></tr> <tr><td>収納容器 (小)</td><td>2個</td><td></td></tr> <tr><td>接続用中継ユニット</td><td>2台</td><td></td></tr> <tr><td>入口ユニット</td><td>2台</td><td></td></tr> <tr><td>直流電源用発電機</td><td>2台</td><td></td></tr> <tr><td>高圧発電機車</td><td>2台</td><td>自走式</td></tr> <tr><td>タンクローリ</td><td>1台</td><td>自走式</td></tr> <tr><td>ホース展開回収車</td><td>1台</td><td>自走式</td></tr> <tr><td>フォークリフト</td><td>1台</td><td>自走式</td></tr> </tbody> </table> <p>○可搬型重大事故等対策設備を進行方向に対して左右へ運搬する場合に通すスペースの開口は前 [Redacted] mである。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>枠囲みの範囲は、防護上の観点又は機密に係る事項であるため、公開できません。</p> </div>	設備名	保管数	全長 (m)	幅 (m)	重量(t)	備考	水中ポンプ用発電機	4台	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]		ホース展開回収車用コンテナ	7個		移動式大容量ポンプ車	1台	自走式	放水砲	1台		可搬型ディーゼル注入ポンプ	2台	自走式	収納容器 (小)	2個		接続用中継ユニット	2台		入口ユニット	2台		直流電源用発電機	2台		高圧発電機車	2台	自走式	タンクローリ	1台	自走式	ホース展開回収車	1台	自走式	フォークリフト	1台	自走式		<p>相違理由</p> <p>【玄海】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 玄海は複数の保管庫を有する。
設備名	保管数	全長 (m)	幅 (m)	重量(t)	備考																																													
水中ポンプ用発電機	4台	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]																																														
ホース展開回収車用コンテナ	7個																																																	
移動式大容量ポンプ車	1台				自走式																																													
放水砲	1台																																																	
可搬型ディーゼル注入ポンプ	2台				自走式																																													
収納容器 (小)	2個																																																	
接続用中継ユニット	2台																																																	
入口ユニット	2台																																																	
直流電源用発電機	2台																																																	
高圧発電機車	2台				自走式																																													
タンクローリ	1台				自走式																																													
ホース展開回収車	1台				自走式																																													
フォークリフト	1台				自走式																																													

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

玄海原子力発電所3, 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>4. 3 その他考慮事項</p> <p>可搬型重大事故等対処設備のうち補機駆動用の燃料を内包しているものは、保管庫内に収納して保管する場合、消防法第9条の4に基づき少量危険物に応じた防火区画を設ける必要がある。防火区画を設定するにあたっては、可搬型重大事故等対処設備の移動、運搬の融通が利くように、原則として防火壁ではなく防火シャッターを設ける。</p> <p>また、フォークリフト等のその他資機材については、可搬型重大事故等対処設備の移動、運搬に支障をきたすことがなければ、最適化に伴い余裕を確保したスペースに配置することも可能とする。</p> <p>なお、保管庫内に重要安全施設の予備品を収納する計画はないものの、将来的に収納する場合においては、可搬型重大事故等対処設備と同じ考え方に基づき配置する。</p> <p>5. 手順の操作時間の成立性確認</p> <p>保管庫内に収納している可搬型重大事故等対処設備について、進行方向前面の出入口扉が使用できないことを考慮しても、技術的能力において想定した所要時間内に操作が成立することを確認する。</p> <p>確認に当たっては、異なる2面の出入口扉から移動、運搬可能な第3保管エリアの保管庫内に収納するタンクローリを除く可搬型重大事故等対処設備を対象とする。</p> <p>5. 1 確認方法及び想定時間</p> <p>技術的能力において確認している実績時間については、進行方向前面の出入口扉からの移動、運搬を前提として確認している。</p> <p>そのため、今回の確認については、上記の実績時間に以下の想定時間AとBを加算し、想定した所要時間内に操作が成立することを確認する。</p> <p>A. 自走式の可搬型重大事故等対処設備の移動時間</p> <p>区画にある全ての自走式可搬型重大事故等対処設備を4名又は5名で運転し、高圧発電機車側の出入口扉から所定の駐車場所まで約5分で移動できる見込みとし、更に余裕をみて1列当たり約10分と想定する。</p> <p>B. 自走できない可搬型重大事故等対処設備の左右への運搬時間</p> <p>技術的能力における要員の人数で、保管庫内の柱間の距離を模擬して、確実に運搬可能とする道具を用いて検証した結果に基づき、以下のとおり想定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホース展張回収車用コンテナ 約30分/個 ・コンプレッサ、エアコン、発電機（SF6監視設備） 約5分/個 ・放水砲 約4分/個 ・水中ポンプ用発電機、直流電源用発電機、他 約2分/個 	<p>4.1 その他考慮事項</p> <p>放射能観測車等の自主対策設備及び資機材運搬車等の資機材については、可搬型重大事故等対処設備の移動、運搬に支障をきたすことがなければ、最適化に伴い余裕を確保したスペースに配置することも可能とする。</p> <p>また、51m 倉庫・車庫の倉庫エリアには重要安全施設の予備品を収納することとしており、可搬型重大事故等対処設備を保管する車庫エリアとは別区画としている。倉庫エリアの出入口の構造はシャッターとしており、地震の変形によりシャッターの開閉が不能となった場合は、重機によりシャッターを撤去する。</p>	<p>【玄海】記載表現の相違</p> <p>【玄海】設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は、補機駆動用の燃料を内包しているものを保管しないため、防火区画の設定は必要ない。 <p>【玄海】記載表現の相違</p> <p>【玄海】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重要安全施設における予備品の保管計画の相違による記載内容の相違。 <p>【玄海】設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は、シャッターを撤去して出入口を常時開放するため、出入口が使用できないことを想定していない。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

玄海原子力発電所3, 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>5. 2 確認結果</p> <p>確認した結果、進行方向前面の出入口扉が使用できないことを考慮しても、別表26-5. 2-1のとおり想定した所要時間内に操作が成立することを確認した。</p> <p>確実に運搬可能とする道具については、保管庫内の可搬型重大事故等対処設備の移動、運搬に支障をきたすことがない場所に保管する。</p> <p>最適化に伴い保管庫外で保管することとした可搬型重大事故等対処設備については、同じ保管エリア内の固定したコンテナ内に保管するため、技術的能力において確認している実績時間内に操作が成立する。また、同じく保管庫外で保管することとした運搬用車両については、移動手段としても活用できるよう、参集場所である代替緊急時対策所若しくは緊急時対策所（緊急時対策棟内）までの移動ルート上にある第2、4、6保管エリア、又は保管庫までの移動ルート上にある第3、5保管エリアに必要な措置を講じて保管するため、保管庫までの移動時間は徒歩と同程度となる。保管エリアの全体配置図を別図26-5. 2-1に示す。</p> <p>なお、今後更なる移動、運搬時間短縮に向けて検討を行うとともに、訓練等を継続して行い、確実な移動、運搬に関する技術を維持していく。</p>		<p>【玄海】設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は、シャッターを撤去して出入口を常時開放するため、出入口が使用できないことを想定していない。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

玄海原子力発電所3, 4号炉 別表26-5. 2-1 通常時と異なる移動、運搬経路を想定した場合の成立性確認結果(1/6)	泊発電所3号炉	相違理由																																												
<p>○可搬型ディーゼル注入ポンプによる代替炉心注入</p> <p>○移動式大容量ポンプ車による補機冷却海水通水</p> <p>○可搬型ディーゼル注入ポンプによる代替炉心注入</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>作業項目</th> <th>要員</th> <th>作業時間(実績) +移動、運搬時間 5時間15分</th> <th>作業時間(想定)* 約5時間30分</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型ディーゼル注入ポンプによる代替炉心注入</td> <td>操縦対応要員</td> <td>1時間20分</td> <td>3時間40分</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>■ : 作業時間(実績) ■ : 通常時と異なる経路を用いた移動、運搬時間 ※作業時間(想定)の詳細については、技術的能力のまとめ資料pL4-202参照。</p> <p><通常時と異なる経路を用いた移動、運搬時間(内訳)></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自走式の可搬型設備の移動時間</td> <td>自走できない可搬型設備の左右への運搬時間</td> <td>通常時と異なる経路を用いた移動、運搬時間(A+B)</td> </tr> <tr> <td>30分(10分×2)</td> <td>設備名の運搬時間 水中ポンプ用集電機 2分 ボール駆動回収車用コンテナ 1時間(30分×2) 入江ユニット 2分 浮筒用吊钩ユニット 2分</td> <td>合計 1時間4分</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>1時間20分</td> </tr> </tbody> </table> <p>○移動式大容量ポンプ車による補機冷却海水通水</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>作業項目</th> <th>要員</th> <th>作業時間(実績) +移動、運搬時間 7時間17分</th> <th>作業時間(想定)* 約12時間40分</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>移動式大容量ポンプ車による補機冷却海水通水</td> <td>操縦対応要員等</td> <td>1時間10分</td> <td>6時間7分</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>■ : 作業時間(実績) ■ : 通常時と異なる経路を用いた移動、運搬時間 ※作業時間(想定)の詳細については、技術的能力のまとめ資料pL5-55参照。</p> <p><通常時と異なる経路を用いた移動、運搬時間(内訳)></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自走式の可搬型設備の移動時間</td> <td>自走できない可搬型設備の左右への運搬時間</td> <td>通常時と異なる経路を用いた移動、運搬時間(A+B)</td> </tr> <tr> <td>10分</td> <td>設備名の運搬時間 ボール駆動回収車用コンテナ 1時間(30分×2)</td> <td>合計 1時間</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>1時間10分</td> </tr> </tbody> </table>	作業項目	要員	作業時間(実績) +移動、運搬時間 5時間15分	作業時間(想定)* 約5時間30分	備考	可搬型ディーゼル注入ポンプによる代替炉心注入	操縦対応要員	1時間20分	3時間40分		A	B	C	自走式の可搬型設備の移動時間	自走できない可搬型設備の左右への運搬時間	通常時と異なる経路を用いた移動、運搬時間(A+B)	30分(10分×2)	設備名の運搬時間 水中ポンプ用集電機 2分 ボール駆動回収車用コンテナ 1時間(30分×2) 入江ユニット 2分 浮筒用吊钩ユニット 2分	合計 1時間4分			1時間20分	作業項目	要員	作業時間(実績) +移動、運搬時間 7時間17分	作業時間(想定)* 約12時間40分	備考	移動式大容量ポンプ車による補機冷却海水通水	操縦対応要員等	1時間10分	6時間7分		A	B	C	自走式の可搬型設備の移動時間	自走できない可搬型設備の左右への運搬時間	通常時と異なる経路を用いた移動、運搬時間(A+B)	10分	設備名の運搬時間 ボール駆動回収車用コンテナ 1時間(30分×2)	合計 1時間			1時間10分		<p>【玄海】設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は、シャッターを撤去して出入口を常時開放するため、出入口が使用できないことを想定していない。
作業項目	要員	作業時間(実績) +移動、運搬時間 5時間15分	作業時間(想定)* 約5時間30分	備考																																										
可搬型ディーゼル注入ポンプによる代替炉心注入	操縦対応要員	1時間20分	3時間40分																																											
A	B	C																																												
自走式の可搬型設備の移動時間	自走できない可搬型設備の左右への運搬時間	通常時と異なる経路を用いた移動、運搬時間(A+B)																																												
30分(10分×2)	設備名の運搬時間 水中ポンプ用集電機 2分 ボール駆動回収車用コンテナ 1時間(30分×2) 入江ユニット 2分 浮筒用吊钩ユニット 2分	合計 1時間4分																																												
		1時間20分																																												
作業項目	要員	作業時間(実績) +移動、運搬時間 7時間17分	作業時間(想定)* 約12時間40分	備考																																										
移動式大容量ポンプ車による補機冷却海水通水	操縦対応要員等	1時間10分	6時間7分																																											
A	B	C																																												
自走式の可搬型設備の移動時間	自走できない可搬型設備の左右への運搬時間	通常時と異なる経路を用いた移動、運搬時間(A+B)																																												
10分	設備名の運搬時間 ボール駆動回収車用コンテナ 1時間(30分×2)	合計 1時間																																												
		1時間10分																																												

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

玄海原子力発電所3, 4号炉 別表26-5. 2-1 通常時と異なる移動、運搬経路を想定した場合の成立性確認結果(2/6)	泊発電所3号炉	相違理由																		
<p>○移動式大容量ポンプ車を用いたA、B格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却</p> <p> : 作業時間(実績) : 通常時と異なる経路を用いた移動、運搬時間 </p> <p>※作業時間(想定)の詳細については、技術的能力のまとめ資料p1.7-8参照。</p> <p><通常時と異なる経路を用いた移動、運搬時間(内訳)></p> <table border="1" data-bbox="118 547 539 643"> <thead> <tr> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自走式の可搬型設備の移動時間</td> <td>自走できない可搬型設備の左右への移動時間</td> <td>通常時と異なる経路を用いた移動、運搬時間(A+B)</td> </tr> <tr> <td>10分</td> <td>設備内の運搬時間 1時間 (30分×2)</td> <td>合計 1時間10分</td> </tr> </tbody> </table> <p>○使用済燃料ピット補給用水中ポンプによる使用済燃料ピットへの注水</p> <p> : 作業時間(実績) : 通常時と異なる経路を用いた移動、運搬時間 </p> <p>※作業時間(想定)の詳細については、技術的能力のまとめ資料p1.11-10参照。</p> <p><通常時と異なる経路を用いた移動、運搬時間(内訳)></p> <table border="1" data-bbox="96 1034 517 1153"> <thead> <tr> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自走式の可搬型設備の移動時間</td> <td>自走できない可搬型設備の左右への移動時間</td> <td>通常時と異なる経路を用いた移動、運搬時間(A+B)</td> </tr> <tr> <td>10分</td> <td>水中ポンプ用発電機 4分 (2分×2) ホース展開回収車用コンテナ 1時間4分 (30分×2)</td> <td>合計 1時間14分</td> </tr> </tbody> </table>	A	B	C	自走式の可搬型設備の移動時間	自走できない可搬型設備の左右への移動時間	通常時と異なる経路を用いた移動、運搬時間(A+B)	10分	設備内の運搬時間 1時間 (30分×2)	合計 1時間10分	A	B	C	自走式の可搬型設備の移動時間	自走できない可搬型設備の左右への移動時間	通常時と異なる経路を用いた移動、運搬時間(A+B)	10分	水中ポンプ用発電機 4分 (2分×2) ホース展開回収車用コンテナ 1時間4分 (30分×2)	合計 1時間14分	<p>相違理由</p> <p>【玄海】設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は、シャッターを撤去して出入口を常時開放するため、出入口が使用できないことを想定していない。 	
A	B	C																		
自走式の可搬型設備の移動時間	自走できない可搬型設備の左右への移動時間	通常時と異なる経路を用いた移動、運搬時間(A+B)																		
10分	設備内の運搬時間 1時間 (30分×2)	合計 1時間10分																		
A	B	C																		
自走式の可搬型設備の移動時間	自走できない可搬型設備の左右への移動時間	通常時と異なる経路を用いた移動、運搬時間(A+B)																		
10分	水中ポンプ用発電機 4分 (2分×2) ホース展開回収車用コンテナ 1時間4分 (30分×2)	合計 1時間14分																		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

玄海原子力発電所3, 4号炉		泊発電所3号炉		相違理由																																	
別表26-5、2-1 通常時と異なる移動、運搬経路を想定した場合の成立性確認結果(3/6)																																					
○可搬型ディーゼル注入ポンプ及び使用済燃料ピットスプレイヘッドによる使用済燃料ピットへのスプレイ																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">手順の項目</th> <th rowspan="2">要員</th> <th colspan="6">経過時間(分)</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型ディーゼル注入ポンプ及び使用済燃料ピットスプレイヘッドによる使用済燃料ピットへのスプレイ</td> <td>運転対応要員</td> <td>① 2時間</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>取水用ホースポンプの設置等</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>② 38分</td> <td>1時間</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>可搬型ディーゼル注入ポンプの設置等</td> </tr> </tbody> </table>					手順の項目	要員	経過時間(分)						備考	1	2	3	4	5	6	可搬型ディーゼル注入ポンプ及び使用済燃料ピットスプレイヘッドによる使用済燃料ピットへのスプレイ	運転対応要員	① 2時間						取水用ホースポンプの設置等			② 38分	1時間					可搬型ディーゼル注入ポンプの設置等
手順の項目	要員	経過時間(分)						備考																													
		1	2	3	4	5	6																														
可搬型ディーゼル注入ポンプ及び使用済燃料ピットスプレイヘッドによる使用済燃料ピットへのスプレイ	運転対応要員	① 2時間						取水用ホースポンプの設置等																													
		② 38分	1時間					可搬型ディーゼル注入ポンプの設置等																													
<p>■：作業時間（実績）</p> <p>■：通常時と異なる経路を用いた移動、運搬時間</p> <p>※1 作業時間（想定）の詳細については、技術的能力のまとめ資料p.11-73参照。</p> <p>※2 大規模損傷にて考慮している想定時間</p> <p><通常時と異なる経路を用いた移動、運搬時間（内訳）></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自走式の可搬型設備の移動時間</td> <td>自走できない可搬型設備の左右への運搬時間</td> <td>通常時と異なる経路を用いた移動、運搬時間（A+B）</td> </tr> <tr> <td>20分 (10分×2)</td> <td> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備名の運搬時間</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水中ポンプ用発電機</td> <td>2分</td> </tr> <tr> <td>ホース駆動用取組用コンテナ</td> <td>30分</td> </tr> <tr> <td>大径ユニット</td> <td>2分</td> </tr> <tr> <td>仮設用中継ユニット</td> <td>2分</td> </tr> <tr> <td>取組資材（中）</td> <td>2分</td> </tr> </tbody> </table> </td> <td>38分</td> </tr> </tbody> </table>					A	B	C	自走式の可搬型設備の移動時間	自走できない可搬型設備の左右への運搬時間	通常時と異なる経路を用いた移動、運搬時間（A+B）	20分 (10分×2)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>設備名の運搬時間</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水中ポンプ用発電機</td> <td>2分</td> </tr> <tr> <td>ホース駆動用取組用コンテナ</td> <td>30分</td> </tr> <tr> <td>大径ユニット</td> <td>2分</td> </tr> <tr> <td>仮設用中継ユニット</td> <td>2分</td> </tr> <tr> <td>取組資材（中）</td> <td>2分</td> </tr> </tbody> </table>	設備名の運搬時間	合計	水中ポンプ用発電機	2分	ホース駆動用取組用コンテナ	30分	大径ユニット	2分	仮設用中継ユニット	2分	取組資材（中）	2分	38分												
A	B	C																																			
自走式の可搬型設備の移動時間	自走できない可搬型設備の左右への運搬時間	通常時と異なる経路を用いた移動、運搬時間（A+B）																																			
20分 (10分×2)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>設備名の運搬時間</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水中ポンプ用発電機</td> <td>2分</td> </tr> <tr> <td>ホース駆動用取組用コンテナ</td> <td>30分</td> </tr> <tr> <td>大径ユニット</td> <td>2分</td> </tr> <tr> <td>仮設用中継ユニット</td> <td>2分</td> </tr> <tr> <td>取組資材（中）</td> <td>2分</td> </tr> </tbody> </table>	設備名の運搬時間	合計	水中ポンプ用発電機	2分	ホース駆動用取組用コンテナ	30分	大径ユニット	2分	仮設用中継ユニット	2分	取組資材（中）	2分	38分																							
設備名の運搬時間	合計																																				
水中ポンプ用発電機	2分																																				
ホース駆動用取組用コンテナ	30分																																				
大径ユニット	2分																																				
仮設用中継ユニット	2分																																				
取組資材（中）	2分																																				
○重大事故等時の使用済燃料ピットの監視																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">手順の項目</th> <th rowspan="2">要員</th> <th colspan="6">経過時間(分)</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>重大事故等時の使用済燃料ピットの監視</td> <td>運転対応要員</td> <td>35分</td> <td>1時間20分</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					手順の項目	要員	経過時間(分)						備考	1	2	3	4	5	6	重大事故等時の使用済燃料ピットの監視	運転対応要員	35分	1時間20分														
手順の項目	要員	経過時間(分)						備考																													
		1	2	3	4	5	6																														
重大事故等時の使用済燃料ピットの監視	運転対応要員	35分	1時間20分																																		
<p>■：作業時間（実績）</p> <p>■：通常時と異なる経路を用いた移動、運搬時間</p> <p>※作業時間（想定）の詳細については、技術的能力のまとめ資料p.11-76参照。</p> <p><通常時と異なる経路を用いた移動、運搬時間（内訳）></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自走式の可搬型設備の移動時間</td> <td>自走できない可搬型設備の左右への運搬時間</td> <td>通常時と異なる経路を用いた移動、運搬時間（A+B）</td> </tr> <tr> <td>19分</td> <td> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備名の運搬時間</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンプレッサ</td> <td>5分</td> </tr> <tr> <td>大径コン</td> <td>5分</td> </tr> <tr> <td>発電機</td> <td>5分</td> </tr> </tbody> </table> </td> <td>29分</td> </tr> </tbody> </table>					A	B	C	自走式の可搬型設備の移動時間	自走できない可搬型設備の左右への運搬時間	通常時と異なる経路を用いた移動、運搬時間（A+B）	19分	<table border="1"> <thead> <tr> <th>設備名の運搬時間</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンプレッサ</td> <td>5分</td> </tr> <tr> <td>大径コン</td> <td>5分</td> </tr> <tr> <td>発電機</td> <td>5分</td> </tr> </tbody> </table>	設備名の運搬時間	合計	コンプレッサ	5分	大径コン	5分	発電機	5分	29分																
A	B	C																																			
自走式の可搬型設備の移動時間	自走できない可搬型設備の左右への運搬時間	通常時と異なる経路を用いた移動、運搬時間（A+B）																																			
19分	<table border="1"> <thead> <tr> <th>設備名の運搬時間</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンプレッサ</td> <td>5分</td> </tr> <tr> <td>大径コン</td> <td>5分</td> </tr> <tr> <td>発電機</td> <td>5分</td> </tr> </tbody> </table>	設備名の運搬時間	合計	コンプレッサ	5分	大径コン	5分	発電機	5分	29分																											
設備名の運搬時間	合計																																				
コンプレッサ	5分																																				
大径コン	5分																																				
発電機	5分																																				
				【玄海】設計方針の相違 ・泊は、シャッターを撤去して出入口を常時開放するため、出入口が使用できないことを想定していない。																																	

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

玄海原子力発電所3, 4号炉		泊発電所3号炉		相違理由
別表26-5. 2-1 通常時と異なる移動、運搬経路を想定した場合の成立性確認結果(4/6)				
○大気への拡散抑制、海洋への拡散抑制防止操作				
手順の項目	要員	備考		
大気への拡散抑制、海洋への拡散抑制防止操作	運転員	1時間14分 1時間14分 3時間16分		特設式大気抑制システム、 日本船の設置等 可搬式ホースの設置等
■：作業時間（実績） ■：通常時と異なる経路を用いた移動、運搬時間 ※作業時間（想定）の詳細については、技術的能力の主と資料p.12-39参照。				
<通常時と異なる経路を用いた移動、運搬時間（内訳）>				
A	B	C		
自主式の可搬型設備の移動時間	自主できない可搬型設備の左右への運搬時間	通常時と異なる経路を用いた移動、運搬時間（A+B）		
10分	設備内の運搬時間 4分 1時間 ホース展開回収車用コンテナ (30分×2)	合計	1時間14分	
○八田浦貯水池、3号炉及び4号炉取水ピット他より中間受槽への供給				
手順の項目	要員	備考		
八田浦貯水池、3号炉及び4号炉取水ピット他より中間受槽への供給	運転員	1時間12分 3時間16分		
■：作業時間（実績） ■：通常時と異なる経路を用いた移動、運搬時間 ※作業時間（想定）の詳細については、技術的能力の主と資料p.13-97参照。				
<通常時と異なる経路を用いた移動、運搬時間（内訳）>				
A	B	C		
自主式の可搬型設備の移動時間	自主できない可搬型設備の左右への運搬時間	通常時と異なる経路を用いた移動、運搬時間（A+B）		
10分	設備内の運搬時間 2分 1時間 ホース展開回収車用コンテナ (30分×2)	合計	1時間12分	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

玄海原子力発電所3, 4号炉 別表26-5. 2-1 通常時と異なる移動、運搬経路を想定した場合の成立性確認結果(5/6)	泊発電所3号炉	相違理由
<p>○中間受槽を使用した復水タンクへの供給</p> <p>○発電機車（高圧発電機車又は中容量発電機車）による代替電源（交流）からの給電</p>		<p>【玄海】設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は、シャッターを撤去して出入口を常時開放するため、出入口が使用できないことを想定していない。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

玄海原子力発電所3, 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
<p>別表26-5. 2-1 通常時と異なる移動、運搬経路を想定した場合の成立性確認結果(6/6)</p> <p>○直流電源用発電機及び可搬型直流変換器による代替電源(直流)からの給電</p> <p>■ : 作業時間(実績) ■ : 通常時と異なる経路を用いた移動、運搬時間</p> <p>※作業時間(想定)の詳細については、技術的能力のまとめ資料p.14-87参照。</p> <p><通常時と異なる経路を用いた移動、運搬時間(内訳)></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自主式の可搬型設備の移動時間</td> <td>自主できない可搬型設備の左右への運搬時間</td> <td>通常時と異なる経路を用いた移動、運搬時間(A+B)</td> </tr> <tr> <td>10分</td> <td>設備毎の運搬時間 2分</td> <td>合計 2分</td> </tr> <tr> <td></td> <td>直流電源用発電機</td> <td>2分</td> </tr> </tbody> </table>	A	B	C	自主式の可搬型設備の移動時間	自主できない可搬型設備の左右への運搬時間	通常時と異なる経路を用いた移動、運搬時間(A+B)	10分	設備毎の運搬時間 2分	合計 2分		直流電源用発電機	2分	<p>泊発電所3号炉</p>	<p>相違理由</p> <p>【玄海】設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は、シャッターを撤去して出入口を常時開放するため、出入口が使用できないことを想定していない。
A	B	C												
自主式の可搬型設備の移動時間	自主できない可搬型設備の左右への運搬時間	通常時と異なる経路を用いた移動、運搬時間(A+B)												
10分	設備毎の運搬時間 2分	合計 2分												
	直流電源用発電機	2分												

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

玄海原子力発電所3, 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="183 188 833 1216" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="846 453 878 919" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: mixed; position: absolute; right: 10px; top: 50%; transform: translateY(-50%);"> 図26-5, 2-1 保管エリアの全体配置図 </div> <div data-bbox="264 1257 680 1347" style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> 枠囲みの範囲は、防護上の観点又は機密に係る事項であるため、公開できません。 </div>		<p>【玄海】設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は、シャッターを撤去して出入口を常時開放するため、出入口が使用できないことを想定していない。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

玄海原子力発電所3, 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>6. タンクローリーの追加配備</p> <p>重大事故等時に重大事故等対処設備の補機駆動用の燃料を補給するタンクローリーについては、設置許可基準規則第43条第3項第6号を踏まえて、以下のとおり考える。</p> <p>タンクローリーについては、設計基準事故時にも使用するため竜巻防護対象であることから、設計飛来物による衝撃荷重を考慮した専用区画に1台ずつ配置している。しかし、進行方向に1つある出入口扉からの移動に制限されているため、複数の移動経路が確実に確保される屋外の第4保管エリアに、可搬型重大事故等対処設備としてタンクローリーを1台（＝必要数）追加配備する。</p> <p>なお、第3、5保管エリアのタンクローリーは、複数の移動経路が確保されていないものの、風（台風）及び竜巻による風荷重を考慮しても機能が損なわれないため、出入口扉が健全な場合において重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮できることから、運用としては第3、5保管エリアから使用することとし、必要により第4保管エリアを使用する。</p> <p>7. まとめ</p> <p>以上により最適化に伴い改善を図った事項について、別表26-7-1に示す。</p> <p>今後は保管庫完成後に実施する訓練等を通じて、可能な範囲で保管庫内の配置を見直していくこととし、更なる最適化を図っていく。</p>	<p>5. まとめ</p> <p>以上により最適化に伴い改善を図った事項について、第6表に示す。</p> <p>今後は訓練等を通じて、可能な範囲で51m倉庫・車庫エリアの配置を見直していくこととし、更なる最適化を図っていく。</p>	<p>【玄海】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は可搬型タンクローリーを51m倉庫・車庫内に保管していない。また、泊の可搬型タンクローリーは、重大事故等時に使用する。 <p>【玄海】記載表現の相違</p>